（債務保証）

第二十八条　政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、事業団の長期借入金又は債券に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）について保証することができる。

（償還計画）

第二十九条　事業団は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画をたてて、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

（余裕金の運用）

第三十条　事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一　国債その他通商産業大臣の指定する有価証券の保有

二　銀行その他通商産業大臣の指定する金融機関への預金若しくは金銭信託又は郵便貯金

（給与及び退職手当の支給の基準）

第三十一条　事業団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、通商産業大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（通商産業省令への委任）

第三十二条　この法律に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第五章　監督

（監督）

第三十三条　事業団は、通商産業大臣が監督する。

2　通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第三十四条　通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団若しくは第二十一条第一項若しくは第二項の規定により業務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、事業団若しくは受託者の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、受託者に対しては、当該委託業務の範囲内に限る。

2　前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章　雑則

（解散）

第三十五条　事業団の解散については、別に法律で定める。

（大蔵大臣との協議）

第三十六条　通商産業大臣は、次の場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

一　第二十条第二項、第二十二条第二項又は第三十二条の通商産業省令を定めようとするとき。

二　第二十一条第一項若しくは第二項、第二十二条第一項、第二十四条、第二十七条第一項、第二項ただし書若しくは第六項又は第二十九条の認可をしようとするとき。

三　第二十五条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

四　第三十条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

（他の法令の準用）

第三十七条　不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、事業団を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

第七章　罰則

（罰則）

第三十八条　第三十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団又は受託者たる金融機関若しくは第二十一条第二項の政令で定める者の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第三十九条　次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員は、三万円以下の過料に処する。

一　この法律の規定により通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二　第六条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三　第二十条第一項に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四　第三十条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五　第三十三条第二項の規定による通商産業大臣の命令に違反したとき。

第四十条　第七条の規定に違反して中小企業振興事業団という名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第六条及び附則第十三条から第三十一条までの規定は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（事業団の設立）

第二条　通商産業大臣は、事業団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2　前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、事業団の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条　通商産業大臣は、設立委員を命じて、事業団の設立に関する事務を処理させる。

2　設立委員は、事業団の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対し、出資金の払込みの請求をしなければならない。

3　設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条　附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条　事業団は、前条の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

（中小企業高度化資金融通特別会計法の廃止）

第六条　中小企業高度化資金融通特別会計法（昭和三十八年法律第七十二号）は、廃止する。

2　中小企業高度化資金融通特別会計の昭和四十二年四月一日に始まる会計年度は、中小企業高度化資金融通特別会計法の廃止の日の前日に終わるものとする。

3　中小企業高度化資金融通特別会計の昭和四十一年度及び昭和四十二年度の決算の処理に関しては、なお従前の例による。

（中小企業高度化資金融通特別会計からの権利及び義務の承継等）

第七条　中小企業高度化資金融通特別会計法の廃止の際現に中小企業近代化資金等助成法（昭和三十一年法律第百十五号）第三条第一項の規定による中小企業高度化資金の貸付事業又は同条第二項の規定による中小企業共同工場貸与事業を行なう都道府県に対する貸付けに関し国が有する権利及び義務は、事業団の成立の時において事業団が承継する。

2　前項の規定により事業団が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際における中小企業高度化資金融通特別会計の資産の価額から負債の価額を控除した残額に相当する金額は、事業団の設立に際し政府から事業団に出資されたものとする。

（日本中小企業指導センターの解散等）

第八条　中小企業指導法第八条の規定により設置された日本中小企業指導センター（以下「指導センター」という。）は、事業団の成立の時において解散し、その一切の権利及び義務は、その時において事業団が承継する。

2　指導センターの昭和四十二年四月一日に始まる事業年度は、指導センターの解散の日の前日に終わるものとする。

3　指導センターの昭和四十一年度及び昭和四十二年度の決算及び損益の処理に関しては、なお従前の例による。

4　第一項の規定により事業団が指導センターの権利及び義務を承継したときは、その承継の際における指導センターに対する政府の出資金に相当する金額は、事業団の設立に際し政府から事業団に出資されたものとする。

5　事業団は、第一項の規定により指導センターの権利及び義務を承継した場合において、中小企業指導法附則第六条第四項の規定により積み立てられている積立金に相当する金額は、第二十六条第一項の規定による積立金と区別して、積み立てなければならない。

5　第一項の規定により指導センターが解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（非課税）

第九条　前条第一項の規定により事業団が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産の取得については、不動産取得税を課することができない。

（経過規定）

第十条　この法律の施行の際現に中小企業振興事業団という名称を使用している者については、第七条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第十一条　事業団の最初の事業年度は、第二十三条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和四十三年三月三十一日に終わるものとする。

第十二条　事業団の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第二十四条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」とする。

（中小企業近代化資金等助成法の一部改正）

第十三条　中小企業近代化資金等助成法の一部を次のように改正する。

第一条中「中小企業者の事業の共同化、工場及び店舗の集団化その他中小企業構造の高度化に必要な資金又は」を削り、「貸付け等」を「貸付け」に改める。

第二条第二項を削り、同条第三項中「第三条の二に規定する」を「次条第一項各号に掲げる」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第三条を削る。

第三条の二第一項第一号中「（前条第一項に規定するものを除く。）」を削り、同条を第三条とする。

第四条の見出しを「（貸付金の限度）」に改め、同条中「中小企業高度化資金又は」及び「施設、」を削る。

第五条の見出しを「（利率及び償還期間）」に改め、同条第一項中「中小企業高度化資金又は」及び「中小企業高度化資金にあつては十年を、中小企業設備近代化資金にあつては」を削り、同条第二項を削る。

第六条第一項中「中小企業高度化資金又は」を削り、「借主（貸与機関を除く。）に対し、中小企業共同工場の譲渡又は貸付けについては譲受人又は借主に対し」を、「借主（貸与機関を除く。）に対し」に改め、同条第二項中「又は譲受人」を削る。

第七条の見出しを「（期限前償還）」に改め、同条第一項中「中小企業高度化資金又は」を削り、同条第二項を削る。

第八条の見出しを「（償還の免除）」に改め、同条第一項中「次の各号に掲げる」を「災害その他借主（借主が貸与機関であるときは、貸与機関から設備の譲渡し又は貸付けを受けた者）の責めに帰することができない理由により、借主が貸付けを受けて設置した設備（借主が貸与機関であるときは、貸与機関が譲り渡し、又は貸し付けた設備）が滅失した」に改め、「中小企業高度化資金又は」及び各号を削り、同条第二項を削る。

第九条第一項中「又は譲受人」及び「若しくは譲渡の対価若しくは貸付料を支払わず」を削り、「第七条第二号」を「第七条第二項第二号」を「第七条第二号若しくは第二項第二号」を「第七条第二項」に改め、同条第二項中「又は譲受人」を削り、「第七条第一項第一号若しくは第三号又は第二項第一号若しくは第三号」を「第七条第一号又は第三号」に改め、「又は中小企業共同工場の譲渡の対価」を削る。

3　中小企業振興事業団法（昭和四十二年法律第五十六号）第二十条第一項第二号の規定により中小企業振興事業団から資金の貸付けを受けて同号イ若しくはロに掲げる事業を行なう都道府県又は中小企業振興事業団に対する同項第三号の資金の貸付けを行なう都道府県にあつては、その経理を県の特別会計においてあわせて行なうことができる。この場合においては、当該都道府県は、当該経理を他の経理と区別して行なうものとする。

第十一条の見出し中「貸付金又は」を削り、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項を同条とする。

第十一条の二を削る。

第十二条第一項中「国からの貸付金の貸付け又は」及び「中小企業高度化資金の貸付事業、中小企業共同工場貸与事業又は」を削り、同条第二項中「中小企業共同工場貸与事業又は」を削る。

第十三条の見出し中「中小企業設備近代化資金の」

を削る。

第十四条を次のように改める。

第十四条　削除

第十五条中「第三条の二」を「第三条」に改める。

（中小企業近代化資金等助成法の一部改正に伴う経過規定）

第十四条　前条の規定による改正前の中小企業近代化資金等助成法第三条の規定により国から都道府県に貸し付けられた資金を財源の一部とする同第一項の中小企業高度化資金の貸付事業及び同条第二項の中小企業共同工場貸与事業の実施については、なお従前の例による。ただし、当該事業に係る貸付金の償還期間又は施設の譲渡しの対価の支払期間若しくは貸付けの期間は、政令で定めるところにより、延長することができる。

（中小企業振興資金等助成法の一部改正）

第十五条　中小企業振興資金等助成法の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第二項を次のように改める。

2　前項に規定する貸付事業に係る収入金（当該収入金を財源の一部とした貸付事業に係る収入金のうち政令で定めるものを含む。）は、政令で定めるところにより、一の部分に分けてそれぞれ中小企業近代化資金等助成法第三条第一項の中小企業設備近代化資金の貸付事業に係る貸付金の財源に充てるため交付を受けた国からの補助金及び当該財源に充てるため同法第十条第二項の県の一般会計から同項の県の特別会計に繰入れた金額とみなして、同法第十三条の規定を適用する。

附則第三条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

（中小企業指導法の一部改正）

第十六条　中小企業指導法の一部を次のように改正する。

目次を削る。

「第一章　総則」を削る。

第一条中「日本中小企業指導センター」を「中小企業振興事業団」に改める。

第二条第四号中「前三号」を「第一号から第三号までの各号」に改め、「あるもの」の下に「（前号に掲げるものを除く。）」を加え、同号を同条第五号とし、同号の前に次の一号を加える。

四　中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）第三条第一項に規定する中小企業団体

「第二章　中小企業指導事業」を削る。

第三条第一項及び第二項中「日本中小企業指導センター」を「中小企業振興事業団」に改める。

第三章を削る。

（中小企業指導法の一部改正に伴う経過規定）

第十七条　前条の規定の施行前にした改正前の中小企業指導法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（中小企業信用保険法の一部改正）

第十八条　中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第六号中「中小企業近代化資金等助成法」を「中小企業振興事業団法（昭和四十二年法律第五十六号）附則第十三条の規定による改正前の中小企業近代化資金等助成法」に改める。

第二条第三項に次の一号を加える。

九　中小企業振興事業団法第二十条第一項第二号の規定により資金の貸付けを受けた都道府県から当該資金を財源の一部とした資金の貸付け又

は施設の譲渡しを受けた者及び同項第三号の規定により中小企業振興事業団から資金の貸付け又は施設の譲渡しを受けた者並びにこれらの者が同法第二条第四号又は第五号に掲げる者であるときは、その直接又は間接の構成員（前各号に掲げるものを除く。）

（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正）

第十九条　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「又は第三条の二第一項」を削り、「第五条第一項」を「第五条」に改め、同条第二項を削る。

（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正に伴う経過規定）

第二十条　附則第十三条の規定による改正前の中小企業近代化資金等助成法第三条第一項に規定する貸付けに係る貸付金及び同法第五条第二項の中小企業共同工場については、前条の規定による改正後の激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第十三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（租税特別措置法の一部改正）

第二十一条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第十六号）の一部を次のように改正する。

第五十六条の二第一項中「第二条第四項」を「第二条第三項」に改める。

第七十八条の三中「中小企業近代化資金等助成法第三条第一項第四号に規定する事業協同組合等の組合員若しくは」を「事業協同組合若しくは事業協同小組合又はこれらの組合のみを会員とする協同組合連合会（以下「事業協同組合等」という。）の組合員又は」に改め、中小企業者」の下に「（中小企業振興事業団法第二条第一号から第三号までに掲げる者をいう。）」を加え、「中小企業近代化資金等助成法第三条第一項第四号イに掲げる資金の貸付けを受けて作成した同号の工場等集団化計画若しくは店舗集団化計画に基づき取得し、若しくは造成したもの又は同条第二項に規定する中小企業共同工場貸与事業により都道府県から譲渡を受けたもの」を「中小企業振興事業団法第二十条第一項第二号イの資金の貸付けを受けて取得し若しくは造成したもの又は同号ロの規定により譲渡しを受けたもの」に改める。

（租税特別措置法の一部改正に伴う経過規定）

第二十二条　附則第十三条の規定による改正前の中小企業近代化資金等助成法第三条第一項第三号の二に規定する事業協同組合若しくは事業協同小組合又は

同号に規定する法人で小売商業を営むものが同号に規定する小売商業店舗共同化計画に基づいて設置する建物及び建物附属設備の償却限度額の計算については、前条の規定による改正後の租税特別措置法第四十三条第一項の表の第三号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　附則第十三条の規定による改正前の中小企業近代化資金等助成法第三条第一項第四号に規定する事業協同組合等が同号イに掲げる資金の貸付けを受けて作成した同号の工場等集団化計画若しくは店舗集団化計画に基づき取得し若しくは造成した土地又は同条第二項に規定する中小企業共同工場貸与事業により都道府県から譲渡しを受けた土地を当該事業協同組合等からその組合員又は所属員たる中小企業者が取得する場合の当該土地の所有権の移転の登記については、前条の規定による改正後の租税特別措置法第七十八条の三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（所得税法の一部改正）

第二十三条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中日本中小企業指導センターの項を削り、中小企業金融公庫の項の次に次のように加える。

中小企業振興事業団	中小企業振興事業団法（昭和四十二年法律第五十六号）

（法人税法の一部改正）

第二十四条　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中日本中小企業指導センターの項を削り、中小企業金融公庫の項の次に次のように加える。

中小企業振興事業団	中小企業振興事業団法（昭和四十二年法律第五十六号）

（印紙税法の一部改正）

第二十五条　印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二中日本中小企業指導センターの項を削り、中小企業金融公庫の項の次に次のように加える。

中小企業振興事業団	中小企業振興事業団法（昭和四十二年法律第五十六号）

（登録免許税法の一部改正）

第二十六条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二中日本中小企業指導センターの項を削り、中小企業金融公庫の項の次に次のように加える。

中小企業振興事業団	中小企業振興事業団法（昭和四十二年法律第五十六号）

（地方税法の一部改正）

第二十七条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「金属鉱物探鉱促進事業団」の下に「、中小企業振興事業団」を加え、同項第三号中「、日本中央競馬会及び日本中小企業指導センター」を「及び日本中央競馬会」に改める。

第七十三条の四第一項第十七号を次のように改める。

十七　中小企業振興事業団が中小企業振興事業団法（昭和四十二年法律第五十六号）第二十条第一項第三号に規定する業務（同項第二号ロに掲げるものに限る。）及び同項第四号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

第七十三条の十四第五項を次のように改める。

5　都道府県又は中小企業振興事業団から中小企業振興事業団法第二十条第一項第二号イ又はロの資金の貸付け又は施設の譲渡しを受けて、中小企業構造の高度化に寄与する事業の用に供する施設で政令で定めるものを取得した場合に当該施設の取得に対して課する不動産取得税の算定については、当該貸付けを受けた額又は当該施設の譲渡しの対価の額から当該施設の引渡しを受ける時までに支払うべき額を控除した残額に相当する額を価格から控除するものとする。

第七十三条の二十七の五の見出し中「又は計画組合」を削り、同条第一項中「中小企業近代化資金等助成法第三条第一項第四号の事業協同組合等若しくは同項第五号の計画組合が、同項第四号若しくは第五号の規定に基づく資金の貸付けを受けて」を「事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合又は商店街振興組合連合会（以下この項において「事業協同組合等」という。）が、都道府県若しくは中小企業振興事業団から中小企業振興事業団法第二十条第一項第二号イ若しくはロの資金の貸付け若しくは施設の譲渡しを受けて、中小企業構造の高度化に寄与する事業で政令で定めるものの用に供する」に、「若しくは計画組合の組合員」を「の組合員」に改め、「当該事業協同組合等若しくは計画組合による当該不動産の取得又は」を削る。

第三百四十八条第二項第二十二号を次のように改める。

二十二　中小企業振興事業団が中小企業振興事業団法第二十条第一項第四号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

（地方税法の一部改正に伴う経過規定）

第二十八条　中小企業等協同組合、商工組合若しくは商工組合連合会が附則第十三条の規定による改正前の中小企業近代化資金等助成法第三条第一項の規定による資金の貸付けを受けて、中小企業経営の近代化若しくは合理化のための中小企業者の共同利用に供する施設を取得した場合又は事業協同小組合若しくは協同組合若しくは事業協同組合若しくは事業協同組合連合会が同条第二項の規定による政府の助成に係る資金の貸付けを受けて、中小企業構造の高度化に寄与する事業の用に供する施設を地方公共団体から譲渡しを受けた場合において当該施設の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、前条の規定による改正後の地方税法第七十三条の十四第五項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）

第二十九条　地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「小規模企業共済事業団」の下に「、中小企業振興事業団」を加え、「日本中小企業指導センター」を削る。

（行政管理庁設置法の一部改正）

第三十条　行政管理庁設置法（昭和二十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「金属鉱物探鉱促進事業団」の下に「、中小企業振興事業団」を加える。

（中小企業庁設置法の一部改正）

第三十一条　中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号の二の三を次のように改める。

四の二の三　中小企業振興事業団に関すること。

（内閣総理・法務・大蔵・通商産業・自治大臣署名）

法律第五十七号（昭四二・七・一四）

◎戦没者の父母等に対する特別給付金支給法

（この法律の趣旨）

第一条　この法律は、戦没者の父母等に対する特別給付金の支給に関し必要な事項を規定するものとする。

（定義）

第二条　この法律において「戦没者の父母等」とは、昭和十二年七月七日以後に死亡した者（同日前の負傷又は疾病により死亡した者を除く。）の父母又は祖父母であつたことにより、昭和四十二年四月一日において次の各号に掲げる給付を受ける権利を有する者であつて、当該死亡した者の死亡の当時その死亡した者以外には子も孫もいなかつたものをいう。ただし、その後昭和四十二年三月三十一日までの間に子（養子、その者を継父母とする継子及びその者を嫡母とする庶子を除く。）又は孫（当該死亡した者の死亡後にその者の養子又はその者を継父母とする継子若しくはその者を嫡母とする庶子となつた者の子である孫を除く。）を有するに至つた者を除く。

一　死亡した者が、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十一年法律第三十一号）による改正前の恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十九条に規定する軍人、準軍人その他もとの陸軍又は海軍部内の公務員又は公務員に準ずべき者（戦時又は事変に際し臨時特設の部局又は陸海軍の部隊に配属せしめたる文官補闕の件（明治三十八年勅令第四十三号）に規定する文官を含む。）であつたことにより支給される恩給法第七十五条第一項第二号に規定する扶助料

二　恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号。以下「法律第百五十五号」という。）附則第二十九条の二の規定の適用により支給される恩給法第七十五条第一項第二号に規定する扶助料、法律第百五十五号附則第三十五条の三に規定する扶助料、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第二百号）附則第四項に規定する扶助料又は旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律（昭和三十一年法律第百七十七号）第三条第二項に規定する扶助料

三　戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法

律第百二十七号。以下「遺族援護法」という。）第二十三条第一項第一号に掲げる遺族に支給される同法による遺族年金又は戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百八十一号）附則第二十項若しくは戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第百四十四号）附則第十一項の規定により支給される遺族年金

四　遺族援護法第二十三条第二項第一号に掲げる遺族に支給される同法による遺族給与金

五　旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）第三条の規定により承継した義務に基づき、又は同法第七条の三の規定により国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付のうち、公務による死亡を支給事由とするもの

六　遺族援護法第二条第一項第二号に規定する軍属であつた者で同法第三条第一項第二号に規定する在職期間内における負傷又は疾病により死亡したものの遺族に対し、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第三条の規定に基づく郵政省共済組合又は公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第百三十四号）第三条第一項に規定する国鉄共済組合若しくは日本電信電話公社共済組合が支給する年金たる給付のうち、公務による死亡を支給事由とするもの

2　前項ただし書に規定する「継父母」、「継子」、「嫡母」及び「庶子」は、それぞれ民法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第二百二十二号）による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）に規定する継父母、継子、嫡母又は庶子をいうものとする。

3　昭和四十二年四月一日において次の各号のいずれかに該当する者は、第一項の規定の適用については、同日において同項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者とみなす。

一　第一項各号に規定する法律（同項第五号に掲げる給付については、当該給付に係る法令）の規定による先順位者又は同項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者がいるため第一項各号に掲げる権利を有しない父母及び祖父母

二　遺族援護法第二十五条第一項第三号又は第五号に規定する条件に該当していないため第一項第三号又は第四号に掲げる給付を受けるべき順位の戦没者の父母等とみなすことができる。

（特別給付金の支給）

第三条　戦没者の父母等には、特別給付金を支給する。

2　特別給付金を受けるべき戦没者の父母等の順位は、父母、祖父母の順序による。この場合においては、父母及び祖父母について、それぞれ当該死亡した者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていた者を先にし、同順位の父母については、養父母を先にし実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にする。

3　前項の規定により特別給付金を受けるべき順位にある戦没者の父母等が、昭和四十二年四月一日において生死不明であり、かつ、同日以後引き続き二年以上（その者が同日までに二年以上生死不明であるときは、一年以上）生死不明である場合において、同順位者がないときは、次順位者の申請により、当該次順位者（当該次順位者と同順位の他の戦没者の父母等があるときは、そのすべての同順位者）を特別給付金を受けるべき順位の戦没者の父母等とみなすことができる。

4　前項に規定する次順位者が、昭和四十二年四月一日において生死不明であり、かつ、同日以後引き続き二年以上（その者が同日までに二年以上生死不明であるときは、一年以上）生死不明である場合も、同項と同様とする。

（裁定）

第四条　特別給付金を受ける権利の裁定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、厚生大臣が行なう。

（特別給付金の額及び記名国債の交付）

第五条　特別給付金の額は、十万円とし、五年以内に償還すべき記名国債をもつて交付する。

2　前項の規定により交付するため、政府は、必要な金額を限度として国債を発行することができる。

3　前項の規定により発行する国債は、無利子とする。

4　第二項の規定により発行する国債については、政令で定める場合を除くほか、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

5　前四項に定めるもののほか、第二項の規定により発行する国債に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

（特別給付金を受ける権利を有する者が数人ある場合の請求）

第六条　同一の支給事由により特別給付金を受ける権利を有する者が数人ある場合においては、これらの者は、全員のために、そのうち一人を選定して、当該特別給付金の請求を行なわなければならない。

（特別給付金を受ける権利の受継）

第七条　特別給付金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、死亡した者がその死亡前に特別給付金の請求をしていなかつたときは、死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者の特別給付金を請求することができる。

2　前項の場合において、同順位の相続人が数人あるときは、その一人のした特別給付金の請求は、全員のためにその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした特別給付金の裁定は、全員に対してしたものとみなす。

3　第五条第一項に規定する国債の記名者が死亡した場合において、同順位の相続人が数人あるときは、その一人のした当該死亡した者の死亡前に支払うべきであつた同項に規定する国債の償還金の請求又は同項に規定する国債の記名変更の請求は、全員のためにその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした同項に規定する国債の償還金の支払又は同項に規定する国債の記名変更は、全員に対してしたものとみなす。

（時効）

第八条　特別給付金を受ける権利は、三年間行なわないときは、時効によつて消滅する。

（時効の中断）

第九条　特別給付金に関する処分についての行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立ては、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

（譲渡又は担保の禁止）

第十条　特別給付金を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

（差押えの禁止）

第十一条　特別給付金を受ける権利及び第五条第一項に規定する国債は、差し押えることができない。

（非課税）

第十二条　租税その他の公課は、特別給付金を標準として、課することができない。

2　特別給付金に関する書類及び第五条第一項に規定する国債の譲渡又は当該国債を担保とする金銭の貸借に関する書類には、印紙税を課さない。

（国債の償還金の支払）

第十三条　第五条第一項に規定する国債の償還金の支払に関する事務は、郵政大臣が取り扱うことができる。

2　郵政大臣は、前項の規定により取り扱う事務を処理する場合において、特に必要があるときは、同項の規定にかかわらず、その事務の一部を政令で定める者に委託して取り扱わせることができる。

3　前項の場合においては、郵政大臣は、同項の政令で定める者に対し、その支払に必要な資金を交付することができる。

4　第二項の規定による支払事務の委託事項及び前項の規定による資金交付の手続は、郵政大臣が大蔵大臣と協議して定める。

5　前三項に定めるもののほか、第一項の規定により郵政大臣が取り扱う事務について必要な事項は、郵政省令で定める。

（国債の償還金の返還の免除）

第十四条　死亡したものと認定されていた者が生存していることが判明した場合において、その者の父母又は祖父母に第五条第一項に規定する国債の償還が支払われているときは、当該生存の事実が判明した日までにすでに支払われていた当該国債の償還金は、国庫に返還させないことができる。

2　前項に規定する場合において、第五条第一項に規定する国債の償還金の支払を受けていた者は、生存の事実を遅滞なく厚生大臣に届け出なければ、前項の規定の適用を受けることができない。

（権限の委任）

第十五条　この法律により厚生大臣に属する権限は、政令で定めるところにより、都道府県知事その他政令で定める者にその一部を委任することができる。

（省令への委任）

第十六条　この法律に特別の規定がある場合を除くほか、この法律の実施のための手続その他の執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和四十二年四月一日から適用する。

（国債の発行の日）

2　第五条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和四十二年五月十六日とする。

（厚生省設置法の一部改正）

3　厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第六十三号の五の次に次の一号を加える。

六十三の六　戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）の定めるところにより、特別給付金を受ける権利を裁定すること。

第十四条の三第四号の五の次に次の一号を加える。

四の六　戦没者の父母等に対する特別給付金支給法を施行すること。

（法務・大蔵・厚生・郵政・自治・内閣総理大臣署名）

法律第五十八号（昭四二・七・一四）

◎戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律

（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正）

第一条　戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項ただし書を削り、同条第二項中「不具廃疾の程度及び状態に応じて障害年金又は障害一時金を」を「不具廃疾の程度に応じて障害年金を」に改め、同条第三項ただし書を削り、同条第四項中「不具廃疾の程度及び状態に応じて障害年金又は障害一時金を」を「不具廃疾の程度に応じて障害年金を」に改め、同条に次の一項を加える。

5　前各項の規定により障害年金の支給を受けるべき者であつて、その不具廃疾の程度が恩給法別表第一号表ノ三に定める程度であるものに対しては、前各項の規定にかかわらず、その者の請求により、その不具廃疾の程度に応じて障害一時金を支給し、障害年金を支給しないものとすることができる。

第八条第一項の表を次のように改める。

不具廃疾の程度	年金額
特別項症	第一項症の年金額に一九三、五〇〇円以内の額を加えた額
第一項症	三八七、〇〇〇円
第二項症	三一三、〇〇〇円
第三項症	二五二、〇〇〇円
第四項症	一九〇、〇〇〇円
第五項症	一四七、〇〇〇円
第六項症	一一二、〇〇〇円
第一款症	一〇一、〇〇〇円
第二款症	九〇、〇〇〇円
第三款症	六九、〇〇〇円

七十歳以上の者に係る第二款症及び第三款症の年金額は、それぞれ九七、〇〇〇円及び七四、〇〇〇円とする。

第八条第二項中「三万一千円」を「四万三千円」に改め、同条第三項を削り、同条第五項の表を次のように改め、同項を同条第三項とする。

不具廃疾の程度	年金額
特別項症	第一項症の年金額に一三五、四五〇円以内の額を加えた額
第一項症	二七〇、九〇〇円
第二項症	二一九、一〇〇円
第三項症	一七六、四〇〇円
第四項症	一三三、〇〇〇円
第五項症	一〇二、九〇〇円
第六項症	七八、四〇〇円
第一款症	七〇、七〇〇円
第二款症	六三、〇〇〇円
第三款症	四八、三〇〇円

七十歳以上の者に係る第二款症及び第三款症の年金額は、それぞれ六七、九〇〇円及び五一、八〇〇円とする。

第八条第四項の表を次のように改め、同項を同条第五項とする。

不具廃症の程度	金額
第一款症	三八四、〇〇〇円
第二款症	三一八、〇〇〇円
第三款症	二七二、〇〇〇円

第八条第六項中「二万一千七百円」を「三万百円」に改め、同項を同条第四項とする。

第八条第七項の表を次のように改め、同項を同条第六項とする。

不具廃症の程度	金額
第一款症	二六八、八〇〇円
第二款症	二二二、六〇〇円
第三款症	一九〇、四〇〇円

第九条第二項第一号及び第二号中「程度であり、かつ、同項ただし書の規定に該当しないもの」を「程度であるもの」に改める。

第十四条第一項第三号及び第四号中「状態がなくなつたか、又はその状態があるが同項ただし書の規定に該当するに至つたもの」を「状態がなくなつたもの」に改める。

第二十五条第一項第五号中「六十歳以上であつて、その者を扶養することができる直系血族がないこと」を「六十歳以上であること」に、「生活資料を得ることができず、且つ、その者を扶養することができる直系血族がないこと」を「生活資料を得ることができないこと」に改め、同条中第三項ただし書及び第四項から第七項までを削る。

第二十六条第一項中「左の各号」を「次の各号」に改め、同項第一号中「九万二千円」を「十万二千円（六十五歳以上七十歳未満の者並びに六十五歳未満の配偶者及び子については十一万一千円、七十歳以上の者については十一万九千円とする。）」に改め、同項第二号中「九万二千円」を「前号に規定する額」に改め、同条第二項から第四項までを次のように改める。

2　遺族給与金の年額は、遺族のうち、先順位者については、一人につき次の各号に定める額、その他の遺族については、一人につき三千五百円とする。

一　先順位者が一人の場合においては、七万一千四百円（六十五歳以上七十歳未満の者並びに六十五歳未満の配偶者及び子については七万七千七百円、七十歳以上の者については八万三千三百円とする。）

二　先順位者が二人以上ある場合においては、前号に規定する額に先順位者のうち一人を除いた者一人につき三千五百円を加えた額を先順位者の数で除して得た額

3　前二項に規定する先順位者を定める場合における順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母、入夫婚姻による妻の父母、第二十四条第三項に規定する者の順序による。ただし、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし実父母を後にする。

4　先順位者たるべき者が次順位者たるべき者より後に生ずるに至つたときは、前項の規定は、当該次順位者が遺族年金又は遺族給与金を受ける権利を失つた後に限り、適用する。

第二十六条に次の二項を加える。

5　先順位者として遺族年金又は遺族給与金の支給を受けるべき者が一年以上所在不明である場合においては、同順位者、（同順位者がないときは、次順位者）の申請により、その所在不明中、当該先順位者を後順位者とみなすことができる。

6　先順位者として遺族年金又は遺族給与金の支給を受けるべき者につき当該遺族年金又は遺族給与金の支給を停止すべき事由が生じた場合において、同順位者があるときは、当該遺族年金又は遺族給与金の支給を停止する間、その同順位者のみを先順位者とみなし、同順位者がないときは、そ

の間、次順位者を先順位者とみなす。

第二十七条第二項中「遺族年金」を「遺族年金又は遺族給与金」に改める。

第二十八条ただし書中「遺族年金については、」を削る。

第二十九条第一項第三号中「（これらの条件に該当するに至つた日において、遺族給与金の支給を受けるべき先順位者があつたときは、すべての先順位者の権利が消滅する日。次号において規定する準軍属又は準軍属であつた者の遺族が同項第一号、第二号又は第四号に規定する条件に該当するに至る日について同じ。）」を削る。

第三十条第四項を次のように改める。

4　前項の規定にかかわらず、遺族が死亡した者の死亡の日の属する月の翌月以後第二十五条第一項各号の一に規定する条件に該当するに至つたことによつて支給する遺族給与金については、その支給は、同条第一項各号の一に規定する条件に該当するに至つた日の属する月の翌月から始める。

第三十一条第二項中「遺族年金を受けるべき範囲」を「遺族年金又は遺族給与金を受けるべき範囲」に改める。

第三十二条の見出しを「（遺族年金及び遺族給与金の支給の調整）」に改め、同条第一項中「二以上の遺族年金」を「二以上の遺族年金、二以上の遺族給与金又は遺族年金及び遺族給与金」に、「最高額の遺族年金」を「最高額の遺族年金又は遺族給与金」に、「当該遺族年金」を「当該遺族年金又は遺族給与金」に、「一の遺族年金」を「一の遺族年金又は遺族給与金」に改め、同条第二項中「二以上の遺族年金を受ける権利を有する者」を「前項に規定する者」に、「前項」を「同項」に、「支給を受けるべき遺族年金」を「支給を受けるべき遺族年金又は遺族給与金」に、「先順位者として遺族年金を受ける」を「先順位者として遺族年金又は遺族給与金を受ける」に、「これらの遺族年金又は遺族給与金」に改める。

第三十二条第四項を次のように改める。

4　第二項の場合において、同項に規定する先順位者としての遺族給与金の年額は、第二十六条第二項又は第二十七条の規定にかかわらず、次の各号に定める額とする。

一　その遺族給与金が第二十三条第二項第一号に掲げる遺族であることにより支給するものである場合には、第二十六条第二項の規定により算出した額から三千五百円を控除した額

二　その遺族給与金が第二十三条第二項第二号又は第三号に掲げる遺族であることにより支給するものである場合（第二十七条第二項の規定が適用される場合を除く。）には、第二十七条第一項の規定により算出した額から二千百円を控除した額

三　その遺族給与金が第二十三条第二項第二号又は第三号に掲げる遺族であることにより支給するものである場合において、第二十七条第二項の規定が適用されるときは、同項の規定により算出した額から、その額の同条第一項の規定により算出した額に対する割合を二千百円に乗じて得た額を控除した額

第三十四条第二項及び第三項中「二年（厚生大臣の指定する疾病については、六年とする。）」を「四年（厚生大臣の指定する疾病については、十二年とする。）」に改める。

（未帰還者留守家族等援護法の一部改正）

第二条　未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）の一部を次のように改正する。

第八条中「七千六百七十円」を「八千五百円」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項中「八千五百円」とあるのは、留守家族手当の支給を受ける者が、六十五歳以上七十歳未満の者であるか、又は六十五歳未満の配偶者若しくは子であるときは「九千二百五十円」と、七十歳以上の者であるときは「九千九百二十円」とする。

第十二条第一項中「第八条但書」を「第八条第一項ただし書」に改める。

（戦傷病者特別援護法の一部改正）

第三条　戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「三千円」を「三千四百円」に改める。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律の一部改正）

第四条　戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条中「障害年金」の下に「又は障害一時金」を、「受けていた者」の下に「又は受けたことがある者」を加える。

（戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正）

第五条　戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「給付を受けていた者」を「給付（以下「増加恩給等」という。）のうち年金たる給付を受けていた者及び同日において増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある者」に、「第五項症まで」を「第六項症まで」及び第一号表ノ三の第一款症」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、一時金たる給付を受けたことがある者であつて、当該給付を受けた日から昭和三十八年三月三十一日までの間に、当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による不具廃疾を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当したものを除く。

第二条第一号中「増加恩給」の下に「若しくは同法第四十六条ノ二に規定する傷病賜金又は恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律百五十五号。以下「法律第百五十五号」という。）附則第五条若しくは附則第二十二条に規定する増加恩給若しくは傷病年金」を加え、同条第二号中「恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）」を「法律第百五十五号」に改め、同条第三号中「若しくは同法第四十六条ノ二に規定する傷病賜金又は法律第百五十五号附則第二十二条に規定する増加恩給若しくは傷病年金」を加え、同条第三号中「障害年金」の下に「又は障害一時金」を加え、同条第四号中「年金たる給付又は旧陸軍共済組合、旧海軍共済組合若しくは旧財団法人共済協会が支給した一時金たる給付」に改め、同条第五号中「年金たる給付」を「年金若しくは一時金たる給付又は旧逓信共済組合その他政令で定める共済組合が支給した一時金たる給付」に改め、同条に次の一項を加える。

2　昭和三十八年四月一日前に遺族援護法第九条第一項の規定により附された期限が到来し、同法第七条第一項ただし書若しくは同条第三項ただし書の規定に該当したため同法第九条第二項の規定により引き続き障害年金を受けることができなかつた者又は同日前に同法第七条第一項ただし書若しくは同条第三項ただし書の規定に該当したため同法第十四条の規定により障害年金を受ける権利を失つた者は、前項の規定の適用については、当該

期限が到来した日又は当該障害年金を受ける権利を失つた日において、当該障害年金と同一の事由による同項第三号に規定する障害一時金を受けた者とみなす。

附則第二項中「戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第七十四号）」を「旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）第七条の三の規定、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第七十四号）」に、「同法第七条に規定する障害年金」を「障害年金又は障害一時金」に改め、「受けていた者」の下に「又は受けたことがある者」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律中、第三条から第五条までの規定及び附則第七条の規定は、公布の日から、その他の規定は、昭和四十二年十月一日から施行する。

2　次の各号に掲げる規定は、昭和四十二年四月一日から適用する。

一　この法律による改正後の戦傷病者特別援護法第十八条第二項

二　この法律による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第百八号。以下「法律第百八号」という。）附則第十二条

三　この法律による改正後の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（以下「特別給付金支給法」という。）第二条及び同法附則第二項

四　附則第七条第二項

（遺族援護法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　昭和四十二年九月三十日までに支給事由の生じたこの法律による改正前の戦傷病者戦没者遺族等援護法（以下「遺族援護法」という。）第七条の規定による障害一時金の支給については、なお従前の例による。

第三条　昭和四十二年九月三十日までに支給事由が生じた障害一時金の額については、この法律による改正後の遺族援護法第八条第五項及び第六項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第四条　この法律による改正前の遺族援護法第七条の規定により障害年金又は障害一時金を受ける権利を取得した者であつて、次の各号のいずれかに該当し、かつ、昭和四十二年十月一日において当該障害年金又は障害一時金の支給事由となつた負傷又は疾病による不具廃疾の状態が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三（第四款症及び第五款症を除く。）に定める程度であるものは、障害年金を受ける権利を取得するものとする。

一　障害一時金を受ける権利を取得した日以後昭和四十二年十月一日前に日本の国籍を失わなかつた者

二　遺族援護法第九条第一項の規定により附された期限が到来し、この法律による改正前の同法第七条第一項ただし書又は同条第三項ただし書の規定に該当したため同法第九条第二項の規定により引き続き障害年金を受けることができなかつた者であつて、当該期限が到来した日以後昭和四十二年十月一日前に日本の国籍を失わなかつたもの

三　この法律による改正前の遺族援護法第七条第一項ただし書又は同条第三項ただし書の規定に該当したため同法第十四条の規定により障害年金を受ける権利を失つた者であつて、当該権利を失つた日以後昭和四十二年十月一日前に日本の国籍を失わなかつたもの

2　前項の障害年金については、この法律による改正後の遺族援護法第七条第五項の規定を適用しない。

3　第一項の障害年金は、昭和四十二年十月分から支給する。

4　障害一時金を受けた者に支給する第一項の障害年金については、政令で定めるところにより、当該障害年金の額からすでに受けた障害一時金の額に相当する額の全部又は一部を控除することができる。

第五条　この法律による遺族援護法第二十五条並びに第三十四条第二項及び第三項の規定の改正により遺族年金、遺族給与金又は弔慰金を受ける権利を有するに至つた者に関し、この法律による改正後の遺族援護法を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる日又は月は、それぞれ、同表の下欄に掲げる日又は月とする。

第二十五条第一項 第三十条第一項第二号、第四号及び第六号並びに第二項 第三十八条第三号	昭和二十七年四月一日	昭和四十二年十月一日
第二十五条第一項 第三十六条第二項 第三十八条第三号	昭和二十七年四月二日	昭和四十二年十月二日
第二十五条第三項	昭和三十四年一月一日 昭和三十四年一月二日	昭和四十二年十月一日 昭和四十二年十月二日
第二十九条第一項第二号及び第四号 第三十六条第一項第一号 第三十八条第二号	昭和二十七年三月三十一日	昭和四十二年九月三十日
第二十九条第一項第三号及び第四号	昭和三十三年十二月三十一日	昭和四十二年九月三十日
第三十条第一項	昭和二十七年四月	昭和四十二年十月
第三十条第三項	昭和三十四年一月	昭和四十二年十月
第三十六条第一項第二号	同年同月一日	昭和四十二年十月一日
	同年四月二日	昭和四十二年十月二日

第六条　この法律による遺族援護法第二十五条第一項の規定の改正により旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律（昭和三十一年法律第百七十七号）第二条第一項から第三項までの規定に基づく遺族年金を受ける権利を有するに至つた者に関しては、同条第四項中「昭和三十二年一月」とあるのは、「昭和四十二年十月」と、「昭和三十二年一月一日」とあるのは、「昭和四十二年十月一日」と読み替えるものとする。

（特別給付金支給法の一部改正に伴う経過措置）

第七条　この法律による特別給付金支給法第二条及び同法附則第二項並びに法律第百八号附則第十二条の規定の改正により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に関し、特別給付金支給法を適用する場合においては、同法第三条第一項第一号、第三号及び第四号中「昭和四十一年四月一日」とあるのは、「昭和四十二年四月一日」と読み替えるものとする。

2　前項に規定する者に支給する特別給付金支給法第四条第二項に規定する国債の発行の日は、同法附則第三項の規定にかかわらず、昭和四十二年五月十六日とする。

（大蔵・厚生・内閣総理大臣署名）

法律第五十九号（昭四二・七・一四）

◎中小漁業振興特別措置法

（目的）

第一条　この法律は、生産性の向上その他経営の近代化を促進してその振興を図ることが特に必要であると認められる業種に係る中小漁業につき、その振興に関する施策を計画的に推進するための措置を講ずること等により、漁業の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「中小漁業者」とは、次に掲げる者をいう。

一　漁業を営む個人又は会社であつて、その常時使用する従業者の数が三百人以下であり、かつ、その使用する漁船（漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）第二条第一項に規定する漁船をいう。）の合計総トン数か二千トンをこえない範囲内において政令で定めるトン数以下であるもの

二　漁業を営む漁業協同組合

三　漁業生産組合

2　この法律において「指定業種」とは、沿岸漁業等振興法（昭和三十八年法律第百六十五号）第二条第一項に規定する沿岸漁業以外の漁業の業種であつて、次の各号のすべてに該当するものとして政令で定めるものをいう。

一　当該業種に係る漁業生産活動の相当部分が中小漁業者によつて行なわれていること。

二　当該業種に係る漁獲量の変動、漁業経費の増大等により当該業種に係る漁業を営む中小漁業者の相当部分の経営が不安定となつており又は不安定となるおそれがあるため、当該業種に係る中小漁業につき、沿岸漁業等振興法第九条各号に掲げる事項に関し改善を行なつてその生産性の向上その他経営の近代化を促進することにより、その振興を図ることが特に必要であると認められること。

（中小漁業振興計画）

第三条　農林大臣は、政令で定めるところにより、指定業種ごとに、当該指定業種に係る中小漁業について中小漁業振興計画（以下「振興計画」という。）を定めなければならない。

2　振興計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　経営規模の拡大、生産行程についての協業化、資本装備の高度化等経営の近代化の目標

二　沿岸漁業等振興法第九条各号に掲げる事項の改善に関する基本的事項

3　農林大臣は、経済事情の著しい変動のため特に必要があると認めるときは、振興計画を変更するものとする。

4　農林大臣は、振興計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、沿岸漁業等振興審議会の意見をきかなければならない。

5　沿岸漁業等振興審議会は、沿岸漁業等振興法第十三条第一項に規定するもののほか、前項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議する。

6　沿岸漁業等振興審議会は、沿岸漁業等振興法第十三条第二項に規定するもののほか、前項に規定する事項に関し農林大臣に意見を述べることができる。

（公表及び助言、指導等）

第四条　農林大臣は、前条の規定により振興計画を定め、又はこれを変更したときは、その要旨を公表するとともに、その公表に係る振興計画の達成のために必要な助言、指導及び資金の融通のあつせんを行なうものとする。

（農林漁業金融公庫からの資金の貸付け）

第五条　農林漁業金融公庫は、指定業種に係る漁業（以下「指定業種漁業」という。）を営む中小漁業者に対し、その者の申請に基づき、農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）で定めるところにより、その者が当該指定業種に係る振興計画において定められた経営の近代化の目標に達することとなるように漁船の改造、建造若しくは取得又は漁具その他の設備の改良、造成若しくは取得をするのに必要な資金の貸付けを行なうものとする。

（合併等の場合の課税の特例）

第六条　農林大臣は、政令で定めるところにより、指定業種漁業を営む中小漁業者（漁業協同組合及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第三に掲げる漁業生産組合を除く。以下この条及び次条において同じ。）に対し、その者が指定業種漁業を営む他の法人である中小漁業者と合併し、又は指定業種漁業を営む他の法人である中小漁業者に対して出資をし、若しくは指定業種漁業を営む他の中小漁業者とともに出資をして指定業種漁業を営む法人（会社及び同表に掲げる漁業生産組合以外の漁業生産組合に限る。）を設立することにより、当該指定業種漁業を営む中小漁業者のその漁業の生産性が著しく向上し、かつ、当該中小漁業者が当該指定業種に係る振興計画において定められた経営の近代化の目標に達することとなると認められる旨の認定をすることができる。

2　農林大臣は、前項に規定する出資をする指定業種漁業を営む中小漁業者であつて法人であるものに対し同項の認定をする場合には、政令で定めるところにより、その者に対し、当該出資に係る資産が当該出資を受ける法人又は当該出資に基づいて設立される法人の営む指定業種漁業の用に供するため必要なものである旨の認定をあわせてすることができる。

3　第一項若しくは前項の認定を受けた中小漁業者、第一項の認定に係る合併後存続する法人若しくは当該合併により設立した法人又は同項の認定に係る出資を受けた法人若しくは当該出資に基づいて設立された法人については、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、法人税又は登録免許税を軽減する。

（減価償却の特例）

第七条　指定業種漁業を営む中小漁業者は、租税特別措置法で定めるところにより、その有する固定資産について特別償却をすることができる。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　農林漁業金融公庫法の一部を次のように改正する。

第十八条第三項中「若しくは林業経営の改善」を「、林業経営の改善若しくは中小漁業の経営の近代化」に改める。

別表第二中

「七　沿岸漁業者の経営の近代化を図るため漁船の改造、建造若しくは取得又は沿岸漁業に係る生産行程の協業化を計画的に実施するのに必要な資金であつて第十八条第一項第五号の二又は第八号に掲げるもののうち主務大臣の指定するもの			
(一)　漁船の改造、建造又は取得に係るもの	年　六分五厘	十年	三年
(二)　生産行程の協業化に係るもの	年　六分五厘	十五年	三年」を

「七	沿岸漁業者の経営の近代化を図るため漁船の改造、建造若しくは取得又は沿岸漁業に係る生産行程の協業化を計画的に実施するのに必要な資金であつて第十八条第一項第五号の二又は第八号に掲げるもののうち主務大臣の指定するもの		
	(一)　漁船の改造、建造又は取得に係るもの	年	六分五厘	十年
	(二)　生産行程の協業化に係るもの	年	六分五厘	十五年
八	中小漁業振興特別措置法（昭和四十二年法律第五十九号）第五条に規定する資金に該当する資金であつて第十八条第一項第五号の二又は第八号に掲げるもののうち主務大臣の指定するもの	年	六分五厘	十八年
				三年
				三年
				三年

」

に改める。

3　総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表沿岸漁業等振興審議会の項中「沿岸漁業等振興法（昭和三十八年法律第百六十五号）」の下に「及び中小漁業振興特別措置法（昭和四十二年法律第五十九号）」を加える。

（内閣総理・大蔵・農林大臣署名）

法律第六十号（昭四二・七・一四）

◎外国人漁業の規制に関する法律

（趣旨）

第一条　この法律は、外国人がわが国の港その他の水域を使用して行なう漁業活動の増大によりわが国漁業の正常な秩序の維持に支障を生ずるおそれがある事態に対処して、外国人が漁業に関してする当該水域の使用の規制について必要な措置を定めるものとする。

（定義）

第二条　この法律において「本邦」とは、本州、北海道、四国、九州及び農林省令で定めるその附属の島をいう。

2　この法律において「漁業」とは、水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。

3　この法律において「漁獲物等」とは、漁獲物及びその製品をいう。

4　この法律において「外国漁船」とは、日本船舶以外の船舶（農林大臣の指定するものを除く。）であつて、本邦の港に寄港させようとする場合には、当該船長に対し、当該外国漁船を当該本邦の港から退去させるべきことを命ずることができる。

（漁獲物等の転載等の禁止）

第六条　外国漁船の船長は、本邦の水域（本邦の港の水域を除く。次項において同じ。）において、漁獲物等（外国積出漁獲物等を除く。次項及び第三項において同じ。）を、当該外国漁船から他の船舶に転載し、又は他の外国漁船から当該外国漁船に積み込んではならない。

2　外国漁船以外の船舶の船長は、本邦の水域において、漁獲物等を外国漁船から当該船舶に積み込んではならない。

3　外国漁船以外の船舶の船長は、本邦の水域以外の水域において外国漁船から当該船舶に積み込んだ漁獲物等を、本邦の港において、陸揚げし、又は当該船舶から他の船舶に転載してはならない。

4　前三項の規定は、わが国漁業の正常な秩序の維持に支障を生ずることとならない場合として政令で定める場合には、適用しない。

（権限の委任）

第七条　第四条第一項及び第五条に規定する農林大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を地方農政局長又は地方農政局の支局の長に委任することができる。

（罰則）

第八条　第四条第一項の規定に違反して外国漁船を本邦の港に寄港させた者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

2　前項の罪を犯した外国漁船の船長は、同項の刑に処する。

第九条　第四条第一項の規定に違反して外国漁船を本邦の港に寄港させた者は、次の各号の一に該当するものをいう。

一　漁うう設備を有する船舶

二　前号に掲げる船舶のほか、漁業の用に供され、又は漁場から漁獲物等を運搬している船舶

5　この法律において「本邦の港」とは、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第九条第一項（同法第三十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による港湾区域の公告があつた港湾及び漁港法（昭和二十五年法律第百三十七号）第二条に規定する漁港をいう。

（漁業の禁止）

第三条　次に掲げるものは、本邦の水域において漁業を行なつてはならない。

一　日本の国籍を有しない者。ただし、適法に本邦に在留する者で農林大臣の指定するものを除く。

二　外国法に基づいて設立された法人その他の団体又は外国に本店若しくは主たる事務所を有する法人その他の団体。ただし、農林大臣の指定するものを除く。

（寄港の許可）

第四条　外国漁船の船長（船長に代わつてその職務を行なう者を含む。以下同じ。）は、当該外国漁船を本邦の港に寄港させようとするときは、農林大臣の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為をすることのみを目的として寄港させようとするときを除き、農林省令で定めるところにより、農林大臣の許可を受けなければならない。

一　海難を避け、又は航行若しくは人命の安全を保持するため必要な行為

二　外国から積み出された漁獲物等（政令で定める書類を添附してあるものに限る。以下「外国積出漁獲物等」という。）の本邦への陸揚げ又は他の船舶への転載

三　外国積出漁獲物等以外の漁獲物等の本邦への陸揚げであつて、わが国漁業の正常な秩序の維持に支障を生ずることとならないものとして政令で定めるもの

2　農林大臣は、前項の許可の申請があつた場合において、当該寄港によつて外国漁船による漁業活動が助長され、わが国漁業の正常な秩序の維持に支障を生ずるおそれがあると認められるときを除き、同項の許可をしなければならない。

（退去命令）

第五条　農林大臣は、前条第一項の規定に違反して外国漁船の船長が当該外国漁船を本邦の港に寄港させ

の権限は、政令で定めるところにより、その一部を都道府県知事に委任することができる。

（条約の効力）

第八条　この法律に規定する事項に関して条約に別段の定めがあるときは、その規定による。

（罰則）

第九条　次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第三条の規定に違反した者

二　第四条第一項の規定に違反して同項の許可を受けないで外国漁船を寄港させた船長

三　第五条の規定による命令に違反した船長

四　第六条第一項から第三項までの規定に違反した船長

2　前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物等、船舶又は漁具その他漁業の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

第十条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、前条第一項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

附　則

この法律は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。

（法務・農林・内閣総理大臣署名）

法律第六十一号（昭四二・七・一五）

◎船員災害防止協会等に関する法律

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　船員災害防止計画（第三条―第六条）
第三章　船員災害防止協会
第一節　通則（第七条―第十一条）
第二節　業務（第十二条―第十八条）
第三節　会員（第十九条―第二十一条）
第四節　設立（第二十二条―第二十六条）
第五節　管理（第二十七条―第三十八条）
第六節　解散及び清算（第三十九条―第四十二条）
第七節　監督（第四十三条―第四十五条）
第八節　補則（第四十六条―第四十八条）
第四章　罰則（第四十九条―第五十二条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、船員災害防止計画を樹立し、及び船員災害の防止を目的とする船舶所有者の団体による自主的な活動を促進するための措置を講ずることにより、船員法（昭和二十二年法律第百号）その他船員の安全及び衛生に関する法令と相まつて、総合的かつ計画的な船員災害防止対策の推進を図り、もつて船員災害の防止に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「船員災害」とは、船員の就業に係る船舶、船内設備、積荷等により、又は作業行動若しくは船内生活によつて、船員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡することをいう。

2　この法律において「船員」とは、船員法の適用を受ける船員をいう。

3　この法律において「船舶所有者」とは、船員法の適用を受ける船舶所有者及び同法第五条の規定により船舶所有者に関する規定の適用を受ける者をいう。

第二章　船員災害防止計画

（基本計画）

第三条　運輸大臣は、五年ごとに、船員中央労働委員会の意見をきいて、船員災害の減少目標その他船員災害の防止に関し基本となるべき事項を定めた船員災害防止基本計画（以下「基本計画」という。）を作成しなければならない。

2　運輸大臣は、前項の規定により基本計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（実施計画）

第四条　運輸大臣は、毎年、船員中央労働委員会の意見をきいて、基本計画の実施を図るため、次の事項を定めた船員災害防止実施計画（以下「実施計画」という。）を作成しなければならない。

一　船員災害の減少目標

二　船員災害の防止に関し重点をおくべき船員災害の種類

三　船員災害の防止のための主要な対策に関する事項

四　その他船員災害の防止に関し重要な事項

2　前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

（計画の変更）

第五条　運輸大臣は、船員災害の発生状況、船員災害の防止に関する対策の効果等を考慮して必要があると認めるときは、船員中央労働委員会の意見をきいて、基本計画又は実施計画を変更しなければならない。

2　第三条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

（勧告等）

第六条　運輸大臣は、基本計画又は実施計画の的確かつ円滑な実施のため必要があると認めるときは、船舶所有者その他の関係者に対し、船員災害の防止に関する事項について必要な勧告又は要請をすることができる。

第三章　船員災害防止協会

第一節　通則

（目的）

第七条　船員災害防止協会（以下「協会」という。）は、船員の安全の確保及び船内衛生の向上のための対策を自主的に推進することにより、船員災害を防止することを目的とする。

（法人格）

第八条　協会は、法人とする。

（名称）

第九条　協会は、その名称中に船員災害防止協会という文字を用いなければならない。

2　協会でない者は、その名称中に船員災害防止協会という文字を用いてはならない。

（登記）

第十条　協会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2　前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（民法の準用）

第十一条　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、協会に準用する。

第二節　業務

（業務）

第十二条　協会は、第七条の目的を達成するため、船員災害の防止に関し、次の業務を行なうものとする。

一　船舶所有者、船舶所有者の団体等が行なう船員災害の防止のための活動を促進すること。

二　教育及び技術的援助のための施設を設置し、及び運営すること。

三　船員災害防止規程を設定すること。

四　会員に対して、技術的な事項について指導及び援助を行なうこと。

五　船内作業に必要な機械及び器具について試験及び検査を行なうこと。

六　船員の技能に関する講習を行なうこと。

七　情報及び資料を収集し、及び提供すること。

八　調査及び広報を行なうこと。

九　その他必要な業務を行なうこと。

2　協会は、前項の業務のほか、厚生大臣及び運輸大臣の要請があつたときは、船舶所有者及び船舶所有者の団体で会員でないものに対して同項第四号の業務を行なうことができる。

3　協会は、前二項の業務を行なうにあたつては、基本計画及び実施計画に即応するように努めなければならない。

（安全管理士及び衛生管理士）

第十三条　協会は、前条第一項及び第二項の業務のうち船員災害の防止に関する技術的な事項に係るものを行なわせるため、安全管理士及び衛生管理士を置かなければならない。

2　前項の安全管理士及び衛生管理士は、運輸省令で定める資格を有する者のうちから選任しなければならない。

（船員災害防止規程）

第十四条　船員災害防止規程には、次の事項を定めるものとする。

一　適用範囲に関する事項

二　船員災害の防止に関し、機械、器具その他の船内設備、作業の実施方法、船内の生活環境等について講ずべき具体的な措置に関する事項

三　前号の事項の実施を確保するための措置に関する事項

2　協会が船員災害防止規程に違反した会員に対する制裁の定めをする場合には、これに関する事項は、船員災害防止規程に定めなければならない。

（船員災害防止規程の認可）

第十五条　船員災害防止規程は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。その変更についても、同様とする。

2　運輸大臣は、前項の認可の申請に係る船員災害防止規程が次の各号に適合すると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一　内容が法令に違反しないこと。

二　設定又は変更の手続が法令及び定款に違反しないこと。

三　不当に差別的でないこと。

四　船員の利益を不当に害するおそれがないこと。

3　運輸大臣は、船員災害防止規程が前項各号の一に適合しなくなつたと認めるときは、当該協会に対してその船員災害防止規程を変更すべきことを命じ、又は第一項の認可を取り消さなければならない。

4　運輸大臣は、第一項の認可に関する処分又は前項の規定による変更の命令若しくは認可の取消しをしようとするときは、船員中央労働委員会の意見をきかなければならない。

（船員災害防止規程の廃止の届出）

第十六条　協会は、船員災害防止規程を廃止したときは、遅滞なく、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

（関係船員等の意見の聴取）

第十七条　協会は、船員災害防止規程を設定しようとするときは、運輸省令で定めるところにより、関係船員を代表する者及び船員災害の防止に関し学識経験がある者の意見をきかなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

（会員の遵守義務等）

第十八条　会員は、船員災害防止規程を守らなければならない。

2　会員である船舶所有者の事業に係る就業規則は、船員災害防止規程に反するものであつてはならない。

3　前二項の規定は、船員災害防止規程が会員の事業について適用される労働協約と抵触するときは、その限度においては、適用しない。

第三節　会員

（資格）

第十九条　協会の会員の資格を有する者は、船舶所有者及び船舶所有者の団体とする。

（加入）

第二十条　協会は、会員の資格を有する者が協会に加入しようとするときは、正当な理由がないのにその加入を拒み、又はその加入について不当な条件をつけてはならない。

（会費）

第二十一条　協会は、定款で定めるところにより、会員から会費を徴収することができる。

第四節　設立

（設立の要件）

第二十二条　協会は、船舶所有者である会員が常時使用する船員の総数が、すべての船舶所有者が常時使用する船員の総数に厚生省令、運輸省令で定める率を乗じて得た数をこえることとなるときでなければ、設立することができない。

（発起人）

第二十三条　協会を設立するには、その会員になろうとする二十人以上の者が発起人となることを要する。

（創立総会）

第二十四条　発起人は、定款を作成し、これを会議の日時及び場所とともにその会議開催日の一月前までに公告して、創立総会を開かなければならない。

2　定款の承認その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

3　創立総会の議事は、会員の資格を有する者でその会日までに発起人に対して会員となる旨を申し出たもの二分の一以上が出席して、その出席者の議決権の三分の二以上で決する。

4　民法第六十五条及び第六十六条（表決権）の規定は、創立総会の議決に準用する。

（設立の認可）

第二十五条　発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款及び厚生省令、運輸省令で定める事項を記載した書面を厚生大臣及び運輸大臣に提出して、設立の

認可を受けなければならない。

（成立の時期等）

第二十六条 協会は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

2 協会は、成立の日から二週間以内に、その旨を厚生大臣及び運輸大臣に届け出なければならない。

第五節 管理

（定款）

第二十七条 協会の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一 目的
二 名称
三 業務
四 主たる事務所の所在地
五 会員の資格に関する事項
六 会員の加入及び脱退に関する事項
七 会員の権利及び義務に関する事項
八 会費に関する事項
九 役員に関する事項
十 参与に関する事項
十一 総会及び総代会に関する事項
十二 会計に関する事項
十三 事業年度
十四 公告の方法

2 定款の変更は、厚生大臣及び運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（役員）

第二十八条 協会に、役員として、会長一人、理事五人以上及び監事二人以上を置く。

2 会長は、協会を代表し、その業務を総理する。

3 理事は、定款で定めるところにより、会長を補佐して会務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

4 監事は、協会の業務及び経理の状況を監査し、その監査の結果を総会に報告する。

（役員の任免及び任期）

第二十九条 役員は、定款で定めるところにより、総会において選任し、又は解任する。ただし、設立当時の役員は、創立総会において選任する。

2 役員の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。ただし、設立当時の役員の任期は、一年六月以内において創立総会で定める期間とする。

（監事の兼職の禁止）

第三十条 監事は、会長、理事又は協会の職員を兼ねてはならない。

（代表権の制限）

第三十一条 協会と会長との利益が相反する事項については、会長は、代表権を有しない。この場合には、定款で定めるところにより、監事が協会を代表する。

（決算関係書類の提出等）

第三十二条 会長は、通常総会の開催日の一週間前までに、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を監事に提出し、かつ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 会長は、監事の意見書を添えて前項に規定する書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

（参与）

第三十三条 協会に、参与を置く。

2 参与は、協会の業務の運営に関する重要な事項に参与する。

3 参与は、船員災害の防止に関し学識経験がある者のうちから、会長が委嘱する。

4 前三項に定めるもののほか、参与に関し必要な事

項は、定款で定める。

（総会の招集）

第三十四条 会長は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

2 会長は、必要があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。

（総会の議決事項）

第三十五条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

一 定款の変更
二 事業計画及び収支予算の決定又は変更
三 船員災害防止規程の設定、変更又は廃止
四 解散
五 会員の除名
六 その他定款で定める事項

（総会の議事）

第三十六条 総会の議事は、総会員の二分の一以上が出席して、その出席者の議決権の過半数で決する。ただし、前条第一号及び第三号から第五号までの事項に係る議事は、総会員の二分の一以上が出席して、その出席者の議決権の三分の二以上の多数で決する。

（総会に関する民法の準用）

第三十七条 民法第六十一条第二項（総会招集の請求権）、第六十二条（総会招集の手続）、第六十四条（総会の決議事項）、第六十五条及び第六十六条（表決権）の規定は、協会の総会に準用する。

（総代会）

第三十八条 会員の総数が三百人をこえる協会は、定款で定めるところにより、総会に代わるべき総代会を設けることができる。

2 総代は、定款で定めるところにより、会員のうちから選挙されなければならない。

3 総代の定数は、その選挙の時における会員の総数の十分の二（会員の総員が千人をこえる協会にあつては、二百人）を下つてはならない。

4 総代の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

5 総会に関する規定は、総代会に準用する。ただし、総代会においては、解散の議決をすることができない。

6 総代会においては、総代の選挙（補欠の総代の選挙を除く。）をすることができない。

第六節 解散及び清算

（解散）

第三十九条 協会は、次の理由によつて解散する。

一 総会の議決
二 破産
三 設立の認可の取消し

2 協会は、前項第一号の規定により解散したときは、解散の日から二週間以内に、その旨を厚生大臣及び運輸大臣に届け出なければならない。

（清算人）

第四十条 清算人は、前条第一項第一号の規定による解散の場合には総会において選任し、同項第三号の規定による解散の場合には厚生大臣及び運輸大臣が選任する。

第四十一条 清算人は、財産処分の方法を定め、総会の議決を経て厚生大臣及び運輸大臣の認可を受けなければならない。

2 総会が前項の議決をしないとき又はすることができないときは、清算人は、厚生大臣及び運輸大臣の認可を受けて、財産処分の方法を定めなければならない。

3 残余財産は、船員災害の防止のための活動を行なう団体に帰属させなければならない。

（解散及び清算に関する民法等の準用）

第四十二条　民法第七十条（法人の破産）、第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十八条から第八十一条まで、第八十二条（解散に係る部分を除く。）及び第八十三条（清算）並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項、第三十六条、第三十七条ノ二、第百三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第百三十六条、第百三十七条並びに第百三十八条（法人の清算の監督）の規定は、協会の解散及び清算に準用する。

第七節　監督

（決算関係書類の提出）

第四十三条　協会は、毎事業年度、通常総会の終了の日から一月以内に、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を厚生大臣及び運輸大臣に提出しなければならない。

（報告及び検査）

第四十四条　厚生大臣又は運輸大臣は、この法律の適正かつ円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、協会に対して、その業務に関し必要な報告を命じ、又はその職員に、協会の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（勧告等）

第四十五条　厚生大臣及び運輸大臣は、協会の運営がこの法律、この法律に基づく命令若しくは定款に違反し、又は著しく不当であると認めるときは、その協会に対してこれを是正すべきことを勧告し、及びその勧告によつてもなお改善されない場合に次の各号の一に掲げる処分をすることができる。

一　業務の全部又は一部の停止を命ずること。

二　設立の認可を取り消すこと。

2　厚生大臣及び運輸大臣は、協会が第二十二条に規定する要件を欠くに至つたと認めるときは、その設立の認可を取り消すことができる。

第八節　補則

（補助）

第四十六条　政府は、協会に対して、船員保険特別会計の予算の範囲内において、その業務に要する費用の一部を補助することができる。

（秘密保持義務）

第四十七条　安全管理士及び衛生管理士又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2　協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者でその職務に関して前項の秘密を知り得たものも、同項と同様とする。

（適用除外）

第四十八条　この章の規定は、国、地方公共団体及び公共企業体等労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第一項第一号に規定する公共企業体が行なう事業については、適用しない。

第四章　罰則

第四十九条　第四十七条の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第五十条　第四十四条第一項の規定により報告を命ぜられて、報告せず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五千円以下の罰金に処する。

2　協会の役員又は協会の代理人、使用人その他の従業者が、その協会の業務に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その協会に対して、同項の刑を科する。

第五十一条　次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした協会の発起人、役員又は清算人は、五千円以下の過料に処する。

一　この法律に基づいて協会が行なうことができる業務以外の業務を行なつたとき。

二　第十条第一項の政令に違反して登記することを怠つたとき。

三　第二十条の規定に違反したとき。

四　第四十一条第一項又は第二項の認可を受けないで財産処分をしたとき。

五　第四十二条において準用する民法第七十条第二項又は同法第八十一条第一項の規定による破産宣告の請求を怠つたとき。

六　第四十二条において準用する民法第七十九条第一項又は同法第八十一条第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

七　第四十三条に規定する書類を同条に規定する期間内に提出しなかつたとき。

八　定款、事業報告書、貸借対照表、収支決算書又は財産目録に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

第五十二条　第九条第二項の規定に違反した者は、五千円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（名称制限に関する経過規定）

第二条　この法律の施行の際現にその名称中に船員災害防止協会という文字を用いている者については、第九条第二項の規定は、この法律の施行後一年間は、適用しない。

（国家公務員法の一部改正）

第三条　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条中「及び労働災害防止団体等に関する法律（昭和三十九年法律第百十八号）」を「、労働災害防止団体等に関する法律（昭和三十九年法律第百十八号）及び船員災害防止協会等に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）」に改める。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正）

第四条　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律（昭和二十二年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号に次のように加える。

十一　船員災害防止協会等に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）

（厚生省設置法の一部改正）

第五条　厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第五十九号の次に次の一号を加える。

五十九の二　船員災害防止協会の設立又は定款の変更を認可し、これに対しその業務に関し報告をさせ、帳簿等を検査し、その他監督上必要な処分をすること。

第十四条第九号の次に次の一号を加える。

九の二　船員災害防止協会を監督すること。

（運輸省設置法の一部改正）

第六条　運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第二十四号の三を第二十四号の四とし、第二十四号の二を第二十四号の三とし、第二十四号の次に次の一号を加える。

二十四の二　船員災害防止計画を作成し、及び船

員災害防止協会を監督すること。

第二十五条第一項第十号の次に次の一号を加える。

十の二　船員災害防止計画及び船員災害防止協会に関すること。

第五十七条中「及び最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）」を「、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）及び船員災害防止協会等に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）」に改める。

（地方税法の一部改正）

第七条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第一号中「労働災害防止協会」の下に「、船員災害防止協会」を加える。

（地方公務員法の一部改正）

第八条　地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第二項中「これに基づく命令」を「船員災害防止協会等に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）並びにこれらに基づく命令」に改める。

（自衛隊法の一部改正）

第九条　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第百八条中「及び労働災害防止団体等に関する法律（昭和三十九年法律第百十八号）」を「、労働災害防止団体等に関する法律（昭和三十九年法律第百十八号）及び船員災害防止協会等に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）」に改める。

（所得税法の一部改正）

第十条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中全国農業会議所の項の前に次のように加える。

船員災害防止協会	船員災害防止協会等に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）

（法人税法の一部改正）

第十一条　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中全国農業会議所の項の前に次のように加える。

船員災害防止協会	船員災害防止協会等に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）

（内閣総理・法務・大蔵・厚生・運輸・自治大臣署名）

法律第六十二号（昭四二・七・一七）

◎日本専売公社法の一部を改正する法律

日本専売公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第三項中「第四十三条の十三第二項」を「第四十三条の十三第三項」に改める。

第十一条に次の一項を加える。

5　監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、総裁又は大蔵大臣に意見を提出することができる。

第四十三条の八第一項中「作成し、」の下に「当該財務諸表に関する監事の意見を附して、これ」を加える。

第四十三条の九第一項中「作成し」の下に「、当該報告書に関する監事の意見を附し、かつ」を、「遅滞なく」の下に「、これを」を加える。

第四十三条の十三第二項各号を次のように改める。

一　当該事業年度において固定資産、無形資産及びたな卸資産の額の合計額が増加したときは、その増加額に相当する金額からこれらの資産の増加に伴う長期借入金（次条第三項ただし書の規定により借り換えた短期借入金を含む。以下この条において同じ。）の増加額に相当する金額を控除した金額

二　当該事業年度において長期借入金が減少したときは、その減少額に相当する金額から当該事業年度における前号の資産の額の合計額の減少額に相当する金額を控除した金額

第四十三条の十三中第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2　前項第一号に規定する長期借入金の増加額又は同項第二号に規定する長期借入金の減少額の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十三条の十四第一項中「政府から」を削り、同条第三項中「但し」を「ただし」に改め、同条第四項中「但書」を「ただし書」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　改正後の日本専売公社法第四十三条の十三の規定は、昭和四十二年度以後の決算について適用する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第六十三号（昭四二・七・一七）

◎航空機工業振興法等の一部を改正する法律

（航空機工業振興法の一部改正）

第一条　航空機工業振興法（昭和三十三年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「予算の範囲内で」を「四十二億円を限り」に改める。

（航空機工業振興法の一部を改正する法律の一部改正）

第二条　航空機工業振興法の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三条を次のように改める。

第三条　削除

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第六十四号（昭四二・七・一八）

◎旧執達吏規則に基づく恩給の年額の改定に関する法律

1　旧執達吏規則（明治二十三年法律第五十一号）に基づく恩給については、執行官法（昭和四十一年法律第百十一号）附則第十四条第一項の規定にかかわらず、昭和四十二年十月分以降、その年額を、次の各号に掲げる年額に改定する。ただし、改定年額が従前の年額に達しないものについては、この改定を行なわない。

一　六十五歳以上七十歳未満の者に係る恩給については、十八万四千四百円を俸給年額とみなして算出して得た年額

二　七十歳以上の者に係る恩給については、十九万七千五百円を俸給年額とみなして算出して得た年額

2　前項第一号の恩給を受ける者が七十歳に達したときは、その日の属する月の翌月分以降、その年額を、同項第二号に掲げる年額に改定する。

3　前二項の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行なう。

附　則

この法律は、昭和四十二年十月一日から施行する。

（内閣総理・法務・大蔵大臣署名）

法律第六十五号（昭四二・七・一八）

◎下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律（昭和二十二年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

別表第四表名称の欄中「吉原簡易裁判所」を「富士簡易裁判所」に、「布施簡易裁判所」を「東大阪簡易裁判所」に、「平簡易裁判所」を「いわき簡易裁判所」に改め、同表所在地の欄中「吉原市」を「富士市」に、「長野県西筑摩郡福島町」を「長野県西筑摩郡木曽福島町」に、「布施市」を「東大阪市」に、「児島市」を「倉敷市児島小川町」に、「玉島市」を「倉敷市玉島」に、「倉敷市」を「倉敷市昭和町」に、「大分県宇佐郡四日市町」を「宇佐市」に、「平市」を「いわき市」に、「山形県東置賜郡赤湯町」を「南陽市」に、「北海道空知郡富良野町」を「富良野市」に改める。

別表第五表立川簡易裁判所の管轄区域の欄中「調布市」を「調布市　国分寺市　国立市」に改め、「国立町」を「国分寺町」を削り、同表武蔵野簡易裁判所の管轄区域の欄中「小平市」を「小平市　東村山市　田無市　保谷市」に改め、「田無町　東村山町」及び「保谷町」を削り、同表浦和簡易裁判所の管轄区域の欄中「蕨市」を「蕨市　戸田市　朝霞市」に改め、「戸田町」及び「朝霞町」を削り、同表川口簡易裁判所の管轄区域の欄中「川口市」を「川口市　鳩ケ谷市」に改め、「北足立郡の内　鳩ケ谷町」を削り、同表越谷簡易裁判所の管轄区域の欄中「八潮村」を「八潮町」に、「三郷村」を「三郷町」に、「庄和村」を「庄和町」に改め、同表川越簡易裁判所の管轄区域の欄中「狭山市」を「狭山市　入間市」に、「大井村　富士見村」を「大井町　富士見町」に、「鶴ケ島村」を「鶴ケ島町」に改め、「武蔵町」及び「西武町」を削り、同表小川簡易裁判所の管轄区域の欄中「菅谷村」を「嵐山町」に改め、同表千葉簡易裁判所の管轄区域の欄中「市原市」を「市原市　八千代市」に改め、「千葉郡」を削り、同表松戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「柏市」を「柏市　流山市」に改め、「流山町」を削り、同表矢板簡易裁判所の管轄区域の欄中「塩谷村」を「塩谷町」に改め、同表小山簡易裁判所の管轄区域の欄中「桑絹町」を削り、同表吉原簡易裁判所の項を次のように改める。

富　士	静岡県の内 富士市　富士宮市　富士郡

同表富士吉田簡易裁判所の管轄区域の欄中「中野村」を「山中湖村」に改め、同表長野簡易裁判所の管轄区域の欄中「篠ノ井市」、「埴科郡の内　松代町」及び「信更村　川中島町　更北村」を削り、同表屋代簡易裁判所の管轄区域の欄中「更埴市（大字稲荷山、桑原、野高場及び八幡を除く）」を「更埴市（大字稲荷山、桑原、野高場及び八幡を除く）　埴科郡」に改め、「埴科郡の内　坂城町　戸倉町」を削り、同表吹田簡易裁判所の管轄区域の欄中「吹田市」を「吹田市　摂津市」に改め、「三島郡の内　三島町」を削り、同表茨木簡易裁判所の管轄区域の欄中「高槻市」を「高槻市　三島郡」に改め、「三島郡の内　島本町」を削り、同表布施簡易裁判所の項を次のように改める。

東大阪	大阪府の内 東大阪市　八尾市

同表堺簡易裁判所の管轄区域の欄中「堺市」を「堺市　高石市」に改め、「泉北郡の内　高石町」を削り、同表羽曳野簡易裁判所の管轄区域の欄中「柏原市」を「柏原市　藤井寺市」に改め、「南河内郡の内　美陵町」を削り、同表岸和田簡易裁判所の管轄区域の欄中「和泉市」を「和泉市　泉北郡」

に改め、「泉北郡の内　忠岡町」を削り、同表京都簡易裁判所の項を次のように改める。

京都	京都府の内 京都市の内 中京区　北区　上京区　左京区 東山区　下京区　南区（南区役所久世出張所の所管区域を除く）

同表右京簡易裁判所の項及び向日町簡易裁判所の項を次のように改める。

右京	京都府の内 京都市の内 右京区（右京区役所大原野出張所の所管区域を除く）
向日町	京都府の内 京都市の内 南区南区役所久世出張所の所管区域　右京区右京区役所大原野出張所の所管区域 乙訓郡

同表神戸簡易裁判所の項を次のように改める。

神戸	兵庫県の内 神戸市の内 生田区　長田区　須磨区　兵庫区（兵庫区役所道場出張所、八多出張所の各所管区域を除く） 垂水区（垂水区役所伊川谷出張所、櫨谷出張所、平野出張所、神出出張所及び岩岡出張所の各所管区域を除く） 三木市　美嚢郡

同表三田簡易裁判所の項及び明石簡易裁判所の項を次のように改める。

三田	兵庫県の内 三田市 神戸市の内 兵庫区兵庫区役所道場出張所、八多出張所、大沢出張所及び長尾出張所の各所管区域
明石	兵庫県の内 明石市 神戸市の内 垂水区垂水区役所伊川谷出張所、押部谷出張所、櫨谷出張所、平野出張所、神出出張所及び岩岡出張所の各所管区域

同表社簡易裁判所の管轄区域の欄中「小野市」を「小野市　加西市」に改め、「加西郡」を削り、同表田辺簡易裁判所の管轄区域の欄中「牟婁町」、同表愛知横須賀簡易裁判所の管轄区域の欄中「有松町　大高町」、同表富山簡易裁判所の管轄区域の欄中「呉羽町」、同表高岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「東礪波郡の内　中田町」及び「西礪波郡の内　戸出町」を削り、同表竹原簡易裁判所の管轄区域の欄中「東野村」を「東野町」に改め、同表尾道簡易裁判所の管轄区域の欄中「松永市」及び同表徳山簡易裁判所の管轄区域の欄中「都濃町」を削り、同表児島簡易裁判所の項を次のように改める。

児島	岡山県の内 倉敷市の内 児島支所の所管区域

同表玉島簡易裁判所の項及び倉敷簡易裁判所の項を次のように改める。

玉島	岡山県の内 倉敷市の内 玉島支所の所管区域 浅口郡

同表久留米簡易裁判所の管轄区域の欄中「筑邦町」を削り、同表白石簡易裁判所の管轄区域の欄中「福富村」を「福富町」に、同表唐津簡易裁判所の管轄区域の欄中「浜崎玉島町」を「浜玉町」に、同表諫早簡易裁判所の管轄区域の欄中「多良見村」を「多良見町」に、同表宇佐簡易裁判所の管轄区域の欄中「宇佐郡」を「宇佐市　宇佐郡」に、同表熊本簡易裁判所の管轄区域の欄中「大字長浜、網田、下網田、戸口浦及び赤瀬」を「長浜町、上網田町、下網田町、戸口町及び赤瀬町」に、「合志村　西合志村」を「合志町　西合志町」に、同表三角簡易裁判所の管轄区域の欄中「大字長浜、網田、下網田、戸口浦及び赤瀬」を「長浜町、上網田町、下網田町、戸口町及び赤瀬町」に、同表玉名簡易裁判所の管轄区域の欄中「玉東村」を「玉東町」に、「岱明村」を「岱明町」に改め、同表鹿児島簡易裁判所の管轄区域の欄中「谷山市」

倉敷	岡山県の内 倉敷市（児島支所及び玉島支所の各所管区域を除く）　総社市 都窪郡の内 早島町　茶屋町　山手村　清音村 吉備郡の内 真備町

及び同表川内簡易裁判の管轄区域の欄中「高城町」を削り、同表郡山簡易裁判所の項及び三春簡易裁判所の項を次のように改める。

郡山	福島県の内 郡山市
三春	福島県の内 田村郡

同表平簡易裁判所の項を次のように改める。

いわき	福島県の内 いわき市

同表赤湯簡易裁判所の項を次のように改める。

赤湯	山形県の内 南陽市 東置賜郡の内 高畠町

同表鶴岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「櫛引村」を「櫛引町」に、同表秋田簡易裁判所の管轄区域の欄中「井川村　大潟村」を「井川村」に、同表倶知安簡易裁判所の管轄区域の欄中「狩太町」を「ニセコ町」に改め、同表富良野簡易裁判所の項を次のように改める。

富良野	北海道の内 富良野市 空知郡の内 上富良野町　中富良野町　南富良野町 勇払郡の内 占冠村

同表十勝池田簡易裁判所の管轄区域の欄中「豊頃村」を「豊頃町」に改め、同表三木簡易裁判所の管轄区域の欄中「山田町」、同表徳島簡易裁判所の管轄区域の欄中「応神村」及び「大麻町大字板東、萩原、津慈、川崎、檜及び三俣」並びに同表鳴門簡易裁判所の管轄区域の欄中「大麻町（大字板東、萩原、津慈、川崎、檜及び三俣を除く）」を削り、同表須崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「檮原村」を「檮原町」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

2　この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

（法務・内閣総理大臣署名）

法律第六十六号（昭四二・七・一八）

◎司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律

（司法書士法の一部改正）

第一条 司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「代つて作成する」を「作成し、及び登記又は供託に関する手続を代わつてする」に改め、同条第二項中「書類」を「業務」に、「その業務」を「これ」に改める。

第四条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の認可を申請する者は、千円をこえない範囲内で政令で定める額の認可手数料を納めなければならない。

第八条中「書類を作成して」を「業務を行なつて」に改める。

第十四条に次の二項を加える。

3　司法書士会は、法人とする。

4　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規定は、司法書士会に準用する。

第十五条第二号中「会の代表者その他」を削り、同条第八号中「会計」を「資産及び会計」に改め、同条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九　会費に関する規定

第十五条の二第二項中「司法書士会連合会」を「日本司法書士会連合会」に改める。

第十五条の四を第十五条の六とし、第十五条の三を第十五条の五とし、第十五条の二の次に次の二条を加える。

（司法書士会の登記）

第十五条の三　司法書士会は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2　前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（司法書士会の役員）

第十五条の四　司法書士会に、会長、副会長及び会則で定めるその他の役員を置く。

2　会長は、司法書士会を代表し、その会務を総理する。

3　副会長は、会長の定めるところにより、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

第十七条の見出しを「（日本司法書士会連合会）」に改め、同条第一項中「司法書士会は」を「全国の司法書士会は」に、「全国を通じて一箇の司法書士会連合会」を「日本司法書士会連合会」に改め、同条第二項中「司法書士会連合会」を「日本司法書士会連合会」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（日本司法書士会連合会の会則）

第十七条の二　日本司法書士会連合会の会則には、次の事項を記載しなければならない。

一　第十五条第一号から第三号まで、第八号及び第九号に掲げる事項

二　その他日本司法書士会連合会の目的を達成するために必要な規定

（司法書士会に関する規定の準用）

第十七条の三　第十四条第三項及び第四項、第十五条の二第一項、第十五条の三並びに第十五条の四の規定は、日本司法書士会連合会に準用する。

第十五条の四を第十五条の六とし、第十五条の三を第十五条の五とし、第十五条の二の次に次の二条を加える。

（調査士会の登記）

第十五条の三　調査士会は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2　前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（調査士会の役員）

第十五条の四　調査士会に、会長、副会長及び会則で定めるその他の役員を置く。

2　会長は、調査士会を代表し、その会務を総理する。

3　副会長は、会長の定めるところにより、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

4　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規定は、調査士会に準用する。

第十五条第二号中「会の代表者その他」を削り、同条第七号中「会計」を「資産及び会計」に改め、同条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八　会費に関する規定

第十五条の二第二項中「土地家屋調査士会連合会」を「日本土地家屋調査士会連合会」に改める。

第十七条の見出しを「（日本土地家屋調査士会連合会）」に改め、同条第一項中「調査士会は」を「全国の調査士会は」に、「全国を通じて一箇の土地家屋調査士会連合会」を「日本土地家屋調査士会連合会」に改め、同条第二項中「土地家屋調査士会連合会」を「日本土地家屋調査士会連合会」に改める。

第十七条の二の見出しを「（日本土地家屋調査士会連合会の会則）」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（日本土地家屋調査士会連合会の会則）

第十七条の二　日本土地家屋調査士会連合会の会則には、次の事項を記載しなければならない。

一　第十五条第一号から第三号まで、第七号及び第八号に掲げる事項

二　その他日本土地家屋調査士会連合会の目的を達成するために必要な規定

（調査士会に関する規定の準用）

第十七条の三　第十四条第三項及び第四項、第十五条の二第一項、第十五条の三並びに第十五条の四の規定は、日本土地家屋調査士会連合会に準用する。

第二十四条　調査士会又は日本土地家屋調査士会連合会が第十五条の三第一項（第十七条の三において準用する場合を含む。）の規定に基づく政令に違反して登記をすることを怠つたときは、その調査士会又は日本土地家屋調査士会連合会の代表者は、一万円以下の過料に処する。

（土地家屋調査士法の一部改正）

第二条　土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条に次の二項を加える。

3　調査士会は、法人とする。

4　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規定は、調査士会に準用する。

第十五条第二号中「会の代表者その他」を削り、同条第八号中「会計」を「資産及び会計」に改め、同条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

八　会費に関する規定

第十五条の二第二項中「土地家屋調査士会連合会」を「日本土地家屋調査士会連合会」に改める。

第十五条の四を第十五条の六とし、第十五条の三を第十五条の五とし、第十五条の二の次に次の二条を加える。

（調査士会の登記）

第十五条の三　調査士会は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2　前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（調査士会の役員）

第十五条の四　調査士会に、会長、副会長及び会則で定めるその他の役員を置く。

2　会長は、調査士会を代表し、その会務を総理する。

3　副会長は、会長の定めるところにより、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

第十七条の見出しを「（日本土地家屋調査士会連合会）」に改め、同条第一項中「調査士会は」を「全国の調査士会は」に、「全国を通じて一箇の土地家屋調査士会連合会」を「日本土地家屋調査士会連合会」に改め、同条第二項中「土地家屋調査士会連合会」を「日本土地家屋調査士会連合会」に改める。

第十七条の二の見出しを「（日本土地家屋調査士会連合会の会則）」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（日本土地家屋調査士会連合会の会則）

第十七条の二　日本土地家屋調査士会連合会の会則には、次の事項を記載しなければならない。

一　第十五条第一号から第三号まで、第七号及び第八号に掲げる事項

二　その他日本土地家屋調査士会連合会の目的を達成するために必要な規定

（調査士会に関する規定の準用）

第十七条の三　第十四条第三項及び第四項、第十五条の二第一項、第十五条の三並びに第十五条の四の規定は、日本土地家屋調査士会連合会に準用する。

第二十三条　調査士会又は日本土地家屋調査士会連合会が第十五条の三第一項（第十七条の三において準用する場合を含む。）の規定に基づく政令に違反して登記をすることを怠つたときは、その調査士会又は日本土地家屋調査士会連合会の代表者は、一万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。ただし、附則第三項及び附則第五項並びに附則第六項中附則第三項及び附則第五項の規定の例による部分の規定は、公布の日から施行する。

（司法書士法の一部改正に伴う経過措置）

2　この法律の施行と同時に、第一条の規定による改正前の司法書士法（以下「旧司法書士法」という。）による司法書士会（以下「旧司法書士会」という。）は、同条の規定による改正後の司法書士法（以下「新司法書士法」という。）による法人たる司法書士会（以下「新司法書士会」という。）となり、旧司法書士会の役員は、退任するものとする。

3　旧司法書士会は、この法律の施行前に、あらかじめ、その会則を新司法書士法の規定に適合するように変更するため必要な措置をとり、かつ、新司法書士会の役員を選任しておかなければならない。

4　この法律の施行と同時に、旧司法書士法による司法書士会連合会（以下「旧連合会」という。）は、新司法書士法による法人たる日本司法書士会連合会（以下「新連合会」という。）となり、旧連合会の役員は、退任するものとする。

5　旧連合会は、この法律の施行前に、あらかじめ、新連合会の会則について、新司法書士法の例により同法の規定による法務大臣の認可を受け、かつ、新連合会の役員を選任しておかなければならない。

（土地家屋調査士法の一部改正に伴う経過措置）

6　第二条の規定による土地家屋調査士法の一部改正に伴う経過措置については、附則第二項から前項までの規定の例による。

（法務・内閣総理大臣署名）

法律第六十七号（昭四二・七・一八）

◎公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「事項」の下に「を定めるとともに、公立の特殊教育諸学校の高等部に関し、学級編制の適正化及び教職員定数の確保を図るため、学級編制及び教職員定数の標準について必要な事項」を、「もつて高等学校」の下に「及び特殊教育諸学校の高等部」を加える。

第二条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「（昭和二十二年法律第二十六号）」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項中「校長」の下に「（特殊教育諸学校の高等部にあつては、当該部のみを置く特殊教育諸学校の校長とする。以下同じ。）」を、「実習助手」の下に「、寮母」を加え、同項の次に次の一項を加える。

2　この法律において、「特殊教育諸学校」とは学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する盲学校、聾学校又は養護学校をいう。

第五条中「三百人」を「二百七十人」に改める。

第六条中「全日制の課程又は定時制の課程における」を削り、「五十人」を「全日制の課程にあつては四十五人」に改め、「四十人」の下に「、定時制の課程にあつては四十人」を加える。

第七条中「教職員定数」を「高等学校教職員定数」に改める。

第九条第一号中「又は定時制の課程に置かれる農業、水産、工業、商業若しくは家庭に関する学科又は」を「に置かれる農業、水産若しくは工業に関する学科又は全日制の課程若しくは定時制の課程に置かれる商業若しくは家庭に関する学科若しくは」に改め、第一表を次のように改める。

第一表

課程の別	人員の区分	除すべき数
全日制の課程	一人から二百七十人まで	十八
	二百七十一人から六百七十五人まで	二十二・五
	六百七十六人から千八十人まで	二十七
	千八十一人以上	三十
定時制の課程	一人から二百四十人まで	十八・五
	二百四十一人から六百人まで	二十六・五
	六百一人から九百六十人まで	三十二
	九百六十一人以上	三十五
通信制の課程	一人から六百人まで	六十
	六百一人から千二百人まで	九十
	千二百一人以上	百三十

第九条第三号中「以下次号及び次条において同じ。」を削り、「一」を「一・一二五」に改め、「政令で定める学科」を「全日制の課程又は定時制の課程に置かれる政令で定める学科」に改め、同条第二号の表を次のように改める。

学科の区分	算定の方法
農業に関する学科	当該学科の数に一を乗じ、当該学科に属する生徒の数が合計して二百四十人以上となる全日制の課程については当該乗じて得た数に一を加える。
水産に関する学科	当該学科の数に一を乗じ、当該学科に属する生徒の数が合計して二百四十人以上となる全日制の課程については当該乗じて得た数に一を加える。
工業に関する学科	当該学科の数に二を乗じ、当該学科を置く全日制の課程については当該乗じて得た数に一（当該学科に属する生徒の数が合計して九百六十人以上となる全日制の課程にあつては、二）を加える。

第九条第四号を次のように改める。

四　全日制の課程又は定時制の課程で、生徒の数（全日制の課程に置かれる農業、水産若しくは工業に関する学科若しくはその他の専門教育を主とする学科で第六条の政令で定めるものに属する生徒の数又は定時制の課程の生徒の数については、当該学科に属する生徒の数又は当該課程の生徒の数に一・一二五を乗じて得た数（一未満の端数を生じた場合にあつては、小数点以下第一位の数字が

一以上であるときは一に切り上げ、零であるときは切り捨てる。）とする。第十一条第一号並びに第十二条第一号及び第二号において同じ。）が四百五人以上のものについて、次の表の上欄に掲げる課程の別に従い、同表の中欄に掲げる課程の規模に区分し、各区分ごとの課程の数に同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数

課程の別	課程の規模の区分	乗ずる数
全日制の課程	四百五人から九百四十四人まで	一
	九百四十五人から千三百九十四人まで	二
	千三百九十五人以上	三
定時制の課程	四百五人以上	一

第九条に次の一号を加える。

五　通信制の課程を置く学校の数に一を乗じて得た数

第十条中「六百一人」を「四百五人」に、「二千四百人」を「二千百六十人」に、「学校」を「全日制の課程又は定時制の課程」に改める。

第十一条第一号中「三百一人」を「二百七十人」に、「千二百人」を「千八十人」に改め、同条第二号中「又は工業」を「、工業、商業又は家庭」に改め、同号の表を次のように改める。

学科の区分	算定の方法
農業に関する学科	当該学科の数に二を乗じ、当該学科に属する生徒の数が合計して七百二十人以上となる場合は、当該乗じて得た数に一を加える。
水産に関する学科	当該学科の数に二を乗じ、当該学科に属する生徒の数が合計して七百二十人以上となる場合は、当該乗じて得た数に一を加える。
工業に関する学科	当該学科の数に二を乗じて得た数に一（当該学科に属する生徒の数が合計して七百二十人以上となる場合は、二）を加える。
商業又は家庭に関する学科	当該学科に属する生徒の数が合計して全日制の課程にあつては六百七十五人以上、定時制の課程にあつては六百人以上となる場合は、それぞれ一とする。

第十二条第一号の表を次のように改める。

人員の区分	除すべき数
一人から二百六十九人まで	二百六十九
二百七十人以上	四百五

第十二条第三号中「六百人」を「六百」に改め、同号を同条第四号とし、同条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　生徒の数が六百十人以上の全日制の課程又は定時制の課程の数に一を乗じて得た数

「第六章　雑則」を削る。

第十三条中「農業、水産又は工業に関する学科を置く公立の高等学校で政令で定める特別の事情があるものがあるときは、」を「次の各号に掲げる公立の高等学校があるときは、それぞれ」に、「滅ずることができる」を「滅ずるものとする」に改め、同条に次の各号を加える。

一　農業、水産又は工業に関する学科を置く公立の高等学校で政令で定める特別

の事情があるもの

二　政令で定める学科を置く公立の高等学校

第十五条中「第七条」の下に「及び第十五条」を加え、「教職員定数には」を「高等学校教職員定数及び特殊教育諸学校高等部教職員定数には」に改め、同条を第二十三条とする。

第十四条に見出しとして「（非常勤講師に関する特例）」を附し、同条中「第九条」の下に「又は第十七条」を、「高等学校」の下に「又は特殊教育諸学校の高等部」を加え、「同条」を「これら」に改め、「当該学校」の下に「又は当該高等部」を加え、同条を第二十二条とし、同条の前に次の二章及び章名を加える。

第六章　公立の特殊教育諸学校の高等部の学級編制の標準

（学級編制の標準）

第十四条　公立の特殊教育諸学校の高等部の一学級の生徒の数は、やむを得ない事情がある場合を除き、十人を標準とする。

第七章　公立の特殊教育諸学校の高等部の教職員定数の標準

（教職員定数の標準）

第十五条　公立の特殊教育諸学校の高等部に置くべき教職員の当該特殊教育諸学校を設置する都道府県又は市町村ごとの総数（以下「特殊教育諸学校高等部教職員定数」という。）は、次条から第二十一条までに規定する数を合計した数を標準として定めるものとする。

（校長の数）

第十六条　校長の数は、高等部のみを置く特殊教育諸学校の数に一を乗じて得た数とする。

（教諭等の数）

第十七条　教諭等の数は、次の各号に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一　特殊教育諸学校の高等部（本校及び分校の高等部は、それぞれ一の高等部とみなす。）について、当該部の生徒の数を五で除して得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）の合計数

二　特殊教育諸学校の高等部について、当該部に置かれる専門教育を主とする学科の数に二を乗じて得た数の合計数

三　養護学校の高等部（専門教育を主とする学科のみを置くものを除く。）の数に二を乗じて得た数と養護学校の高等部で肢体不自由者である生徒を教育するものの数に一を乗じて得た数の合計数

（養護教諭等の数）

第十八条　養護教諭等の数は、高等部のみを置く特殊教育諸学校の数に一を乗じて得た数とする。

（実習助手の数）

第十九条　実習助手の数は、次の各号に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一　特殊教育諸学校の高等部について、当該部に置かれる専門教育を主とする学科の数に二を乗じて得た数の合計数

二　養護学校の高等部（専門教育を主とする学科のみを置くものを除く。）の数に二を乗じて得た数

（寮母の数）

第二十条　寮母の数は、特殊教育諸学校に置かれる寄宿舎に寄宿する高等部の生徒の総数を六で除して得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）とする。

（事務職員の数）

第二十一条　事務職員の数は、特殊教育諸学校の高等部の数に二を乗じて得た数とする。

第八章　雑則

附則第四項中「昭和四十四年三月三十一日」を「昭和四十二年三月三十一日」に改める。

附則第五項及び第六項中「昭和四十四年三月三十一日」を「昭和四十二年三月三十一日に改め、これらの項の表中昭和四十二年四月一日から昭和四十三年三月三十一日までの項及び昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの項を削る。

附則第七項中「昭和四十四年三月三十一日」を「昭和四十二年三月三十一日」に改める。

附則第八項中「次の部分」を「昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日までの項中第一学年に係る部分」に改め、各号を削る。

附則第九項中「前項各号に掲げる部分」を「昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日までの項中第一学生に係る部分」に改め、同項の次に次の一項を加える。

10　次の第一表に掲げる学年に係る学級編制の標準については、第六条中次の第二表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一表

一年、昭和四十二年四月一日から昭和四十三年三月三十一日までの第二学年、第三学年及び第四学年	二　昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの第三学年及び第四学年

第二表

一学級	全日制の課程又は定時制の課程における一学級
全日制の課程にあつては四十五人	五十五人（附則第十項第一表第一号の第二学年及び同表第二号の第三学年については、附則第八項の規定に該当した都道府県の区域内の公立の高等学校にあつては五十人、附則第九項の規定に該当した都道府県の区域内の公立の高等学校にあつては五十三人）
四十人）、定時制の課程にあつては四十人	四十四人（附則第十項第一表第一号の第二学年及び同表第二号の第三学年については、附則第八項の規定に該当した都道府県の区域内の公立の高等学校にあつては四十人、附則第九項の規定に該当した都道府県の区域内の公立の高等学校にあつては四十二人）

附則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和四十二年四月一日から適用する。

（高等学校の学級編制の標準に関する経過措置）

2　公立の高等学校の一学級の生徒の数の標準については、昭和四十六年三月三十一日（同年四月一日から昭和四十八年三月三十一日までの第一学年以外の学年で

毎年度政令で定めるものに係る標準については、同日）までの間は、改正後の公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（以下「新法」という。）附則第十項第一表に掲げる学年以外の学年については、新法第六条の規定にかかわらず、生徒の数の減少及び学校施設の整備の状況等を考慮し、同条に定める標準となる数に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定める。

（高等学校教職員定数の標準に関する経過措置）

3　高等学校教職員定数の標準については、昭和四十六年三月三十一日（政令で定める特別の事情がある都道府県又は市町村については、昭和四十八年三月三十一日）までの間は、新法第七条の規定にかかわらず、生徒の数の減少及び公立の高等学校に置かれている教職員の総数を考慮し、同条に定めるところにより算定した標準となる数に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定める。

（高等学校教職員定数の算定に関する経過措置）

4　昭和四十六年四月一日から昭和四十八年三月三十一日までの間においては、新法第九条第一号及び第四号、第十条、第十一条第一号及び第二号並びに第十二条第一号及び第二号の規定の適用については、これらの規定を適用する場合における生徒の数のうち附則第二項に規定する第一学年以外の学年で毎年度政令で定めるものに係る生徒の数を、毎年度政令で定めるところにより補正して適用するものとする。

（特殊教育諸学校高等部教職員定数の標準に関する経過措置）

5　特殊教育諸学校高等部教職員定数の標準については、昭和四十六年三月三十一日までの間は、新法第十五条の規定にかかわらず、生徒の数の減少及び公立の特殊教育諸学校の高等部に置かれている教職員の総数を考慮し、同条に定めるところにより算定した標準となる数に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定める。

（文部・自治・内閣総理大臣署名）

法律第六十八号（昭四二・七・二〇）

◎建設省設置法の一部を改正する法律

建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第五条の四第一項中「行わせる」を「行なわせる」に、「二人」を「一人」に改める。

第五条の五（見出しを含む。）中「首都高速道路公団監理官」を「都市高速道路公団監理官」に改め、同条第一項中「第五号の七」の下に「及び第五号の八」を加え、「行わせる」を「行なわせる」に改める。

第五条の六を削る。

第十四条第一項中「左の」を「次の」に、「用地部及び営繕部を、中国地方建設局には用地部を」を「、用地部及び営繕部を」に改める。

第二十二条を削る。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（建設・内閣総理大臣署名）

法律第六十九号（昭四二・七・二〇）

◎簡易生命保険法の一部を改正する法律

簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「百万円」を「百五十万円」に改める。

第十七条第二項中「百万円」を「十万円」に改める。

第三十一条第一項中「又は第三者」を「若しくは第三者」に改め、同条第一項中「第五号の七」の下に「及び第五号の八」を加え、「行わせる」を「行なわせる」に改める。

第五条の六を削る。

第十四条第一項中「左の」を「次の」に、「用地部及び営繕部を、中国地方建設局には用地部を」を「、用地部及び営繕部を」に改める。

第二十二条を削る。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（建設・内閣総理大臣署名）

『保険金額は、被保険者一人につき百五十万円をこえてはならない。」とあるのは、「簡易生命保険においては、被保険者一人につき、保険金額が百五十万円をこえてはならず、かつ、特別養老保険以外のものの保険金額が百万円をこえてはならない。」とする。

3　この法律の施行前に効力が発生した簡易生命保険契約に係る保険金額の最低制限額については、なお従前の例による。

（郵政・内閣総理大臣署名）

法律第七十号（昭四二・七・二〇）

◎昭和二十二年以前の郵便年金契約に関する特別措置法

（趣旨）

第一条　この法律は、昭和二十二年十二月三十一日以前に効力が発生した郵便年金契約（以下単に「年金契約」という。）につき年金の支払に代わる特別一時金の支給に関し必要な事項を規定するものとする。

（特別一時金の支給）

第二条　年金契約に係る年金契約者（年金支払の事由が発生した年金契約にあつては、年金の支払を受けている年金受取人又は年金継続受取人）は、昭和四十三年一月一日から昭和四十四年十二月三十一日までの間に、国に対して当該年金契約を消滅させる旨の申出をすることができる。

2　前項の申出は、その到達前に、これを発した者がその効力を生じない。

3　第一項の申出があつたときは、当該年金契約は、死亡したときは、その効力を失う。この場合においては、郵便年金法（昭和二十四年法律第六十九号）第二十七条の規定は、適用しない。

4　前項の規定により年金契約がその効力を失つたときは、その効力を失う際における当該年金契約に係る年金受取人（年金継続受取人が第一項の申出をした場合にあつては、当該年金継続受取人）に特別一時金を支給する。

（特別一時金の額）

第三条　特別一時金の額は、年金繰上支払金、分配金繰上支払金（定期年金の年金契約に限る。）及び特別付加金の額の合計額とする。

2　年金繰上支払金の額は、次の各号に掲げる年金契約の区分に従い、当該各号に掲げる額（前条第一項の申出の際現に年金支払の事由が発生しているものにあつては、昭和四十三年一月一日から同項の申出があつた時までの間に支払期の到来した年金に相当する額を差し引いた残額）とする。

一　即時終身年金の年金契約又は据置終身年金の年金契約で昭和四十二年十二月三十一日以前において年金支払いの事由が発生しているもの　昭和四十三年一月一日における年金受取人の年齢に対応する平均余命の年数（昭和四十一年に厚生省が発

表した第十一回生命表によるものとし、その年数に一年に満たない端数があるときは、その端数は一年に切り上げる。以下同じ。）を年金額に乗じて得た額

二　据終身年金の年金契約で昭和四十二年十二月三十一日以前において年金支払の事由が発生していないもの　年金受取人の年金支払開始年齢に対応する平均余命の年数を年金額に乗じて得た額（当該年金契約につき前条第一項の申出がなかつたとすれば年金支払の事由が発生する日の前日までに払い込むべきであつた掛金のあるものにあつては、その掛金に相当する額を差し引いた残額）

三　保証期間附即時終身年金（以下「保証即時年金」という。）又は保証期間附据置終身年金（以下「保証据置年金」という。）の年金契約で昭和四十二年十二月三十一日以前において保証期間が満了しているもの　昭和四十三年一月一日における年金受取人の年齢に対応する平均余命の年数を年金額に乗じて得た額

四　保証即時年金の年金契約又は保証据置年金の年金契約で昭和四十二年十二月三十一日以前において年金支払の事由が発生しているものであつて、同日以前において保証期間が満了していないもの（次号に掲げる年金契約を除く。）　保証期間内に支払うべき年金に相当する額から同日までに支払期の到来した年金に相当する額を差し引いた残額と保証期間が満了する日における年金受取人の年齢に対応する平均余命の年数を年金額に乗じて得た額との合計額

五　保証即時年金又は保証据置年金の年金契約で昭和四十二年十二月三十一日以前において年金継続受取人が年金の支払を受けるに至つているもの　保証期間内に支払うべき年金に相当する額から同日までに支払期の到来した年金に相当する額を差し引いた残額

六　保証据置年金の年金契約で昭和四十二年十二月三十一日以前において年金支払の事由が発生していないもの　保証期間内に支払うべき年金に相当する額と保証期間が満了する日における年金受取人の年齢に対応する平均余命の年数を年金額に乗じて得た額との合計額（当該年金契約につき前条第一項の申出がなかつたとすれば年金支払の事由が発生する日の前日までに払い込むべきであつた掛金のあるものにあつては、その掛金に相当する額を差し引いた残額）

七　定期年金の年金契約　年金支払期間内に支払うべき年金に相当する額から昭和四十二年十二月三十一日までに支払期の到来した年金に相当する額を差し引いた残額

3　随時に掛金の払込みをすべき保証据置年金の年金契約で昭和四十二年四月一日以後において掛金の払込みがあつたものについての年金繰上支払金の額は、前項の規定にかかわらず、同年三月三十一日までに払込みがあつた掛金による年金額を基礎として同項第四号から第六号までに掲げる区分に従い当該各号に掲げる額を計算して得た額にそれぞれ同年四月一日以後において払込みがあつた掛金に相当する額を加えた額（前条第一項の申出の際現に年金支払の事由が発生しているものにあつては、昭和四十三年一月一日から同項の申出があつた時までの間に支払期の到来した年金に相当する額を差し引いた残額）とする。

4　分配金繰上支払金の額は、定期年金の年金契約における年金支払期間が満了したとすれば郵便年金法第三十一条及び郵便年金約款（昭和二十四年郵政省告示第六号）第百十三条の規定により分配すべき剰余金に相当する額とする。

5　特別付加金の額は、年金契約の年金額（第三項に規定する年金契約にあつては、昭和四十二年三月三十一日までに払込みがあつた掛金による年金額）及び年金契約の効力が発生した日の属する年（以下「契約年」という。）の区分に応じ別表に定める額とする。

（控除支払）

第四条　特別一時金を支給する場合において、当該年金契約に関し未払掛金、貸付金その他国が弁済を受けるべき金額があるときは、支給金額からこれを控除する。

（正規の支払）

第五条　特別一時金をこの法律及びこの法律に基づく郵政省令に定める手続によつて支払つたときは、その支払は有効とする。

（時効）

第六条　特別一時金を受ける権利は、五年間行なわないときは、時効によつて消滅する。

（譲渡等の禁止）

第七条　特別一時金を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押える場合は、この限りでない。

（郵政省令への委任）

第八条　この法律に規定するもののほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、郵政省令で定める。

別表

年金額	契約年の区分				
	大正一五年から昭和五年まで	昭和六年から昭和一〇年まで	昭和一一年から昭和一五年まで	昭和一六年から昭和二〇年まで	昭和二一年から昭和二二年まで
二〇〇円未満	二、六〇〇円	二、四〇〇円	二、二〇〇円	二、〇〇〇円	一、八〇〇円
二〇〇円以上五〇〇円未満	三、五〇〇円	三、三〇〇円	三、一〇〇円	二、九〇〇円	二、七〇〇円
五〇〇円以上一、〇〇〇円未満	四、四〇〇円	四、二〇〇円	四、〇〇〇円	三、八〇〇円	三、六〇〇円
一、〇〇〇円以上二、〇〇〇円未満	五、三〇〇円	五、一〇〇円	四、九〇〇円	四、七〇〇円	四、五〇〇円
二、〇〇〇円以上四、〇〇〇円未満	六、二〇〇円	六、〇〇〇円	五、八〇〇円	五、六〇〇円	五、四〇〇円
四、〇〇〇円以上			六、七〇〇円	六、五〇〇円	六、三〇〇円

附　則

この法律は、昭和四十三年一月一日から施行する。

（郵政・内閣総理大臣署名）

法律第七十一号（昭四二・七・二〇）

◎駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律

駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第十条の三第二項及び第三項を削る。

第十八条第一項中第三号を第五号とし、第二号の二を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　駐留軍関係離職者が事業を開始する場合において、自営支度金を支給し、及び必要な資金の借入れに係る債務の保証を行なうこと。

第十八条第二項中「同項第二号の二の業務及びこれに附帯する業務」を「同項第三号及び第四号の業務並びにこれらに附帯する業務」に改める。

第十八条中第六項を削り、第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4　第一項第四号に規定する債務の保証に関する業務は、雇用促進事業団法第十九条の二及び第三十七条第一項の規定の適用については、同法第三十七条第一項に規定する業務とみなし、当該業務の委託を受けた金融機関は、同法第三十三条及び第三十九条の規定の適用については、同法第十九条の二第三項に規定する業務の委託を受けた受託金融機関とみなす。

5　雇用促進事業団法第二十条及び第三十七条第一項（同法第十九条の二第一項並びに第二十条第一項及び第二項に係る部分に限る。）の規定は、第一項に規定する業務について準用する。

第十八条の次に次の二条を加える。

（譲渡等の禁止）

第十九条　就職促進手当又は前条第一項の規定に基づいて雇用促進事業団が支給する給付金の支給を受ける権利は、譲ることとなつた者の当該支給を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、次条に規定する給付金以外の給付金に係る当該権利については、国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押えるときは、この限りでない。

（公課の禁止）

第二十条　租税その他の公課は、就職促進手当、第十八条第一項第一号の手当、同項第二号の移転に要する費用又は自営支度金を標準として、課することができない。

附則第三項中「就職促進手当に関しては、なお従前の例による。」を「就職促進手当並びに当該期間が経過する前に開始された駐留軍関係離職者に係る第十八条第一項に規定する雇用促進事業団の業務（当該業務が終了するまでの間に行なわれるものに限る。）に関しては、なおその効力を有するものとする。」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（法務・大蔵・労働・自治・内閣総理大臣署名）

法律第七十二号（昭四二・七・二〇）

◎原子力基本法の一部を改正する法律

原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）の一部を次のように改正する。

第七条の見出し中「原子燃料公社」を「動力炉・核燃料開発事業団」に改め、同条第一項中「事項を行わしめる」を「事項を行なわせる」に、「核原料物質及び核燃料物質の探鉱、採鉱、精錬、管理等を行わしめるため原子燃料公社」を「原子炉のうち高速増殖炉及び新型転換炉並びに核原料物質及び核燃料物質に関する開発等を行なわせるため動力炉・核燃料開発事業団」に改め、同条第二項中「原子燃料公社」を「動力炉・核燃料開発事業団」に改める。

第十七条中「特許出願に係る発明又は」を削り、「（大正十年法律第九十六号）第十五条及び第四十条」を「（昭和三十四年法律第百二十一号）第九十三条」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第七条の改正規定は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（内閣総理大臣署名）

法律第七十三号（昭四二・七・二〇）

◎動力炉・核燃料開発事業団法

目次

第一章　総則（第一条―第十条）
第二章　役員等（第十一条―第二十二条）
第三章　業務（第二十三条―第二十五条）
第四章　財務及び会計（第二十六条―第三十九条）
第五章　監督（第四十条・第四十一条）
第六章　雑則（第四十二条―第四十五条）
第七章　罰則（第四十六条―第四十八条）
附則

第一章　総則

（設立の目的）

第一条　動力炉・核燃料開発事業団は、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）に基づき、平和の目的に限り、高速増殖炉及び新型転換炉に関する自主的な開発、核燃料物質の生産、再処理及び保有並びに核原料物質の探鉱、採鉱及び選鉱を計画的かつ効率的に行ない、原子力の開発及び利用の促進に寄与

することを目的として設立されるものとする。

（定義）

第二条　この法律で「高速増殖炉」とは、原子力基本法第三条第四号に規定する原子炉のうち、その原子核分裂の連鎖反応が主として高速中性子により行なわれるものであつて、核燃料物質のうち政令で定めるものの当該連鎖反応に伴い生成する量のその消滅する量に対する比率が一をこえるものをいう。

2　この法律で「新型転換炉」とは、原子力基本法第三条第四号に規定する原子炉のうち、その原子核分裂の連鎖反応が主として熱中性子により行なわれるものであつて、前項に規定する核燃料物質の当該連鎖反応に伴い生成する量のその消滅する量に対する比率が政令で定める比率をこえるものをいう。

（法人格）

第三条　動力炉・核燃料開発事業団（以下「事業団」という。）は、法人とする。

（事務所）

第四条　事業団は、主たる事務所を東京都に置く。

2　事業団は、内閣総理大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（資本金）

第五条　事業団の資本金は、次に掲げる金額の合計額とする。

一　二億円

二　附則第三条第二項の規定により政府から出資があつたものとされる金額

三　事業団の設立に際し政府以外の者が出資する金額

2　政府は、事業団の設立に際し、前項第一号の二億円を出資するものとする。

3　事業団は、必要があるときは、内閣総理大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

4　政府は、前項の規定により事業団がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、事業団に出資することができる。

（出資証券）

第六条　事業団は、出資に対し、出資証券を発行する。

2　出資証券は、記名式とする。

3　前項に規定するもののほか、出資証券に関し必要な事項は、政令で定める。

（持分の払戻し等の禁止）

第七条　事業団は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2　事業団は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

（登記）

第八条　事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2　前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（名称の使用制限）

第九条　事業団でない者は、動力炉・核燃料開発事業団という名称を用いてはならない。

（民法の準用）

第十条　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、事業団について準用する。

第二章　役員等

（役員）

第十一条　事業団に、役員として、理事長一人、副理事長二人、理事八人以内及び監事二人以内を置く。

2　事業団に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事三人以内を置くことができる。

（役員の職務及び権限）

第十二条　理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2　副理事長は、理事長の定めるところにより、事業団を代表し、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3　理事（非常勤の理事を除く。）は、理事長の定めるところにより、事業団を代表し、理事長及び副理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行なう。

4　非常勤の理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して事業団の業務を掌理する。

5　監事は、事業団の業務を監査する。

6　監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は内閣総理大臣（第四十三条の規定により委任された場合には、科学技術庁長官）に意見を提出することができる。

（役員の任命）

第十三条　理事長は、内閣総理大臣が原子力委員会の同意を得て任命する。

2　副理事長及び理事は、理事長が内閣総理大臣の認可を受けて任命する。

3　監事は、内閣総理大臣が原子力委員会の意見をきいて任命する。

（役員の任期）

第十四条　理事長、副理事長及び理事の任期は、四年とし、監事の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　役員は、再任されることができる。

（役員の欠格条項）

第十五条　次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一　政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）

二　物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者で事業団と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

（役員の解任）

第十六条　内閣総理大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2　内閣総理大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。この場合において、理事長の解任については、原子力委員会の同意を得るものとし、副理事長及び理事の解任については、内閣総理大臣の認可を受けるものとし、監事の解任については、原子力委員会の意見をきくものとする。

一　心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二　職務上の義務違反があるとき。

（役員の兼職禁止）

第十七条　役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

（代表権の制限）

第十八条　事業団と理事長、副理事長又は理事（非常勤の理事を除く。）との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

（代理人の選任）

第十九条　理事長は、事業団の職員のうちから、事業団の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

（顧問）

第二十条　事業団に、その業務の運営に関する重要事項に参画させるため、顧問を置くことができる。

2　顧問は、学識経験のある者のうちから、理事長が内閣総理大臣の認可を受けて任命する。

（職員の任命）

第二十一条　事業団の職員は、理事長が任命する。

（役員等の公務員たる性質）

第二十二条　役員、顧問及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章　業務

（業務の範囲）

第二十三条　事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一　高速増殖炉及び新型転換炉に関する開発（実用炉に係るものを除く。）及びこれに必要な研究を行なうこと。

二　前号に掲げる業務に関する核燃料物質の開発及びこれに必要な研究を行なうこと。

三　核燃料物質の再処理を行なうこと。

四　核燃料物質の生産及び保有を行なうこと。

五　核原料物質の探鉱、採鉱及び選鉱を行なうこと。

六　核燃料物質及び核原料物質の輸入及び輸出並びに買取り、売渡し及び貸付けを行なうこと。

七　前各号の業務に附帯する業務を行なうこと。

八　前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するため必要な業務を行なうこと。

2　事業団は、次の場合には、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

一　海外の地域において前項第五号の業務を行なおうとするとき。

二　前項第八号に掲げる業務を行なおうとするとき。

（業務の委託）

第二十四条　事業団は、内閣総理大臣の認可を受けて定める基準に従つてその業務の一部を委託することができる。

（動力炉開発基本方針等）

第二十五条　第二十三条第一項第一号及び第二号に掲げる事業団の業務（以下この条、第三十一条及び第四十五条において「動力炉開発業務」という。）は、原子力委員会の議決を経て内閣総理大臣が定める動力炉開発業務に関する基本方針及び基本計画に従つて実施されなければならない。

2　第二十三条第一項第三号から第六号までに掲げる事業団の業務は、原子力委員会の議決を経て内閣総理大臣が定める核燃料開発業務に関する基本計画に従つて実施されなければならない。

第四章　財務及び会計

（事業年度）

第二十六条　事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

（事業計画等の認可）

第二十七条　事業団は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、

内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（決算）

第二十八条　事業団は、毎事業年度の決算を翌年度の六月三十日までに完結しなければならない。

（財務諸表）

第二十九条　事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条及び次条において「財務諸表」という。）を作成し、決算完結後一月以内に内閣総理大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2　事業団は、前項の規定により財務諸表を内閣総理大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

（書類の送付）

第三十条　事業団は、第二十七条又は前条第一項の規定により認可又は承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る事業計画、予算及び資金計画に関する書類又は財務諸表を、事業団に出資した者のうち政府以外のものに送付しなければならない。

（区分経理）

第三十一条　事業団は、動力炉開発業務（これに附帯する業務を含む。）及び第二十三条第一項第三号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）に係る経理については、政令で定めるところにより、それぞれその他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

（利益及び損失の処理）

第三十二条　事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2　事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3　前二項の規定による整理は、前条の規定による特別の勘定及びその他の一般の勘定について、それぞれ区分して行なうものとする。

（借入金及び動力炉・核燃料開発債券）

第三十三条　事業団は、内閣総理大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は動力炉・核燃料開発債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2　前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、内閣総理大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3　前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4　第一項の規定による債券の債権者は、事業団の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5　前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6　事業団は、内閣総理大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7　商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条から第三百十一条まで（受託会社の権限及び義務）の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8　第一項及び第四項から前項までに定めるもののほ

か、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

（債務保証）

第三十四条　政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条（保証契約の禁止）の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、事業団の債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条（外貨債務の保証）の規定に基づき政府が保証することができる債務を除く。）について保証することができる。

（償還計画）

第三十五条　事業団は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画をたてて、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

（余裕金の運用）

第三十六条　事業団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一　国債その他内閣総理大臣の指定する有価証券の取得

二　銀行への預金又は郵便貯金

三　信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

（財産の処分等の制限）

第三十七条　事業団は、総理府令で定める重要な財産を貸し付け、譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

（給与及び退職手当の支給の基準）

第三十八条　事業団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（総理府令への委任）

第三十九条　この法律に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に関し必要な事項は、総理府令で定める。

第五章　監督

（監督）

第四十条　事業団は、内閣総理大臣が監督する。

2　内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告の徴取及び立入検査）

第四十一条　内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対しその業務に関し報告をさせ、又はその職員に事業団の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2　前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章　雑則

（解散）

第四十二条　事業団が解散した場合において、その債務を弁済した後の残余財産を分配するときは、各出資者の出資額を限度としてこれを行なうものとする。

2　前項に規定するもののほか、事業団の解散については、別に法律で定める。

（科学技術庁長官への委任）

第四十三条　内閣総理大臣は、次の各号に掲げる権限を科学技術庁長官に委任することができる。

一　第四条第二項、第五条第三項、第二十三条第二項、第二十四条、第二十七条、第三十三条第一項、第二項ただし書若しくは第六項、第三十五条

又は第三十七条の規定による認可

二　第十七条ただし書、第二十九条第一項又は第三十八条の規定による承認

三　第三十六条第一号の規定による指定

四　第四十一条第一項の規定による報告の徴取及び立入検査

（大蔵大臣との協議）

第四十四条　内閣総理大臣（前条の規定により委任された場合には、科学技術庁長官。次条において同じ。）は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

一　第五条第三項、第二十三条第二項第一号、第二十七条、第三十三条第一項、第二項ただし書若しくは第六項、第三十五条又は第三十七条の規定による認可をしようとするとき。

二　第二十五条第一項の基本方針及び基本計画を定めようとするとき。

三　第二十九条第一項又は第三十八条の規定による承認をしようとするとき。

四　第三十六条第一号の規定による指定をしようとするとき。

五　第三十七条又は第三十九条の規定により総理府令を定めようとするとき。

（通商産業大臣との協議）

第四十五条　内閣総理大臣は、次の場合には、あらかじめ、通商産業大臣に協議しなければならない。ただし、その協議は、第三号及び第四号の場合にあつては、動力炉開発業務に係る事項に限られるものとする。

一　第二十三条第二項第一号の規定による認可をしようとするとき。

二　第二十五条第一項の基本方針及び基本計画を定めようとするとき。

三　第二十七条の規定による認可をしようとするとき。

四　第三十六条の規定による指定をしようとするとき。

五　第四十条第二項の規定による内閣総理大臣の命令に違反したとき。

第七章　罰則

（罰則）

第四十六条　第四十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第四十七条　次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員は、三万円以下の過料に処する。

一　この法律により内閣総理大臣（第四十三条の規定により委任された場合には、科学技術庁長官）の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二　第八条第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三　第二十三条第一項に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四　第三十六条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五　第四十条第二項の規定による内閣総理大臣の命令に違反したとき。

第四十八条　第九条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第八条から第三十一条までの規定は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政

令で定める日から施行する。

（事業団の設立）

第二条　内閣総理大臣は、第十三条第一項又は第三項の例により、事業団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2　前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、事業団の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

3　内閣総理大臣は、設立委員を命じて、事業団の設立に関する事務を処理させる。

4　設立委員は、政府以外の者に対し、事業団に対する出資を募集しなければならない。

5　設立委員は、前項の募集が終わつたときは、内閣総理大臣に対し、設立の認可を申請しなければならない。

6　設立委員は、前項の認可を受けたときは、政府及び出資の募集に応じた政府以外の者に対し、出資金の払込みを求めなければならない。

7　設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

8　第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前項の事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

9　事業団は、前項の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

（原子燃料公社の解散等）

第三条　原子燃料公社は、事業団の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において事業団が承継する。

2　原子燃料公社の解散の時までに政府から原子燃料公社に対して出資された金額は、事業団の設立に際して政府から事業団に対し出資されたものとする。

3　原子燃料公社の解散の日を含む事業年度に係る業務報告書、決算、財務諸表及び予算の実施の結果を明らかにした説明書の作成、提出、公告、送付、検査又は報告については、なお従前の例による。この場合において、原子燃料公社の決算の完結の期限は、解散の日の翌日から起算して三月を経過した日とする。

4　第一項の規定により事業団が権利を承継する場合において、当該承継に伴う登記若しくは登録又は当該承継に係る不動産の取得については、登録免許税又は不動産取得税を課さない。

5　第一項の規定により事業団が承継した権利の目的たる設備又は家屋であつて、附則第十七条の規定の施行の際同条の規定による改正前の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百四十九条の三第十二項の規定により固定資産税の課税標準の特例の適用を受けているものに対して課する固定資産税の課税標準は、当該特例の適用を受けることとなつていた期間内は、なお従前の例による。

（経過規定）

第四条　この法律の施行の際現に動力炉・核燃料開発事業団という名称を使用している者は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならない。

2　第九条の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には適用しない。

第五条　事業団の最初の事業年度は、第二十六条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和四十三年三月三十一日に終わるものとする。

第六条　事業団の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第二十七条中「当該事業年

度の開始前に」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」と読み替えるものとする。

第七条　原子燃料公社の解散の際現にその役員であつて、引き続き事業団の役員となるもののその任期は、第十四条第一項の規定にかかわらず、当該解散の時におけるその者の役員としての残任期間とする。

2　原子燃料公社の解散の際現にその職員として在職する者であつて、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第百二十四条の二第一項の復帰希望職員であるものが、引き続いて事業団の職員となつた場合には、その者を当該復帰希望職員とみなして同条の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「公庫等職員として在職する間」とあるのは「動力炉・核燃料開発事業団の職員として在職する間」と、同条第二項中「公庫等職員」とあるのは「原子燃料公社又は動力炉・核燃料開発事業団の職員」と、同条第四項中「公庫等」とあるのは「動力炉・核燃料開発事業団」と、「当該復帰希望職員の転出の時にさかのぼつて」とあるのは「動力炉・核燃料開発事業団の成立の日から」と、同条第五項中「公庫等職員」とあるのは「動力炉・核燃料開発事業団の職員」と、「公庫等」とあるのは「事業団」とする。

3　原子燃料公社の解散の際現にその役員又は職員として在職する者であつて、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百五十二号）附則第十条第二項又は第十一条第一項の復帰希望職員であるものが、引き続いて事業団の役員又は職員となつた場合には、その者を当該復帰希望職員とみなして同法附則第十条第二項から第四項まで又は第十一条の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「その他の公庫等職員として在職する間」とあるのは、「動力炉・核燃料開発事業団の職員として在職する間」とする。

4　原子燃料公社の解散の際現にその職員として在職する者であつて、地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）第百二十八条第一項の復帰希望職員であるものが、引き続いて事業団の職員となつた場合には、その者を当該復帰希望職員とみなして同条の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「その他の公庫等職員として在職する間」とあるのは「動力炉・核燃料開発事業団の職員として在職する間」とする。

5　第二項又は第三項の規定は、事業団の設立の際、現に日本原子力研究所の職員として在職する者であつて、国家公務員共済組合法第百二十四条の二第一項又は国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律附則第十一条第一項の復帰希望職員であるものが、引き続いて事業団の職員となつた場合（これに準ずる場合として政令で定める場合を含む。）について準用する。この場合において、その準用により適用され又は準用されることとなる国家公務員共済組合法第百二十四条の二第五項中「及び公庫等」とあるのは、「並びに日本原子力研究所及び動力炉・燃料開発事業団」と読み替えるものとする。

（原子燃料公社法の廃止）

第八条　原子燃料公社法（昭和三十一年法律第九十四号）は、廃止する。

（原子燃料公社法の廃止に伴う経過規定）

第九条　前条の規定の施行前にした廃止前の原子燃料公社法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（関係法律の一部改正）

第十条　核原料物質開発促進臨時措置法（昭和三十一年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

本則中「原子燃料公社」を「動力炉・核燃料開発事業団」に、「公社」を「事業団」を改める。

第十一条　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。

本則中「原子燃料公社」を「動力炉・核燃料開発事業団」に改める。

第十二条　原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第五号を次のように改める。

五　動力炉・核燃料開発事業団

第十三条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中原子燃料公社の項を削り、動力炉・核燃料開発事業団の項の次に次のように加える。

動力炉・核燃料開発事業団	動力炉・核燃料開発事業団法（昭和四十二年法律第七十三号）

第十四条　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中原子燃料公社の項を削る。

別表第二第一号の表中糖価安定事業団の項の次に次のように加える。

動力炉・核燃料開発事業団	動力炉・核燃料開発事業団法（昭和四十二年法律第七十三号）

第十五条　印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二中原子燃料公社の項を削る。

第十六条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二中原子燃料公社の項を削る。

第十七条　地方税法の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第七号中「及び日本原子力船開発事業団」を、「日本原子力船開発事業団及び動力炉・核燃料開発事業団」に改める。

第七十三条の四第一項第一号中「、原子燃料公社」を削り、「日本原子力研究所」の下に「、動力炉・核燃料開発事業団」を加える。

第三百四十九条の三第十二項中「原子燃料公社が設置する核燃料物質の生産及び加工の用に供する設備並びに」を「動力炉・核燃料開発事業団が設置する設備で動力炉・核燃料開発事業団法（昭和四十二年法律第七十三号）第二十三条第一項第一号から第四号までに掲げる業務の用に供するもの及び」に改める。

第十八条　行政管理庁設置法（昭和二十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「、原子燃料公社」を削り、「日本原子力船開発事業団」の下に「、動力炉・核燃料開発事業団」を加える。

第十九条　建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二十六号の二中「、原子燃料公社」を削り、「日本原子力研究所」の下に「、動力炉・核燃料開発事業団」を加える。

第二十条　科学技術庁設置法（昭和三十一年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第九条第八号中「原子燃料公社」を「動力炉・核燃料開発事業団」に改める。

第二十一条　国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律（昭和二十四年法律第百七十六号）の一部を次のように改正する。

第五条中「、日本電信電話公社及び原子燃料公社」を「及び日本電信電話公社」に改める。

第二十二条　政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「、原子燃料公社」を削る。

第二十三条　国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和二十五年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「、原子燃料公社」を削る。

第二十四条　公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第百三十六条の二第一項第二号中「、原子燃料公社」を削る。

第百四十五条第一項及び第百六十六条第一号中「、日本電信電話公社又は原子燃料公社」を「又は日本電信電話公社」に改める。

第二十五条　予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第百七十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「、原子燃料公社」を削る。

第二十六条　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第三項中「、原子燃料公社」を削る。

第二十七条　土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第三十四号中「原子燃料公社が原子燃料公社法（昭和三十一年法律第九十四号）第十九条第一項各号」を「動力炉・核燃料開発事業団が動力炉・核燃料開発事業団法（昭和四十二年法律第七十三号）第二十三条第一項第一号から第五号まで」に改める。

第二十八条　自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第十条、第七十二条第一項及び第七十八条第二項中、「原子燃料公社」を削る。

第二十九条　地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「日本原子力船開発事業団」の下に「、動力炉・核燃料開発事業団」を加える。

第三十条　都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第九条中「、日本電信電話公社若しくは原子燃料公社」を「若しくは日本電信電話公社」に改める。

第三十一条　海岸法（昭和三十一年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「、原子燃料公社」を削る。

（内閣総理・法務・大蔵・通商産業・運輸・建設・自治大臣署名）

法律第七十四号（昭四二・七・二一）

◎土地収用法の一部を改正する法律

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十条」を「第十条の二に、「第三章　事業の認定等（第十六条―第三十条）」を「第三章　事業の認定等　第一節　事業の認定　第二節　収用又は使用の手続の保留（第三十条の二）」に、「第三十一条―第三十四条の六）」に、「第一節　土地細目の公告及び協議（第三十一条―第四十二条）　第二節　収用委員会の裁決（第四十三条―第五十条）　第一節　調書の作成（第三十五条―第三十八条）　第二節　裁決手続の開始（第三十九条―第四十六条の二―第四十六条の四）　第三節　補償金の支払請求（第四十七条―第五十条）　第四節　裁決（第四十六条の四）」に、「第九十条」を「第九十条の四」に、「第一節　収用委員会の調停（第百八条―第百十五条）」を「第一節　削除（第百八条―第百十五条）」に、「第百四十条」を「第百四十条の二」に改める。

第八条の見出しを「（定義等）」に改め、同条第三項ただし書を次のように改める。

ただし、第二十六条第一項（第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による事業の認定の告示があつた後において新たな権利を取得した者は、既存の権利を承継した者を除き、関係人に含まれないものとする。

第八条に次の二項を加える。

4　この法律において、土地又は物件に関する所有権以外の権利を有する者には、当該土地若しくは物件又は当該土地若しくは物件に関する所有権以外の権利につき、仮登記上の権利又は既登記の買戻権を有する者、既登記の差押債権者及び既登記の仮差押債権者が含まれるものとする。

5　前項の規定は、鉱業権・漁業権又は入漁権に関する権利を有する者について準用する。この場合において、同項中「仮登記」とあるのは「仮登録」と、「既登記」とあるのは「既登録」と読み替えるものとする。

第一章中第十条の次に次の一条を加える。

（取得した土地の管理）

第十条の二　起業者は、第二十六条第一項の規定によつて告示された事業の用に供するため取得した土地については、公共の利益に沿うように適正な管理を行なわなければならない。

2　起業者は、前項に規定する土地を、同項に規定する事業の用以外の他の用に供する工作物その他の施設の用に供するために利用し、又は利用させるときは、当該土地の周辺の環境を阻害しないよう配慮しなければならない。

第十五条の二第一項中「土地細目、権利細目、物件細目又は土石砂れきの細目の公告の申請」を「第二十六条第一項（第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による事業の認定の告示」に改める。

第十五条の四中「土地細目、権利細目、物件細目又は土石砂れきの細目の公告」を「第二十六条第一項（第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による事業の認定の告示」に改める。

第十八条に次の一項を加える。

4　第一項第三号及び第二項第二号に規定する起業地の表示は、土地所有者及び関係人が自己の権利に係

る土地が起業地の範囲に含まれることを容易に判断できるものでなければならない。

第二十六条第一項中「及び起業地」を「、起業地及び第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（起業地を表示する図面の長期縦覧）

第二十六条の二　建設大臣又は都道府県知事は、第二十条の規定によつて事業の認定をしたときは、直ちに、起業地が所在する市町村の長にその旨を通知しなければならない。

2　市町村長は、前項の通知を受けたときは、直ちに、第二十四条第一項の規定により送付を受けた起業地を表示する図面を、事業の認定が効力を失う日又は第三十条の二において準用する第三十条第二項若しくは第三項の規定による通知を受ける日まで公衆の縦覧に供しなければならない。

3　第二十四条第四項及び第五項の規定は、市町村長が第一項の通知を受けた日から二週間を経過しても前項の規定による手続を行なわない場合に準用する。

第二十八条の次に次の二条を加える。

（補償等について周知させるための措置）

第二十八条の二　起業者は、第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示があつたときは、直ちに、建設省令で定めるところにより、土地所有者及び関係人が受けることができる補償その他建設省令で定める事項について、土地所有者及び関係人に周知させるため必要な措置を講じなければならない。

（土地の保全）

第二十八条の三　第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示があつた後においては、何人も、都道府県知事の許可を受けなければ、起業地について明らかに事業に支障を及ぼすような形質の変更をしてはならない。

2　都道府県知事は、土地の形質の変更について起業者の同意がある場合又は土地の形質の変更が災害の防止その他正当な理由に基づき必要があると認められる場合に限り、前項の規定による許可をするものとする。

第二十九条中「三年以内に第三十一条の規定による土地細目の公告」を「一年以内に第三十九条第一項の規定による収用又は使用の裁決」に改め、同条に次の一項を加える。

2　第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示があつた日から四年以内に第四十七条の二第三項の規定による明渡裁決の申立てがないときも、前項と同様とする。この場合において、既にされた裁決手続開始の決定及び権利取得裁決は、取り消されたものとみなす。

第三十条第一項後段を次のように改める。

この場合においては、建設省で定めるところにより、その旨を周知させるため必要な措置を講じなければならない。

第三十条第二項中「告示する」を「告示し、かつ、起業地が所在する市町村の長に通知する」に改め、同条第三項中「告示」の下に「、通知」を加え、第三章中同条の次に次の一条を加える。

（土地等の取得の完了）

第三十条の二　前条第一項前段、第二項及び第三項の規定は、起業者が起業地内のすべての土地について必要な権利を取得した場合に準用する。ただし、同条第二項及び第三項の規定による告示及び報告は、することを要しない。

「第四章　収用又は使用の手続」を削り、「第一節　土地細目の公告及び協議」を「第二節　収用又は使用の手続の保留」に改める。

て告示された事項並びに収用又は使用の手続を開始しようとする土地を記載した申立書に、当該土地を表示する図面を添附して、これを当該土地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

2　第十八条第四項の規定は、前項の規定による土地の表示について、第十九条第一項前段及び第二項の規定は、前項の規定による申立書の欠陥の補正について準用する。この場合において、同条第一項前段中「前条」とあるのは「第三十四条の二第一項」と、「事業認定申請書」とあるのは「申立書」と、「同条」とあるのは「同項」と、「事業認定申請書及びその添附書類」とあるのは「申立書及び図面」と読み替えるものとする。

（図面の縦覧）

第三十四条の三　都道府県知事は、第三十四条の規定による申立てがあつたときは、遅滞なく、収用又は使用の手続が開始される旨及び第三十四条の四の規定による図面の縦覧場所を、都道府県知事が定める方法で告示しなければならない。

2　前項第二号ニに掲げる事項に関して起業者が過失がなくて知ることができないものについては、同項の規定による申請書の添付書類に記載することを要しない。

3　前項の規定による請求の手続に関して必要な事項は、建設省令で定める。

第四十条及び第四十一条を削る。

第二節　収用委員会の裁決」を削る。

第四十二条第一項第二号ロ中「並びにその土地にある物件の種類及び数量」、「又は物件及び」、「物件の数量等」を削り、同号ニ中「関係人」を「土地に関して権利を有する関係人」に改め、同号ホ中「損失補償」を「土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する損失補償」に改め、同号ヘ中「収用又は使用の」を「権利を取得し、又は消滅させる」に改め、同項第三号中「及び物件調書又はこれらの」を「又はその」に改め、同項第四号を削り、同条第二項を次のように改め、同条第三項を削り同条を第四十条とする。

2　土地所有者又は土地に関して権利を有する関係人（先取特権を有する者、質権者、抵当権者、差押債権者又は仮差押債権者である関係人を除く。）は、自己の権利に係る土地について、起業者に対し、前項の規定による申請をすべきことを請求することができる。ただし、一団の土地については、当該収用又は使用に因つて残地となるべき部分を除き、分割して請求することができない。

（事業の認定の失効）

第三十四条の二　起業者は、前条の規定による申立てをしようとするときは、建設省令で定める様式に従い、第二十六条第一項及び第三十三条の規定による土地細目の公告」を「第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示」に改める。

第三十八条の次に次の節名を加える。

第二節　裁決手続の開始

第三十九条を次のように改める。

（収用又は使用の裁決の申請）

第三十九条　起業者は、第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示があつた日から一年以内に限り、収用し、又は使用しようとする土地が所在する都道府県の収用委員会に収用又は使用の裁決を申請することができる。

2　土地所有者又は土地に関して権利を有する関係人（先取特権を有する者、質権者、抵当権者、差押債権者又は仮差押債権者である関係人を除く。）は、自己の権利に係る土地について、起業者に対し、前項の規定による申請をすべきことを請求することができる。ただし、一団の土地については、当該収用又は使用に因つて残地となるべき部分を除き、分割して請求することができない。

3　前項の規定による請求の手続に関して必要な事項は、建設省令で定める。

第四十条及び第四十一条を削る。

第二節　収用委員会の裁決」を削る。

第四十二条第一項第二号ロ中「並びにその土地にある物件の種類及び数量」、「又は物件及び」、「物件の数量等」を削り、同号ニ中「関係人」を「土地に関して権利を有する関係人」に改め、同号ホ中「損失補償」を「土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する損失補償」に改め、同号ヘ中「収用又は使用の」を「権利を取得し、又は消滅させる」に改め、同項第三号中「及び物件調書又はこれらの」を「又はその」に改め、同項第四号を削り、同条第二項を次のように改め、同条第三項を削り同条を第四十条とする。

2　前項第二号ニに掲げる事項に関して起業者が過失がなくて知ることができないものについては、同項の規定による申請書の添付書類に記載することを要しない。

（図面の縦覧）

第三十四条の四　都道府県知事は、第三十四条の規定による申立てがあつたときは、直ちに、当該土地が所在する市町村の長に対して、第三十四条の二第一項の図面を送付しなければならない。

2　市町村長は、前項の図面を受け取つたときは、直ちに、これを第二十六条の二第二項の図面とあわせて公衆の縦覧に供しなければならない。

3　第二十四条第四項及び第五項の規定は、市町村長が第一項の図面を受け取つた日から二週間を経過してもなお前項の規定による手続を行なわない場合に準用する。

（手続開始の告示の効果）

第三十四条の五　収用又は使用の手続を保留した土地については、第三十四条の三の規定による手続開始の告示があつた時を第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示があつた時とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、この章（第二十八条の二及び第二十九条第一項を除く。）、第九十二条第二項、第百六条第二項、第百六条第一項、第百十六条第一項及び第百三十条第二項の規定については、この限りでない。

（事業の認定の失効）

第三十一条から第三十四条までを次のように改める。

（手続の保留）

第三十一条　起業者は、起業地の全部又は一部について、事業の認定後の収用又は使用の手続を保留することができる。

（手続の保留の申立書）

第三十二条　起業者は、前条の規定によつて収用又は使用の手続を保留しようとするときは、建設省令で定める様式に従い、事業の認定の申請と同時に、その旨及び手続を保留する起業地の範囲を記載した申立書を提出しなければならない。この場合においては、第十八条第二項第二号に掲げる起業地を表示する図面に手続を保留する起業地の範囲を表示しなければならない。

2　第十八条第四項の規定は、前項の規定による起業地の範囲の表示について、第十九条第一項前段及び第二項の規定は、前項の規定による申立書の欠陥の補正について準用する。この場合において、同条第一項前段中「前条」とあるのは「第三十二条第一項」と、「事業認定申請書及びその添附書類」とあるのは「申立書及び図面」と、「同条」とあるのは「同項」と、同条第二項中「事業認定申請書」とあるのは「申立書」と読み替えるものとする。

（手続の保留の告示）

第三十三条　建設大臣又は都道府県知事は、前条第一項の申立てがあつたときは、第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示の際、あわせて事業の認定後の収用又は使用の手続が保留される旨及び手続が保留される起業地の範囲を告示しなければならない。

（手続開始の申立て）

第三十四条　起業者は、収用又は使用の手続を保留した土地について、その手続を開始しようとするときは、第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示があつた日から三年以内に、都道府県知事に、収用又は使用の手続を開始する旨を申し立てなければならない。

第三十四条の次に次の五条並びに章名及び節名を加える。

（手続開始の申立書）

第三十四条の二　起業者は、前条の規定による申立てをしようとするときは、建設省令で定める様式に従い、第二十六条第一項及び第三十三条の規定によつて告示された事項並びに収用又は使用の手続を開始しようとする土地を記載した申立書に、当該土地を表示する図面を添附して、これを当該土地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

2　第十八条第四項の規定は、前項の規定による土地の表示について、第十九条第一項前段及び第二項の規定は、前項の規定による申立書の欠陥の補正について準用する。この場合において、同条第一項前段中「前条」とあるのは「第三十四条の二第一項」と、「事業認定申請書」とあるのは「申立書」と、「同条」とあるのは「同項」と、「建設大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、同条第二項中「建設大臣又は都道府県知事は、事業認定申請書」とあるのは「都道府県知事は、申立書」と読み替えるものとする。

（手続開始の告示）

第三十四条の三　都道府県知事は、第三十四条の規定による申立てがあつたときは、遅滞なく、収用又は使用の手続が開始される旨及び第三十四条の四の規定による図面の縦覧場所を、都道府県知事が定める方法で告示しなければならない。

（図面の縦覧）

第三十四条の四　都道府県知事は、第三十四条の規定による申立てがあつたときは、直ちに、当該土地が所在する市町村の長に対して、第三十四条の二第一項の図面を送付しなければならない。

2　市町村長は、前項の図面を受け取つたときは、直ちに、これを第二十六条の二第二項の図面とあわせて公衆の縦覧に供しなければならない。

3　第二十四条第四項及び第五項の規定は、市町村長が第一項の図面を受け取つた日から二週間を経過してもなお前項の規定による手続を行なわない場合に準用する。

（手続開始の告示の効果）

第三十四条の五　収用又は使用の手続を保留した土地については、第三十四条の三の規定による手続開始の告示があつた時を第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示があつた時とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、この章（第二十八条の二及び第二十九条第一項を除く。）、第九十二条第二項、第百六条第二項、第百六条第一項、第百十六条第一項及び第百三十条第二項の規定については、この限りでない。

（事業の認定の失効）

第三十四条の六　起業者が、収用又は使用の手続を保留した土地について、第三十四条の期間内に同条の規定による申立てをしないときは、事業の認定は、期間満了の日の翌日から将来に向つて、その効力を失う。

第四章　収用又は使用の手続

第一節　調書の作成

第三十五条第一項及び第三十六条第一項中「第三十三条の規定による土地細目の公告」を「第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示」に改める。

第四十三条中「第四十二条」を「第四十条」に改め、同条を第四十一条とする。

第四十四条第一項中「第四十二条第一項」を「第四十条第一項」に改め、同条第二項中「第四十二条第一項第二号イ」を「第四十条第一項第二号イ」に改め、同条を第四十二条とする。

第四十五条第二項中「差押、仮差押又は」を削り、同条を第四十三条とし、同条の次に次の四条を加える。

（裁決の申請の特例）

第四十四条　第三十六条の規定による土地調書の作成前に第三十九条第二項の規定による請求があつたときは、第四十条第一項の規定にかかわらず、同項第二号の書類については、同号イ、ハ及びヘに掲げる事項並びに登記簿に現われた土地所有者及び関係人の氏名及び住所を記載すれば足りるものとし、同項第三号に掲げる書類は、添附することを要しない。

2　起業者は、前項の規定により添附書類の一部を省略して裁決を申請したときは、第三十六条の規定による土地調書の作成後、すみやかに、建設省令で定めるところにより、第四十条第一項の規定による添附書類中省略された部分を補充しなければならない。この場合においては、その補充があつたときに、同条第一項の規定による裁決申請書及びその添附書類を収用委員会が受理したものとみなして、前二条の規定を適用する。

（裁決申請があつた旨の公告等）

第四十五条　前条第一項の規定により添附書類の一部を省略して裁決の申請があつたときは、収用委員会は、第四十一条において準用する第十九条第二項の規定により裁決申請書を却下する場合を除くの外、申請に係る土地が所在する市町村の長並びに添附書類に記載されている土地所有者及び関係人に裁決の申請があつた旨の通知をしなければならない。

2　市町村長は、前項の通知を受けたときは、直ちに、通知に係る土地について裁決の申請があつた旨を二週間公告しなければならない。

3　第四十二条第三項、第四項及び第六項の規定は、前項の規定による公告について準用する。この場合において、同条第四項中「書類を受け取つた」とあるのは、「通知を受けた」と読み替えるものとする。

（裁決手続開始の決定及び裁決手続開始の登記の嘱託）

第四十五条の二　収用委員会は、第四十四条第一項の規定により添附書類の一部を省略して裁決の申請があつたときは、前条第二項に規定する公告期間を経過した後、これを省略しないで裁決の申請があつたときは、第四十二条第二項に規定する縦覧期間を経過した後、遅滞なく、建設省令で定めるところにより裁決手続の開始を決定してその旨を公告し、かつ、申請に係る土地を管轄する登記所に、その土地及びその土地に関する権利について、収用又は使用の裁決手続の開始の登記（以下単に「裁決手続開始の登記」という。）を嘱託しなければならない。

（裁決手続開始の登記の効果）

第四十五条の三　裁決手続開始の登記があつた後において、当該登記に係る権利を承継し、当該登記に係る権利について仮登記若しくは買戻しの特約の登記をし、又は当該登記に係る権利について差押え、仮差押えの執行若しくは仮処分の執行をした者は、当該承継、仮登記上の権利若しくは買戻権又は当該処分を起業者に対抗することができない。ただし、相続人その他の一般承継人及び当該裁決手続開始の登記前に登記された買戻権の行使又は当該裁決手続開始の登記前にされた差押え若しくは仮差押えの執行に係る国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）による滞納処分（その例による滞納処分を含むものとあつたときは、前条第二項に規定する公告期間を経過した後、これを省略しないで裁決の申請があつたときは、第四十二条第二項に規定する縦覧期間を経過した後、遅滞なく、建設省令で定めるところにより裁決手続の開始を決定してその旨を公告し、かつ、申請に係る土地を管轄する登記所に、その土地及びその土地に関する権利について、収用又は使用の裁決手続の開始の登記（以下単に「裁決手続開始の登記」という。）を嘱託しなければならない。

（裁決手続開始の登記の効果）

第四十五条の三　裁決手続開始の登記があつた後において、当該登記に係る権利を承継し、当該登記に係る権利について仮登記若しくは買戻しの特約の登記をし、又は当該登記に係る権利について差押え、仮差押えの執行若しくは仮処分の執行をした者は、当該承継、仮登記上の権利若しくは買戻権又は当該処分を起業者に対抗することができない。ただし、相続人その他の一般承継人及び当該裁決手続開始の登記前に登記された買戻権の行使又は当該裁決手続開始の登記前にされた差押え若しくは仮差押えの執行に係る国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）による滞納処分（その例による滞納処分を含むものと

し、以上並に「滞納処分」という。）、強制執行若しくは競売法（明治三十一年法律第十五号）による競売により権利を取得した者の当該権利の承継については、この限りでない。

2　裁決手続開始の登記前においては、土地が収用され、又は使用されることに因る損失の補償を請求する権利については、差押え、仮差押えの執行、譲渡又は質権の設定をすることができない。裁決手続開始の登記後においても、その登記に係る権利で、その登記前に差押え又は仮差押えの執行がされているもの（質権、抵当権その他の権利で、当該差押え又は仮差押えの執行に係る滞納処分、強制執行又は競売法による競売によつて消滅すべきものを含む。）に対する損失の補償を請求する権利につき、同様とする。

第四十六条第一項中「第四十四条第二項」を「第四十二条第二項」に改め、同条第二項中「第四十二条第一項」を「第四十四条第一項」に、「前条」を「第四十三条又は第八十七条ただし書」に改め、同条の次に次の一節及び節名を加える。

第三節　補償金の支払請求

（補償金の支払請求）

第四十六条の二　土地所有者又は土地に関して権利を有する関係人（先取特権を有する者、質権者、抵当権者、差押債権者又は仮差押債権者である関係人を除く。）は、第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示があつた後は、第四十八条第一項の規定による裁決前であつても、起業者に対し、土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する補償金（第七十六条第三項の規定によるものを除く。）の支払を請求することができる。第三十九条第二項ただし書及び第三項の規定は、この場合に準用する。

2　前項の規定による補償金の支払の請求は、第三十九条第二項の規定による請求とあわせてしなければならない。ただし、既に、起業者が同条第一項の規定による収用若しくは同項の裁決の申請をし、又は同項の規定による補償金の支払の請求をしているときは、この限りでない。

3　裁決手続開始の登記前から差押え又は仮差押えの執行がされている権利（当該差押え又は仮差押えの執行に係る滞納処分、強制執行又は競売法による競売によつて消滅すべき権利を含む。）については、第一項の規定による補償金の支払の請求は、することができない。差押え又は仮差押えの執行前に同項の規定による補償金の支払の請求がされた権利について、差押え又は仮差押えの執行後に裁決手続開始の登記がされたときは、同項の規定による補償金の支払の請求は、その効力を失う。

（残地収用等に係る補償金の支払請求）

第四十六条の三　第七十六条第一項又は第八十一条第一項の規定による収用の請求を前提とする前条第一項の規定による補償金の支払の請求は、あらかじめ、第八十七条の規定によりその収用の請求に必要な手続をした場合に限つてすることができる。

（見積りによる補償金の支払）

第四十六条の四　起業者は、第四十六条の二第一項の規定による補償金の支払の請求を受けたときは、建設省令で定めるところにより、二月以内に自己の見積りによる補償金を支払わなければならない。ただし、裁決手続開始の登記がされていないときは、その登記がされた日から一週間以内に支払えば足りる。

2　第九十五条第二項（第三号を除く。）及び第四項後段、第九十九条第一項及び第三項並びに第百四条の規定は、前項の規定によつて支払うべき補償金について準用する。この場合において、第九十五条第二項中「権利取得の時期」とあるのは「第四十六条の四

第一項の規定による支払期限」と、第百四条中「が収用され、又は使用された」とあるのは「について第四十六条の二第一項の規定による補償金の支払の請求がされた」と、「その目的物の収用又は使用に因つて」とあるのは「第四十六条の四第一項の規定によつて」と読み替えるものとする。

3　起業者は、前項において準用する第百四条の規定により権利を行なうことができる者に対して、第一項の規定による補償金の支払前にあらかじめ、その支払をする旨を通知しなければならない。

4　第一項の規定による支払期限前に権利取得裁決の裁決書の正本が起業者に発達されたときは、第四十六条の二第一項の規定による補償金の支払の請求は、その効力を失う。

第四節　裁決

第四十七条中「起業者の」を「収用又は使用の裁決の」に改め、同条の次に次の三条を加える。

（収用又は使用の裁決）

第四十七条の二　収用委員会は、前条の規定によつて申請を却下する場合を除くの外、収用又は使用の裁決をしなければならない。

2　収用又は使用の裁決は、権利取得裁決及び明渡裁決とする。

3　明渡裁決は、起業者、土地所有者又は関係人の申立てをまつてするものとする。

4　明渡裁決は、権利取得裁決とあわせて、又は権利取得裁決のあつた後に行なう。ただし、明渡裁決のため必要な審理を権利取得裁決前に行なうことを妨げない。

（明渡裁決の申立て等）

第四十七条の三　起業者は、明渡裁決の申立てをしようとするとき、又は土地所有者若しくは関係人から明渡裁決の申立てがあつたときは、建設省令で定める様式に従い、次に掲げる書類を収用委員会に提出しなければならない。

一　市町村別に次に掲げる事項を記載した書類

イ　土地の所在、地番及び地目

ロ　土地にある物件の種類及び数量（物件が分割されることになる場合においては、その全部の物件の数量を含む。）

ハ　土地所有者及び関係人の氏名及び住所

ニ　第四十条第一項第二号ホに掲げるものを除くその他の損失補償の見積り及びその内訳

ホ　土地若しくは物件の引渡し又は物件の移転の期限

二　第三十六条の規定による物件調書又はその写し

2　第四十条第二項の規定は、前項第一号ハに掲げる事項の記載について準用する。

3　第三十七条の二に規定する場合においては、第一項第一号の書類に記載すべき事項のうちロに掲げる事項については、第三十五条第一項の規定による方法以外の方法により知ることができる程度で記載すれば足りるものとする。この場合においては、その書類にその旨を附記しなければならない。

4　第一項第二号に掲げる書類については、既に作成したこれらの書類の内容が現況と著しく異なると認められるときは、新たにこれを作成して、従前の書類とともに提出しなければならない。

5　第十九条第一項前段の規定は、第一項に規定する書類の欠陥の補正について準用する。この場合において、「前条」とあるのは「第四十七条の三第一項から第四項まで」と、「事業認定申請書及びその添附書類」とあるのは「書類」と、「同条」とあるのは「これらの規定」と、「建設大臣又は都道府県知事」とあるのは「収用委員会」と読み替えるものとする。

6　第一項から前項までに定めるものの外、明渡裁決の申立ての手続に関して必要な事項は、建設省令で定める。

（書類の送付及び縦覧）

第四十七条の四　収用委員会は、前条第一項の書類を受理したときは、市町村別に当該市町村に関係がある部分の写しを当該市町村長に送付するとともに、その書類に記載されている土地所有者及び関係人に明渡裁決の申立てがあつた旨の通知をしなければならない。

2　第四十二条第二項から第六項まで及び第四十三条の規定は、前項の規定により市町村長が送付を受けた書類の縦覧並びに土地所有者、関係人及び準関係人の意見書の提出について準用する。この場合において、第四十二条第二項中「前項」とあるのは「第四十七条の三第一項」と、「第四十条第一項第二号イ」とあるのは「同項第一号イ」と読み替えるものとする。

第四十八条の見出しを「（権利取得裁決）」に改め、同条第一項を次のように改める。

権利取得裁決においては、次に掲げる事項について裁決しなければならない。

一　収用する土地の区域又は使用する土地の区域並びに使用の方法及び期間

二　土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する損失の補償

三　権利を取得し、又は消滅させる時期（以下「権利取得の時期」という。）

四　その他この法律に規定する事項

第四十八条第二項中「第四十二条第一項」を「第四十条第一項」に改め、同条第三項中「第四十二条第一項」を「第四十条第一項」に、「第四十五条若しくは第六十三条第二項」を「第四十三条、第六十三条第二項若しくは第八十七条ただし書」に改める。

第四十九条を次のように改める。

（明渡裁決）

第四十九条　明渡裁決においては、次に掲げる事項について裁決しなければならない。

一　前条第一項第二号に掲げるものを除くその他の損失の補償

二　土地若しくは物件の引渡し又は物件の移転の期限（以下「明渡しの期限」という。）

三　その他この法律に規定する事項

2　前条第三項から第五項までの規定は、前項第一号に掲げる事項について準用する。

第五十条第二項及び第三項中「第四十八条第一項各号」の下に「又は前条第一項各号」を加え、同条第五項中「第四十八条第一項の規定による収用又は使用の裁決」を「権利取得裁決又は明渡裁決」に改める。

第五十二条第五項中「前項」を「第三項」に改める。

第六十三条第一項及び第三項中「第四十二条第一項」を「第四十条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第四十三条第一項」に改める。

第六十六条の見出し及び同条第一項中「及び決定」を削り、同条第二項中「及び決定」及び「及び決定書」を削り、同条第三項中「及び決定書」を削る。

第六十七条を次のように改める。

第六十七条　削除

第七十一条から第七十三条までを次のように改める。

（土地等に対する補償金の額）

第七十一条　収用する土地又はその土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の額は、近傍類地の取引価格等を考慮して算定した事業の認定の告示の時における相当な価格に、権利取得裁決の時までの物価の変動に応ずる修正率を乗じて得た額とする。この場合において、その修正率は、政令で定める方法

によつて算定するものとする。

第七十二条　前条の規定は、使用する土地又はその土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の額について準用する。この場合において、同条中「近傍類地の取引価格」とあるのは、「その土地及び近傍類地の地代及び借賃」と読み替えるものとする。

（その他の補償額算定の時期）

第七十三条　この節に別段の定めがある場合を除くの外、損失の補償は、明渡裁決の時の価格によつて算定してしなければならない。

2　前項の規定による残地又は残地に関する所有権以外の権利に対する補償金の額については、第七十一条及び第七十二条の例による。

第七十六条に次の一項を加える。

3　第一項の規定によつて収用の請求がされた土地に関する所有権以外の権利に対しては、第七十一条の規定にかかわらず、近傍類地の取引価格等を考慮して算定した権利取得裁決の時における相当な価格をもつて補償しなければならない。

第八十条の次に次の一条を加える。

（原状回復の困難な使用の補償）

第八十条の二　土地を使用する場合において、使用の方法が土地の形質を変更し、当該土地を原状に復することを困難にするものであるときは、これによつて生ずる損失をも補償しなければならない。

2　前項の規定による土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の額については、第七十一条の例による。

第八十一条第三項を次のように改める。

3　前項の規定による請求があつた権利については、起業者がその権利の裁決の申請をしたものとみなして、第一項の規定に基づく請求に係る裁決とあわせて裁決するものとする。

第八十二条第一項中「質権及び抵当権を有する者」を「先取特権を有する者、質権者、抵当権者及び第八条第四項の規定により関係人に含まれる者」に改め、同条第二項中「認めるときは、」の下に「権利取得裁決において」を加える。

第八十三条第二項中「認めるときは、」の下に「権利取得裁決において」を加える。

第八十四条第二項及び第八十五条第二項中「認めるときは、」の下に「明渡裁決において」を加える。

第八十六条第一項中「第七十二条から第七十四条まで」を「第七十一条、第七十二条、第七十四条、第八十条の二」に改め、同条第二項中「認めるときは、」の下に「権利取得裁決又は明渡裁決において」を加える。

第八十七条中「第七十六条」を「第七十六条第一項及び第二項、第七十七条」に、「第四十五条第一項」を「第四十三条第一項（第四十七条の四第二項において準用する場合を含む。）」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、第七十六条第一項及び第八十一条第一項の規定による請求は、第四十三条の縦覧期間前においても、その請求に係る意見書を収用委員会に提出することによつてすることができる。

第八十八条中「第七十二条から第七十五条まで」を「第七十一条、第七十二条、第七十四条、第七十五条」に、「及び第八十条」を「、第八十条及び第八十条の二」に改める。

第八十九条第一項中「第三十三条の規定による土地細目の公告」を「第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示」に改め、同条第三項中「第三十四条第一項」を「第二十八条の三第一項」に改める。

第六章第一節中第九十条の次に次の三条を加える。

（補償請求者に関する特例）

第九十条の二　第四十六条の二第一項の規定による補償金の支払の請求があつた土地又は土地に関する所有権以外の権利については、第七十一条中「権利取得裁決の時」とあるのは、「第四十六条の四第一項の規定による支払期限」とする。

（差額及び加算金の裁決）

第九十条の三　第四十六条の二第一項の規定による補償金の支払の請求があつた場合においては、収用委員会は、権利取得裁決において次の各号に掲げる事項について裁決しなければならない。

一　起業者が土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する補償金として既に支払つた額を、その支払時期に応じて第七十一条に規定する政令で定める方法の例により算定した修正率によつて第四十六条の四第一項の規定による支払期限における価額に修正した額

二　前条の規定により読み替えられた第七十一条の規定によつて算定した補償金の額と前号の額とに過不足があるときは、起業者が支払うべき補償金の残額及びその権利者又は起業者が返還を受けることができる額及びその権利者又は起業者が返還を受けることができる額及びその債務者

三　支払を遅滞した補償金に対する加算金

2　前項第三号に掲げる加算金の額は、第四十六条の四第一項の規定による支払を遅滞した金額について、その支払を遅滞した期間（裁決の時までに支払われなかつた金額については、裁決の時までの期間）につき、次の各号に定めるところにより算定した額とする。

一　遅滞額が前条の規定による補償金の額の二割以上である期間　百円につき一日五銭

二　遅滞額が前条の規定による補償金の額の二割未満である期間　百円につき一日三銭

三　遅滞額が前条の規定による補償金の額の一割未満である期間　百円につき一日一銭七厘

（過怠金の裁決）

第九十条の四　起業者が第三十九条第二項の規定による請求を受けた日から二週間以内に収用又は使用の裁決の申請をしなかつた場合においては、収用委員会は、権利取得裁決において、起業者が、土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利を有する関係人に対し、それらの者が受けるべき補償金百円につき一日五銭の割合により裁決の申請を怠つた期間について算定した過怠金を支払うべき旨の裁決をしなければならない。

第九十二条第一項中「第三十三条の規定による土地細目の公告」を「第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示」に改め、「第二十九条」の下に「若しくは第三十四条の六」を加える。

第九十四条第六項中「及び第六十七条」を削り、「第四十八条第一項各号」の下に「又は前条第一項各号」を加え、「第四十八条第一項の規定による収用又は使用の裁決」を「権利取得裁決又は明渡裁決」に、「第四十二条第一項」を「第四十五条第一項」に、「第四十三条第一項」に改め、「、第六十六条第一項及び第二項中「裁決及び決定」とあるのは「裁決」と、同条第二項及び第三項中「裁決書及び決定書」とあるのは「裁決書」と」を削る。

第九十五条の見出し中「補償」を「権利取得裁決に係る補償」に改め、同条第一項中「収用又は使用の時期」を「権利取得裁決において定められた権利取得の時期」に、「第四十八条第一項の規定による裁決」を「権利取得裁決」に改め、「補償金」の下に「、加算金及び過怠金（以下「補償金等」という。）」を加え、「第八十五条第二項の規定に基く物件の移転の代行」を削り、同条第二項中「収用又は使用の時期」を「権利取得の時期」に、「補償金」を「補償金等」に、「補償金額」を「補償金等の

による換価手続において消滅すべき権利を含むものとし、以下この条において、単に「差押えに係る権利」という。）について権利取得裁決又は明渡裁決があつたとき（明渡裁決にあつては、第七十八条又は第七十九条の規定による請求があつた場合に限る。）は、起業者は、前条の規定にかかわらず、権利取得の時期又は明渡しの期限までに、当該差押えに係る権利に対する補償金等を当該差押えによる配当手続を実施すべき機関に払い渡さなければならない。ただし、強制競売に係る競落許可決定が確定した後又は競売法による競売による競落代価の支払若しくは滞納処分による売却代金の支払があつた後においては、この限りでない。

2　前項の規定により配当手続を実施すべき機関が払渡しを受けた金銭は、配当に関しては、強制執行による売却代金、競売法による競落代価又は滞納処分による売却代金（使用の裁決に係るときは、それらの一部）とみなし、収用の裁決に係る場合における補償金等の支払を命ずる判決に基づく給付をしたものとみなす。

3　強制競売に係る競落許可決定又は競売法による競売に係る競落許可決定後その確定前、競売による売却代金の支払があつた場合における強制執行又は競売法による競売に関しては、最高裁判所規則で民事訴訟法及び競売法の特例その他必要な事項を、その補償金等の裁判所以外の配当手続を実施すべき機関への払渡し及びその払渡しがあつた場合における滞納処分に関しては、政令で国税徴収法の特例その他必要な事項を定めることができる。

（明渡裁決に係る補償の払渡し又は供託等）

第九十七条　起業者は、明渡裁決で定められた明渡しの期限までに、明渡裁決に係る補償金の払渡し、第八十五条第二項の規定に基づく物件の移転の代行又は第八十六条第二項の規定に基づく宅地の造成をしなければならない。

2　第九十五条第二項から第四項まで及び第六項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第二項中「権利取得の時期」とあるのは「明渡しの期限」と、同条第四項中「第四十八条第五項」とあるのは「第四十九条第二項において準用する第四十八条第五項」と、「権利取得の時期」とあるのは「明渡しの期限」と、同条第六項中「権利取得裁決に係る第八十三条第二項の規定に基く耕地の造成」とあるのは、「明渡裁決に係る第八十四条第二項の規定に基づく工事の代行」と読み替えるものとする。

第百条中「収用又は使用の時期」を「権利取得裁決において定められた権利取得の時期」に、「第四十八条第一項の規定による裁決に係る補償金」を「権利取得裁決に係る補償金等」に改め、「第八十五条第二項の規定に基く物件の移転の代行の提供」を削り、「第四十八条第一項の規定による収用委員会の裁決は、その効力を失い、裁決手続は、取り消されたものとみなす」に改め、同項を加える。

2　起業者が、明渡裁決において定められた明渡しの期限までに、明渡裁決に係る補償金の払渡し若しくは第八十五条第二項の規定に基づく物件の移転の代行の提供、第八十五条第二項の規定に基づく物件の移転の代行の提供又は第八十六条第二項の規定に基づく宅地の造成の提供又は第八十四条第三項において準用する第八十三条第四項の規定に基づく金銭若しくは有価証券の供託をしないときは、明渡裁決は、その効力を失う。この場合において、第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示があつた日から四年を経過していないときは、その期間経過前に限り、なお明渡裁決の申立てをすることができるものとし、その期間を経過しているときは、裁決手続開始の決定及び権利取得裁決は、取り消されたものとみなす。

第百一条第一項中「又は物件」を削り、「起業者は、収用の時期において」を「権利取得裁決において定められた権利取得の時期において、起業者は」に、「その他の権利は、消滅する」を「その他の権利並びに当該土地又は当該土地に関する所有権以外の権利に係る仮登記上の権利及び買戻権は消滅し、当該土地又は当該土地に関する所有権以外の権利に係る差押え、仮差押えの執行及び仮処分の執行はその効力を失う」に改め、「第七十六条第二項」の下に「又は第八十一条第二項」を加え、同条第二項中「使用の時期において」を「権利取得裁決において定められた権利取得の時期において、裁決で定められたところにより」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第一項本文の規定は、第七十八条又は第七十九条の規定によつて物件を収用する場合に準用する。この場合において、同項中「権利取得裁決において定められた権利取得の時期」とあるのは、「明渡裁決において定められた明渡しの期限」と読み替えるものとする。

第百一条の次に次の一条を加える。

（占有の継続）

第百一条の二　前条第一項の規定により起業者が土地の所有権を取得した際、同項の規定により失つた権

利に基づき当該土地を占有している者及びその承継人は、明渡裁決において定められる明渡しの期限までは、従前の用法に従い、その占有を継続することができる。ただし、第二十八条の三及び第八十九条の規定の適用を妨げない。

第百二条を次のように改める。

（土地若しくは物件の引渡し又は物件の移転）

第百二条　明渡裁決があつたときは、当該土地又は当該土地にある物件を占有している者は、明渡裁決において定められた明渡しの期限までに、起業者に土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転しなければならない。

第百二条の次に次の一条を加える。

（土地若しくは物件の引渡し又は物件の移転の代行及び代執行）

第百二条の二　前条の場合において次の各号の一に該当するときは、市町村長は、起業者の請求により、土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者に代わつて、土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転しなければならない。

一　土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者がその責めに帰することができない理由に因りその義務を履行することができないとき。

二　起業者が過失がなくて土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者を確知することができないとき。

2　前条の場合において、土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者がその義務を履行しないとき、履行しても充分でないとき、又は履行しても明渡しの期限までに完了する見込みがないときは、都道府県知事は、起業者の請求により、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。物件を移転すべき者が明渡裁決に係る第八十五条第二項の規定に基づく移転の代行の提供の受領を拒んだときも、同様とする。

3　前項前段の場合において、都道府県知事は、義務者及び起業者にあらかじめ通知した上で、当該代執行に要した費用に充てるため、その費用の額の範囲内で、義務者が起業者から受けるべき明渡裁決に係る補償金を義務者に代わつて受けることができる。

4　起業者が前項の規定に基づき補償金の全部又は一部を都道府県知事に支払つた場合においては、この法律の適用については、起業者が都道府県知事に支払つた金額の限度において、起業者が土地所有者又は関係人に明渡裁決に係る補償金を支払つたものとみなす。

5　第二項後段の場合においては、物件の移転に要した費用は、行政代執行法第二条の規定にかかわらず、起業者から徴収するものとし、起業者がその費用を支払つたときは、起業者は、移転の代行による補償をしたものとみなす。

第百三条中「収用又は使用の裁決」を「権利取得裁決又は明渡裁決」に、「収用し、又は使用すべき土地又は」を「収用し、若しくは使用すべき土地又は収用すべき」に改める。

第百四条（見出しを含む。）中「補償金」を「補償金等」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（起業者が返還を受ける額に係る債務名義）

第百四条の二　第九十四条第十項から第十二項までの規定は、権利取得裁決中第九十条の三第一項第二号に掲げる起業者が返還を受けることができる額に関する部分について、第百三十三条の規定による訴えの提起がなかつた場合に準用する。この場合において、第九十四条第十項中「第八項の規定によつてされた裁決」とあるのは、「第九十条の三第一項第二号の規定によつて起業者が返還を受けることができる額についてされた裁決」と読み替えるものとする。

第百五条第二項中「第七十三条後段」を「第八十条の二第一項」に改める。

第百六条第一項中「収用の時期から十五年以内」を「第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示の日から二十年以内」に、「収用の時期から五年」を「事業の認定の告示の日から十年」に、「収用の時期に」を「権利取得裁決において定められた権利取得の時期に」に、「収用の時期から十五年の」を「事業の認定の告示の日から二十年の」に改め、同条第三項中「収用の時期」を「権利取得裁決において定められた権利取得の時期」に改める。

第八章第一節を次のように改める。

第一節　削除

第百八条から第百十五条まで　削除

第百十六条第一項中「土地の全部」を「起業地の全部」に、「第四十条本文の規定による」を「権利を取得し、又は消滅させるために」に、「第三十三条の規定による土地細目の公告があつた日から一年以内」を「第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示のあつた日以後収用又は使用の裁決の申請前」に改め、同条第二項第三号中「権利の」下に「種類及び」を加え、同項第四号中「時期」の下に「及び土地若しくは物件の引渡し又は物件の移転の期限」を加え、同項第五号を次のように改める。

五　対償

第百二十条中「及び決定」及び「及び決定書」を削る。

第百二十一条中「第四十一条」を「第三十九条」に、「第四十八条第一項の規定による裁決」を「明渡裁決」に改め、同条第五項中「第四十八条第一項の規定による裁決があつたときは同条第一項第三号の時期」を「明渡裁決があつたときは当該明渡裁決において定められた明渡しの期限」に改める。

第百二十四条第一項中「許可を受け」の下に「、若しくは市町村長に通知し」を加え、「第七十一条」を「第七十二条、第七十三条、第七十四条第二項」に改め、「第七十九条」の下に「（土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する損失の補償については、その土地及び近傍類似の地代及び借賃等を考慮して算定した使用の時期の価格）」を加える。

第百二十五条中「、第四号及び第五号」を「及び第四号」に、「一万円」を「二万円」に、「第六号」を「第五号」に、「十万円」を「二十万円」に改め、同条第三号中「第四十一条」を「第三十九条第一項」に改め、同条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第百二十七条中「又はこの法律」の下に「（第九十六条第七項を除く。）」を加える。

第百二十八条第一項中「第九十九条第一項」を「第百二条の二第一項」に、「第九十八条」を「第百二条」に改め、同条第二項及び第三項中「第九十九条第三項」を「第百二条の二第三項」に改める。

第百三十二条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同条第二項中「損失の補償」の下に「（第九十条の三の規定による加算金及び第九十条の四の規定による過怠金を含む。以下第百三十三条において同じ。）」を加える。

第百三十五条第一項中「、調停の申立」を削る。

第百三十六条に次の一項を加える。

3　収用委員会は、審理の円滑な進行のため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、審

理の期日に出席することができる代理人の数を制限することができる。

第百三十七条中「、予備委員及び調停委員の委員」を「及び予備委員」に改める。

第百三十八条第一項各号列記以外の部分中「第百二条、」を削り、同項第二号中「第七十三条」を「第七十二条」に、「第九十八条、第九十九条、第百一条」を「第百一条から第百二条の二まで」に改め、同条第二項第一号中「第三十四条第一項」を「第二十八条の三第一項」に改め、「、第四十条並びに第百十六条第二項第三号及び第四号中「取得し、又は消滅させる」とあるのは「消滅させ、又は制限する」と」を削り、「起業者は、収用の時期において、当該土地又は物件」を「権利取得裁決において定められた権利取得の時期において、起業者は、当該土地」に、「収用の時期において、当該権利は」を「権利取得裁決において定められた権利取得の時期において、当該権利は」に、「使用の時期において、当該土地」を「権利取得裁決において定められたところにより、当該土地」に、「使用の時期において、当該権利」を「権利取得裁決において定められた権利取得の時期において、裁決で定められたところにより、当該権利」に、「読み替える」を「、第百十六条第一項並びに第二項第三号及び第四号中「取得し、又は消滅させる」とあるのは「消滅させ、又は制限する」と読み替える」に改め、同項第二号及び第三号中「第三十四条」を「第二十八条の三」に改める。

第百三十九条第一項中「収用の時期において」を「権利取得裁決において定められた権利所得の時期において、裁決で定められたところにより」に、同条第二項中「収用の時期」を「明渡裁決において定められた明渡しの期限」に改める。

第十一章中第百四十条の次に次の一条を加える。

（政令への委任）

第百四十条の二　この法律に特に定めるもの外、この法律の実施のため必要な手続その他の事項については、政令で定める。

第百四十二条中「第三十四条第一項」を「第二十八条の三第一項」に改める。

第百四十三条第四号中「第九十八条」を「第百二条」に改める。

附　則

この法律の施行期日及びその施行に伴い必要な経過措置その他の事項については、別に法律で定める。

（各省大臣・内閣総理大臣署名）

法律第七十五号（昭四二・七・二一）

◎土地収用法の一部を改正する法律施行法

（土地収用法の一部を改正する法律の施行期日）

第一条　土地収用法の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第七十四号）は、公布の日から起算して八月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（土地収用法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　土地収用法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の際現に効力を有する改正前の土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）（以下「旧法」という。）第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示は、改正後の土地収用法（以下「新法」という。）の適用については、この法律に別段の定めがある場合を除き、新法第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示とみなす。

第三条　改正法の施行前に旧法第三十三条の規定による土地細目の公告があつた土地の収用又は使用に関しては、新法の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、旧法第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示があつた日から三年を経過する前に旧法第三十九条の例により土地細目の公告が効力を失つたときは、その失効後は、新法を適用する。

第四条　改正法の施行前に旧法第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示があつた土地の新法の規定による収用又は使用（以下「旧事業認定による収用等」という。）については、事業の認定後の収用又は使用の手続は、保留されているものとみなす。

第五条　起業者は、旧事業認定による収用等に関し新法第三十四条の規定により収用又は使用の手続を開始する旨を申し立てようとするときは、新法第三十四条の二第一項の規定による申立書に、新法第二十六条第一項及び第三十三条の規定によつて告示された事項の記載に代えて、旧法第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示及び土地収用法の一部を改正する法律施行法第四条の規定により収用又は使用の手続が保留された旨を記載しなければならない。

第六条　旧事業認定による収用等に関しては、新法第二十八条の三第一項中「第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示」とあるのは、「当該都道府県の区域内の起業地についてはじめて第三十四条の三の規定による手続開始の告示」とする。

第七条　第五条の場合において、同条の申立てが当該起業地（起業地が二以上の都道府県の区域にわたるときは、各都道府県の区域内の起業地）についてはじめてするものであるときは、新法第三十四条の二第一項の規定による申立書には、収用又は使用の別を明らかにした当該都道府県の区域内の起業地をも記載し、かつ、その起業地を表示する図面を添附しなければならない。新法第十八条第四項の規定は、この場合における土地の表示について準用する。

2　都道府県知事は、前項に規定する申立てがあつた場合において、新法第三十四条の三の規定による手続開始の告示をするときは、あわせて、当該都道府県の区域内の起業地及びその起業地について新法第二十八条の三の規定の適用がある旨を告示しなければならない。

3　都道府県知事は、新法第三十四条の四第一項の規定により市町村長に図面を送付する際、第一項の図面をあわせて送付するものとする。

4　第一項の図面が前項の規定により市町村長に送付されたときは、その図面は、市町村長が新法第二十

六条の二第二項の規定により公衆の縦覧に供すべき図面とみなす。

第八条　改正法の施行前にされた事業の認定の申請に対し、改正法の施行の際まだこれに関する処分がされていないときは、その事業の認定の手続については、なお従前の例による。

2　前四条の規定は、前項の規定により従前の例によつて事業の認定の告示をした場合に準用する。

3　第一項の規定により従前の例によつて事業の認定の告示をするときは、あわせて事業の認定後の収用又は使用の手続が保留される旨を告示しなければならない。

第九条　第二条から前条までの規定は、土地収用法第五条に掲げる権利若しくは同法第六条に掲げる立木、建物その他土地に定着する物件を収用し、若しくは使用する場合又は同法第七条に規定する土石砂れきを収用する場合に準用する。

第十条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（不動産登記法の一部改正）

第十一条　不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

第百七条第一項中「消滅シ」の下に「又ハ失効シ」を、「既登記ノ権利」の下に「、差押、仮差押及ビ仮処分」を、「其消滅」の下に「又ハ失効」を加え、同条第二項中「表示シタル権利」の下に「、差押、仮差押及ビ仮処分」を加え、同条に次の一項を加える。

前条第一項ノ登記ヲ為ストキハ登記官ハ職権ヲ以テ裁決手続開始ノ登記ヲ抹消スルコトヲ要ス

（不動産登記法の一部改正に伴う経過措置）

第十二条　この法律の規定により旧法の例によつて収用の裁決があつたときは、前条の規定による改正後の不動産登記法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（都市計画法の一部改正）

第十三条　都市計画法（大正八年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

都市計画、都市計画事業及毎年度執行スベキ都市計画事業ニ付テハ政令ノ定ムル所に依り主務大臣之ヲ告示シ行政庁ヲシテ関係図書ヲ縦覧ニ供セシムベシ

第十九条中「第三条」を「第三条第一項」に、「事業ノ認定ト看做ス」を「事業ノ認定ト看做シ第三条第二項ノ規定ニ依ル都市計画事業ノ告示ヲ以テ同法第二十六条第一項ノ規定ニ依ル事業ノ認定ノ告示ト看做ス」に改める。

第二十条を次のように改める。

第二十条　第十六条又ハ第十七条ノ規定ニ依ル収用又ハ使用ニ付テハ土地収用法第二十九条及第三十四条の六ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第十八条第一項ノ規定ニ依ル土地収用法第八条第三項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十九条第一項、第四十六条の二第一項、第七十一条（之ヲ準用シ又ハ其ノ例ニ依ル場合ヲ含ム）及第八十九条第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ同法第二十九条第一項ノ規定ニ依リ事業ノ認定ガ効力ヲ失フベキ事由ニ該当スル事由アルトキハ前条ノ規定ニ拘ラズ其ノ事由ノ生ジタル時ニ於テ同法第二十六条第一項ノ規定ニ依ル事業ノ認定ノ告示アリタルモノト看做ス

権利取得裁決アリタル後都市計画事業ヲ執行スベキ最終年度ヲ経過スルモ明渡裁決ノ申立ナキトキハ既ニ為サレタル裁決手続開始ノ決定及権利取得裁決ハ取消サレタルモノト看做ス

第二十五条を削り、第二十四条を第二十五条とし、第二十三条を第二十四条とし、第二十二条を第二十三条とし、第二十一条を第二十二条とし、第二十条の次に次の二条を加える。

第二十一条　第十六条又ハ第十七条ノ規定ニ依ル収用又ハ使用ニ付テハ土地収用法第三十一条ノ規定ニ依ル収用又ハ使用ノ手続ノ保留ハ主務大臣之ヲ為ス但シ同法第三十四条ノ規定ニ依ル手続開始ノ申立ハ都市計画事業ヲ執行スル者之ヲ為スコトヲ要ス

主務大臣前項ノ規定ニ依リ収用又ハ使用ノ手続ヲ保留セムトスルトキハ土地収用法第三十三条ノ例ニ依リ第三条第二項ノ規定ニ依ル告示ノ際手続ノ保留ノ告示ヲ為スコトヲ要ス

第二十二条　前各条ニ定ムルモノノ外第十八条第一項ノ規定ニ依ル土地収用法ノ規定ノ適用ニ付テハ左ノ各号ニ定ムル所ニ依ル

一　土地収用法第三十四条及第百条第二項後段ニ定ムル期間ノ終期ハ都市計画事業ヲ執行スベキ最終年度ノ終了ノ時トス

二　土地収用法第三十四条の四第二項中「第二十六条の二第二項の図面」トアルハ之ヲ「都市計画法第三条第二項の図書中都市計画事業に係る図面」トス

三　土地収用法第八十九条第三項中「許可を受けたとき」トアルハ之ヲ「許可を受けたとき、その他政令で定める場合」トス

四　土地収用法第九十二条第一項中「第二十九条若しくは第三十四条の六の規定によつて事業の認定が失効し」トアルハ之ヲ「第三十九条第一項の規定による収用若しくは使用の裁決の申請の期限を徒過し」トス

（都市計画法の一部改正に伴う経過措置）

第十四条　前条の規定による都市計画法の一部改正に伴う経過措置については、この法律に定める土地収用法の一部改正に伴う経過措置の例による。この場合において、第三条ただし書中「旧法第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示があつた日から三年」とあるのは「都市計画事業を執行すべき最終年度」とし、第八条第一項中「事業の認定の申請」とあるのは「都市計画審議会への付議」と、「処分」とあるのは「議決」とする。

（測量法の一部改正）

第十五条　測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第十九条第三項を削る。

（測量法の一部改正に伴う経過措置）

第十六条　この法律の施行前に測量法第十四条第三項の規定による都道府県知事の公示があつたときは、前条の規定による改正後の同法及び新法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（鉱業法の一部改正）

第十七条　鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

第百六条第五項に次の一号を加える。

四　使用し、又は収用しようとする土地を表示する図面の縦覧場所

第百六条に次の一項を加える。

6　通商産業局長は、第一項の許可をしたときは、直ちに、関係都道府県知事を経由して、使用し、又は収用しようとする土地が所在する市町村の長にその旨を通知するとともに、その土地を表示する図面を送付しなければならない。

第百六条の次に次の一条を加える。

（使用又は収用の手続の保留）

第百六条の二　鉱業権者又は租鉱権者は、使用し、又は収用しようとする土地の全部又は一部につい

（鉱業法の一部改正に伴う経過措置）

第十八条　この法律の施行前に鉱業法第百六条第一項の規定による許可の申請があつたときは、前条の規定による改正後の同法及び新法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（採石法の一部改正）

第十九条　採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第五項に次の一号を加える。

四　使用しようとする土地を表示する図面の縦覧場所

第三十六条に次の一項を加える。

6　通商産業局長は、第一項の許可をしたときは、直ちに、関係都道府県知事を経由して、使用しようとする土地が所在する市町村の長にその旨を通知するとともに、その土地を表示する図面を送付しなければならない。

第三十六条の次に次の一条を加える。

（使用の手続の保留）

第三十六条の二　採石業者は、使用しようとする土地の全部又は一部について、前条第一項の許可後の使用の手続を保留することができる。

2　採石業者は、前項の規定によつて使用の手続を保留しようとするときは、省令で定める手続に従い、前条第一項の規定による申請と同時に、その旨を記載した申立書を提出しなければならない。

3　通商産業局長は、前項の規定による申立てがあつたときは、前条第五項又は第六項の規定による公告又は通知の際、あわせて同条第一項の許可後の使用の手続が保留される旨及び手続が保留される土地の区域を公告し、又は通知しなければならない。

第三十七条第二項中「前条」を「第三十六条」に改め、「があつたもの」の下に「とみなし、第三十六条第六項の規定による通知は同法第二十六条の二第一項の規定による通知と、第三十六条第六項の規定により市町村長が送付を受けた図面は同法第二十六条の二第二項の規定により公衆の縦覧に供すべき図面と、前条第三項の規定による公告は同法第三十三条の規定による告示」を加え、同条第三項中「前条」を「第三十六条」に改める。

（採石法の一部改正に伴う経過措置）

第二十条　この法律の施行前に採石法第三十六条第一項の規定による許可の申請があつたときは、前条の規定による改正後の同法及び新法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

て、前条第一項の許可後の使用又は収用の手続を保留することができる。

2　鉱業権者又は租鉱権者は、前項の規定によつて使用又は収用の手続を保留しようとするときは、省令で定める手続に従い、前条第一項の規定による申請と同時に、その旨を記載した申立書を提出しなければならない。

3　通商産業局長は、前項の規定による申立てがあつたときは、前条第五項又は第六項の規定による公告又は通知の際、あわせて同条第一項の許可後の使用又は収用の手続が保留される旨及び手続が保留される土地の区域を公告し、又は通知しなければならない。

第百七条第二項中「前条」を「第百六条」に改め、「があつたもの」の下に「とみなし、第百六条第六項の規定による通知は同法第二十六条の二第一項の規定による通知と、第百六条第六項の規定により市町村長が送付を受けた図面は同法第二十六条の二第二項の規定により公衆の縦覧に供すべき図面と、前条第三項の規定による公告は同法第三十三条の規定による告示」を加え、同条第三項中「前条」を「第百六条」に改める。

規定による改正後の同法及び新法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（森林法の一部改正）

第二十一条　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

第六十四条中「補償金」を「補償金等」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、同法第百六条第一項中「第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示の日から二十年以内」とあるのは「収用の時期から十五年以内」と、「事業の認定の告示の日から十年」とあるのは「収用の時期から五年」と、「権利取得裁決において定められた権利取得の時期」とあるのは「収用の時期」と、「事業の認定の告示の日から二十年の」とあるのは、「収用の時期から十五年の」と、「第七十六条第一項」とあるのは「森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五十五条第一項後段」と、同条第三項中「権利取得裁決において定められた権利取得の時期」とあるのは「収用の時期」と読み替えるものとする。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部改正）

第二十二条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「及び使用し、又は収用すべき土地等」を「、使用し、又は収用すべき土地等の所在並びに次項の規定による土地等の調書及び図面の縦覧場所」に改め、同条第二項中「公告するとともに」を「公告し、かつ」に、「通知するとともに、政令で定めるところにより、当該土地等の調書及び図面を、土地等の使用若しくは収用の認定が効力を失う日又はすべての土地等について必要な権利を取得する日まで公衆の縦覧に供しなければならない」に改める。

第九条第二項中「第八十一条第二項及び第三項」を「第四十六条の三、第八十一条第二項及び第三項並びに第八十七条ただし書」に改め、「第二号」及び「、事業」とあるのは「建物の使用」と」を削る。

第十条を次のように改める。

第十条　削除

第十四条第一項中「、「第七条第二項の規定による公告及び通知」を「土地収用法第三十三条の規定による土地細目の公告及び通知」と」を削り、「第三章、第三十一条から第三十三条まで」を「第十六条から第二十八条まで、第三十条、第三十条の二、第三章第二節」に、「第百二十五条第二号及び第四号から第六号まで」を「第百二十五条第二号、第四号及び第五号」に改め、同項ただし書を削り、同条第二項中「前項但書に規定するものを除く外、同項」を「前項の規定による土地収用法」に改める。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第二十三条　この法律の施行前に日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に

関する特別措置法第四条第一項の規定により使用認定申請書又は収用認定申請書が提出されたときは、前条の規定による改正後の同法及び新法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（土地区画整理法の一部改正）

第二十四条　土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）の一部を次のように改正する。

第七十九条後段を削り、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定により施行地区内の土地を使用する場合においては、土地収用法第二十八条の三及び第百四十二条の規定は適用せず、同法第八十九条第三項中「第二十八条の三第一項」とあるのは、「土地区画整理法第七十六条第一項」とする。

（土地区画整理法の一部改正に伴う経過措置）

第二十五条　この法律の施行前に前条の規定による改正前の土地区画整理法第七十九条後段の規定により土地収用法第二十条の規定による事業の認定とみなされる事業計画の認可又は決定があつたときは、前条の規定による改正後の土地区画整理法及び新法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（核原料物質開発促進臨時措置法の一部改正）

第二十六条　核原料物質開発促進臨時措置法（昭和三十一年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第二十七条後段を次のように改める。

この場合において、同法第百六条第一項中「第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示の日から二十年以内」とあるのは「収用の時期から十五年以内」と、「事業の認定の告示の日から十年」とあるのは「収用の時期から五年」と、「権利取得の時期」とあるのは「収用の時期」と、「事業の認定の告示の日から二十年の」とあるのは「収用の時期から十五年の」と、「第七十六条第一項」とあるのは「核原料物質開発促進臨時措置法第十八条第三項中「権利取得裁決において定められた権利取得の時期」とあるのは「収用の時期」と読み替えるものとする。

（首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律の一部改正）

第二十七条　首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条の四第一項中「施行すべき土地の区域内の土地」の下に「で、第十七条第一項の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により収用の手続が保留されているもの」を加える。

第十七条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「第十九条」の下に「から第二十二条まで（同条第三号を除く。）」を加え、同項の次に次の二項を加える。

3　第一項に規定する収用又は使用については、土地収用法第二十八条の三（同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）及び第百四十二条の規定は適用せず、同法第八十九条第三項中「第二十八条の三第一項」とあるのは「首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第十四条第一項」とする。

4　前二項の規定は、前条の規定により工業団地造成事業を施行すべき土地の区域外の土地又はこれに関する所有権以外の権利を使用する場合には、適用しない。

（首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十八条　第十四条の規定は、前条の規定による首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律の一部改正に伴う経過措置について準用する。

（住宅地区改良法の一部改正）

第二十九条　住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第十六条に次の二項を加える。

2　前項に規定する収用又は使用については、土地収用法第二十八条の三（同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）及び第百四十二条の規定は適用せず、同法第八十九条第三項中「第二十八条の三第一項」とあるのは、「住宅地区改良法第九条第一項」とする。

3　前項の規定は、改良地区外の土地又はこれに関する所有権以外の権利を使用する場合には、適用しない。

（公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律の一部改正）

第三十条　公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律（昭和三十六年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十七条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「第十九条」の下に「から第二十二条まで（同条第三号を除く。）」を加え、同項の次に次の二項を加える。

3　第一項に規定する収用又は使用については、土地収用法第二十八条の三（同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）及び第百四十二条の規定は適用せず、同法第八十九条第三項中「第二十八条の三第一項」とあるのは、「公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律第十七条第一項」とする。

4　前二項の規定は、前条の規定により市街地改造事業を施行すべき土地の区域外の土地又はこれに関する所有権以外の権利を使用する場合には、適用しない。

（公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三十一条　第十七条の規定は、前条の規定による改正後の公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律第十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、前条の規定による改正後の同法第十七条第一項において準用する場合を含む。）及び第百四十二条の規定は適用せず、同法第八十九条第三項中「第二十八条の三第一項」とあるのは、「公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律第十七条第一項」とする。

2　前項の規定により建築施設の部分の価額の概算額を定める場合における同項の近傍類似の土地の価額は、都市計画事業の決定の告示の時の価額とする。ただし、都市計画法第二十一条の規定により収用の手続が保留されたときは、土地収用法第三十四条の三の規定による手続開始の告示の時（手続開始の告示前に管理処分計画を定めるときは、当然管理処分計画を定める時）の価額とする。

第三十五条第一項中「収用による損失の補償の裁決」を「明渡裁決（建築物の対償について譲受け希望の申出をした者以外の者にあつては、権利取得裁決において定められた権利取得の時期）に改める。

第四十一条第五項中「次条」を「第四十二条」に改める。

第四十六条に次の一項を加える。

2　第二十七条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第六十四条中「第二十七条」を「第二十七条第一項」に、「第四十六条」を「第四十六条第一項」に改める。

（公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三十一条　第十四条の規定は、前条の規定による公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律の一部改正に伴う経過措置について準用する。

2　この法律の施行前に公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律第二十一条の規定による譲受け希望の申出をした者は、この法律の施行前にその土地、借地権又は建築物に関し、譲渡又は消滅に関する施行者との契約が成立した場合を除き、この法律の施行の日から三十日以内にその譲受け希望の申出を撤回することができる。ただし、この法律の施行前に旧法第三十三条の規定による土地細目の公告があつたときは、前項において準用する第十四条の規定によりその例によるものとされる第三条ただし書の規定により新法が適用されることとなつた日から三十日以内に限り、その撤回をすることができる。

（公共用地の取得に関する特別措置法の一部改正）

第三十二条　公共用地の取得に関する特別措置法（昭和三十六年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十二条・第十三条」を「第十二条―第十八条」に、「第二節　土地細目の公告（第十四条―第十六条）」を「第二節　裁決及び損失の補償（第十九条―第三十八条）」に、「第二節　裁決及び損失の補償（第十九条―第三十八条）」を「第三節　裁決及び損失の補償（第十九条―第三十八条）」に、「第四節」を「第三節」に改める。

第四条第一項第三号を次のように改める。

三　収用又は使用の別を明らかにした起業地

第三項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　第一項第三号及び第二項第二号に規定する起業地の表示は、土地所有者及び関係人が自己の権利に係る土地が起業地の範囲に含まれることを容易に判断できるものでなければならない。

第五条中「二万円」を「四万円」に改める。

第十条第一項中「及び起業地」を「、起業地及び土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所」に改める。

第十二条に次の一項を加える。

3　特定公共事業については、土地収用法第三章第二節の規定は、適用しない。

第十三条中「第二十九条」を「第二十九条第二項」に、「三年」を「四年」に、「一年」を「一年六月」に改める。

「第二節　土地細目の公告」及び「第三節　裁決及び損失の補償」を削り、第十四条から第十八条までを次のように改める。

第十四条から第十八条まで　削除

第十九条の前に次の節名を加える。

第二節　裁決及び損失の補償

第二十条第一項中「収用又は使用の裁決」を「明渡裁決」に改め、「第四十八条第一項各号」の下に「及び第四十九条第一項各号」を加え、「同項の規定による裁決」を「まだ権利取得裁決がされていないときは権利取得裁決及び明渡裁決を、すでに権利取得裁決がされているときは明渡裁決」に改め、同条第四項中「第四十四条第二項」を「第四十二条第二項」に改める。

第二十一条第一項中「第四十八条第一項各号」の下に「及び第四十九条第一項各号」を、「仮補償金」の下に「（概算見積りによる同法第九十条の三第一項第三

号に掲げる加算金及び同法第九十条の四の規定による過怠金を含む。以下同じ。）」を加える。

第二十七条中「第九十九条第三項及び第四項」を「第九十六条第一項、第四項、第五項及び第七項、第九十七条」に改め、「第百条」の下に「、第百二条の二第三項及び第四項」を加え、「同法第四十八条第一項の規定による裁決」を「権利取得裁決に係る同法第九十五条第一項に規定する補償金等又は明渡裁決」に改める。

第二十八条中「第九十六条」を「第九十八条」に改める。

第二十九条第三項中「第九十八条」を「第百二条」に改める。

第三十条第二項中「同法第四十八条第一項の規定による裁決」を「権利取得裁決又は明渡裁決」に改める。

第三十一条を次のように改める。

（残地収用等の場合における補償金の額）

第三十一条　補償裁決において土地収用法第七十六条第一項又は第八十一条第一項の規定による請求を認める場合における損失の補償については、同法第七十一条、第七十六条第三項及び第九十条の二中「権利取得裁決」とあり、並びに同法第七十三条中「明渡裁決」とあるのは、「補償裁決」とする。

第三十二条の見出し中「土地収用法第百四条の規定による」を「仮補償金に対する」に改め、同条中「関係人は、」の下に「土地収用法第九十五条第四項後段の規定により仮補償金が供託された場合又は」を加え、「同法」に、「その権利を有する者」を「関係権利者」に改める。

第三十三条第一項中「補償金額」の下に「（土地収用法第九十五条第一項に規定する補償金等又は明渡裁決」に改め、同条第二項中「収用又は使用の裁決」を「明渡裁決」に改め、同条第三項中「第九十八条」を「第百二条」に改める。

第三十五条第一項の規定による清算金及びその清算金に対する前項の規定による利息についても、適用があるものとする。

「第四節　裁決の代行」を「第三節　裁決の代行」に改める。

第三十八条の二第一項中「第四十一条」を「第三十九条第一項」に改める。

第三十八条の三第一項第三号中「第三十一条の三第一項第三号に掲げる加算金の額及び同法第九十条の四に規定する過怠金の額を含む。以下同じ。）」を「同条第二項中「収用又は使用の裁決」を「明渡裁決」に改め、同条に次の一項を加える。

3　土地収用法第九十五条第四項後段及び第九十六条の規定は、起業者が土地所有者又は関係人に支払うべき第一項の規定による清算金及びその清算金に対する前項の規定による利息について

るものについて特定公共事業の認定があつたときは、収用又は使用の手続が開始されるものとする。この場合においては、建設大臣は、第十条第一項の規定による告示の際、あわせて収用又は使用の手続が開始される旨を告示するとともに、その土地が所在する市町村の長に対して、その旨を通知しなければならない。

2　市町村長は、前項後段の規定による通知を受けたときは、直ちに、建設省令で定めるところにより、土地収用法第二十六条の二第二項の規定により公衆の縦覧に供している図面に、収用又は使用の手続が開始された旨を表示しなければならない。

第四十四条中「及び第百三十六条」を「並びに第百三十六条第一項及び第二項」に改める。

（公共用地の取得に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第三十三条　前条の規定による公共用地の取得に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置については、この法律に定める土地収用法の一部改正に伴う経過措置の例による。この場合において、第三条ただし書中「旧法第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示があつた日から三年」とあるのは「改正前の公共用地の取得に関する特別措置法第十条第一項の規定による特定公共事業の認定の告示があつた日から一年」とし、第四条中「保留されている」とあるのは「公共用地の取得に関する特別措置法第十二条第三項の規定にかかわらず、保留されている」とする。

2　前項の規定により第四条（第八条第二項及び第九条において準用する場合を含む。）の例による場合においては、新法第三十四条中「第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示があつた日から三年」とあるのは、「改正前の公共用地の取得に関する特別措置法第十条第一項の規定又はその例による特定公共事業の認定の告示があつた日から一年」とする。

（新住宅市街地開発法の一部改正）

第三十四条　新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第百三十四号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「施行すべき土地の区域内の土地」の下に「で、第十九条第一項の規定により収用される土地収用法第三十一条の規定により収用の手続が保留されているもの」を加える。

第十九条第三項を同条第五項とし、同条第二項を「第十九条」の下に「から第二十二条まで（同条第三項を除く。）」を加え、同項の次に次の二項を加える。

3　第一項に規定する収用又は使用については、土地収用法第二十八条の三（同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）及び第百四十二条の規定は適用せず、同法第八十九条第三項中「第二十八条の三第一項」とあるのは、「新住宅市街地開発法第十三条第一項」とする。

4　前二項の規定は、前条の規定により施行地区外の土地又はこれに関する所有権以外の権利を使用する場合には、適用しない。

（新住宅市街地開発法の一部改正に伴う経過措置）

第三十五条　第十四条の規定は、前条の規定による新住宅市街地開発法の一部改正に伴う経過措置について準用する。

（近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律の一部改正）

第三十六条　近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「施行すべき土地の区域内の土地」の下に「で、第二十二条第一項の規定により収用される土地収用法第三十一条の規定により収用の手続が保留されているもの」を加え、同項の次に次の二項を加える。

3　第一項に規定する収用又は使用については、土地収用法第二十八条の三（同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）及び第百四十二条の規定は適用せず、同法第八十九条第三項中「第二十八条の三第一項」とあるのは、「新住宅市街地開発法第十三条第一項」とする。

4　前二項の規定は、前条の規定により施行地区外の土地又はこれに関する所有権以外の権利を使用する場合には、適用しない。

続が保留されているもの」を加える。

第二十二条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「第十九条」の下に「から第二十二条まで（同条第三号を除く。）」を加え、同項の次に次の二項を加える。

3　第一項に規定する収用又は使用については、土地収用法第二十八条の三（同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）及び第百四十二条の規定は適用せず、同法第八十九条第三項中「第二十八条の三第一項」とあるのは、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第十六条第一項」とする。

4　前二項の規定は、前条の規定により工業団地造成事業を施行すべき土地の区域外の土地又はこれに関する所有権以外の権利を使用する場合には、適用しない。

（近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三十七条　第十四条の規定は、前条の規定による近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律の一部改正に伴う経過措置について準用する。

附　則

この法律（第一条を除く。）は、改正法の施行の日から施行する。

（各省大臣・内閣総理大臣署名）

法律第七十六号（昭四二・七・二一）

◎離島振興法の一部を改正する法律（衆法）

離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「国土保全施設」を「国土保全施設等」に改める。

第九条第二項中「並びに同法第九条第一項及び第三項」を「、同法第九条第一項及び第三項、義務教育諸学校施設費国庫負担法（昭和三十三法律第八十一号）第三条第一項、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十二条並びに消防施設強化促進法（昭和二十八年法律第八十七号）第四条第二項」に改め、同条第三項中「普通交付金」を「普通交付税」に改める。

第九条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「五分の四とする」を「五分の四とし、公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和二十八年法律第二百四十七号）第三条の規定により国が

その経費の一部を負担する場合における当該公立学校の施設の災害復旧に要する経費に対する国の負担率は、同法同条の規定にかかわらず、五分の四とする」に改め、同項の次に次の一項を加える。

5　国は、政令の定めるところにより、第五条第一項の離島振興計画に基づき次の各号に掲げる事業を行なう地方公共団体に対し、その事業に要する費用の三分の二を補助する。

一　公立の小学校若しくは中学校又は公立の盲学校若しくは聾学校の小学部若しくは中学部に勤務する教員又は職員のための住宅の建築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。）をすること。

二　体育、音楽等の学校教育及び社会教育の用に供するための施設を公立の小学校又は中学校に設けること。

第十一条第一項中「三十一人以内」を「三十一人」に改め、同条第二項中「第十三号から第十五号まで」を「第十四号から第十六号まで」に改め、同条第六項中「前各号」を「前各項」に改める。

別表に次のように加える。

消防施設の区分	事業の区分	事業主体	国庫の補助
機械器具及び設備の購入又は設置	購入又は設置	市町村	三分の二

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律による改正後の第九条第二項、第四項及び第五項の規定は、昭和四十三年度分の予算に係る負担金又は補助金から適用し、昭和四十二年度分の予算に係る国の負担金又は補助金で翌年度に繰り越したものについては、なお従前の例による。

（内閣総理・大蔵・文部・厚生・農林・通商産業・運輸・郵政・建設大臣署名）

(ロ)　義務教育諸学校施設費国庫負担法第三条第一項に規定する経費について

学校の区分	事業の区分	事業主体	国庫の負担
公立の小学校又は中学校	教室の不足を解消するための校舎の新築又は増築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。）と適当な正内下収容の運動場の新築又は増築又は増築に伴つて必要となる屋内運動場の新築又は増築	地方公共団体	三分の二
公立の盲学校	小学部及び中学部の建物の新築又は増築	地方公共団体	三分の二
公立の義務教育諸学校	これに準ずる方法による取得を含む。）買収その他危険な状態にある建物の改築（	地方公共団体	三分の二

(ハ)　児童福祉法第五十条第十号及び第五十一条第二号に規定する費用について

児童福祉施設の区分	事業の区分	事業主体	国庫負担の負担
保育所	設備の新設、修理、改造、拡張又は整備	地方公共団体	三分の二から三分の二まで

(ニ)　消防施設強化促進法第二条に規定する費用について

消防施設の区分	事業の区分	事業主体	国庫の補助
機械器具及び設備の購入又は設置	購入又は設置	市町村	三分の二

予算に係る国の負担金又は補助金で翌年度に繰り越したものについては、なお従前の例による。

（内閣総理・大蔵・文部・厚生・農林・通商産業・運輸・郵政・建設大臣署名）

一項第十二号に規定する資金（以下「再建資金」という。）」に改め、同条第二項中「前条第一項第十二号の二に規定する資金」を「前条第一項第十二号に規定する資金」に改め、同項第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号を第十四号とし、第十六号を第十五号とし、第十七号を第十六号とし、第十八号を第十七号とし、第十九号を第十八号とし、第二十号を第十九号とし、第二十一号を第二十号とし、第二十二号の三を第二十二号の二とする。

第二十六条第一項第十一号を削り、同項第十三号中「及び採掘権者又は」を「及び採掘権者若しくは」に、「もののうち」を「もの又は再建資金の貸付けを受けているもののうち」に改める。

第二十六条の十三中「及び採掘権者又は」を「及び採掘権者若しくは」に、「ものうち」を「もの又は再建資金の貸付けを受けているもののうち」に改める。

第二十六条の二第一項中「次に掲げる」を「第二十五条第一項第十号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に関する」に、「それぞれ当該各号に掲げる基金」を「当該基金」に改め、各号を削り、同条第二項中「前項各号」を「前項」に改め、「それぞれ」を削る。

第二十七条第二項中「同項第十一号」を「並びに同項第十一号」に改め、「並びに同項第十二号に規定する債務の保証の計画」を削る。

第三十五条中「及び第三十五条の七」を「第三十五条の七、第四十四条の二第一項、第四十五条第三項及び第五十条」に改める。

第三十五条の六に次の一項を加える。

4　石炭と同種の鉱床中に存する他の鉱物を目的とする鉱業権又は租鉱権を有する者は、その鉱業権又は租鉱権の鉱区又は租鉱区が廃止事業者が放棄した石炭を目的とする採掘権又は租鉱権の鉱区又は租鉱区の区域に重複するときは、その重複する区域においては、石炭を掘採してはならない。

第三十六条の十三中「及び採掘権者又は」を「及び採掘権者若しくは」に、「ものうち」を「もの又は再建資金の貸付けを受けているもののうち」に改める。

第三十六条の二第一項中「次に掲げる」を「第二十五条第一項第十号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に関する」に、「それぞれ当該各号に掲げる基金」を「当該基金」に改め、各号を削り、同条第二項中「前項各号」を「前項」に改め、「それぞれ」を削る。

第二十七条第二項中「同項第十一号」を「並びに同項第十一号」に改め、「並びに同項第十二号に規定する債務の保証の計画」を削る。

第三十五条中「及び第三十五条の七」を「第三十五条の七、第四十四条の二第一項、第四十五条第三項及び第五十条」に改める。

第三十五条の六に次の一項を加える。

4　石炭と同種の鉱床中に存する他の鉱物を目的とする鉱業権又は租鉱権を有する者は、その鉱業権又は租鉱権の鉱区又は租鉱区が廃止事業者が放棄した石炭を目的とする採掘権又は租鉱権の鉱区又は租鉱区の区域に重複するときは、その重複する区域においては、石炭を掘採してはならない。

第三十六条の十三中「及び採掘権者又は」を「及び採掘権者若しくは」に、「ものうち」を「もの又は再建資金の貸付けを受けているもののうち」に改める。

第三十六条の二第一項中「次に掲げる」を「第二十五条第一項第十号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に関する」に、「それぞれ当該各号に掲げる基金」を「当該基金」に改め、各号を削り、同条第二項中「前項各号」を「前項」に改め、「それぞれ」を削る。

第三十六条の二十二　削除

第三十六条の二十三第一項中「第二十五条第一項第十二号の二に規定する資金」を「再建資金」に改め、同条に次の二項を加える。

3　再建資金に係る貸付金は、無利子とし、その償還期間は、五年（すえおき期間を含む。）をこえない範囲内において政令で定める期間とする。

4　第三十六条の六及び第三十六条の八から第三十六条の十一までの規定は、再建資金の貸付けを受けた者について準用する。

第三十六条の二十四中「第二十五条第一項第十二号の三」を「第二十五条第一項第十二号の二」に改める。

第四十条の二中「又は開発資金」を「開発資金又は再建資金」に改める。

第四十四条の次に次の一条を加える。

第四十四条の二　交付金の交付の決定の日から第三十五条の三第一項の規定により事業団が同項第二号の債務の弁済を行なう日までの間において同号に規定

法律第七十七号（昭四二・七・二二）

◎石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律

石炭鉱業合理化臨時措置法（昭和三十年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「「租鉱権」とは」の下に「第三十五条の六第四項を除くほか」を、「「租鉱区」とは」の下に「同項を除くほか」を加える。

第三条第二項中「次の通り」を「次のとおり」に改め、同項第一号中「昭和四十二年度（昭和三十八年度までは、昭和三十八年度及び昭和四十二年度）」を「昭和四十五年度」に改める。

第九条の二第三項中「第二十六条の二第一項各号」を「第二十六条の二第一項」に改め、「それぞれ」を削る。

第二十五条第一項中「行う」を「行なう」に改め、第十二号を削り、第十一号の二を第十二号とし、第十二号の三を第十二号の二とする。

第二十六条第一項第十一号を削り、同項第十三号中「前条第一項第十二号の二に規定する資金」を「前条第一項第十二号に規定する資金（以下「再建資金」という。）」に改め、同項第十四号を同項第十三号とし、同項第十五号を同項第十四号とし、同項第十六号を同項第十五号とし、同項第十七号を同項第十六号とし、同項第十八号を同項第十七号とし、同項第十九号を同項第十八号とし、同項第二十号を同項第十九号とし、同項第二十一号を同項第二十号とし、同項第二十二号の三を同項第二十二号の二とする。

する鉱害の賠償に関して争議が生じたときは、賠償義務者又は被害者は、通商産業省令で定める手続きに従い、通商産業局長の裁定を申請することができる。

2　第四十三条ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

第四十五条第二項中「前条第一項」を「第四十四条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

3　通商産業局長は、前条第一項の規定により裁定の申請があつた場合において、申請に係る事案が同条第二項において準用する第四十三条ただし書の場合に該当するに至つたとき、又は交付金の交付の決定が取り消されたときは、その申請を却下しなければならない。

第四十六条中「又は第四十四条第一項」を「、第四十四条第一項又は第四十四条の二第一項」に改める。

第四十七条第一項中「又は第四十四条第一項」を「、第四十四条第一項又は第四十四条の二第一項」に、「行わなければ」を「行なわなければ」に改める。

第四十九条中「又は第四十四条第一項」を「、第四十四条第一項又は第四十四条の二第一項」に改める。

第五十条中「売渡」を「売渡し」に、「申込」を「申込み」に改め、同条に後段として次のように加える。

第四十四条の二第一項の裁定があつた場合において、交付金の交付の決定が取り消されたときも、同様とする。

第五十一条第一項中「又は第四十四条第一項」を「、第四十四条第一項又は第四十四条の二第一項」に改める。

第八十三条中「若しくは第四十四条第一項」を「、第四十四条第一項若しくは第四十四条の二第一項」に改める。

第八十四条第一号中「又は第三項」を「、第三項又は第四項」に改める。

附則第二条の二を次のように改める。

第二条の二　事業団の業務のうち、採掘権又は鉱業施設の買収、採掘権者又は租鉱権者に対する石炭鉱山整理促進交付金の交付、雇用促進事業団に対する交付金の交付、近代化資金の貸付け、開発資金の貸付け、近代化機械の貸付け、石炭鉱業の整備又は経営の改善に必要な資金の借入れに係る債務の保証、石炭鉱業の整備に必要な資金の貸付け及び再建資金の貸付けに係るものは、昭和四十六年三月三十一日までに廃止するものとする。

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

2　石炭鉱業合理化事業団が改正前の第三十六条の二十二第一項の規定により行なつた石炭の運賃の延納に係る債務の保証については、なお従前の例による。

3　石炭鉱業合理化事業団が改正前の第三十六条の二十三第一項の規定により行なつた同項に規定する資金の貸付けについては、なお従前の例による。

（法務・通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第七十八号（昭四二・七・二四）

◎漁業協同組合合併助成法

（目的）

第一条　この法律は、適正な事業経営を行なうことができる漁業協同組合を広範に育成して漁業に関する協同組織の健全な発展に資するため、漁業協同組合の合併についての援助、合併後の漁業協同組合の事業経営の基礎を確立するのに必要な助成後の措置を定めて、漁業協同組合の合併の促進を図ることを目的とする。

（合併及び事業経営計画の樹立）

第二条　漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十八条第二項の内水面組合を除く。以下「組合」という。）は、合併により、合併後の組合（合併後存続する組合又は合併によつて設立する組合をいう。以下同じ。）を適正な事業経営を行なうことができる組合とするため、共同して、合併及び合併後の組合の事業経営に関する計画（以下「合併及び事業経営計画」という。）をたて、これを都道府県知事に提出して、その計画が適当であるかどうかにつき認定を求めることができる。

（合併及び事業経営計画の適否の認定）

第三条　合併及び事業経営計画の内容等）

合併及び事業経営計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　合併についての基本方針及び合併契約の基本となるべき事項

二　合併後の組合の事業経営についての基本方針

三　合併後の組合が適正な事業経営を行なうことができるようにするため必要な施設の統合整備に関する事項

四　合併後の組合と組合員との間における利用及び協力を強化するための方策

五　合併後の組合に係る合併の日を含む事業年度以後三事業年度の事業計画

前条の規定により合併及び事業経営計画をたてるには、各組合は、その組合員（准組合員を除く。）の半数以上が出席する総会において、その議決権の三分の二以上の多数による議決を経なければならない。

3　前条の規定による合併及び事業経営計画の提出は、昭和四十五年十二月三十一日までにするものとする。

（合併及び事業経営計画の適否の認定）

第四条　都道府県知事は、第二条の認定をする場合には、政令で定めるところにより、組合に関し学識経験を有する者の意見をきかなければならない。

2　都道府県知事は、合併及び事業経営計画に係る事項が次の各号の要件のすべてをみたす場合に限り、その合併及び事業経営計画が適当である旨の認定をするものとする。

一　合併後の組合に係る組合員の営む漁業の状況その他その組合の経営的基礎が、その地域の自然的、経済的、社会的条件に照らし、適正な事業経営を行なうのに十分なものであると認められること。

二　合併後の組合の事業経営に関する計画が、その組合に係る前号の漁業の状況その他の経営条件からみて適当であり、かつ、その計画を確実に達成することができると認められること。

（助成措置）

第五条　政府は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、都道府県に対し、次に掲げる経費につき、補助金を交付することができる。

一　前条第二項の規定によりその合併及び事業経営

計画につき適当である旨の認定を受けた組合が、その合併及び事業経営計画に従い、昭和四十六年三月三十一日までに合併をした場合において、その合併に係る合併後の組合が、その合併及び事業経営計画に従い、適正な事業経営を行なうことができるように施設の統合整備を図るに当たつて、これに必要な施設を改良し造成し又は取得するのに要する経費を都道府県が補助するときにおけるその補助に要する経費

二　都道府県が組合に対し合併及び事業経営計画の樹立及び実施につき指導を行なう場合におけるその指導に要する経費

（漁業権行使規則の変更又は廃止についての特例）

第六条　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六条第二項に規定する共同漁業権で同条第五項第一号の第一種共同漁業を内容とするものを有している組合が、第四条第二項の規定により適当である旨の認定を受けた合併及び事業経営計画に従い、昭和四十六年三月三十一日までに他の組合と合併した場合において、その合併に係る合併後の組合が当該共同漁業権に係る漁業権行使規則の変更又は廃止をしようとするときは、同法第八条第五項において準用する同条第三項の規定による三分の二以上の者のうちには、当該変更又は廃止につき同項の規定による同意を求められるべき者で当該共同漁業権を有していた当該組合（当該合併前の組合のうちに当該共同漁業権を共有していた二以上の組合が含まれていた場合にあつては、これらの組合ごと）の当該合併の際における組合員であつたものの三分の二以上が含まれていなければならない。

2　漁業協同組合整備促進法（昭和三十五年法律第六十一号）第十四条第一項の勧告による合併後の組合が、第四条第二項の規定により適当である旨の認定を受けた合併及び事業経営計画に従い、昭和四十六年三月三十一日までにさらに他の組合と合併した場合において、その合併により当該勧告による合併後の組合が解散したときは、同法第十五条中「合併後存続する漁業協同組合」とあるのは、「合併後存続する漁業協同組合又は合併によつて成立した漁業協同組合」とあるのは、「合併によつて成立した漁業協同組合」とする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第七十九号（昭四二・七・二五）

◎大蔵省設置法の一部を改正する法律

大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第七項中「理財局に次長一人」を「理財局及び国際金融局に次長各一人」に改める。

第九条の二第四号中「及び保税工場」を「、保税工場及び保税展示場」に改める。

第十条中第十一号及び第十二号を削り、第十三号を第十一号とし、第十四号を第十二号とし、第十五号を第十三号とし、第十七号を削り、第十八号を第十五号とし、第十九号を第十七号とする。

第十条の二第九号中「並びに計理士の登録及び監督」を削る。

第十一条中第十五号を削り、第十六号を第十五号とする。

第十三条第六号を次のように改める。

六　金の買取り又は売渡しの基本方針に関すること。

法律第八十号（昭四二・七・二五）

◎消防法及び消防組織法の一部を改正する法律

（消防法の一部改正）

第一条　消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）の一部を次のように改正する。

第二章中第九条の二を第九条の三とし、第九条の次に次の一条を加える。

第九条の二　圧縮アセチレンガス、液化石油ガスその他の火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質で政令で定めるものを貯蔵し、又は取り扱う者は、あらかじめ、その旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。ただし、船舶、自動車、航空機、鉄道又は軌道により貯蔵し、又は取り扱う場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

前項の規定は、同項の貯蔵又は取扱いを廃止する場合について準用する。

第七章の二中第三十五条の八を第三十五条の九とし、第三十五条の七に次の一項を加え、同条を第三十五条の八とし、第三十五条の六の次に次の二号を加える。

六の二　金地金の政府買入価格の決定に関すること。

六の三　貴金属特別会計を管理すること。

第十三条第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二　平和回復に伴い処理を要する賠償その他の渉外負債に関する財務を管理すること。

第二十五条中「業務部」を「輸出部」、「鑑査部」を「輸入部」に改める。

第四十四条第二項中「調査第二部」を「調査第二部、調査第三部」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

十五条の八とする。

消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第二十一条の規定は、第三十五条の六第二項の規定により都道府県が救急業務を行なう場合について準用する。この場合において、同法第二十一条中「市町村」とあるのは「市町村及び都道府県」と、「消防」とあるのは「救急業務」と、「市町村長」とあるのは「市町村長及び都道府県知事」と読み替えるものとする。

第三十五条の六を第三十五条の七とし、第三十五条の五の次に次の一条を加える。

第三十五条の六　都道府県知事は、救急業務を行なつていない市町村の区域に係る道路の区間で交通事故の発生が頻繁であると認められるものについて当該交通事故により必要とされる救急業務を、関係市町村の意見をきいて、救急業務を行なつている他の市町村に実施するよう要請することができる。この場合において、その要請を受けた市町村は、当該要請に係る救急業務を行なうことができる。

都道府県は、救急業務を行なつていない市町村の区域に係る高速自動車国道又は一般国道のうち交通事故により必要とされる救急業務が特に必要な区間として政令で定める区間（前項の要請により救急業務が行なわれている道路の区間を除く。）について、当該救急業務を行なつていない市町村の意見をきいて、当該救急業務を行なうものとする。この場合において、当該救急業務に従事する吏員その他の職員は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の適用については、消防職員とする。

第三十六条の二中「第三十五条の六第一項の規定により」を「第三十五条の七第一項の規定により市町村が行なう」に改め、同条に次の一項を加える。

前項の規定は、都道府県が行なう救急業務に協力した者について準用する。

第四十六条中「第九条の二」を「第九条の三」に改める。

（消防組織法の一部改正）

第二条　消防組織法の一部を次のように改正する。

第四条中第一号を削り、第二号を第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二　消防に関する市街地の等級化に関する事項（都道府県の所掌に係るものを除く。）

第四条第十六号中「市町村の行なう」を削る。

第四条の四第二項の次に次の一項を加える。

消防大学校は、前項に規定する事務のほか、消防学校又は消防職員及び消防団員の訓練機関に対し、教育訓練の内容及び方法について、必要な技術的援助を行なう。

第十八条の二中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十　消防に関する市街地の等級化に関する事項（消庁庁長官が指定する市に係るものを除く。）

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中消防法第九条の二を第九条の三とし、第九条の次に一条を加える改正規定及び同法第四十六条の改正規定並びに第二条中消防組織法第四条第一号及び第二号に係る改正規定並びに同法第十八条の二の改正規定は、昭和四十三年四月一日から施行する。

（経過規定）

2　この法律の施行の際、現に改正後の第九条の二第一項に規定する物質を貯蔵し、又は取り扱つている者に対する同項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「昭和四十三年四月一日から三十日以内に」とする。

（消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部改正）

3　消防団員等公務災害補償等共済基金法（昭和三十一年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十六条の二」を「第三十六条の二第一項」に改める。

（自治・内閣総理大臣署名）

法律第八十一号（昭四二・七・二五）

◎住民基本台帳法

目次

第一章　総則（第一条―第四条）
第二章　住民基本台帳（第五条―第十五条）
第三章　戸籍の附票（第十六条―第二十条）
第四章　届出（第二十一条―第三十条）
第五章　雑則（第三十一条―第四十一条）
第六章　罰則（第四十二条―第四十四条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに住民の住所に関する届出等の簡素化を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行なう住民基本台帳の制度を定め、もつて住民の利便を増進し、あわせて国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする。

（国及び都道府県の責務）

第二条　国及び都道府県は、市町村の住民の住所又は世帯若しくは世帯主の変更及びこれらに伴う住民の権利又は義務の異動その他の住民としての地位の変更に関する市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）その他市町村の執行機関に対する届出その他の行為（第二十一条において「住民としての地位の変更に関する届出」と総称する。）がすべて一の行為により行なわれ、かつ、住民に関する事務の処理がすべて住民基本台帳に基づいて行なわれるように、法制上その他必要な措置を講じなければならない。

（市町村長等の責務）

第三条　市町村長は、常に、住民基本台帳を整備し、住民に関する正確な記録が行なわれるように努めなければならない。

2　市町村長その他市町村の執行機関は、住民基本台帳に基づいて住民に関する事務を管理し、又は執行するとともに、住民からの届出その他の行為に関する事務の処理の合理化に努めなければならない。

（住民の住所に関する法令の規定の解釈）

第四条　住民の住所に関する法令の規定は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第十条第一項に

規定する住民の住所と異なる意義の住所を定めるものと解釈してはならない。

第二章　住民基本台帳

（住民基本台帳の備付け）

第五条　市町村は、住民基本台帳を備え、その住民につき、第七条に規定する事項を記録するものとする。

（住民基本台帳の作成）

第六条　市町村長は、個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成して、住民基本台帳を作成しなければならない。

2　市町村長は、適当であると認めるときは、前項の住民票の全部又は一部につき世帯を単位とすることができる。

（住民票の記載事項）

第七条　住民票には、次に掲げる事項を記載する。

一　氏名

二　出生の年月日

三　男女の別

四　世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄

五　戸籍の表示。ただし、本籍のない者及び本籍の明らかでない者については、その旨

六　住民となつた年月日

七　住所及び一の市町村の区域内においてあらたに住所を変更した者については、その住所を定めた年月日

八　あらたに市町村の区域内に住所を定めた者については、その住所を定めた旨の届出の年月日（職権で住民票の記載をした者については、その年月日）及び従前の住所

九　選挙人名簿に登録された者については、その旨

十　国民健康保険の被保険者（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第五条及び第六条の規定による国民健康保険の被保険者をいう。第十八条及び第三十七条第二項において同じ。）である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの

十一　国民年金の被保険者（国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第七条その他政令で定める法令の規定による国民年金の被保険者をいう。第二十九条及び第三十七条第二項において同じ。）である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの

十二　米穀類の消費者（食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）第八条ノ三第一項に規定する消費者（米穀類を業務上消費する者を除く。）をいう。第三十条及び第三十七条第二項において同じ。）である者については、その米穀類の配給に関する事項で政令で定めるもの

（住民票の記載等）

第八条　住民票の記載、消除又は記載の修正（以下「記載等」という。）は、政令で定めるところにより、この法律の規定による届出に基づき、又は職権で行なうものとする。

（住民票の記載等のための市町村長間の通知）

第九条　市町村長は、他の市町村から当該市町村の区域内に住所を変更した者につき住民票の記載をしたときは、遅滞なく、その旨を当該他の市町村の市町村長に通知しなければならない。

2　市町村長は、その市町村の住民以外の者について戸籍に関する届書、申請書その他の書類を受理し、又は職権で戸籍の記載をした場合において、その者の住所地で住民票の記載等をすべきときは、遅滞なく、当該記載等をすべき事項をその住所地の市町村長に通知しなければならない。

（選挙人名簿の登録等に関する選挙管理委員会の通知）

第十条　市町村の選挙管理委員会は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十六条第一項若しくは第二項の規定により選挙人名簿に登録したとき、又は同法第二十七条第三項において準用する同法第二十六条第一項の規定若しくは同法第二十七条第四項の規定により選挙人名簿から抹消したときは、遅滞なく、その旨を当該市町村の市町村長に通知しなければならない。

（住民基本台帳の閲覧）

第十一条　何人でも、市町村長に対し、住民基本台帳の閲覧を請求することができる。

2　市町村長は、執務に支障がある場合その他正当な理由がある場合に限り、前項の請求を拒むことができる。

（住民票の写しの交付）

第十二条　何人でも、市町村長に対し、住民票の写しの交付を請求することができる。

2　市町村長は、前項の請求があつたときは、特別の請求がない限り、第七条第九号から第十二号までに掲げる事項の記載を省略した写しを交付することができる。

3　前条第二項の規定は、第一項の請求について準用する。

（住民基本台帳の脱漏等に関する委員会の通報）

第十三条　市町村の委員会（地方自治法第百三十八条の四第一項に規定する委員会をいう。）は、その事務を管理し、又は執行するに当たつて、住民基本台帳に脱漏若しくは誤記があり、又は住民票に誤記若しくは記載漏れがあると認めるときは、遅滞なく、その旨を当該市町村の市町村長に通報しなければならない。

（住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置）

第十四条　市町村長は、その事務を管理し、及び執行することにより、又は第十条若しくは前条の規定による通知若しくは通報若しくは第三十四条第一項若しくは第二項の調査によつて、住民基本台帳に脱漏若しくは誤記があり、又は住民票に誤記若しくは記載漏れがあることを知つたときは、届出義務者に対する届出の催告その他住民基本台帳の正確な記録を確保するため必要な措置を講じなければならない。

（選挙人名簿との関係）

第十五条　選挙人名簿の登録は、住民基本台帳に記録されている者で選挙権を有するものについて行なうものとする。

第三章　戸籍の附票

（戸籍の附票の作成）

第十六条　市町村長は、その市町村の区域内に本籍を有する者につき、その戸籍を単位として、戸籍の附票を作成しなければならない。

（戸籍の附票の記載事項）

第十七条　戸籍の附票には、次に掲げる事項を記載する。

一　戸籍の表示

二　氏名

三　住所

四　住所を定めた年月日

（戸籍の附票の記載等）

第十八条　戸籍の附票の記載等は、職権で行なうものとする。

（戸籍の附票の記載等のための市町村長間の通知）

第十九条　住所地の市町村長は、住民票の記載等をした場合に、本籍地において戸籍の附票の記載の修正をすべきときは、遅滞なく、当該修正をすべき事項を本籍地の市町村長に通知しなければならない。

（選挙人名簿の登録は、住民基本台帳に記録

2　前項の規定により通知を受けた事項が戸籍の記載と合わないときは、本籍地の市町村長は、遅滞なく、その旨を住所地の市町村長に通告しなければならない。

3　本籍が一の市町村から他の市町村に転属したときは、原籍地の市町村長は、遅滞なく、戸籍の附票に記載してある事項を新本籍地の市町村長に通知しなければならない。

（住民基本台帳に関する規定の準用）

第二十条　第十一条並びに第十二条第一項及び第三項の規定は、戸籍の附票について準用する。

第四章　届出

（住民としての地位の変更に関する届出の原則）

第二十一条　住民としての地位の変更に関する届出は、すべてこの章に定める届出によつて行なうものとする。

（転入届）

第二十二条　転入（あらたに市町村の区域内に住所を定めることをいい、出生による場合を除く。以下この条において同じ。）をした者は、転入をした日から十四日以内に、次に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。

一　氏名

二　住所

三　転入をした年月日

四　従前の住所

五　世帯主については、その旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄

（転出届）

第二十四条　転出（市町村の区域外へ住所を移すことをいう。以下同じ。）をする者は、あらかじめ、その氏名、転出先及び転出の予定年月日を市町村長に届け出なければならない。

（世帯変更届）

第二十五条　前三条の場合を除くほか、その属する世帯又はその世帯主に変更があつた者（政令で定める者を除く。）は、その変更があつた日から十四日以内に、その氏名、変更があつた事項及び変更があつた年月日を市町村長に届け出なければならない。

（世帯主が届出を行なう場合）

第二十六条　世帯主は、その世帯に属する他の者（次項において「世帯員」という。）に代わつて、この法律の規定による届出をすることができる。

2　世帯員がこの法律の規定による届出をすることができないときは、世帯主が世帯員に代わつて、その届出をしなければならない。

（届出の方式）

第二十七条　この法律の規定による届出は、政令で定めるところにより、書面でしなければならない。

（国民健康保険の被保険者である者に係る届出の特例）

第二十八条　この法律の規定による届出をすべき者が国民健康保険の被保険者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その資格を証する事項で政令で定めるものを附記するものとする。

（国民年金の被保険者である者に係る届出の特例）

第二十九条　この法律の規定による届出をすべき者が国民年金の被保険者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その資格を証する事項その他必要な事項で政令で定めるものを附記するものとする。

（米穀類の消費者である者に係る届出の特例）

第三十条　この法律の規定による届出をすべき者が米穀類の消費者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、米穀類の配給に関する事項で政令で定めるものを附記するものとする。

第五章　雑則

（不服申立て）

第三十一条　この法律の規定により市町村長がした処分に不服がある者は、都道府県知事に審査請求をすることができる。この場合においては、異議申立てをすることもできる。

（不服申立てと訴訟との関係）

第三十二条　前条に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

（関係市町村長の意見が異なる場合の措置）

第三十三条　市町村長は、住民の住所の認定について他の市町村長と意見を異にし、その協議がととのわないときは、都道府県知事（関係市町村が二以上の都道府県の区域内の市町村である場合には、主務大臣）に対し、その決定を求める旨を申し出なければならない。

2　主務大臣又は都道府県知事は、前項の申出を受けた場合には、その申出を受けた日から六十日以内に決定をしなければならない。

3　前項の決定は、文書をもつてし、その理由を附して関係市町村長に通知しなければならない。

4　関係市町村長は、第二項の決定に不服があるときは、前項の通知を受けた日から三十日以内に裁判所に出訴することができる。

（調査）

第三十四条　市町村長は、定期に、第七条に規定する事項について調査をするものとする。

2　市町村長は、前項に定める場合のほか、必要があると認めるときは、いつでも第七条に規定する事項について調査をすることができる。

3　市町村長は、前二項の調査に当たり、必要があると認めるときは、当該吏員をして、関係人に対し、質問をさせ、又は文書の提示を求めさせることができる。

4　当該吏員は、前項の規定により質問をし、又は文書の提示を求める場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（秘密を守る義務）

第三十五条　住民基本台帳に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（資料の提供）

第三十六条　国の行政機関又は都道府県知事は、それぞれの所掌事務について必要があるときは、市町村長に対し、住民基本台帳に記録されている事項に関して資料の提供を求めることができる。

（助言、勧告等）

第三十七条　主務大臣又は都道府県知事は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、市町村長に対し、報告を求め、又は助言若しくは勧告をすることができる。

2　主務大臣は、前項の規定による助言又は勧告をしようとするときは、国民健康保険の被保険者及び国民年金の被保険者に関する事項については厚生大臣、米穀類の消費者に関する事項については農林大臣に協議するものとする。

3　市町村長は、主務大臣又は都道府県知事に対し、第一項の助言又は勧告を求めることができる。

（指定都市の特例）

第三十八条　地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（次項において「指定都市」という。）に対するこの法律の規定の適用については、政令で定めるところにより、区を市と、区の区域を市の区域と、区長を市長とみなす。

2　前項に定めるもののほか、指定都市に対するこの法律の規定の適用については、政令で特別の定めをすることができる。

（適用除外）

第三十九条　この法律は、日本の国籍を有しない者その他政令で定める者については、適用しない。

（主務大臣）

第四十条　この法律において、主務大臣は、自治大臣とする。ただし、第九条第二項の規定による通知に関する事項及び第三章に規定する戸籍の附票に関する事項については、法務大臣及び自治大臣とする。

（政令への委任）

第四十一条　この法律の実施のための手続その他その施行に関し必要な事項は、政令で定める。

第六章　罰則

（罰則）

第四十二条　第三十五条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第四十三条　第三十四条第三項の規定による質問に対し、答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は文書の提示を拒み、妨げ、忌避し、若しくは虚偽の文書を提示した者は、五万円以下の罰金に処する。

第四十四条　第二十二条から第二十五条までの規定による届出（第二十八条から第三十条までの規定による届出に関し虚偽の届出（第二十八条から第三十条までの規定による附記を含む。）をした者は、二千円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

2　正当な理由がなくて第二十二条から第二十五条までの規定による届出をしない者は、二千円以下の過料に処する。

3　前二項の規定による過料の裁判は、簡易裁判所がする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第十五条の規定はこの法律の公布の日から起算して二年をこえない範囲内において政令で定める日から、附則第十一条（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第八条第一項の改正部分を除く。）の規定は昭和四十五年一月一日から施行する。

（住民登録法及び住民登録法施行法の廃止）

第二条　住民登録法（昭和二十六年法律第二百十八号）及び住民登録法施行法（昭和二十七年法律第百六号）は、廃止する。

（住民登録法の廃止に伴う経過措置）

第三条　施行日前にした旧住民登録法の規定に基づく届出その他の行為は、この法律の相当規定に基づいてされたものとみなす。

2　施行日前にした旧住民登録法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3　前二項に定めるもののほか、住民登録法の廃止に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（住民基本台帳に関する経過措置）

第四条　市町村長は、昭和四十四年三月三十一日までに、施行日の前日現在における住民（同日後において転出をした者を除く。）につき、住民票を作成しなければならない。この場合においては、第七条第六号に掲げる事項の記載を省略することができる。

2　市町村長は、前項の規定により住民票を作成したときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。

3　前項の規定による告示がされるまでの間は、第六条に規定する住民票及び旧住民登録法の規定による住民票を住民基本台帳とみなす。この場合において、第六条に規定する住民票については、第七条第九号から第十二号までに掲げる事項の記載を省略することができる。

4　前項の場合におけるこの法律の施行に関し必要な経過措置は、この附則に定めるもののほか、政令で定める。

（戸籍の附票に関する経過措置）

第五条　旧住民登録法の規定による戸籍の附票は、この法律の規定による戸籍の附票とみなす。

（住所の異動に関する届出に関する経過措置）

第六条　施行日から起算して七日を経過する日までの間に転出をする者（国外に転出をする者を除く。）については、第二十四条の規定は、適用しない。

2　前項の者及び施行日前に転出をした者については、第二十二条第二項の規定は、適用しない。

（地方自治法の一部改正）

第七条　地方自治法の一部を次のように改正する。

第二編第二章中第十三条の次に次の一条を加える。

第十三条の二　市町村は、別に法律の定めるところにより、その住民につき、住民たる地位に関する正確な記録を常に整備しておかなければならない。

（法務省設置法の一部改正）

第八条　法務省設置法（昭和二十二年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「、住民登録」を削り、同条第十一号中「事項」の下に「及び法律（法律に基づく命令を含む。）で法務省の所掌に属させられた事項」を加える。

第六条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、第八号の前に次の一号を加える。

七　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第九条第二項の規定による通知及び同法第三章に規定する戸籍の附票に関する事項

（沖縄関係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令の一部改正）

第九条　沖縄関係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令（昭和二十三年政令第三百六号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「寄留事務」を「住民基本台帳に関する事務」に改め、同条第一項中「本籍を有する者の戸籍及び住民登録事務で、本籍地の市町村長の管掌し、又は管理すべきもの」を「本籍を有する者についての戸籍事務並びに住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第九条第二項の規定による通知

及び同法第三章に規定する戸籍の附票に関する事務」に改め、同条第三項中「住民登録事務」を「住民基本台帳に関する事務」に改める。

（公職選挙法の一部改正）

第十条　公職選挙法の一部を次のように改正する。

第二十一条に次の一項を加える。

2　当該市町村の区域内に住所を有するに至つたため前項の規定による登録の申出をしようとする者は、政令で定めるところにより、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第二十二条（転入届）の規定による届出とあわせて、当該申出をすることができる。この場合において、その者の属する世帯の世帯主は、その者に代わつて、当該申出をすることができる。

附則第二十項を次のように改める。

20　選挙人名簿の登録については、住民基本台帳法第五条の住民基本台帳の記録に基づいて行なう制度を、同法の公布の日から起算して二年以内に実施しなければならない。

（地方税法の一部改正）

第十一条　地方税法の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「ととのわない場合においては」の下に「、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十三条の規定の適用がある場合を除き」を加える。

第二十四条第七項中「第三項から第五項まで」を「第四項から第六項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第二項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第一項第四号中「第五項」を「第六項」に改め、同項の次に次の一項を加える。

2　前項第一号の道府県内に住所する個人とは、住民基本台帳法の適用を受ける者については、その道府県の区域内の市町村の住民基本台帳に記録されている者（第二百九十四条第三項の規定により当該住民基本台帳に記録されているものとみなされる者を含み、同条第四項に規定する者を除く。）をいう。

第二百九十四条第六項中「第三項から第五項まで」を「第六項から第八項まで」に改め、同項を同条第九項とし、同条第二項から第五項までを三項ずつ繰り下げ、同条第一項第四号中「第五項」を「第八項」に改め、同項の次に次の三項を加える。

2　前項第一号の市町村内に住所を有する個人とは、住民基本台帳法の適用を受ける者については、当該市町村の住民基本台帳に記録されている者をいう。

3　市町村は、当該市町村の住民基本台帳に記録されていない個人が当該市町村内に住所を有する者である場合には、その者を当該住民基本台帳に記録されている者とみなして、その者に市町村民税を課することができる。この場合において、市町村長は、その者が他の市町村の住民基本台帳に記録されていることを知つたときは、その旨を当該他の市町村の長に通知しなければならない。

4　前項の規定により市町村民税を課された者に対しては、その者が記録されている住民基本台帳に係る市町村は、第二項の規定にかかわらず、市町村民税を課することができない。

（改正後の地方税法の規定の適用）

第十二条　前条の規定による改正後の地方税法第二十四条及び第二百九十四条の規定は、昭和四十五年度分の個人の道府県民税及び市町村民税から適用し、昭和四十四年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

（自治省設置法の一部改正）

第十三条　自治省設置法（昭和二十七年法律第二百六

十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十六号の四の次に次の一号を加える。

十六の五　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の施行に関する事務を行なうこと。

第十条第五号の四の次に次の一号を加える。

五の五　住民基本台帳法の施行に関すること。

（国民健康保険法の一部改正）

第十四条　国民健康保険法の一部を次のように改正する。

第九条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第二十二条から第二十五条までの規定による届出があつたとき（当該届出に係る書面に同法第二十八条の規定による附記がされたときに限る。）は、その届出と同一の事由に基づく第一項又は前項の規定による届出があつたものとみなす。

第二十二条中「第九条」の下に「（第四項を除く。）」を加える。

第百十六条の見出しを「（修学中の被保険者の特例）」に改め、同条中「この法律の適用については、当該他の市町村の区域内に住所を有し、かつ」を「第五条の規定にかかわらず、当該他の市町村の行なう国民健康保険の被保険者とし、かつ、この法律の適用については」に改める。

（国民年金法の一部改正）

第十五条　国民年金法の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第二十二条から第二十四条までの規定による届出があつたとき（当該届出に係る書面に同法第二十九条の規定による附記がなされたときに限る。）は、その届出と同一の事由に基づく第一項の規定による届出があつたものとみなす。

第十三条第一項中「前条第三項」を「前条第四項」に改める。

第百五条第二項中「第三項」を「第四項」に改める。

第十六条　住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「住民票」を「住民基本台帳」に改める。

（法務・厚生・農林・自治・内閣総理大臣署名）

法律第八十二号（昭四二・七・二五）

◎特定繊維工業構造改善臨時措置法

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　特定紡績業の構造改善（第三条―第十五条）
第三章　特定織布業の構造改善（第十六条―第二十条）
第四章　繊維工業構造改善事業協会
第一節　総則（第二十一条―第二十八条）
第二節　役員等（第二十九条―第三十九条）
第三節　業務（第四十条―第四十七条）
第四節　財務及び会計（第四十八条―第五十四条）
第五節　監督（第五十五条―第五十六条）
第六節　補則（第五十七条―第五十八条）
第五章　雑則（第五十九条―第六十一条）
第六章　罰則（第六十二条―第六十七条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、繊維工業の経済的諸条件の著しい変化に対処して、その国際競争力を急速に強化するため、特定繊維工業について、設備の近代化及び生産又は経営の規模の適正化の促進、過剰設備の計画的な処理等のための措置を講ずることにより、その構造改善を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「特定繊維工業」とは、別表第一号に掲げる紡績糸を製造する事業（以下「特定紡績業」という。）及び同表第二号に掲げる織物を製造する事業（以下「特定織布業」という。）をいう。

2　この法律において「特定精紡機」とは、別表第一号に掲げる紡績糸について通商産業省令で定める紡績糸の種類ごとに昭和四十二年度における需給状況に基づいて算定される当該年度において必要となるべき錘の数に比し、この法律の施行の際現に設置されている精紡機で当該種類に属する紡績糸の製造の用に供すべきものの錘の数が過大であるものとして政令で定める精紡機をいう。

3　この法律において「特定紡績事業者」とは、特定紡績業に属する事業を営む者をいい、「特定織布業者」とは、特定織布業に属する事業を営む者をいう。

第二章　特定紡績業の構造改善

（特定紡績業構造改善基本計画）

第三条　通商産業大臣は、繊維工業審議会の意見をきいて、特定紡績業について、特定紡績業構造改善基本計画（以下「特定紡績業基本計画」という。）を定めなければならない。

2　特定紡績業基本計画に定める事項は、次のとおりとする。

一　昭和四十六年度における生産数量、生産能率、特定精紡機の錘の数その他構造改善の目標

二　新たに設置すべき設備の種類、資金の額その他設備の近代化に関する事項

三　生産又は経営の規模の適正化に関する事項

四　処理すべき特定精紡機の錘の数、処理の方法その他過剰設備の処理に関する事項

五　前各号に掲げるもののほか、構造改善に関する重要事項

3　前項第四号の錘の数の計算の方法は、通商産業省令で定める。

4　通商産業大臣は、第一項の規定により特定紡績業基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

（特定紡績業構造改善実施計画）

第四条　通商産業大臣は、毎年、繊維工業審議会の意見をきいて、特定紡績業基本計画の実施を図るため必要な特定紡績業構造改善実施計画（以下「特定紡績業実施計画」という。）を定めなければならない。

2　前条第四項の規定は、前項の場合に準用する。

（計画の変更）

第五条　通商産業大臣は、特定紡績業における生産条件その他経済事情の著しい変動のため特に必要があると認めるときは、繊維工業審議会の意見をきいて、特定紡績業基本計画又は特定紡績業実施計画を変更しなければならない。

2　第三条第四項の規定は、前項の場合に準用する。

（資金の確保及び関連労働者に対する配慮）

第六条　政府は、特定紡績業実施計画で定める設備の近代化、生産若しくは経営の規模の適正化及び過剰設備の処理に必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

2　政府は、特定紡績業の構造改善に関する施策を講ずるにあたつては、関連労働者の職業の安定につき配慮するものとする。

（課税の特例）

第七条　特定紡績事業者が、特定紡績業基本計画で定めるところに従いその所有する特定精紡機を繊維工業構造改善事業協会（以下「協会」という。）に引き渡した場合において、協会がこれを廃棄したときは、当該特定紡績事業者がしたその特定精紡機の引渡しを当該特定紡績事業者がした廃棄とみなし、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、当該特定紡績事業者の所得税又は法人税を軽減する。

（共同行為の指示）

第八条　通商産業大臣は、特定紡績業実施計画で当該年度において協会への売渡しその他の方法により処理すべき特定精紡機の錘の数並びに協会がその錘の数に相当する数の特定精紡機の買取り及び廃棄を行なうべき旨を定めた場合には、繊維工業審議会の意見をきいて、その錘の数の範囲内において処理すべき特定精紡機の錘の数を定め、特定紡績事業者であつて特定精紡機を設置しているものに対し、協会に対する一括売渡しその他の方法によりその錘の数に相当する数の特定精紡機を処理することに関する共同行為を実施すべきことを指示するものとする。

2　前項の錘の数の計算の方法は、第三条第三項の通商産業省令で定めるところによる。

3　第一項の規定による指示は、この法律の施行の日から一年以内に限り行なうことができる。

4　第一項の規定による指示は、共同行為をすべき期間及び共同行為の内容を定めて、告示により行なう。

（共同行為の内容）

第九条　前条第四項の共同行為の内容は、次の各号に適合するものでなければならない。

一　特定紡績業基本計画で定める構造改善の目標を達成するため必要な程度をこえないこと。

二　一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。

三　不当に差別的なものでないこと。

四　当該共同行為の指示を受けた者の従業員の地位を不当に害するものでないこと。

五　処理の方法が協会への一括売渡しによるものであるときは、相当の対価をもつてその処理が行なわれるものであること。

（共同行為の指示の変更等）

第十条　通商産業大臣は、第八条第一項の規定による指示に係る共同行為の内容が前条各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、その指示を変更し、又は取り消さなければならない。

（共同行為の届出）

第十一条　第八条第一項の規定による指示（前条の規定による変更があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。）を受けた者は、その指示に従い共同行為をしたときは、遅滞なく、通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

（特定精紡機の処理命令）

第十二条　通商産業大臣は、第八条第一項の規定により特定精紡機の処理に関する共同行為を実施すべきことを指示した場合であつて、当該指示に係る者の二分の一以上がその共同行為を実施しており、かつ、その共同行為を実施している者の当該指示に係る特定精紡機の錘の数が当該指示に係る者の当該指示に係る特定精紡機の錘の数の四分の三をこえている場合において、その共同行為をもつてしては特定紡績業実施計画を円滑に遂行することが困難であり、このような状態が継続することは、特定紡績業基本計画で定める構造改善の目標の達成に重大な影響を及ぼし、国民経済の健全な発展に著しい支障を生ずるおそれがあると認めるときは、繊維工業審議会の意見をきいて、当該指示に係る者に対し、通商産業省令で、当該指示の内容に従い、当該指示に係る特定精紡機を処理すべきことを命ずることができる。

2　前項の錘の数の計算の方法は、第三条第三項の通商産業省令で定めるところによる。

（命令の変更又は取消し）

第十三条　通商産業大臣は、前条第一項の規定による命令をした後において、その命令をする要件となつた事実が変更し、又は消滅したと認めるときは、その命令を変更し、又は取り消さなければならない。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外）

第十四条　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定は、第八条第一項の規定による指示を受けた者がその指示に従つてする共同行為については、適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いるときは、この限りでない。

（公正取引委員会との関係）

第十五条　通商産業大臣は、第八条第一項の規定による指示をし、又は第十二条第一項の規定による命令をしようとするときは、公正取引委員会に協議しなければならない。

2　通商産業大臣は、第十条若しくは第十三条の規定による処分をしたとき、又は第十一条の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

第三章　特定繊布業の構造改善

（特定繊布業構造改善事業計画の承認）

第十六条　特定繊布業商工組合は、その地区において組合員が営む特定繊布業に属する事業に係る設備の近代化及びこれに伴う設備の処理、生産又は経営の規模の適正化、取引関係の改善その他の構造改善に関する事業（以下「特定繊布業構造改善事業」という。）を実施するため、特定繊布業構造改善事業計画を作成し、これを通商産業大臣に提出して、その特定繊布業構造改善事業計画が適当である旨の承認を受けることができる。

2　特定繊布業構造改善事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　特定繊布業構造改善事業の目標、内容及び実施時期

二　特定繊布業構造改善事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

三　特定繊布業構造改善事業を実施するのに必要な準備金にあてるための組合員に対する負担金の賦課の基準

3　通商産業大臣は、第一項の承認の申請があつた場合において、その特定繊布業構造改善事業計画が次の各号に該当するものであると認めるときは、同項の承認をするものとする。

一　前項第一号に掲げる事項が当該特定繊布業商工組合の地区における特定繊布業の構造改善を図るため適切なものであり、かつ、他の特定繊布業商工組合の特定繊布業構造改善事業の実施に支障を及ぼすものでないこと。

二　前項第二号及び第三号に掲げる事項が、当該特定繊布業構造改善事業を確実に遂行するため適切なものであること。

（特定繊布業構造改善事業計画の変更等）

第十七条　特定繊布業商工組合は、前条第一項の承認に係る特定繊布業構造改善事業計画を変更しようとするときは、通商産業大臣の承認を受けなければならない。

2　通商産業大臣は、前項の承認を受けた特定繊布業商工組合が当該承認に係る特定繊布業構造改善事業計画（前項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの。以下「承認計画」という。）に従つて特定繊布業構造改善事業を実施していないと認めるときは、当該承認を取り消すことができる。

3　前条第三項の規定は、第一項の承認に準用する。

（資金の確保及び関連労働者に対する配慮）

第十八条　政府は、特定繊布業商工組合が承認計画に従つて特定繊布業構造改善事業を実施するのに必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

2　政府は、特定繊布業の構造改善に関する施策を講ずるにあたつては、関連労働者の職業の安定につき配慮するものとする。

（設備処理の事業の助成）

第十九条　政府は、予算の範囲内において、特定繊布業商工組合が承認計画に従つて設備の近代化に伴う設備の処理の事業を実施するのに必要な資金について協会の交付する助成金にあてるため、協会に対し補助金を交付することができる。

（課税の特例）

第二十条　特定繊布業商工組合が承認計画で定める賦課の基準に基いてその組合員に対して負担金を賦課した場合において、当該特定繊布業商工組合が当該賦課に基いて納付された金額を特定繊布業構造改善準備金として積み立てたとき、又はその組合員が当該賦課に基づき納付すべき金額を納付したときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該特定繊布業商工組合又はその組合員に対する法人税又は所得税の課税について特別の措置を講ずる。

第四章　繊維工業構造改善事業協会

第一節　総則

（目的）

第二十一条　協会は、特定紡績業及び特定繊布業における過剰設備の処理、特定繊布業における設備の近代化及び生産又は経営の規模の適正化の促進その他の特定繊維工業の構造改善に関する業務を行なうことを目的とする。

（法人格）

第二十二条　協会は、法人とする。

（数）

第二十三条　協会は、一を限り、設立されるものとする。

（資本金）

第二十四条　協会の資本金は、五億円とし、政府がその全額を出資する。

2　政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、協会に追加して出資することができる。

3　協会は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

（名称）

第二十五条　協会は、その名称中に繊維工業構造改善事業協会という文字を用いなければならない。

2　協会でない者は、その名称中に繊維工業構造改善事業協会という文字を用いてはならない。

（登記）

第二十六条　協会は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2　前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（定款）

第二十七条　協会の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一　目的

二　名称

三　事務所の所在地

四　役員に関する事項

五　評議員会に関する事項

六　業務及びその執行に関する事項

七　財務及び会計に関する事項

八　定款の変更に関する事項

九　公告の方法

2　協会の定款の変更は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（民法の準用）

第二十八条　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、協会に準用する。

第二節　役員等

（役員）

第二十九条　協会に、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事二人以内を置く。

2　理事長は、協会を代表し、その業務を総理する。

3　理事は、定款で定めるところにより、理事長を補佐して協会の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

4　監事は、協会の業務を監査する。

第三十条　理事長及び監事は、通商産業大臣が任命する。

2　理事は、通商産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

3　役員の任期は、三年とする。ただし、設立当時の理事長及び監事の任期は、二年とする。

4　役員は、再任されることができる。

（評議員会）

第三十一条　協会に、協会の業務の運営に関する重要事項を審議させるため、評議員会を置く。

2　評議員会は、十人以上二十人以内の評議員をもつて組織する。

3　評議員は、関係都道府県知事及び特定繊維工業について学識経験のある者のうちから、通商産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

4　評議員の任期は、二年とする。

5　評議員は、再任されることができる。

（役員の欠格条項）

第三十二条　政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

（役員の解任）

第三十三条　通商産業大臣は、理事長又は監事が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

2　理事長は、理事が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

第三十四条　通商産業大臣は、理事長若しくは監事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事長若しくは監事に職務上の義務違反その他理事長若しくは監事たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

2　理事長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事に職務上の義務違反その他理事たるに適しない非行があると認めるときは、通商産業大臣の認可を受けて、これを解任することができる。

（代表権の制限）

第三十五条　協会と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が協会を代表する。

（代理人の選任）

第三十六条　理事長は、理事又は協会の職員のうちから、協会の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

（職員の任命）

第三十七条　理事長は、協会の職員を任命する。

（役員等の地位）

第三十八条　協会の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三節　業務

（業務の範囲）

第三十九条　協会は、第二十一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一　特定精紡機（次号に規定するものを除く。）の買取り及び廃棄

二　特定紡績業に属する事業を廃止する者の所有する特定紡精機及びこれに関連する紡績設備の買取り及び廃棄

三　納付金の徴収

四　特定繊布業構造改善事業に必要な資金の貸付け及びその借入れに係る債務の保証

五　設備の近代化に伴う設備の処理の事業に必要な資金にあてるための助成金の交付

六　特定繊布業に属する事業を廃止する者の所有する織機の買取り及び廃棄

七　特定繊維工業に関する計画の実施に関する調査

八　前各号の業務に附帯する業務

九　前各号に掲げるもののほか、第二十一条の目的を達成するため必要な業務

2　協会は、前項第九号に掲げる業務を行なおうとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

ない。

（業務方法書）

第四十一条　協会は、業務開始の際、業務方法書を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　前項の業務方法書には、前条第一項第一号から第六号までに掲げる業務の方法を定めておかなければならない。

（信用基金）

第四十二条　協会は、第四十条第一項第四号に規定する資金の貸付け及びその借入れに係る債務の保証並びにこれらに附帯する業務に関する信用基金を設け、第二十四条第一項又は第二項の規定により出資された金額と協会が負担する貸付けのための資金の借入れに係る債務又は保証債務の弁済にあてることを条件として特定繊布業商工組合から出えんされた金額の合計額に相当する金額をもつてこれにあてるものとする。

2　前項の信用基金は、通商産業省令で定めるところにより、毎事業年度の損益計算上利益又は損失を生じたときは、その利益又は損失の額により増加し又は減少するものとする。

（補助金）

第四十三条　政府は、予算の範囲内において、協会に対し、第四十条第一項第二号及び第六号に掲げる業務に要する経費並びに協会の業務運営費の一部を補助することができる。

（納付金）

第四十四条　特定紡績事業者は、通商産業大臣が特定紡績業実施計画で当該年度において処理すべき特定精紡機（第四十条第一項第二号に規定する特定精紡機を除く。）の錘の数並びに協会がその錘の数に相当する数の特定精紡機の買取り及び廃棄を行なうべき旨を定めた場合には、協会が行なう当該買取り及び廃棄の業務に必要な費用にあてるため、通商産業省令で定めるところにより、協会に対し納付金を納付しなければならない。

2　前項の納付金の額は、一錘につき千百円以内において通商産業大臣が定める金額に、その特定紡績業者が当該年度の特定紡績業実施計画の告示の日において設置している特定精紡機の錘の数（当該特定紡績業実施計画に従つて処理することとなつた特定精紡機の錘の数を除く。）を乗じて得た額とする。

3　前項の錘の数の計算の方法は、第三条第三項の通商産業省令で定めるところによる。

4　通商産業大臣は、第二項の金額を定めようとするときは、繊維工業審議会の意見をきかなければならない。

5　通商産業大臣は、第二項の金額を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第四十五条　特定紡績事業者は、通商産業大臣が特定紡績業実施計画で当該年度において処理すべき第四十条第一項第二号に規定する特定精紡機の錘の数並びに協会がその錘の数に相当する数の特定精紡機の買取り及び廃棄を行なうべき旨を定めた場合には、協会が行なう当該買取り及び廃棄の業務に必要な費用にあてるため、当該年度の終了の日までに、協会に対し納付金を納付しなければならない。

2　前条第二項から第五項までの規定は、前項の納付金に準用する。この場合において、同条第二項中「千百円以内」とあるのは、「百三十円以内」と読み替えるものとする。

（強制徴収）

第四十六条　協会は、第四十四条第一項又は前条第一項の納付金の納付義務者がその納期限までにその納付金を納付しないときは、期限を指定して、これを

督促しなければならない。

2　協会は、前項の規定により督促するときは、納付義務者に対し督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

3　協会は、第一項の規定による督促を受けた納付義務者がその指定の期限までにその督促に係る納付金及び第五項の延滞金を納付しないときは、国税の滞納処分の例により、通商産業大臣の認可を受けて、滞納処分をすることができる。

4　前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとし、その時効については、国税の例による。

5　協会は、第一項の規定により督促したときは、その督促に係る納付金の額百円につき一日四銭の割合で、納期限の翌日からその納付金の納付の日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。ただし、通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

（資料の提出の請求）

第四十七条　協会は、第四十条第一項第三号に掲げる業務を行なうため必要があるときは、特定紡績事業者に対し、資料の提出を求めることができる。

2　前項の規定により資料の提出を求められた者は、遅滞なく、これを提出しなければならない。

第四節　財務及び会計

（事業年度）

第四十八条　協会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

（予算等の認可）

第四十九条　協会は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（財務諸表）

第五十条　協会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2　協会は、前項の規定により財務諸表を通商産業大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添附しなければならない。

（利益及び損失の処理）

第五十一条　協会は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として積み立てなければならない。

2　協会は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

（借入金）

第五十二条　協会は、通商産業大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金をすることができる。

2　前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、通商産業大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3　前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

（余裕金の運用）

第五十三条　協会は、次の方法によるほか、業務上の

余裕金を運用してはならない。

一　国債その他通商産業大臣の指定する有価証券の保有

二　資金運用部への預託

三　銀行その他通商産業大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金

四　信託会社又は信託業務を行なう銀行への金銭信託

（通商産業省令への委任）

第五十四条　この法律に規定するもののほか、協会の財務及び会計に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第五節　監督

（監督）

第五十五条　協会は、通商産業大臣が監督する。

2　通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第五十六条　通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、協会の事務所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六節　補則

（解散）

第五十七条　協会の解散については、別に法律で定める。

（大蔵大臣との協議）

第五十八条　通商産業大臣は、次の場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

一　第四十一条第一項、第四十九条又は第五十二条第一項若しくは第二項ただし書の認可をしようとするとき。

二　第五十条第一項の承認をしようとするとき。

三　第五十三条第一号又は第三号の規定による指定をしようとするとき。

四　第五十四条の通商産業省令を定めようとするとき。

第五章　雑則

（報告及び検査）

第五十九条　通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定紡績事業者又は特定繊布業商工組合に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2　通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、特定紡績事業者又は特定繊布業商工組合の工場、事業場、事務所又は倉庫に立ち入り、精紡機、織機、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3　第五十六条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査に準用する。

（審査請求）

第六十条　この法律に基づいてした協会の処分に不服がある者は、通商産業大臣に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。

（不服申立ての手続における聴聞）

第六十一条　通商産業大臣は、この法律の規定による処分についての審査請求又は異議申立てを受理したときは、審査請求人又は異議申立人に対し、相当な期間をおいて予告をした上、公開による聴聞を行なわなければならない。

2　前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3　聴聞に際しては、審査請求人又は異議申立人及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第六章　罰則

第六十二条　第五十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした協会の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第六十三条　次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一　第五十九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二　第五十九条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第六十四条　次の各号の一に該当する者は、一万以下の罰金に処する。

一　第十一条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第四十七条第一項の規定による資料を提出せず、又は虚偽の資料を提出した者

第六十五条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

第六十六条　次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした協会の役員は、三万円以下の過料に処する。

一　この法律の規定により通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二　第二十六条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三　第四十条第一項に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四　第五十三条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五　第五十五条第二項の規定による通商産業大臣の命令に違反したとき。

第六十七条　第二十五条第二項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（廃止）

第二条　この法律は、昭和四十七年六月三十日までに廃止するものとする。

（協会の設立）

第三条　協会を設立するには、特定紡績事業者（特定精紡機を設置しているものに限る。以下同じ。）、特定繊維商業商工組合の役員、関係都道府県知事及び特定繊維工業について学識経験のある者十五人以上が発起人となり、定款を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

2　前項の特定紡績事業者又は特定繊布業商工組合の役員は、それぞれ同項の発起人の総数の二分の一以上を占めてはならない。

3　第一項の発起人は、同項の認可を申請するには、あらかじめ、定款作成の基本となるべき事項その他通商産業省令で定める事項を公告して、特定紡績事

業者及び特定繊維業商工組合のそれぞれ二分の一以上の同意を得なければならない。

4　通商産業大臣は、第一項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

第四条　通商産業大臣は、この法律の施行の日から起算して二月以内に前条第一項の認可の申請がないか、又はその期間内になされたいずれの申請についても同項の認可をすることができなかつたときは、同項に規定する者十五人以上に、同項の発起人となり、定款を作成し、通商産業大臣の指定する期日までに同項の認可を申請すべきことを命ずることができる。

2　前条第三項の規定は、前項の規定により同条第一項の認可を申請する場合には、適用しない。

第五条　通商産業大臣は、附則第三条第一項の認可をしたときは、遅滞なく、発起人が推せんした者のうちから、協会の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2　前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、協会の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第六条　発起人は、前条第一項の規定により理事長となるべき者が指名されたときは、遅滞なく、その事務を同項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継ぐとともに、その旨を通商産業大臣に報告しなければならない。

2　政府は、前項の規定による報告を受けたときは、遅滞なく、第二十四条第一項の規定による出資金を払い込まなければならない。

第七条　附則第五条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第二項の規定による政府の出資の払込みがあつたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2　協会は、設立の登記をすることによつて成立する。

（財団法人繊維工業整備促進協会からの引継ぎ）

第八条　昭和四十一年六月十五日に設立された財団法人繊維工業整備促進協会（以下「繊維工業整備促進協会」という。）は、第附行為で定めるところにより、発起人に対して、協会においてその一切の権利及び義務を承継すべき旨を申し出ることができる。

2　発起人は、前項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、通商産業大臣の認可を申請しなければならない。

3　前項の認可があつたときは、繊維工業整備促進協会の一切の権利及び義務は、協会の成立の時において協会に承継されるものとし、繊維工業整備促進協会は、その時において解散するものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

4　前項の規定により繊維工業整備促進協会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（経過規程）

第九条　この法律の施行の際現にその名称中に繊維工業構造改善事業協会という文字を用いている者については、第二十五条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第十条　協会の最初の事業年度は、第四十八条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和四十三年三月三十一日に終わるものとする。

第十一条　協会の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第四十九条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「協会の成立後遅滞なく」とする。

（繊維工業設備等臨時措置法の一部改正）

第十二条　繊維工業設備等臨時措置法（昭和三十九年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「この法律の施行の日から三年を経過する日までは別表第一に掲げる精紡機の区分、その日後は別表第二」を「別表第一」に、「別表第三」を「別表第二」に改め、同条第三項を削る。

第七条第一項第四号中「別表第三第二号」を「別表第二第二号」に改める。

第九条第一項に次の一号を加える。

五　別表第一第四号に掲げる登録の区分に係る精紡機を特定繊維工業構造改善臨時措置法（昭和四十二年法律第八十二号）の施行の日から二月以内に同表第一号に掲げる登録の区分に変更する場合であつて、当該精紡機の錘の数が第十五条第二項の規定による届出に係る精紡機であつて同表第四号に掲げる登録の区分に係るものの錘の数の範囲内であること。

第九条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項第五号に規定する第十五条第二項の規定による届出に係る精紡機の錘の数の計算の方法は、通商産業省令で定める。

第十三条第一項中「別表第三第二号」を「別表第二第一号」に改める。

第十四条第三項及び第十五条中「十日以内」の下に「（繊維工業構造改善事業協会にあつては、通商産業省令で定める期間内）」を加える。

第十八条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第十九条中「前条第二項各号」を「前条各号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十九条の二　通商産業大臣は、特定繊維工業構造改善臨時措置法第三条第一項の特定紡績業構造改善基本計画を定める場合において、第十七条第一項の規定による指示に係る共同行為によつてもなお同項に規定する事態が克服されておらず、かつ、その共同行為の期間の満了により過剰精紡機が糸の製造の用に供されることとなることがその事態を悪化させ、同法の目的の達成を阻害することとが明らかであると認めるときは、同条第三項の期間の延長に係る同条第一項の規定による指示の変更をすることができる。

2　第十八条の規定は、前項の規定により指示の変更をする場合に準用する。

第二十条中「前条」を「第十九条又は前条」に改める。

第二十四条第一項中「指示」の下に「若しくは第十九条の二の規定による処分」を加える。

第二十五条第一項中「第二十一条第一項」の下に「又は特定繊維工業構造改善臨時措置法第十二条第一項」を加える。

第二十八条中「この法律」の下に「及び特定繊維工業構造改善臨時措置法」を加える。

附則第二条中「この法律の施行の日から四年を経過した日に」を「昭和四十五年六月三十日限り」に改める。

別表第二を削り、別表第三を別表第二とする。

（地方税法の一部改正）

第十三条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第六号中「高圧ガス保安協会」の下に「、繊維工業構造改善事業協会」を加える。

附則に第九十九項として次の一項を加える。

（特定繊維工業構造改善事業協会が取得する合理化機械に対して課する固定資産税に関する特例）

99 特定繊維工業構造改善臨時措置法（昭和四十二年法律第八十二号）第二条第三項に規定する特定繊維工業者組合が同法第十六条第一項の承認に係る特定繊維工業構造改善事業計画に従つて実施する特定繊維工業構造改善事業の用に供するため同法の施行の日から昭和四十七年六月三十日までの間に新たに取得した機械その他の設備（以下本項において「機械設備等」という。）であつて、当該組合の組合員のうち租税特別措置法第十一条第一項の表の第二号に掲げる個人又は同法第四十三条第一項の表の第二号に掲げる法人が使用するそれぞれこれらの規定の適用を受けるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該機械設備等に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該機械設備等に対して課する固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

（所得税法の一部改正）

第十四条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中全国農業会議所の項の前に次のように加える。

繊維工業構造改善事業協会	特定繊維工業構造改善臨時措置法（昭和四十二年法律第八十二号）

（法人税法の一部改正）

第十五条 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中石炭鉱業合理化事業団の項の次に次のように加える。

繊維工業構造改善事業協会	特定繊維工業構造改善臨時措置法（昭和四十二年法律第八十二号）

（印紙税法の一部改正）

第十六条 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二の表中船舶整備公団の項の前に次のように加える。

繊維工業構造改善事業協会	特定繊維工業構造改善臨時措置法（昭和四十二年法律第八十二号）

別表

一 次に掲げる紡績糸（リング精紡機、キャップ精紡機、フライヤー精紡機、ミュール精紡機又はポット精紡機により製造されるものに限る。）

イ 組成繊維中における綿以外の繊維の混用率が一パーセント以下のもの

ロ 組成繊維中におけるビスコース繊維及び銅アンモニア繊維以外の繊維の混用率が一パーセント以下のもの

ハ 組成繊維中における合成繊維及び酢酸繊維以外の繊維の混用率が一パーセント以下のもの

ニ 組成繊維中における綿の混用率が十パーセント以上のもの（イに掲げるものを除く。）

ホ 組成繊維中における合成繊維、酢酸繊維、ビスコース繊維及び銅アンモニア繊維以外の繊維の混用率が一パーセント以下のものであつて、合成繊維又酢酸繊維の混用率が十パーセント以上のもの（ハに掲げるものを除く。）

ヘ 組成繊維中における合成繊維又は酢酸繊維の混用率が三十パーセント以上のもの（ハに掲げるものを除く。）

ト 組成繊維中における毛の混用率が十パーセント以上九十七パーセント未満のもの

チ 組成繊維中における絹、ビスコース繊維及び銅アンモニア繊維以外の繊維の混用率が一パーセント以下のものであつて、絹の混用率が十パーセント以上九十九パーセント未満のもの

リ 組成繊維中における亜麻、ちよ麻及び大麻の混用率が十パーセント以上九十九パーセント未満のもの

ヌ 組成繊維中における毛以外の繊維の混用率が三パーセント以下のもの、組成繊維中における絹以外の繊維の混用率が一パーセント以下のもの並びに組成繊維中における亜麻、ちよ麻及び大麻以外の繊維の混用率が一パーセント以下のもの以外のもの（イからリまでに掲げるものを除く。）

二 次に掲げる織物（幅が十三センチメートル未満のもの、二重パイル織機又はワイヤーの打込装置を有するパイル織機により製造されるもの、じゆうたん（だんつうを含む。）タオル生地及び毛布を除く。）

イ 綿織物

ロ スフ織物

ハ 合成繊維織物（組成繊維が合成繊維の短繊維のみであるもの及び組成繊維中に毛又は麻を含むものを除く。）

ニ 人絹織物

ホ 絹織物

（法務・大蔵・通商産業・自治・内閣総理大臣署名）

法律第八十三号（昭四二・七・二七）

◎恩給法等の一部を改正する法律

（恩給法の一部改正）

第一条 恩給法（大正十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第五十八条ノ四第一項中「十五万円」を「二十万」に、「七十五万円」を「九十万円」に、「百五万」を「百三十万円」に、「九十万円」を「百十万円」に、「百三十五万円」を「百六十五万円」に、「百八十万円」を「二百二十万円」に改める。

第六十五条第六項中「二万四千円」を「三万六千円」に改める。

別表第二号表中「三〇一、〇〇〇円」を「三八七、〇〇〇円」に、「二四四、〇〇〇円」を「三一三、〇〇〇円」に、「一九六、〇〇〇円」を「二五二、〇〇〇円」に、「一四七、〇〇〇円」を「一九〇、〇〇〇円」に、「一一四、〇〇〇円」を「一四七、〇〇〇円」に、「八七、〇〇〇円」を「一一二、〇〇〇円」に改める。

別表第三号表中「三二〇、〇〇〇円」を「三八四、〇

定は、前項の場合に準用する。この場合において、附則第二十四条の四第二項第四号中「昭和三十五年七月一日」とあるのは「昭和四十二年十月一日」と、附則第二十四条の五第三項中「普通恩給を受ける権利を取得した者の当該普通恩給の給与は昭和三十七年十月から、同項の規定により扶助料を受ける権利を取得した者の当該扶助料の給与は昭和三十六年十月から」とあるのは「普通恩給又は扶助料を受ける権利を取得した者の当該普通恩給又は扶助料の給与は、昭和四十二年十月から」と読み替えるものとする。

附則第二十六条中「場合を含む。」の下に「、第二十四条の九」を加える。

附則別表第一を次のように改める。

附則別表第一

階級	仮定俸給年額
大将	一、〇七五、六〇〇円
中将	八九九、八〇〇円
少将	七〇〇、五〇〇円
大佐	五九三、五〇〇円
中佐	五五九、六〇〇円
少佐	四四〇、三〇〇円
大尉	三五五、七〇〇円
中尉	二七八、〇〇〇円
少尉	二四四、二〇〇円

第三条 元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「本項」の下に「及び第十条の二」を加える。

第十条の次に次の一条を加える。

（元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律の一部改正）

仮定俸給年額	第一欄	第二欄
一、〇七五、六〇〇円	九七、八〇〇円	一八〇、九〇〇円
八九九、八〇〇円	八一、八〇〇円	一五一、三〇〇円
七〇〇、五〇〇円	六三、七〇〇円	一一七、八〇〇円
五九三、五〇〇円	五三、九〇〇円	九九、八〇〇円
五五九、六〇〇円	五〇、八〇〇円	九四、一〇〇円
四四〇、三〇〇円	四〇、一〇〇円	七四、一〇〇円
三五五、七〇〇円	三二、四〇〇円	五九、九〇〇円
二七八、〇〇〇円	二五、二〇〇円	四六、七〇〇円
二四四、二〇〇円	二二、二〇〇円	四一、一〇〇円
二二四、三〇〇円	一九、五〇〇円	三六、〇〇〇円
一七七、五〇〇円	一六、二〇〇円	二九、九〇〇円
一六九、一〇〇円	一五、三〇〇円	二八、四〇〇円
一六二、五〇〇円	一四、七〇〇円	二七、三〇〇円
一四二、八〇〇円	一三、〇〇〇円	二四、〇〇〇円

階級	仮定俸給年額
准士官	二二四、三〇〇円
曹長又は上等兵曹	一七七、五〇〇円
軍曹又は一等兵曹	一六九、一〇〇円
伍長又は二等兵曹	一六二、五〇〇円
兵	一四二、八〇〇円
備考　各階級は、これに相当するものを含むものとする。	

附則別表第四中「六〇、〇〇〇円」を「七七、〇〇〇円」に改める。

附則別表第五を次のように改める。

附則別表第五

傷病の程度	年額	
	七十歳未満の者	七十歳以上の者
第一款症	九〇、〇〇〇円	九七、〇〇〇円
第二款症	六九、〇〇〇円	七四、〇〇〇円
第三款症	五四、〇〇〇円	五八、〇〇〇円
第四款症	四七、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円
普通恩給を併給される者の傷病年金の年額は、この表の年額の十分の七・五に相当する金額とする。		

附則別表第五の次に次の一表を加える。

附則別表第六

傷病の程度	年額	
	七十歳未満の者	七十歳以上の者
第一款症	九〇、〇〇〇円	九七、〇〇〇円
第二款症	六九、〇〇〇円	七四、〇〇〇円
第三款症	五四、〇〇〇円	五八、〇〇〇円
第四款症	四七、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円
普通恩給を併給される者の傷病年金の年額は、この表の年額の十分の七・五に相当する金額とする。		

附則別表第五の次に次の一表を加える。

附則別表第六

傷病の程度	年額	
	七十歳未満の者	七十歳以上の者
第一款症	九〇、〇〇〇円	九七、〇〇〇円
第二款症	六九、〇〇〇円	七四、〇〇〇円
第三款症	五四、〇〇〇円	五八、〇〇〇円
第四款症	四七、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円
普通恩給を併給される者の傷病年金の年額は、この表の年額の十分の七・五に相当する金額とする。		

○○円」に、「二六五、○○○円」を「三一八、○○○円」に、「二三七、○○○円」を「二七三、○○○円」に、「一八七、○○○円」を「二三四、○○○円」に、「一五〇、○○○円」を「一八〇、○○○円」に改める。

（恩給法の一部を改正する法律の一部改正）

第二条 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律百五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十三条第一項中「仮定俸給年額」の下に「（六十五歳以上の者並びに六十五歳未満の扶助料を受ける妻及び子に係る普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第六の第一欄に掲げる金額（七十歳以上の者に係る普通恩給又は扶助料については、同表の第二欄に掲げる金額）を加えた額）」を加える。

附則第十二条第一項中「又は傷痍の程度」の下に「及び年齢の区分」を加える。

附則第二十四条の八の次に次の一条を加える。

（昭和二十年八月十五日以後退職した旧軍人の恩給についての特例）

第二十四条の九 昭和二十年八月十五日以後に退職した准士官以上の旧軍人で、旧軍人又は旧準軍人としての在職年の年月数が十二年以上十三年未満のもの（下士官以下の旧軍人又は旧準軍人としての在職年の年数が十二年以上のものを除く。）は、恩給法及びこの法律の附則の規定の適用については、退職時まで下士官以下の最終の階級をもつて在職したものとみなす。

2　前項に規定する者又はその遺族は、昭和四十二年十月一日から普通恩給を受ける権利又は扶助料を受ける権利若しくは資格を取得するものとする。

3　附則第二十四条の四第二項及び第三項並びに附則第二十四条の五第三項の規

（旧外地官公署職員）

第十条の二　昭和二十年八月十五日において内地以外の地域（樺太を含む。）にあつた官公署（元陸軍又は海軍の官署を除く。）に勤務していた改正前の恩給法第十九条第一項に規定する公務員が、政令で定める期間内に第四条第一項の政令で定める琉球諸島民政府職員となつた場合（当該琉球諸島民政府職員となる前の公務員としての在職年が普通恩給についての最短恩給年限に達している者が当該琉球諸島民政府職員となつた場合を除く。）においては、その琉球諸島民政府職員を改正前の恩給法第十九条第一項に規定する公務員として在職するものとみなす。

2　前項の琉球諸島民政府職員については、第四条及び第六条に規定する場合の例に準じ政令で定めるところにより、恩給（年金たる恩給に限る。）を給する。

第十四条中「、第十条又は第十一条」を「又は第十条から第十一条まで」に改める。

（旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正）

第四条　旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律（昭和三十一年法律第百七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「二年」を「四年」に、「六年」を「十二年」に改める。

（恩給法等の一部を改正する法律の一部改正）

第五条　恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

附則第六条の見出し中「妻又は子に給する扶助料」を「妻、子又は老齢者に給する恩給」に改め、同条に次の一項を加える。

3　前二項の規定は、普通恩給又は扶助料を受ける者の年齢が七十歳以上である場合の普通恩給又は扶助料（妻又は子に給する扶助料を除く。）の年額について準用する。この場合において、第一項中「昭和四十一年十月分」とあるのは「昭和四十二年十月分」と、「扶助料の年額」とあるのは「普通恩給又は扶助料の年額」と、前項中「昭和四十一年九月三十日」とあるのは「昭和四十二年九月三十日」と読み替えるものとする。

（国民年金法の一部改正）

第六条　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第六十五条第五項中「十万二千五百円」を「十二万九千五百円」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和四十二年十月一日から施行する。

（文官等の恩給年額の改定）

第二条　昭和三十五年三月三十一日以前に退職し、若しくは死亡した公務員（恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号。以下「法律第百五十五号」という。）附則第十条第一項に規定する旧軍人（以下「旧軍人」という。）を除く。以下同じ。）若しくは公務員に準ずる者（法律第百五十五号附則第十条第一項に規定する旧準軍人（以下「旧準軍人」という。）を除く。以下同じ。）又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、昭和四十二年十月分（同月一日以後に給与事由の生ずるものについては、その給与事由の生じた月の翌月分）以降、その年額を、次の各号に掲げる年額に改定する。ただし、改定年額が従前の年額に達しないものについては、この改定を行なわない。

一　第二号及び第三号の普通恩給及び扶助料以外の普通恩給及び扶助料については、その年額の計算の基礎となつている俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第一の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額

二　恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十年法律第八十二号。以下「法律第八十二号」という。）附則第二条第二号の普通恩給及び扶助料については、その年額の計算の基礎となつている俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第二の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額

三　法律第八十二号附則第二条第三号の普通恩給及び扶助料については、その年額の計算の基礎となつている俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第三の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額

四　六十五歳以上の者並びに六十五歳未満の扶助料を受ける妻及び子に係る普通恩給及び扶助料については、前三号の規定にかかわらず、第一号の普通恩給又は扶助料にあつては、附則別表第一の仮定俸給年額に、その年額にそれぞれ対応する附則別表第四の第一欄に掲げる金額（七十歳以上の者に係る普通恩給又は扶助料にあつては、同表の第二欄に掲げる金額）を加えた額、第二号の普通恩給又は扶助料にあつては、附則別表第二の仮定俸給年額に、その年額にそれぞれ対応する附則別表第五の第一欄に掲げる金額（七十歳以上の者に係る普通恩給又は扶助料にあつては、同表の第二欄に掲げる金額）を加えた額、前号の普通恩給又は扶助料にあつては、附則別表第三の仮定俸給年額に、その年額にそれぞれ対応する附則別表第六の第一欄に掲げる金額（七十歳以上の者に係る普通恩給又は扶助料にあつては、同表の第二欄に掲げる金額）を加えた額を、それぞれ退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額

2　前項の普通恩給又は扶助料を受ける者が六十五歳又は七十歳に達したとき（六十五歳未満の扶助料を受ける妻又は子が六十五歳に達したときを除く。）は、その日の属する月の翌月分以降、その年額を、同項第四号に掲げる年額に改定する。ただし、改定年額が従前の年額に達しないものについては、この改定を行なわない。

3　前二項の規定は、昭和三十五年四月一日以後に退職（在職中死亡の場合の死亡を含む。次条において同じ。）をした公務員若しくは公務員に準ずる者又はこれらの者の遺族で、法律第八十二号附則第十条第一項の規定により普通恩給又は扶助料の年額を改定されたものに給する普通恩給又は扶助料の年額の改定について準用する。

第三条　昭和三十五年四月一日以後に退職した公務員若しくは公務員に準ずる者又はこれらの者の遺族として昭和四十二年九月三十日において現に普通恩給又は扶助料を受けている者（前条第三項に規定する者を除く。）については、同年十月分以降、その年額を、昭和三十五年三月三十一日において施行されていた給与に関する法令（以下「旧給与法令」という。）がこれらの者の退職の日まで施行されていたとしたならば、これらの者の旧給与法令の規定により受けるべきであつた恩給の年額の計算の基礎となるべき俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第一の仮定俸給年額を退職当時の俸給年額とみなして算出して得た年額に改定する。ただし、六十五歳以上の者並びに六十五歳未満の扶助料を受ける妻及び子に係る普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額に、その年額にそれぞれ対応する

附則別表第四の第一欄に掲げる金額（七十歳以上の者に係る普通恩給又は扶助料にあつては、同表の第二欄に掲げる金額）を加えた額を退職当時の俸給年額とみなして算出して得た年額に改定する。

2　前条第一項ただし書及び第二項の規定は、前項の恩給年額の改定について準用する。この場合において、同条第二項中「同項第四号」とあるのは、「第一項ただし書」と読み替えるものとする。

第四条　前二条の規定による改定年額の計算について恩給法別表第四号表又は別表第五号表の規定を適用する場合においては、これらの表中、附則別表第七(イ)又は(ロ)の第一欄に掲げる額は、六十五歳未満の者（扶助料を受ける妻及び子を除く。）に係る扶助料にあつては同表(イ)又は(ロ)の第二欄に掲げる額とし、六十五歳以上七十歳未満の者並びに六十五歳未満の扶助料を受ける妻及び子に係る扶助料にあつては同表(イ)又は(ロ)の第三欄に掲げる額とし、七十歳以上の者に係る扶助料にあつては同表(イ)又は(ロ)の第四欄に掲げる額とする。

2　扶助料に関する前二条の規定の適用については、扶助料を受ける者が二人あり、かつ、その二人が扶助料を受けているときは、そのうちの年長者が六十五歳又は七十歳に達した日に、他の一人も六十五歳又は七十歳に達したものとみなす。

（公務傷病恩給に関する経過措置）

第五条　昭和四十二年九月三十日において現に増加恩給（第七項症の増加恩給を除く。以下この条において同じ。）を受けている者については、同年十月分以降、その年額（恩給法第六十五条第二項から第六項までの規定による加給の年額を除く。）を、改正後の恩給法別表第二号表の年額に改定する。ただし、改正後の同法別表第二号表の年額が従前の年額（恩給法第六十五条第二項から第六項までの規定による加給の年額を除く。）に達しない者については、この改定を行なわない。

2　昭和四十二年九月三十日以前に給与事由の生じた第七項症の増加恩給の同年同月分までの年額の計算については、なお従前の例による。

第六条　昭和四十二年九月三十日以前に給与事由の生じた傷病賜金の金額の計算については、なお従前の例による。

第七条　昭和四十二年九月三十日において現に第七項症の増加恩給を受けている者については、同年十月分以降、その年額（法律第百五十五号附則第二十二条第三項ただし書において準用する恩給法第六十五条第二項から第五項までの規定による加給の年額を除く。）を、改正後の法律第百五十五号附則別表第四の年額に改定する。ただし、改定年額が従前の年額に達しない者については、この改定を行なわない。

2　昭和四十二年九月三十日以前に給与事由の生じた第七項症の増加恩給の同年同月分までの年額の計算については、なお従前の例による。

第八条　昭和四十二年九月三十日において現に傷病年金を受けている者については、同年十月分以降、その年額（妻に係る加給の年額（法律第百五十五号附則第三条の規定により同法による改正前の恩給法第六十五条ノ二第三項の規定の例によることとされた加給の年額で妻に係るもの及び法律第百五十五号附則第二十二

条の三又は恩給法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百五十一号）附則第二条の規定による加給の年額をいう。以下この項において同じ。）を除く。）を、改正後の法律第百五十五号附則別表第五の年額に改定する。ただし、改正後の同法附則別表第五の年額が従前の年額（妻に係る加給の年額を除く。）に達しない者については、この改定を行なわない。

2　前項の傷病年金を受ける者が七十歳に達したときは、その日の属する月の翌月分以降、その年額を、改正後の法律第百五十五号附則別表第五の年額に改定する。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

3　昭和四十二年九月三十日以前に給与事由の生じた傷病年金の同年同月分までの年額の計算については、なお従前の例による。

（旧軍人等の恩給年額の改定）

第九条　昭和四十二年九月三十日において現に旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族として普通恩給又は扶助料を受けている者については、昭和四十二年十月分以降、その年額を、改正後の法律第百五十五号附則別表第一の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額に改定する。ただし、六十五歳以上の者並びに六十五歳未満の扶助料を受ける妻及び子に係る普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額に、その年額にそれぞれ対応する改正後の同法附則別表第六の第一欄に掲げる金額（七十歳以上の者に係る普通恩給又は扶助料にあつては、同表の第二欄に掲げる金額）を加えた額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額に改定する。

2　附則第二条第二項の規定は、前項の恩給年額の改定について準用する。この場合において、同条第二項中「同項第四号」とあるのは、「第一項ただし書」と読み替えるものとする。

3　附則第四条第二項の規定は、第一項及び前項において準用する附則第二条第二項の規定による扶助料の年額の改定について準用する。

（元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十条　改正後の元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律（以下「特別措置法」という。）第十条の二及び第十四条の規定は、この法律の施行前に特別措置法第四条第一項の政令で定める琉球諸島民政府職員を退職し、又は死亡した者についても適用する。

2　前項の規定により普通恩給又は扶助料を受けることとなる場合における当該普通恩給又は扶助料の給与は、昭和四十二年十月から始めるものとする。

（旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十一条　改正後の旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律（以下「改正後の法律第百七十七号」という。）に基づき給されることとなる扶助料又は遺族年金の給与は、昭和四十二年十月から始めるものとする。

2　恩給法第七十五条第一項第一号に規定する場合の扶助料を受ける者で、改正後の法律第百七十七号第三条の規定に基づく扶助料を受けることとなるものについては、昭和四十二年十月分以降、その扶助料を同条第二項の規定により計算して得た年額の扶助料に改定する。

第十二条　昭和四十二年四月一日前に死亡した者の父母又は祖父母として前条に規定する扶助料を受ける者（当該扶助料を受ける資格を有する者を含む。）又は同条に規定する遺族年金を受ける者（戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律

第百二十七号）第二十五条第一項第三号又は第五号に規定する条件に該当しているとするならば当該遺族年金を受けるべき者を含む。）は、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）第二条第一項の規定の適用については、それぞれ、同日において同項第二号又は第三号に掲げる給付を受ける権利を有する者とみなす。

（職権改定）

第十三条　この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、附則第三条及び附則第十一条第二項の規定によるものを除き、裁定庁が受給者の請求を待たずに行なう。

（多額所得による恩給停止についての経過措置）

第十四条　改正後の恩給法第五十八条ノ四の規定は、昭和四十二年九月三十日以前に給与事由の生じた普通恩給についても適用する。この場合において、普通恩給の支給年額は、この法律の附則の規定による改定前の年額の普通恩給について改正前の恩給法第五十八条ノ四又は法律第八十二号附則第十二条の規定を適用した場合の支給年額を下ることはない。

（国民年金法の一部改正に伴う経過措置）

第十五条　改正後の国民年金法第六十五条第五項（同法第七十九条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定は、昭和四十二年十月以降の月分の障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金について適用し、同年九月以前の月分のこれらの福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

附則別表第一

恩給年額の計算の基礎となつている俸給年額	仮定俸給年額
一〇三、二〇〇円	一一三、五〇〇円
一〇六、〇〇〇円	一一六、六〇〇円
一〇八、五〇〇円	一一九、四〇〇円
一一二、〇〇〇円	一二三、二〇〇円
一一四、一〇〇円	一二五、五〇〇円
一一八、一〇〇円	一二九、九〇〇円
一二三、八〇〇円	一三六、二〇〇円
一二九、八〇〇円	一四二、八〇〇円
一三五、七〇〇円	一四九、三〇〇円
一四一、八〇〇円	一五六、〇〇〇円
一四七、七〇〇円	一六二、五〇〇円
一五三、七〇〇円	一六九、一〇〇円
一五七、六〇〇円	一七三、四〇〇円
一六一、四〇〇円	一七七、五〇〇円
一六五、八〇〇円	一八二、四〇〇円
一七二、一〇〇円	一八九、三〇〇円
一七七、四〇〇円	一九五、一〇〇円
一八二、五〇〇円	二〇〇、八〇〇円
一八八、六〇〇円	二〇七、五〇〇円
一九四、八〇〇円	二一四、三〇〇円
二〇一、五〇〇円	二二一、七〇〇円
二〇八、三〇〇円	二二九、一〇〇円
二一六、八〇〇円	二三八、五〇〇円
二二二、〇〇〇円	二四四、二〇〇円
二二九、〇〇〇円	二五一、九〇〇円
二三五、七〇〇円	二五九、三〇〇円
二四九、二〇〇円	二七四、一〇〇円
二五二、七〇〇円	二七八、〇〇〇円
二六二、九〇〇円	二八九、二〇〇円
二七六、六〇〇円	三〇四、三〇〇円
二九一、七〇〇円	三二〇、九〇〇円
二九九、四〇〇円	三二九、三〇〇円
三〇六、七〇〇円	三三七、四〇〇円
三一七、三〇〇円	三四九、〇〇〇円
三二三、四〇〇円	三五五、七〇〇円
三四一、四〇〇円	三七五、五〇〇円
三五〇、三〇〇円	三八五、三〇〇円
三五九、五〇〇円	三九五、五〇〇円
三七七、五〇〇円	四一五、三〇〇円
三九五、六〇〇円	四三五、二〇〇円
四〇〇、三〇〇円	四四〇、三〇〇円
四一五、二〇〇円	四五六、七〇〇円
四三六、四〇〇円	四八〇、〇〇〇円
四五七、四〇〇円	五〇三、一〇〇円
四七〇、四〇〇円	五一七、四〇〇円
四八三、一〇〇円	五三一、四〇〇円
五〇八、七〇〇円	五五九、六〇〇円
五三四、四〇〇円	五八七、八〇〇円
五三九、五〇〇円	五九三、五〇〇円
五五九、九〇〇円	六一五、九〇〇円
五八五、六〇〇円	六四四、二〇〇円
六一一、三〇〇円	六七二、四〇〇円
六三六、八〇〇円	七〇〇、五〇〇円
六五二、九〇〇円	七一八、二〇〇円
六七〇、一〇〇円	七三七、一〇〇円
七〇三、二〇〇円	七七三、五〇〇円

七三六、六〇〇円	八一〇、三〇〇円
七五三、四〇〇円	八二八、七〇〇円
七六九、七〇〇円	八四六、七〇〇円
八〇二、八〇〇円	八八三、一〇〇円
八一八、〇〇〇円	八九九、八〇〇円
八三六、〇〇〇円	九一九、六〇〇円
八六九、二〇〇円	九五六、一〇〇円
九〇五、三〇〇円	九九五、八〇〇円
九二三、九〇〇円	一、〇一六、三〇〇円
九四一、五〇〇円	一、〇三五、七〇〇円
九六〇、〇〇〇円	一、〇五六、〇〇〇円
九七七、八〇〇円	一、〇七五、六〇〇円
一、〇一三、九〇〇円	一、一一五、三〇〇円
一、〇五〇、〇〇〇円	一、一五五、〇〇〇円
一、〇六七、八〇〇円	一、一七四、六〇〇円
一、〇八六、二〇〇円	一、一九四、八〇〇円

恩給年額の計算の基礎となつている俸給年額がこの表に記載された額に合致しないものについては、その直近多額の俸給年額に対応する仮定俸給年額による。ただし、恩給年額の計算の基礎となつている俸給年額が一〇三、二〇〇円未満の場合又は一、〇八六、二〇〇円をこえる場合においては、その年額に百分の百十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げるものとする。）を仮定俸給年額とする。

附則別表第二

恩給年額の計算の基礎となつている俸給年額	仮定俸給年額
(イ) 秘書官又はその遺族の恩給	
三〇五、六〇〇円	三三六、二〇〇円
三六五、四〇〇円	四〇一、九〇〇円
四二五、二〇〇円	四六七、七〇〇円
四九二、一〇〇円	五四一、三〇〇円
五五九、一〇〇円	六一五、〇〇〇円
六二六、四〇〇円	六八九、〇〇〇円
六九三、四〇〇円	七六二、七〇〇円
七六〇、三〇〇円	八三六、三〇〇円
九〇七、〇〇〇円	九九七、七〇〇円
九四六、四〇〇円	一、〇四一、〇〇〇円
九八二、九〇〇円	一、〇八一、二〇〇円
(ロ) 秘書官又はその遺族の恩給以外の恩給	
一、〇三六、六〇〇円	一、一四〇、三〇〇円
一、一〇三、〇〇〇円	一、二一三、三〇〇円
一、一九五、〇〇〇円	一、三一四、五〇〇円
一、二五六、三〇〇円	一、三八一、九〇〇円

一、三四八、二〇〇円	一、四八三、〇〇〇円
一、六八五、二〇〇円	一、八五三、七〇〇円

恩給年額の計算の基礎となつている俸給年額がこの表に記載された額に合致しないものについては、その直近多額の俸給年額に対応する仮定俸給年額による。

附則別表第三

恩給年額の計算の基礎となつている俸給年額	仮定俸給年額
二二二、一〇〇円	二四四、三〇〇円
二三五、八〇〇円	二五九、四〇〇円
二四九、五〇〇円	二七四、五〇〇円
二七六、五〇〇円	三〇四、二〇〇円
二九一、二〇〇円	三二〇、三〇〇円
三二四、四〇〇円	三五六、八〇〇円
三五六、四〇〇円	三九二、〇〇〇円
三九五、五〇〇円	四三五、一〇〇円
四〇八、六〇〇円	四四九、五〇〇円
四五八、九〇〇円	五〇四、八〇〇円
四九一、五〇〇円	五四〇、七〇〇円
五五八、八〇〇円	六一四、七〇〇円
六〇七、八〇〇円	六六八、六〇〇円
六一九、六〇〇円	六八一、六〇〇円
六七〇、七〇〇円	七三七、八〇〇円
七四八、二〇〇円	八二三、〇〇〇円
八〇三、二〇〇円	八八三、五〇〇円
八七〇、〇〇〇円	九五七、〇〇〇円
九四三、〇〇〇円	一、〇三七、三〇〇円
一、〇一六、〇〇〇円	一、一一七、六〇〇円
一、〇八九、四〇〇円	一、一九八、三〇〇円
一、一〇三、〇〇〇円	一、二一三、三〇〇円
一、一九五、〇〇〇円	一、三一四、五〇〇円
一、二五六、三〇〇円	一、三八一、九〇〇円
一、三四八、二〇〇円	一、四八三、〇〇〇円
一、六八五、二〇〇円	一、八五三、七〇〇円

恩給年額の計算の基礎となつている俸給年額がこの表に記載された額に合致しないものについては、その直近多額の俸給年額に対応する仮定俸給年額による。

附則別表第四

仮定俸給年額	第一欄	第二欄
一一三、五〇〇円	一〇、三〇〇円	一九、一〇〇円

仮定俸給年額が一二、五〇〇円未満の勤労又は一、九四〇円を超える勤合において、当該年額に対応する俸給月額の百分の百二十を乗じて得た額（その額の計算の基礎となつている俸給月額に百円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）と仮定俸給年額との差額に相当する額とする。当該年額に対応する俸給月額の百分の百二十八・五を乗じて得た額（その額の計算の基礎となつている俸給月額に百円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）と仮定俸給年額との差額に相当する額とを合算した額

一、九四〇円	一、〇六〇円	一、一二〇円	一、一八〇円
一、一七〇円	一、〇六〇円	一、一二〇円	一、一八〇円
一、一七〇円	一、〇八〇円	一、一四〇円	一、二〇

附則別表第五

第一欄	第二欄	仮定俸給年額
三〇、五〇〇円	五六、五〇〇円	三三六、二〇〇円
三六、六〇〇円	六七、六〇〇円	四〇一、九〇〇円
四二、五〇〇円	七八、七〇〇円	四六七、七〇〇円
四九、二〇〇円	九一、〇〇〇円	五四一、三〇〇円
五五、九〇〇円	一〇三、四〇〇円	六二、五〇〇円
六二、七〇〇円	一一五、九〇〇円	六八、九〇〇円
六九、四〇〇円	一二八、三〇〇円	七六二、七〇〇円
七六、一〇〇円	一四〇、七〇〇円	八三、六〇〇円
八三、八〇〇円	一五三、一〇〇円	九一、〇〇〇円
九一、七〇〇円	一六七、八〇〇円	九九、七〇〇円
九九、六〇〇円	一八一、八〇〇円	一〇八、二〇〇円
一〇八、二〇〇円	一九七、六〇〇円	一一六、八〇〇円
一一六、八〇〇円	二一四、〇〇〇円	一二五、四〇〇円
一二五、四〇〇円	二三〇、四〇〇円	一三三、八〇〇円
一三三、八〇〇円	二四六、八〇〇円	一四二、二〇〇円
一四二、二〇〇円	二五九、二〇〇円	一五〇、六〇〇円
一五〇、六〇〇円	二七二、六〇〇円	一五九、〇〇〇円
一五九、〇〇〇円	二八五、〇〇〇円	一六七、四〇〇円
一六七、四〇〇円	二九八、四〇〇円	一七五、八〇〇円
一七五、八〇〇円	三一二、〇〇〇円	一八四、二〇〇円
一八四、二〇〇円	三二五、六〇〇円	一九二、六〇〇円
一九二、六〇〇円	三三九、二〇〇円	二〇一、〇〇〇円
二〇一、〇〇〇円	三五二、八〇〇円	二〇九、四〇〇円
二〇九、四〇〇円	三六六、四〇〇円	二一七、八〇〇円
二一七、八〇〇円	三七九、八〇〇円	二二六、二〇〇円
二二六、二〇〇円	三九三、二〇〇円	二三四、六〇〇円
二三四、六〇〇円	四〇六、六〇〇円	二四三、〇〇〇円
二四三、〇〇〇円	四二〇、〇〇〇円	二五一、四〇〇円
二五一、四〇〇円	四三三、四〇〇円	二六〇、〇〇〇円
二六〇、〇〇〇円	四四七、〇〇〇円	二六八、八〇〇円
二六八、八〇〇円	四六〇、八〇〇円	二七七、二〇〇円
二七七、二〇〇円	四七四、二〇〇円	二八五、六〇〇円
二八五、六〇〇円	四八七、六〇〇円	二九四、〇〇〇円
二九四、〇〇〇円	五〇一、〇〇〇円	三〇二、四〇〇円
三〇二、四〇〇円	五一四、四〇〇円	三一一、〇〇〇円
三一一、〇〇〇円	五二八、〇〇〇円	三一九、八〇〇円
三一九、八〇〇円	五四一、八〇〇円	三二八、二〇〇円
三二八、二〇〇円	五五五、二〇〇円	三三六、六〇〇円
三三六、六〇〇円	五六八、六〇〇円	三四五、〇〇〇円
三四五、〇〇〇円	五八二、〇〇〇円	三五三、四〇〇円
三五三、四〇〇円	五九五、四〇〇円	三六二、〇〇〇円
三六二、〇〇〇円	六〇九、〇〇〇円	三七〇、八〇〇円
三七〇、八〇〇円	六二二、八〇〇円	三七九、二〇〇円
三七九、二〇〇円	六三六、二〇〇円	三八七、六〇〇円
三八七、六〇〇円	六四九、六〇〇円	三九六、〇〇〇円
三九六、〇〇〇円	六六三、〇〇〇円	四〇四、四〇〇円
四〇四、四〇〇円	六七六、四〇〇円	四一二、八〇〇円
四一二、八〇〇円	六八九、八〇〇円	四二一、二〇〇円
四二一、二〇〇円	七〇三、二〇〇円	四二九、六〇〇円
四二九、六〇〇円	七一六、六〇〇円	四三八、〇〇〇円
四三八、〇〇〇円	七二九、〇〇〇円	四四六、四〇〇円
四四六、四〇〇円	七四三、四〇〇円	四五五、八〇〇円
四五五、八〇〇円	七五六、八〇〇円	四六四、二〇〇円
四六四、二〇〇円	七七〇、二〇〇円	四七二、六〇〇円
四七二、六〇〇円	七八三、六〇〇円	四八一、〇〇〇円
四八一、〇〇〇円	七九七、〇〇〇円	四八九、四〇〇円
四八九、四〇〇円	八一〇、四〇〇円	四九八、八〇〇円
四九八、八〇〇円	八二四、八〇〇円	五〇七、二〇〇円
五〇七、二〇〇円	八三七、二〇〇円	五一五、六〇〇円
五一五、六〇〇円	八五一、六〇〇円	五二四、〇〇〇円
五二四、〇〇〇円	八六四、〇〇〇円	五三二、四〇〇円
五三二、四〇〇円	八七八、四〇〇円	五四一、八〇〇円
五四一、八〇〇円	八九一、八〇〇円	五五〇、二〇〇円
五五〇、二〇〇円	九〇五、二〇〇円	五五八、六〇〇円
五五八、六〇〇円	九一八、六〇〇円	五六七、〇〇〇円
五六七、〇〇〇円	九三二、〇〇〇円	五七五、四〇〇円
五七五、四〇〇円	九四五、四〇〇円	五八四、八〇〇円
五八四、八〇〇円	九五八、八〇〇円	五九三、二〇〇円
五九三、二〇〇円	九七二、二〇〇円	六〇一、六〇〇円
六〇一、六〇〇円	九八五、六〇〇円	六一〇、〇〇〇円
六一〇、〇〇〇円	九九九、〇〇〇円	六一八、四〇〇円
六一八、四〇〇円	一〇一二、四〇〇円	六二七、八〇〇円
六二七、八〇〇円	一〇二六、八〇〇円	六三六、二〇〇円
六三六、二〇〇円	一〇三九、二〇〇円	六四四、六〇〇円
六四四、六〇〇円	一〇五三、六〇〇円	六五三、〇〇〇円
六五三、〇〇〇円	一〇六七、〇〇〇円	六六一、四〇〇円
六六一、四〇〇円	一〇八〇、四〇〇円	六七〇、八〇〇円
六七〇、八〇〇円	一〇九四、八〇〇円	六七九、二〇〇円
六七九、二〇〇円	一一〇八、二〇〇円	六八七、六〇〇円
六八七、六〇〇円	一一二一、六〇〇円	六九六、〇〇〇円
六九六、〇〇〇円	一一三五、〇〇〇円	七〇四、四〇〇円
七〇四、四〇〇円	一一四八、四〇〇円	七一三、八〇〇円
七一三、八〇〇円	一一六二、八〇〇円	七二二、二〇〇円
七二二、二〇〇円	一一七六、二〇〇円	七三〇、六〇〇円
七三〇、六〇〇円	一一八九、六〇〇円	七三九、〇〇〇円
七三九、〇〇〇円	一二〇三、〇〇〇円	七四七、四〇〇円
七四七、四〇〇円	一二一六、四〇〇円	七五六、八〇〇円
七五六、八〇〇円	一二三〇、八〇〇円	七六五、二〇〇円
七六五、二〇〇円	一二四三、二〇〇円	七七三、六〇〇円
七七三、六〇〇円	一二五七、六〇〇円	七八二、〇〇〇円
七八二、〇〇〇円	一二七〇、〇〇〇円	七九〇、四〇〇円
七九〇、四〇〇円	一二八四、四〇〇円	七九九、八〇〇円
七九九、八〇〇円	一二九七、八〇〇円	八〇八、二〇〇円
八〇八、二〇〇円	一三一一、二〇〇円	八一六、六〇〇円
八一六、六〇〇円	一三二四、六〇〇円	八二五、〇〇〇円
八二五、〇〇〇円	一三三八、〇〇〇円	八三三、四〇〇円
八三三、四〇〇円	一三五一、四〇〇円	八四二、八〇〇円
八四二、八〇〇円	一三六五、八〇〇円	八五一、二〇〇円
八五一、二〇〇円	一三七八、二〇〇円	八五九、六〇〇円
八五九、六〇〇円	一三九二、六〇〇円	八六八、〇〇〇円
八六八、〇〇〇円	一四〇六、〇〇〇円	八七六、四〇〇円
八七六、四〇〇円	一四一九、四〇〇円	八八五、八〇〇円
八八五、八〇〇円	一四三三、八〇〇円	八九四、二〇〇円
八九四、二〇〇円	一四四七、二〇〇円	九〇二、六〇〇円
九〇二、六〇〇円	一四六〇、六〇〇円	九一一、〇〇〇円
九一一、〇〇〇円	一四七四、〇〇〇円	九一九、四〇〇円
九一九、四〇〇円	一四八七、四〇〇円	九二八、八〇〇円
九二八、八〇〇円	一五〇一、八〇〇円	九三七、二〇〇円
九三七、二〇〇円	一五一五、二〇〇円	九四五、六〇〇円
九四五、六〇〇円	一五二八、六〇〇円	九五四、〇〇〇円
九五四、〇〇〇円	一五四二、〇〇〇円	九六二、四〇〇円
九六二、四〇〇円	一五五五、四〇〇円	九七一、八〇〇円
九七一、八〇〇円	一五六九、八〇〇円	九八〇、二〇〇円
九八〇、二〇〇円	一五八二、二〇〇円	九八八、六〇〇円
九八八、六〇〇円	一五九六、六〇〇円	九九七、〇〇〇円
九九七、〇〇〇円	一六〇九、〇〇〇円	一〇〇五、四〇〇円
一〇〇五、四〇〇円	一六二三、四〇〇円	一〇一四、八〇〇円
一〇一四、八〇〇円	一六三六、八〇〇円	一〇二三、二〇〇円
一〇二三、二〇〇円	一六五〇、二〇〇円	一〇三一、六〇〇円
一〇三一、六〇〇円	一六六三、六〇〇円	一〇四〇、〇〇〇円
一〇四〇、〇〇〇円	一六七七、〇〇〇円	一〇四八、四〇〇円
一〇四八、四〇〇円	一六九〇、四〇〇円	一〇五七、八〇〇円
一〇五七、八〇〇円	一七〇四、八〇〇円	一〇六六、二〇〇円
一〇六六、二〇〇円	一七一七、二〇〇円	一〇七四、六〇〇円
一〇七四、六〇〇円	一七三一、六〇〇円	一〇八三、〇〇〇円
一〇八三、〇〇〇円	一七四四、〇〇〇円	一〇九一、四〇〇円
一〇九一、四〇〇円	一七五八、四〇〇円	一一〇〇、八〇〇円
一一〇〇、八〇〇円	一七七一、八〇〇円	一一〇九、二〇〇円
一一〇九、二〇〇円	一七八五、二〇〇円	一一一七、六〇〇円
一一一七、六〇〇円	一七九八、六〇〇円	一一二六、〇〇〇円
一一二六、〇〇〇円	一八一二、〇〇〇円	一一三四、四〇〇円
一一三四、四〇〇円	一八二五、四〇〇円	一一四三、八〇〇円
一一四三、八〇〇円	一八三九、八〇〇円	一一五二、二〇〇円
一一五二、二〇〇円	一八五二、二〇〇円	一一六〇、六〇〇円
一一六〇、六〇〇円	一八六六、六〇〇円	一一六九、〇〇〇円
一一六九、〇〇〇円	一八七九、〇〇〇円	一一七七、四〇〇円
一一七七、四〇〇円	一八九三、四〇〇円	一一八六、八〇〇円
一一八六、八〇〇円	一九〇六、八〇〇円	一一九五、二〇〇円
一一九五、二〇〇円	一九二〇、二〇〇円	一二〇三、六〇〇円
一二〇三、六〇〇円	一九三三、六〇〇円	一二一二、〇〇〇円
一二一二、〇〇〇円	一九四七、〇〇〇円	一二二〇、四〇〇円
一二二〇、四〇〇円	一九六〇、四〇〇円	一二二九、八〇〇円
一二二九、八〇〇円	一九七四、八〇〇円	一二三八、二〇〇円
一二三八、二〇〇円	一九八七、二〇〇円	一二四六、六〇〇円
一二四六、六〇〇円	二〇〇一、六〇〇円	一二五五、〇〇〇円
一二五五、〇〇〇円	二〇一四、〇〇〇円	一二六三、四〇〇円
一二六三、四〇〇円	二〇二八、四〇〇円	一二七二、八〇〇円
一二七二、八〇〇円	二〇四一、八〇〇円	一二八一、二〇〇円
一二八一、二〇〇円	二〇五五、二〇〇円	一二八九、六〇〇円
一二八九、六〇〇円	二〇六八、六〇〇円	一二九八、〇〇〇円
一二九八、〇〇〇円	二〇八二、〇〇〇円	一三〇六、四〇〇円
一三〇六、四〇〇円	二〇九五、四〇〇円	一三一五、八〇〇円
一三一五、八〇〇円	二一〇九、八〇〇円	一三二四、二〇〇円
一三二四、二〇〇円	二一二二、二〇〇円	一三三二、六〇〇円
一三三二、六〇〇円	二一三六、六〇〇円	一三四一、〇〇〇円
一三四一、〇〇〇円	二一四九、〇〇〇円	一三四九、四〇〇円
一三四九、四〇〇円	二一六三、四〇〇円	一三五八、八〇〇円
一三五八、八〇〇円	二一七六、八〇〇円	一三六七、二〇〇円
一三六七、二〇〇円	二一九〇、二〇〇円	一三七五、六〇〇円
一三七五、六〇〇円	二二〇三、六〇〇円	一三八四、〇〇〇円
一三八四、〇〇〇円	二二一七、〇〇〇円	一三九二、四〇〇円
一三九二、四〇〇円	二二三〇、四〇〇円	一四〇一、八〇〇円
一四〇一、八〇〇円	二二四四、八〇〇円	一四一〇、二〇〇円
一四一〇、二〇〇円	二二五七、二〇〇円	一四一八、六〇〇円
一四一八、六〇〇円	二二七一、六〇〇円	一四二七、〇〇〇円
一四二七、〇〇〇円	二二八四、〇〇〇円	一四三五、四〇〇円
一四三五、四〇〇円	二二九八、四〇〇円	一四四四、八〇〇円
一四四四、八〇〇円	二三一一、八〇〇円	一四五三、二〇〇円
一四五三、二〇〇円	二三二五、二〇〇円	一四六一、六〇〇円
一四六一、六〇〇円	二三三八、六〇〇円	一四七〇、〇〇〇円
一四七〇、〇〇〇円	二三五二、〇〇〇円	一四七八、四〇〇円
一四七八、四〇〇円	二三六五、四〇〇円	一四八七、八〇〇円
一四八七、八〇〇円	二三七九、八〇〇円	一四九六、二〇〇円
一四九六、二〇〇円	二三九二、二〇〇円	一五〇四、六〇〇円
一五〇四、六〇〇円	二四〇六、六〇〇円	一五一三、〇〇〇円
一五一三、〇〇〇円	二四一九、〇〇〇円	一五二一、四〇〇円
一五二一、四〇〇円	二四三三、四〇〇円	一五三〇、八〇〇円
一五三〇、八〇〇円	二四四六、八〇〇円	一五三九、二〇〇円
一五三九、二〇〇円	二四六〇、二〇〇円	一五四七、六〇〇円
一五四七、六〇〇円	二四七三、六〇〇円	一五五六、〇〇〇円
一五五六、〇〇〇円	二四八七、〇〇〇円	一五六四、四〇〇円
一五六四、四〇〇円	二五〇〇、四〇〇円	一五七三、八〇〇円
一五七三、八〇〇円	二五一三、八〇〇円	一五八二、二〇〇円
一五八二、二〇〇円	二五二七、二〇〇円	一五九〇、六〇〇円
一五九〇、六〇〇円	二五四〇、六〇〇円	一五九九、〇〇〇円
一五九九、〇〇〇円	二五五四、〇〇〇円	一六〇七、四〇〇円
一六〇七、四〇〇円	二五六七、四〇〇円	一六一六、八〇〇円
一六一六、八〇〇円	二五八〇、八〇〇円	一六二五、二〇〇円
一六二五、二〇〇円	二五九四、二〇〇円	一六三三、六〇〇円
一六三三、六〇〇円	二六〇七、六〇〇円	一六四二、〇〇〇円
一六四二、〇〇〇円	二六二一、〇〇〇円	一六五〇、四〇〇円
一六五〇、四〇〇円	二六三四、四〇〇円	一六五九、八〇〇円
一六五九、八〇〇円	二六四七、八〇〇円	一六六八、二〇〇円
一六六八、二〇〇円	二六六一、二〇〇円	一六七六、六〇〇円
一六七六、六〇〇円	二六七四、六〇〇円	一六八五、〇〇〇円
一六八五、〇〇〇円	二六八八、〇〇〇円	一六九三、四〇〇円
一六九三、四〇〇円	二七〇一、四〇〇円	一七〇二、八〇〇円
一七〇二、八〇〇円	二七一五、八〇〇円	一七一一、二〇〇円
一七一一、二〇〇円	二七二八、二〇〇円	一七一九、六〇〇円
一七一九、六〇〇円	二七四二、六〇〇円	一七二八、〇〇〇円
一七二八、〇〇〇円	二七五五、〇〇〇円	一七三六、四〇〇円
一七三六、四〇〇円	二七六九、四〇〇円	一七四五、八〇〇円
一七四五、八〇〇円	二七八二、八〇〇円	一七五四、二〇〇円
一七五四、二〇〇円	二七九六、二〇〇円	一七六二、六〇〇円
一七六二、六〇〇円	二八〇九、六〇〇円	一七七一、〇〇〇円
一七七一、〇〇〇円	二八二三、〇〇〇円	一七七九、四〇〇円
一七七九、四〇〇円	二八三六、四〇〇円	一七八八、八〇〇円
一七八八、八〇〇円	二八四九、八〇〇円	一七九七、二〇〇円
一七九七、二〇〇円	二八六三、二〇〇円	一八〇五、六〇〇円
一八〇五、六〇〇円	二八七六、六〇〇円	一八一四、〇〇〇円
一八一四、〇〇〇円	二八九〇、〇〇〇円	一八二二、四〇〇円
一八二二、四〇〇円	二九〇三、四〇〇円	一八三一、八〇〇円
一八三一、八〇〇円	二九一七、八〇〇円	一八四〇、二〇〇円
一八四〇、二〇〇円	二九三〇、二〇〇円	一八四八、六〇〇円
一八四八、六〇〇円	二九四四、六〇〇円	一八五七、〇〇〇円
一八五七、〇〇〇円	二九五七、〇〇〇円	一八六五、四〇〇円
一八六五、四〇〇円	二九七一、四〇〇円	一八七四、八〇〇円
一八七四、八〇〇円	二九八四、八〇〇円	一八八三、二〇〇円
一八八三、二〇〇円	二九九八、二〇〇円	一八九一、六〇〇円
一八九一、六〇〇円	三〇一一、六〇〇円	一九〇〇、〇〇〇円
一九〇〇、〇〇〇円	三〇二五、〇〇〇円	一九〇八、四〇〇円
一九〇八、四〇〇円	三〇三八、四〇〇円	一九一七、八〇〇円
一九一七、八〇〇円	三〇五二、八〇〇円	一九二六、二〇〇円
一九二六、二〇〇円	三〇六五、二〇〇円	一九三四、六〇〇円
一九三四、六〇〇円	三〇七九、六〇〇円	一九四三、〇〇〇円
一九四三、〇〇〇円	三〇九二、〇〇〇円	一九五一、四〇〇円
一九五一、四〇〇円	三一〇六、四〇〇円	一九六〇、八〇〇円
一九六〇、八〇〇円	三一一九、八〇〇円	一九六九、二〇〇円
一九六九、二〇〇円	三一三三、二〇〇円	一九七七、六〇〇円
一九七七、六〇〇円	三一四六、六〇〇円	一九八六、〇〇〇円
一九八六、〇〇〇円	三一六〇、〇〇〇円	一九九四、四〇〇円
一九九四、四〇〇円	三一七三、四〇〇円	二〇〇三、八〇〇円
二〇〇三、八〇〇円	三一八七、八〇〇円	二〇一二、二〇〇円
二〇一二、二〇〇円	三二〇〇、二〇〇円	二〇二〇、六〇〇円
二〇二〇、六〇〇円	三二一四、六〇〇円	二〇二九、〇〇〇円
二〇二九、〇〇〇円	三二二七、〇〇〇円	二〇三七、四〇〇円
二〇三七、四〇〇円	三二四一、四〇〇円	二〇四六、八〇〇円
二〇四六、八〇〇円	三二五四、八〇〇円	二〇五五、二〇〇円
二〇五五、二〇〇円	三二六八、二〇〇円	二〇六三、六〇〇円
二〇六三、六〇〇円	三二八一、六〇〇円	二〇七二、〇〇〇円
二〇七二、〇〇〇円	三二九五、〇〇〇円	二〇八〇、四〇〇円
二〇八〇、四〇〇円	三三〇八、四〇〇円	二〇八九、八〇〇円
二〇八九、八〇〇円	三三二二、八〇〇円	二〇九八、二〇〇円
二〇九八、二〇〇円	三三三五、二〇〇円	二一〇六、六〇〇円
二一〇六、六〇〇円	三三四九、六〇〇円	二一一五、〇〇〇円
二一一五、〇〇〇円	三三六二、〇〇〇円	二一二三、四〇〇円
二一二三、四〇〇円	三三七六、四〇〇円	二一三二、八〇〇円
二一三二、八〇〇円	三三八九、八〇〇円	二一四一、二〇〇円
二一四一、二〇〇円	三四〇三、二〇〇円	二一四九、六〇〇円
二一四九、六〇〇円	三四一六、六〇〇円	二一五八、〇〇〇円
二一五八、〇〇〇円	三四三〇、〇〇〇円	二一六六、四〇〇円
二一六六、四〇〇円	三四四三、四〇〇円	二一七五、八〇〇円
二一七五、八〇〇円	三四五七、八〇〇円	二一八四、二〇〇円
二一八四、二〇〇円	三四七〇、二〇〇円	二一九二、六〇〇円
二一九二、六〇〇円	三四八四、六〇〇円	二二〇一、〇〇〇円
二二〇一、〇〇〇円	三四九七、〇〇〇円	二二〇九、四〇〇円
二二〇九、四〇〇円	三五一一、四〇〇円	二二一八、八〇〇円
二二一八、八〇〇円	三五二四、八〇〇円	二二二七、二〇〇円
二二二七、二〇〇円	三五三八、二〇〇円	二二三五、六〇〇円
二二三五、六〇〇円	三五五一、六〇〇円	二二四四、〇〇〇円
二二四四、〇〇〇円	三五六五、〇〇〇円	二二五二、四〇〇円
二二五二、四〇〇円	三五七八、四〇〇円	二二六一、八〇〇円
二二六一、八〇〇円	三五九二、八〇〇円	二二七〇、二〇〇円
二二七〇、二〇〇円	三六〇五、二〇〇円	二二七八、六〇〇円
二二七八、六〇〇円	三六一九、六〇〇円	二二八七、〇〇〇円
二二八七、〇〇〇円	三六三二、〇〇〇円	二二九五、四〇〇円
二二九五、四〇〇円	三六四六、四〇〇円	二三〇四、八〇〇円
二三〇四、八〇〇円	三六五九、八〇〇円	二三一三、二〇〇円
二三一三、二〇〇円	三六七三、二〇〇円	二三二一、六〇〇円
二三二一、六〇〇円	三六八六、六〇〇円	二三三〇、〇〇〇円
二三三〇、〇〇〇円	三七〇〇、〇〇〇円	二三三八、四〇〇円
二三三八、四〇〇円	三七一三、四〇〇円	二三四七、八〇〇円
二三四七、八〇〇円	三七二七、八〇〇円	二三五六、二〇〇円
二三五六、二〇〇円	三七四〇、二〇〇円	二三六四、六〇〇円
二三六四、六〇〇円	三七五四、六〇〇円	二三七三、〇〇〇円
二三七三、〇〇〇円	三七六七、〇〇〇円	二三八一、四〇〇円
二三八一、四〇〇円	三七八一、四〇〇円	二三九〇、八〇〇円
二三九〇、八〇〇円	三七九四、八〇〇円	二三九九、二〇〇円
二三九九、二〇〇円	三八〇八、二〇〇円	二四〇七、六〇〇円
二四〇七、六〇〇円	三八二一、六〇〇円	二四一六、〇〇〇円
二四一六、〇〇〇円	三八三五、〇〇〇円	二四二四、四〇〇円
二四二四、四〇〇円	三八四八、四〇〇円	二四三三、八〇〇円
二四三三、八〇〇円	三八六二、八〇〇円	二四四二、二〇〇円
二四四二、二〇〇円	三八七五、二〇〇円	二四五〇、六〇〇円
二四五〇、六〇〇円	三八八九、六〇〇円	二四五九、〇〇〇円
二四五九、〇〇〇円	三九〇二、〇〇〇円	二四六七、四〇〇円
二四六七、四〇〇円	三九一六、四〇〇円	二四七六、八〇〇円
二四七六、八〇〇円	三九二九、八〇〇円	二四八五、二〇〇円
二四八五、二〇〇円	三九四三、二〇〇円	二四九三、六〇〇円
二四九三、六〇〇円	三九五六、六〇〇円	二五〇二、〇〇〇円
二五〇二、〇〇〇円	三九七〇、〇〇〇円	二五一〇、四〇〇円
二五一〇、四〇〇円	三九八三、四〇〇円	二五一九、八〇〇円
二五一九、八〇〇円	三九九七、八〇〇円	二五二八、二〇〇円
二五二八、二〇〇円	四〇一〇、二〇〇円	二五三六、六〇〇円
二五三六、六〇〇円	四〇二四、六〇〇円	二五四五、〇〇〇円
二五四五、〇〇〇円	四〇三七、〇〇〇円	二五五三、四〇〇円
二五五三、四〇〇円	四〇五一、四〇〇円	二五六二、八〇〇円
二五六二、八〇〇円	四〇六四、八〇〇円	二五七一、二〇〇円
二五七一、二〇〇円	四〇七八、二〇〇円	二五七九、六〇〇円
二五七九、六〇〇円	四〇九一、六〇〇円	二五八八、〇〇〇円
二五八八、〇〇〇円	四一〇五、〇〇〇円	二五九六、四〇〇円
二五九六、四〇〇円	四一一八、四〇〇円	二六〇五、八〇〇円
二六〇五、八〇〇円	四一三二、八〇〇円	二六一四、二〇〇円
二六一四、二〇〇円	四一四五、二〇〇円	二六二二、六〇〇円
二六二二、六〇〇円	四一五九、六〇〇円	二六三一、〇〇〇円
二六三一、〇〇〇円	四一七二、〇〇〇円	二六三九、四〇〇円
二六三九、四〇〇円	四一八六、四〇〇円	二六四八、八〇〇円
二六四八、八〇〇円	四一九九、八〇〇円	二六五七、二〇〇円
二六五七、二〇〇円	四二一三、二〇〇円	二六六五、六〇〇円
二六六五、六〇〇円	四二二六、六〇〇円	二六七四、〇〇〇円
二六七四、〇〇〇円	四二四〇、〇〇〇円	二六八二、四〇〇円
二六八二、四〇〇円	四二五三、四〇〇円	二六九一、八〇〇円
二六九一、八〇〇円	四二六七、八〇〇円	二七〇〇、二〇〇円
二七〇〇、二〇〇円	四二八〇、二〇〇円	二七〇八、六〇〇円
二七〇八、六〇〇円	四二九四、六〇〇円	二七一七、〇〇〇円
二七一七、〇〇〇円	四三〇七、〇〇〇円	二七二五、四〇〇円
二七二五、四〇〇円	四三二一、四〇〇円	二七三四、八〇〇円
二七三四、八〇〇円	四三三四、八〇〇円	二七四三、二〇〇円
二七四三、二〇〇円	四三四八、二〇〇円	二七五一、六〇〇円
二七五一、六〇〇円	四三六一、六〇〇円	二七六〇、〇〇〇円
二七六〇、〇〇〇円	四三七五、〇〇〇円	二七六八、四〇〇円
二七六八、四〇〇円	四三八八、四〇〇円	二七七七、八〇〇円
二七七七、八〇〇円	四四〇二、八〇〇円	二七八六、二〇〇円
二七八六、二〇〇円	四四一五、二〇〇円	二七九四、六〇〇円
二七九四、六〇〇円	四四二九、六〇〇円	二八〇三、〇〇〇円
二八〇三、〇〇〇円	四四四二、〇〇〇円	二八一一、四〇〇円
二八一一、四〇〇円	四四五六、四〇〇円	二八二〇、八〇〇円
二八二〇、八〇〇円	四四六九、八〇〇円	二八二九、二〇〇円
二八二九、二〇〇円	四四八三、二〇〇円	二八三七、六〇〇円
二八三七、六〇〇円	四四九六、六〇〇円	二八四六、〇〇〇円
二八四六、〇〇〇円	四五一〇、〇〇〇円	二八五四、四〇〇円
二八五四、四〇〇円	四五二三、四〇〇円	二八六三、八〇〇円
二八六三、八〇〇円	四五三七、八〇〇円	二八七二、二〇〇円
二八七二、二〇〇円	四五五〇、二〇〇円	二八八〇、六〇〇円
二八八〇、六〇〇円	四五六四、六〇〇円	二八八九、〇〇〇円
二八八九、〇〇〇円	四五七七、〇〇〇円	二八九七、四〇〇円
二八九七、四〇〇円	四五九一、四〇〇円	二九〇六、八〇〇円
二九〇六、八〇〇円	四六〇四、八〇〇円	二九一五、二〇〇円
二九一五、二〇〇円	四六一八、二〇〇円	二九二三、六〇〇円
二九二三、六〇〇円	四六三一、六〇〇円	二九三二、〇〇〇円
二九三二、〇〇〇円	四六四五、〇〇〇円	二九四〇、四〇〇円
二九四〇、四〇〇円	四六五八、四〇〇円	二九四九、八〇〇円
二九四九、八〇〇円	四六七二、八〇〇円	二九五八、二〇〇円
二九五八、二〇〇円	四六八五、二〇〇円	二九六六、六〇〇円
二九六六、六〇〇円	四六九九、六〇〇円	二九七五、〇〇〇円
二九七五、〇〇〇円	四七一二、〇〇〇円	二九八三、四〇〇円
二九八三、四〇〇円	四七二六、四〇〇円	二九九二、八〇〇円
二九九二、八〇〇円	四七三九、八〇〇円	三〇〇一、二〇〇円
三〇〇一、二〇〇円	四七五三、二〇〇円	三〇〇九、六〇〇円
三〇〇九、六〇〇円	四七六六、六〇〇円	三〇一八、〇〇〇円
三〇一八、〇〇〇円	四七八〇、〇〇〇円	三〇二六、四〇〇円
三〇二六、四〇〇円	四七九三、四〇〇円	三〇三五、八〇〇円
三〇三五、八〇〇円	四八〇七、八〇〇円	三〇四四、二〇〇円
三〇四四、二〇〇円	四八二〇、二〇〇円	三〇五二、六〇〇円
三〇五二、六〇〇円	四八三四、六〇〇円	三〇六一、〇〇〇円
三〇六一、〇〇〇円	四八四七、〇〇〇円	三〇六九、四〇〇円
三〇六九、四〇〇円	四八六一、四〇〇円	三〇七八、八〇〇

五八五、六〇〇円	六四四、二〇〇円	七〇二、七〇〇円	七五二、五〇〇円
五五九、九〇〇円	六一五、九〇〇円	六七一、九〇〇円	七一九、五〇〇円
五三九、五〇〇円	五九三、五〇〇円	六四七、四〇〇円	六九三、三〇〇円
三七七、五〇〇円	四一五、三〇〇円	四五三、〇〇〇円	四八五、一〇〇円
三二三、四〇〇円	三五五、七〇〇円	三八八、一〇〇円	四一五、六〇〇円
三〇六、七〇〇円	三三七、四〇〇円	三六八、〇〇〇円	三九四、一〇〇円
二五二、七〇〇円	二七八、〇〇〇円	三〇三、二〇〇円	三二四、七〇〇円
二三五、七〇〇円	二五九、三〇〇円	二八二、八〇〇円	三〇二、九〇〇円
二二二、〇〇〇円	二四四、二〇〇円	二六六、四〇〇円	二八五、三〇〇円
二〇八、三〇〇円	二二九、一〇〇円	二五〇、〇〇〇円	二六七、七〇〇円
一九四、八〇〇円	二一四、三〇〇円	二三三、八〇〇円	二五〇、三〇〇円
一八八、六〇〇円	二〇七、五〇〇円	二二六、三〇〇円	二四二、四〇〇円
一七七、四〇〇円	一九五、一〇〇円	二一二、九〇〇円	二二八、〇〇〇円
一五七、六〇〇円	一七三、四〇〇円	一八九、一〇〇円	二〇二、五〇〇円
一五三、七〇〇円	一六九、一〇〇円	一八四、四〇〇円	一九七、五〇〇円
一四七、七〇〇円	一六二、五〇〇円	一七七、二〇〇円	一八九、八〇〇円
一四一、八〇〇円	一五六、〇〇〇円	一七〇、二〇〇円	一八二、二〇〇円
一二九、八〇〇円	一四二、八〇〇円	一五五、八〇〇円	一六六、八〇〇円
五六、〇三一円	六一、六四二円	六七、一二五円	七二、〇〇二円

（内閣総理・厚生大臣署名）

法律第八十四号（昭四二・七・二七）

◎資産再評価法の一部を改正する法律

資産再評価法（昭和二十五年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第百七条第一項第二号の二を次のように改める。

二の二　第百九条の二の規定により資本準備金として積み立て、又はこれに組み入れる場合

第百七条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「前項第三号」を「第一項第三号」に改め、同項を同条第四項とし、同項の前に次の二項を加える。

2　株式会社は、前項第三号の場合において、再評価積立金を取りくずすときは、商法第三百四十三条に定める決議によらなければならない。

3　商法第百条の規定は、前項に規定する場合における再評価積立金の取りくずしについて準用する。

第百八条中「金額を除く」の下に「、第百九条の五において同じ」を加える。

第百九条の次に次の四条を加える。

（再評価積立金の資本準備金への組入れ）

第百九条の二　株式会社又は有限会社は、昭和四十三年三月三十一日を含む事業年度から昭和四十八年三月三十一日を含む事業年度の直前事業年度までの各事業年度において、それぞれ取締役会の決議又は取締役の過半数の決するところにより、再評価積立金の額の全部又は一部を商法第二百八十八条ノ二第一項（有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第四十六条第一項において準用する場合を含む。）に規定する資本準備金（以下「資本準備金」という。）として積み立て、又はこれに組み入れることができる。

第百九条の三　株式会社又は有限会社が、昭和四十八年三月三十一日を含む事業年度の直前事業年度の終了の日において、その貸借対照表の負債の部に再評価積立金を計上している場合には、当該再評価積立金の金額（再評価税として納付すべき金額がある場合には、これを控除した額）は、当該終了の日の翌日において資本準備金として積み立て、又はこれに組み入れたものとみなす。

第百九条の四　株式会社又は有限会社は、昭和四十八年三月三十一日を含む事業年度以後の各事業年度において再評価を行なつた場合には、第三条各号に掲げる資産について再評価積立金として積み立てなければならない金額から再評価税として納付すべき金額を控除した額を資本準備金として積み立て、又はこれに組み入れなければならない。

第百九条の五　株式会社は、昭和四十八年三月三十一日を含む事業年度以後の各事業年度において第百八条の規定により被合併法人の再評価積立金の額に相当する金額を再評価積立金として積み立て、又はこれに組み入れなければならない場合には、同条の規定にかかわらず、当該金額（再評価税として納付すべき金額がある場合には、これを控除した額）を資本準備金として積み立て、又はこれに組み入れなければならない。

第百二十六条第一号中「第百二条」の下に「又は第百九条の四」を加え、同条第三号中「第百七条」の下に「第一項」を加え、同条第四号中「第百八条」の下に「又は第百九条の五」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第百七条の改正規定（同条第一項の改正規定を除く。）並びに次項第一号及び附則第六項の規定は、昭和四

十三年七月一日から施行する。

（関係法律の廃止）

2　次に掲げる法律は、廃止する。

一　企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法（昭和二十九年法律第百四十二号）

二　中小企業の資産再評価の特例に関する法律（昭和三十二年法律第百三十八号）

（再評価積立金の資本準備金への組入れに関する経過措置）

3　企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法第十八条の八の規定による株式会社の再評価積立金の額の資本準備金としての積立て又は資本準備金への組入れは、昭和四十三年三月三十一日を含む事業年度の直前事業年度までの各事業年度において行なうことができるものとする。この場合において、当該積立て又は組入れのための当該事業年度における再評価積立金の取りくずしについては、改正前の資産再評価法第百七条第一項第二号の二の規定は、なおその効力を有する。

（関係法律の廃止等に伴う経過措置）

4　附則第二項各号に掲げる法律の廃止後において、法人が資産再評価法第三条各号に規定する資産について同法の規定により行なう再評価については、別段の定めがあるものを除き、なお従前の例による。

5　この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた再評価税に関しては、なお従前の例による。

6　株式会社の昭和四十三年三月三十一日を含む事業年度に係る同年七月一日以後における旧企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法第十八条の六に規定する利益の配当及び同法第三十六条第一項に規定する損益計算書への附記については、なお従前の例による。

7　この法律の施行前又は附則第一項ただし書に係る改正規定の施行前にした行為及び附則第四項又は前項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係る当該改正規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、それぞれなお従前の例による。

8　附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（関係法律の改正）

9　株式会社の再評価積立金の資本組入に関する法律（昭和二十六年法律第百四十三号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の三項を加える。

2　この法律は、昭和四十八年三月三十一日にその効力を失う。ただし、同日前にした第三条第一項に規定する決議（第四条第一項の規定により新株の払込金額を定める場合には、同項に規定する払込期日の翌日が同月三十一日前となるものに限るものとし、新株の払込金額を定めない場合には、第五条第一項の規定により同日前に株主が当該決議に係る新株の株主となるものに限る。）に係る新株の発行に関しては、なお従前の例による。

3　第二条の規定により資本に組み入れた再評価積立金で昭和四十八年三月三十一日前に当該資本組入れについて第三条第一項に規定する決議が行なわれなかつたものがあるときは、同日以後においては、これを商法第二百九十三条ノ三第一項の規定に基づき資本に組み入れた資本準備金とみなして、同条第二項及び第三項の規定を適用する。

4　昭和四十八年三月三十一日前にした行為及び附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる新株の発行に伴う通知又は公告に係る同日以後にした行為に対する罰則の適用については、

なお従前の例による。

10　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第八十条第二項中「企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法」を「資産再評価法第百九条の二又は企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法」に改める。

11　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十七号ホを次のように改める。

ホ　資産再評価法（昭和二十五年法律第百十号）又は企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法（昭和二十九年法律第百四十二号）の規定により再評価積立金又は商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十八条ノ二（資本準備金）（有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第四十六条（計算に関する商法の規定の準用）において準用する場合を含む。）の資本準備金として積み立て、又はこれに組み入れた金額

（法務・大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第八十五号（昭四二・七・二七）

◎オリンピック記念青少年総合センター法の一部を改正する法律

オリンピック記念青少年総合センター法（昭和四十年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第八条の次に次の一条を加える。

第八条の二　政府は、第四条第二項の規定により青少年総合センターに出資するときは、東京都渋谷区代々木山谷町三百四十六番地に所在する次に掲げる国有の土地及び建物並びにその土地に定着する物及びその建物に附属する工作物を出資の目的とすることができる。

一　土地

宅地　三万五千九百三十・九八平方メートル

二　建物

鉄筋コンクリート造陸屋根付き四階建　六むね

総床面積　一万六千三百五十四・三八平方メートル

附則第十条中「及び附則第八条」を「並びに附則第八条及び第八条の二」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・文部・内閣総理大臣署名）

法律第八十六号（昭四二・七・二七）

◎札幌オリンピック冬季大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律

（この法律の趣旨）

第一条　この法律は、昭和四十七年に開催される札幌オリンピック冬季大会（以下「大会」という。）の円滑な準備及び運営並びに大会に備えての選手の競技技術の向上（以下「大会の準備等」という。）に資するため必要な特別措置について定めるものとする。

（国の補助）

第二条　国は、財団法人札幌オリンピック冬季大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）に対し、大会の準備又は運営に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

（国有財産の無償使用）

第三条　国は、政令で定めるところにより、組織委員会が大会の準備又は運営のために使用する施設の用に供される国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二条に規定する国有財産を、組織委員会又は当該施設を設置する者に対し、無償で使用させることができる。

（寄附金つき郵便葉書等の発行の特例）

第四条　お年玉つき郵便葉書及び寄附金つき郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号）第五条第一項に規定する寄附金つき郵便葉書等は、同条第二項に規定するもののほか、財団法人スポーツ振興資金財団（以下「資金財団」という。）が調達する大会の準備等に必要な資金（以下「大会準備資金」という。）に充てることとを寄附目的として発行することができる。この場合においては、資金財団を同項の団体とみなして同法の規定を適用する。

（日本専売公社等の援助）

第五条　日本専売公社は、広告事業を行なう者が、日本専売公社の製造する製造たばこの包装を利用して広告事業を行なう場合において、当該事業による収入の全部又は一部を、大会準備資金に充てることを寄附目的として資金財団に寄附するときは、当該事業の遂行に関し、便宜の供与その他の援助を行なうことができる。

2　日本国有鉄道は、広告事業を行なう者が、日本国有鉄道の管理する施設を利用して広告事業を行なう場合において、当該事業による収入金の全部又は一部を、大会準備資金に充てることを寄附目的として資金財団に寄附するときは、当該事業の遂行に関し、便宜の供与その他の援助を行なうことができる。

3　日本電信電話公社は、資金財団が大会準備資金を調達するため日本電信電話公社の事業の用に供される印刷物その他の物品を利用して広告事業を行なう場合には、当該事業の遂行に関し、便宜の供与その他の援助を行なうことができる。

（組織委員会の職員に係る退職手当の特例等）

第六条　組織委員会の職員（常時勤務に服することを要しないものを除く。次項において同じ。）は、国家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第七条の二の規定の適用については、同条第一項に規定する公庫等職員とみなす。

2　組織委員会又は組織委員会の職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第百二十四条の二又は地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十条の規定の適用については、それぞれ国家公務員共済組合法第百二十四条の二第一項に規定する公庫等若しくは公庫等職員又は地方公務員等共済組合法第百四十条第一項に規定する公庫等若しくは公庫等職員とみなす。

3　組織委員会の理事、監事及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（資金財団に対する会計検査院の検査）

第七条　資金財団の大会準備資金に係る会計については、会計検査院が検査する。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理・法務・大蔵・文部・運輸・郵政・自治大臣署名）

法律第八十七号（昭四二・七・二七）

◎著作権法の一部を改正する法律

著作権法（明治三十二年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。

第五十二条中「三十五年」を「三十七年」に改め、同条に次の二項を加える。

第六条中三十年トアルハ演奏歌唱ノ著作権及第二十二条ノ七ニ規定スル著作権ヲ除ク外当分ノ間三十二年トス

第二十三条第一項中十年トアルハ当分ノ間十二年トス

附　則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、この法律の施行前に著作権の消滅した著作物については、適用しない。

（文部・内閣総理大臣署名）

法律第八十八号（昭四二・七・二七）

◎会社更生法等の一部を改正する法律

（会社更生法の一部改正）

第一条　会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「管財人」を「管財人及び調査委員」に、「第百一条」を「第百一条の三」に、「第二百十条」を「第二百十条の二」に改める。

第十四条第一項中「又は株主」及び「若しくは株主名簿」を削り、「その者」を「社債権者」に改め、同条第四項中「第一項及び第二項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　この法律の規定によつてする会社の株主に対する送達は、株主名簿に記載した住所若しくは株主が会社に通知した住所又は株主が第百三十一条の規定によつて管財人に届け出た住所にあてて、書

類を通常の取扱いによる郵便に付してすることができる。

第十五条第三項中「前条第四項」を「前条第五項」に改める。

第十七条の見出し中「更生手続開始の」を削る。

第十八条の次に次の二条を加える。

第十八条の二　第三十九条第一項後段の規定による処分をしたときは、裁判所は、職権で遅滞なく、嘱託書に決定書の謄本又は抄本を添附してその処分の登記を会社の本店及び支店（外国に本店があるときは、日本における営業所）の所在地の登記所に嘱託しなければならない。

2　前項の規定は、同項の規定により登記すべき事項に変更が生じた場合及び第三十九条第一項後段の規定による処分の取消しがあつた場合に準用する。

3　前条第一項の規定は、登記のある権利に関し第三十九条第一項前段又は第七十二条第一項第二号若しくは第二項の規定による処分があつた場合及びその処分の変更又は取消しがあつた場合に準用する。

第十八条の三　第二百十一条第三項又は第二百四十八条の二第一項の規定により会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分をする権利が取締役に付与されたときは、裁判所は、職権で遅滞なく、嘱託書に更生計画認可の決定書又は同項の規定による権利付与の決定書の謄本又は抄本を添附してその旨の登記を会社の本店及び支店（外国に本店があるときは、日本における営業所）の所在地の登記所に嘱託しなければならない。

2　前項の規定は、第二百十一条第三項の規定による更生計画の定め又は第二百四十八条の二第一項の規定による決定が取り消された場合に準用する。

第十九条の見出しを削り、同条中「前条第一項」を「第十八条第一項」に改める。

第二十条第一項中「前三条」を「第十七条から前条まで」に改める。

第二十二条を次のように改める。

（登録への準用）

第二十二条　第十八条、第十九条の二第三項及び前三条の規定は、登録のある権利について準用する。

第二十五条中「若しくは第二百七十四条」を「から第二百七十四条まで」に改める。

第三十五条第二項中「業務を監督する行政庁及び」を「事業を所管する行政庁」に改め、「徴収の権限を有する者」の下に「その他裁判所が相当と認める者」を加える。

第三十九条第一項に後段として次のように加える。

保全管理人による管理又は監督員による監督を命ずる処分についても、また同様である。

第三十九条に次の三項を加える。

4　前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

5　裁判所は、第一項後段の規定による処分をしたときは、その旨を公告しなければならない。公告した事項に変更が生じた場合及びその処分の取消しがあつた場合も、また同様である。

6　第十五条の規定は、前項の場合には適用しない。

第四十条から第四十四条までを次のように改める。

（保全管理人）

第四十条　前条第一項後段の規定により保全管理人による管理の命令があつたときは、会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分をする権利は、裁判所が選任した保全管理人に専属する。ただし、保全管理人が会社の常務に属しない行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。

2　前項ただし書の許可を得ないでした行為は、無効とする。ただし、善意の第三者に対抗することができない。

（保全管理人代理）

第四十一条　保全管理人は、必要があるときは、その職務を行なわせるため、自己の責任で保全管理人代理を選任することができる。

2　前項の保全管理人代理の選任は、裁判所の許可を得なければならない。

（監督員）

第四十二条　第三十九条第一項後段の規定により監督員による監督の命令があつたときは、会社が裁判所の指定した行為をするには、裁判所が選任した監督員の同意を得なければならない。

（管財人に関する規定等の準用）

第四十三条　第五十四条から第五十五条まで、第九十四条、第九十五条、第九十六条第一項、第九十七条及び第九十八条の二から第百条までの規定は、保全管理人に準用する。

2　第六十八条から第七十条までの規定は、第三十九条第一項後段の規定により保全管理人による管理を命ずる処分があつた場合及びその処分の取消しがあつた場合に準用する。

3　第九十八条の二第一項、第二項及び第九十八条の三から第九十八条の五までの規定は、監督員について準用する。

（保全管理人の権限の制限）

第四十四条　第三十九条第一項の規定による処分があつた後においては、裁判所の許可を得なければ、更生手続開始の申立てを取り下げることができない。

第四十六条第一号中「更生担保権」を「更生担保権及び株式」に改める。

第四十七条第二項中「調査委員の意見」を「更生手続を開始することの当否についての調査委員の意見」に改める。

第四十八条第一項中「調査委員」を「同条第二項の調査委員」に改める。

第四十九条中「並びに調査委員の調査書類及び意見書」を削る。

第五十三条に次のただし書を加える。

ただし、第二百十一条第三項又は第二百四十八条の二第一項の規定によりその権利が取締役に付与されたときは、この限りでない。

第五十四条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九　第百六十一条の二の規定による留置権の消滅請求その他更生担保権に係る担保の変換

第五十四条の次に次の一条を加える。

（管財人の自己取引）

第五十四条の二　管財人は、裁判所の許可を得なければ、会社の製品その他の財産を譲り受け、会社に対し自己の製品その他の財産を譲り渡し、その他自己又は第三者のために会社と取引をすることができない。

第五十五条中「前条」を「前二条」に改める。

第七十二条第一項中「第三十九条に定める処分の外」を削り、同条第二項中「前でも」の下に「保全管理人の申立てにより又は職権で」を加え、同条第三項中「及び第三項」を「から第四項まで」に改める。

「第三章　管財人」を「第三章　管財人及び調査委員」に改める。

第九十四条の見出しを「（管財人の選任）」に改める。

第九十六条に次の二項を加える。

2　前項の規定は、第二百十一条第三項又は第二百四十八条の二第一項の規定により会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分をする権利が取締役に付与された場合において、その後に提起された訴えについては、適用しない。

3　第六十八条及び第六十九条の規定は、第二百十一条第三項の規定による更生計画の定め又は第二百四十八条の二第一項の規定による決定が取り消された場合に、前項の訴えについて準用する。

第九十八条の次に次の四条を加える。

（管財人の調査）

第九十八条の二　管財人は、会社の取締役、監査役及び支配人その他の使用人に対し、会社の業務及び財産の状況につき報告を求め、会社の帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

2　管財人は、必要があるときは、裁判所の許可を得て鑑定人を選任することができる。

3　管財人は、調査をするにあたり、裁判所の許可を得て執行官の援助を求めることができる。

（管財人の監督等）

第九十八条の三　管財人は、裁判所の監督に属する。

2　裁判所は、管財人に対しその選任を証する書面を交付しなければならない。

3　管財人は、その職務を行なうにあたり、利害関係人の請求があるときは、前項の書面を示さなければならない。

（管財人の注意義務）

第九十八条の四　管財人は、善良な管理者の注意をもつてその職務を行なわなければならない。

2　管財人が前項の注意を怠つたときは、その管財人は、利害関係人に対して連帯して損害賠償の責に任ずる。

（管財人の解任）

第九十八条の五　重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより又は職権で、管財人を解任することができる。この場合においては、その管財人を審尋しなければならない。

第百一条を次のように改める。

（調査委員）

第百一条　裁判所は、必要があると認めるときは、一人又は数人の調査委員を選任することができる。

2　調査委員は、裁判所の命ずるところにより、次に掲げる事項について、調査してその結果を裁判所に報告し、又は裁判所に意見を陳述しなければならない。

一　更生手続開始の原因たる事実及び第三十八条第二号から第七号までに掲げる事由の有無、会社の業務及び財産の状況その他更生手続の開始に必要な事項並びに更生手続を開始することの当否

二　第三十九条第一項若しくは第二項又は第七十二条に定める処分を必要とする事情の有無及びその処分の要否

三　管財人の作成する財産目録及び貸借対照表の当否並びに会社の業務及び財産の管理状況その他裁判所の命ずる事項に関する管財人の報告の当否

四　更生計画案又は更生計画の当否

五　その他更生事件に関し調査委員による調査報告又は意見の陳述を必要とする事項

3　調査委員は、その職務を行なうに適した者で利害関係のないもののうちから、選任しなければならない。

第三章中第百一条の次に次の二条を加える。

第百一条の二　調査委員の調査報告又は意見に関する書類は、利害関係人の閲覧に供するため裁判所に備えて置かなければならない。

第百一条の三　第九十五条、第九十七条第一項及び第九十八条の二から第九十八条の五までの規定は、調査委員に準用する。

第百四条の次に次の一条を加える。

（継続的給付を目的とする双務契約）

第百四条の二　会社に対して継続的給付の義務を負う双務契約の相手方は、更生手続開始の申立て前の給付に係る更生債権又は更生担保権について弁済がないことを理由としては、更生手続開始後は、その義務の履行を拒むことができない。

2　前項の双務契約の相手方が更生手続開始の申立て後更生手続開始前にした給付に係る請求権（一定期間ごとに債権額を算定すべき継続的給付については、申立ての日の属する期間内の給付に係る請求権を含む。）は、共益債権とする。

3　前二項の規定は、労働契約には、適用がないものとする。

第百二条中「但し」を「ただし、次条第一項及び第四項に掲げる請求権については、管財人が裁判所の許可を得て弁済をする場合」に改め、「任意に給付をする場合」に改める。

第百十二条の次に次の一条を加える。

（更生債権の弁済の許可）

第百十二条の二　会社を主要な取引先とする中小企業者が、その有する更生債権の弁済を受けなければ、事業の継続に著しい支障をきたすおそれがあるときは、裁判所は、更生計画認可の決定をする前でも、管財人の申立てにより又は職権で、その全部又は一部の弁済をすることを許可することができる。

2　裁判所は、前項の規定による許可をするについては、会社と同項の中小企業者との取引の状況、会社の資産状態、利害関係人の利害その他一切の事情を考慮しなければならない。

3　管財人は、更生債権者から第一項の申立てをすべきことを求められたときは、直ちにその旨を裁判所に報告し、なお、その申立てをしないこととしたときは、遅滞なくその事情を裁判所に報告しなければならない。

4　少額の更生債権を早期に弁済することにより更生手続を円滑に進行することができるときは、裁判所は、更生計画認可の決定をする前でも、管財人の申立てにより、その弁済をすることを許可することができる。

第百十九条の次に次の二条を加える。

（使用人の退職手当の請求権）

第百十九条の二　更生計画認可の決定前に退職した会社の使用人の退職手当の請求権は、退職前六月間の給料の総額に相当する額又は退職手当の額の三分の一に相当する額のうちいずれか多い額を限度として、共益債権とする。

2　前項の退職手当の請求権で定期金債権であるものは、同項の規定にかかわらず、各期における定期金につき、その額の三分の一に相当する額を共益債権とする。

3　前二項の規定は、第二百八条の規定により共益債権とされる退職手当の請求権については、適用

しない。

（開始前の借入金等）

第百十九条の三　会社の取締役又は保全管理人が更生手続開始の申立て後更生手続開始前に、裁判所の許可を得て、資金の借入れ、原材料の購入その他会社の事業の継続に欠くことができない行為をしたときは、その行為によつて生じた請求権は、共益債権とする。

第百二十二条第一項中「二年」を「三年」に改め、同条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　更生手続開始の決定の日から一年を経過する日（その日までに更生計画認可の決定があるときは、その決定の日）までの間に生ずる延滞税、利子税又は延滞金について、前項の規定により徴収の権限を有する者の同意を要するものとされる定めをするには、同項の規定にかかわらず、その者の意見を聞くものとする。納税の猶予又は滞納処分による財産の換価の猶予の定めをする場合におけるその猶予期間に係る延滞税又は延滞金についても、また同様である。

第百二十三条第一項に次のただし書を加える。

ただし、利息又は不履行による損害賠償若しくは違約金の請求権については、更生手続開始後一年を経過する時（その時までに更生計画認可の決定があるときは、その決定の時）までに生ずるものに限る。

第百二十三条第二項中「第百十二条」を「第百十二条の二」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項ただし書の規定は、社債に関しては、適用しない。

第百二十四条第三項の次のただし書を加える。

ただし、更生手続開始後の利息並びに不履行による損害賠償及び違約金の額は、被担保債権の額に算入しない。

第百二十四条の次に次の一条を加える。

（更生担保権に係る担保権の目的の価額）

第百二十四条の二　更生担保権に係る担保権の目的の価額は、会社の事業が継続するものとして評定した更生手続開始の時における価額とする。

第百二十五条に次の一項を加える。

4　更生債権の消滅その他届け出た事項について他の更生債権者の利益を害しない変更が生じたときは、更生債権者又は管財人は、遅滞なくその旨を裁判所に届け出、かつ、証拠書類又はその謄本若しくは抄本を提出しなければならない。

第百二十六条第二項中「前条第三項」の下に「及び第四項」を加える。

第百二十七条の次に次の一条を加える。

（退職手当の請求権の届出の特例）

第百二十七条の二　会社の使用人の退職手当の請求権については、その届出は、退職した後にするものとする。

2　会社の使用人が裁判所の定めた届出期間経過後更生計画認可の決定前に退職したときは、その退職手当の請求権の届出は、退職後一月の不変期間内にすれば足りる。

3　前二項の規定は、会社の取締役、代表取締役又は監査役の退職手当の請求権に準用する。この場合において、前項中「退職したとき」とあるのは、「退職したとき、又は第二百五十二条第三項の規定により解任されたとき」と読み替えるものとする。

第百三十条及び第百三十一条を次のように改める。

第百三十条　記名株式を有する株主として更生手続に参加することができる者は、株主名簿の記載によつて定める。

2　裁判所は、前項の規定により更生手続に参加することができる者を定めるため必要があるときは、二月をこえない期間を定め、会社に対してその期間内株主名簿の記載の変更をしないことを命ずることができる。

3　裁判所は、前項の期間をその二週間前に公告しなければならない。

第百三十一条　無記名式の株券を有する者が更生手続に参加するには、管財人に、株券を預託し、かつ、その氏名及び住所を届け出なければならない。

第百三十一条の次に次の一条を加える。

（株主の参加の許可）

第百三十一条の二　裁判所は、株主名簿に記載のない株主又は前条の規定による株券の預託をすることができない株主の申立てにより、その株主が更生手続に参加することを許可することができる。この場合においては、その許可に係る株式については、前二条の規定にかかわらず、許可を受けた者以外の者は、株主として更生手続に参加することができない。

2　裁判所は、株主の申立てにより又は職権で、前項の規定による決定を変更し、又は取り消すことができる。

3　前二項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第百三十二条（見出しを含む。）中「、更生担保権者表及び株主表」を「及び更生担保権者表」に改め、同条中「株主表　一　株主の氏名及び住所　二　株式の額面無額面の別、種類及び数」を削る。

第百三十三条中「、更生担保権者表及び株主表」を「及び更生担保権者表」に改める。

第百三十四条の見出し中「書類等の備置」を「書類の備置き等」に改め、同条中「、更生担保権及び株式」を「及び更生担保権」に、「、更生担保権者表並びに株主表」を「並びに更生担保権者表」に改め、同条に次の一項を加える。

2　管財人は、利害関係人の請求があつたときは、第百三十一条の規定による株式の届出に関する書類を閲覧させなければならない。

第百三十六条第二項中「、更生担保権者及び」を「及び更生担保権者並びに」に改める。

第百四十一条第一項中「会社並びに」を「会社、」に、「、更生担保権者及び」を「及び更生担保権者並びに」に改め、同条第三項中「第十四条第三項及び第四項」を「第十四条第四項及び第五項」に改め、同条に次の一項を加える。

4　会社が無記名式の株券を発行しているときは、裁判所は、第一項の期日を公告しなければならない。この場合には、第十五条第二項の規定は、適用しない。

第百四十三条の次に次の一条を加える。

（退職手当の請求権の調査及び確定の特例）

第百四十三条の二　第百二十七条の二第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出があつた場合においては、その届出があつた退職手当の請求権については、第百三十五条から第百四十二条までの規定による調査は行なわず、裁判所は、直ちにその届出があつた旨を管財人及び会社に通知しなければならない。その届出があつた事項について他の更生債権者又は更生担

保権者の利益を害すべき変更が加えられた場合も、また同様である。

2　前条の規定は、前項の通知があつた日から三日内に同項の退職手当の請求権について管財人の異議がなかつた場合に準用する。

第百四十六条に後段として次のように加える。

第百四十三条の二第一項の規定による通知があつた日から三日内に同項の退職手当の請求権について管財人の異議があつた場合も、また同様である。

第百四十七条第二項中「調査」の下に「（前条後段の場合にあつては、同条後段の規定による通知）」を加える。

第百五十九条第三項中「会社並びに」を「会社、」に、「更生担保権者及び」を「及び更生担保権者並びに」に改め、同条第五項中「第百四十一条」を「第百四十一条第一項から第三項まで」に改める。

第百六十一条の次に次の一条を加える。

（商法による留置権の消滅請求）

第百六十一条の二　管財人は、更生手続開始当時会社財産につき商法による留置権を有する者に対して、その留置権によつて担保された債権額、その債権額が留置権の目的の価額をこえるときは、その目的の価額に相当する金銭を供託して、留置権の消滅を請求することができる。

2　前項の規定により留置権が消滅したときは、その留置権を有していた者は、同項の供託金の上に質権者と同一の権利を有する。

第百六十三条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　更生債権者又は更生担保権者が支払の停止又は破産、和議開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立てがあつたことを知つて会社に対して債務を負担したとき。ただし、その負担が法定の原因に基づくとき、更生債権者若しくは更生担保権者が支払の停止若しくは破産、和議開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立てがあつたことを知つた時より前に生じた原因に基づくとき、又は若しくは特別清算開始のいずれの時よりも一年以上前に生じた原因に基づくときは、この限りでない。

第百六十四条第一項中「、更生担保権者及び更生担保権者」に改める。

第百六十九条中「並びに届出をした更生債権者、更生担保権者及び」を「、届出をした更生債権者及び更生担保権者並びに」に改める。

第百七十六条第二項に後段として次のように加える。

第二百十一条第三項又は第二百四十八条の二第一項の規定により会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分をする権利が取締役に付与されたときも、また同様である。

第百七十七条中「一切の財産の価額」を「一切の財産につき手続開始の時における価額」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定による評定は、会社の事業を継続するものとしてしなければならない。

第百七十八条第一項中「更生手続開始後遅滞なく、」を「前条の規定による評定を完了したときは、直ちに」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　裁判所は、前条の規定による評定の完了前において必要があると認めるときは、管財人に対し、

まだその評定の終わらない財産については商法第二百八十五条ノ二から第二百八十五条ノ七まで（財産の評価）の規定による価額を附して、更生手続開始の時における財産目録及び貸借対照表を作成すべきことを命ずることができる。

第百八十条第三号を削る。

第百八十二条を次のように改める。

第百八十二条　前条の財産目録及び貸借対照表に記載すべき財産の評価については、第百七十七条の規定により評定した価額を取得価額とみなして、商法第二百八十五条ノ二から第二百八十五条ノ七まで（財産の評価）の規定を準用する。

2　更生計画案又は更生計画において譲渡することが定められている財産については、前項の規定にかかわらず、処分価額を附することができる。ただし、更生計画認可の決定前においては、裁判所の許可を得なければならない。

3　清算を内容とする計画案の作成について裁判所の許可があつた場合においては、第一項の規定にかかわらず、一切の財産について処分価額を附さなければならない。

第百八十八条中「会社並びに」を「会社、」に「、更生担保権者及び」を「及び更生担保権者並びに」に改める。

第百九十条第一項中「、更生担保権者及び」を「及び更生担保権者並びに」に改める。

第百九十四条第一項中「業務を監督する」を「事業を所管する」に、「その他の行政機関」を「その他裁判所が相当と認める者」に改め、同条第三項中「業務を監督する」を「事業を所管する」に改める。

第二百条第二項中「更生担保権者及び株主（議決権を行使することができない者を除く。）」を「及び更生担保権者、株主」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、議決権を行使することができない更生債権者、更生担保権者及び株主については、この限りでない。

第二百五条中「又は」を「については、又は」に改めることができる更生担保権者の議決権の総額の五分の四以上に当たる議決権を有する者、」に改める。

第二百八条第五号中「管財人が」を「管財人又は会社の取締役が更生手続開始後に」に改める。

第六章中第二百十条の次に次の一条を加える。

（共益債権に基づく強制執行の中止等）

第二百十条の二　共益債権に基づき会社財産に対し強制執行又は仮差押えがされている場合において、その強制執行又は仮差押えが会社の更生に著しい支障を及ぼし、かつ、会社が他に換価の容易な財産を有するときは、裁判所は、管財人の申立てにより又は職権で、担保を供させ、又は供させないで、その強制執行又は仮差押えの中止又は取消しを命ずることができる。

2　裁判所は、前項の規定による中止の決定を変更し、又は取消すことができる。

3　会社財産が共益債権の総額を弁済するのに足りないことが明らかになつたときは、裁判所は、管財人の申立てにより又は職権で、第一項の強制執行又は仮差押えの取消しを命ずることができる。

4　前三項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第二百十一条に次の一項を加える。

3　計画においては、会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分をする権利を取締役に付与する旨

を定めることができる。

第二百十五条の次に次の一条を加える。

（弁済した更生債権等）

第二百十五条の二　更生債権及び更生担保権については、第百十二条の二第一項又は第四項（第百二十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による裁判所の許可を得て弁済したものを明示しなければならない。

第二百三十七条第一項中「、更生担保権者又は株主」を「又は更生担保権者」に改める。

第二百三十九条中「、更生担保権者表及び株主表」を「及び更生担保権者表」に改める。

第二百四十一条中「但し、」を「ただし、更生手続開始後会社の取締役、代表取締役、監査役又は使用人であつた者で、更生計画認可の決定後も引き続き会社の取締役、代表取締役、監査役又は使用人として在職しているものの退職手当の請求権並びに」に改める。

第二百四十四条の見出し中「届出をしない」及び同条中「株式の届出をしなかつた」を「更生手続に参加しなかつた」に改める。

第二百四十七条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　第二百十一条第三項又は第二百四十八条の二第一項の規定により会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分をする権利が取締役に付与された場合においては、管財人は、取締役が計画を実行するにつき、これを監督する。

第二百四十七条に次の一項を加える。

4　第二項の規定は、新会社（合併によつて設立される新会社を除く。以下本項中同じ。）の計画の実行に対する管財人の監督について、第九十八条の二の規定は、新会社に対する管財人の調査について準用する。

第二百四十八条の次に次の一条を加える。

（更生計画認可後の取締役に対する権利付与）

第二百四十八条の二　裁判所は、更生計画に第二百十一条第三項の規定による定めがない場合においても、相当と認めるときは、管財人の申立てにより又は職権で、会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分をする権利を取締役に付与することができる。

2　裁判所は、管財人の申立てにより又は職権で、前項の規定による決定を取り消すことができる。

3　裁判所は、前二項の規定による決定をしたときは、その旨を公告しなければならない。

この場合には、第十五条の規定は、適用しない。

第二百五十四条第一項中「決定の時」の下に「又は計画において特に定めた時」を加える。

第二百五十五条第四項中「又は株主」を「又ハ株主」に改める。

第二百六十九条第五項中「第十九条」を「第十八条の二から第十九条まで」に改め、同条第六項本文を次のように改め、同項を同条第九項とする。

計画において新会社が会社から不動産又は船舶に関する権利の移転又は設定を受けることを定めた場合におけるその移転又は設定の登記の登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の四とする。

第二百六十九条第五項の次に次の三項を加える。

6　計画において会社が新株を発行することを定めた場合（次項に該当する場合を除く。）における資本の増加の登記の登録免許税の税率は、登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）第九条（課税標準及び税率）の規定にかかわらず、千分の一（増加した資本の金額のうち、更生債権者、更生担保

権者又は株主に対しあらたに払込み又は現物出資をさせないで新株を発行する部分に相当する金額以外の金額に対応する部分については、千分の三・五）とする。

7　計画において会社が他の会社と合併することを定めた場合における新会社の設立又は合併による資本の増加の登記の登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一（それぞれ資本の金額又は合併により増加した資本の金額のうち、合併により消滅した会社の当該合併の直前における資本の金額に対応する部分に相当する金額及び更生債権者又は更生担保権者に株式を割り当てる部分に相当する金額以外の金額に対応する部分については、千分の三・五）とする。

8　計画において合併によらないで新会社を設立することを定めた場合における新会社の設立の登記の登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一（資本の金額のうち、更生債権者、更生担保権者又は株主に対しあらたに払込み又は現物出資をさせないで株式を発行する部分に相当する金額以外の金額に対応する部分については、千分の三・五）とする。

第二百七十条第二項中「更生手続開始後の」を削る。

第二百七十一条第一項中「会社又は」を「会社、」に、「又は」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　計画の変更により第二百十一条第三項の規定による定めを取り消したときは、裁判所は、その旨を公告しなければならない。この場合には、第十五条の規定は、適用しない。

第二百七十三条の見出しを「（更生計画認可前の廃止）」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第二百七十三条の二　更生計画認可の決定前に更生の見込みがないことが明らかになつたときは、裁判所は、管財人の申立てにより又は職権で、更生手続廃止の決定をしなければならない。

第二百七十四条の見出しを削る。

第二百八十三条中「又は第二百七十四条」を「から第二百七十四条まで」に改める。

第二百九十三条中「調査委員」の下に「、保全管理人、監督員」を、「法律顧問」の下に「、保全管理人代理」を加える。

第二百九十四条中「第四十一条第一項に掲げる者が同条（第百一条において準用する場合を含む。）」を「会社又は新会社（合併によつて設立される新会社を除く。）の取締役、監査役又は支配人その他の使用人が第九十八条の二第一項（第四十三条第一項、第三項、第百一条の三又は第二百四十七条第四項において準用する場合を含む。）」に改める。

第二百九十五条第一項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号加える。

一　第百三十条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

第二百九十五条第二項中「前項第一号」を「前項第

二号」に改める。

（破産法の一部改正）

第二条　破産法（大正十一年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第百四条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　破産債権者ガ支払ノ停止又ハ破産ノ申立アリタルコトヲ知リテ破産者ニ対シテ債務ヲ負担シタルトキ但シ其ノ負担ガ法定ノ原因ニ基クトキ、破産債権者ガ支払ノ停止若ハ破産ノ申立アリタルコトヲ知リタル時ヨリ前ニ生ジタル原因ニ基クトキ又ハ破産宣告ノ時ヨリ一年前ニ生ジタル原因ニ基クトキハ此ノ限ニ在ラズ

第百二十条の次に次の一条を加える。

第百二十条ノ二　前条ノ規定ハ破産財団ニ属スル権利ニシテ登記シタルモノニ関シ第百五十五条第一項ノ規定ニ依ル処分アリタル場合及其ノ処分ノ変更又ハ取消アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第百二十一条中「前二条」を「第百十九条及第百二十条」に改める。

第百二十二条中「前三条」を「前四条」に改める。

第百二十四条中「前四条」を「前五条」に改める。

第百五十五条に次の一項を加える。

第一項又ハ第二項ノ規定ニ依ル裁判ニ対スル即時抗告ハ執行停止ノ効力ヲ有セズ

（和議法の一部改正）

第三条　和議法（大正十一年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第八条に次の一項を加える。

破産法第百二十条ノ二、第百二十二条及第百二十四条ノ規定ハ債務者ノ財産ニシテ登記又ハ登録シタルモノニ関シ第二十条第一項ノ規定ニ依ル処分アリタル場合及其ノ処分ノ変更又ハ取消アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第二十条に次に一項を加える。

前項ノ即時抗告ハ執行停止ノ効力ヲ有セズ

（地方税法の一部改正）

第四条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十三条の七第二号の次に次の一号を加える。

二の二　会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）第二百二十六条の規定により更生計画において会社から新会社に移転すべき不動産を定めた場合における新会社の当該不動産の取得

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和四十二年九月二十日から施行する。

（経過措置）

2　この法律の施行前に更生手続開始の申立てがあつた事件（以下「旧更生事件」という。）については、この附則に別段の定めがある場合を除き、第一条の規定による改正後の会社更生法（以下「新法」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　新法第十八条の二第三項、第十八条の三及び第二十条（第二十二条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第二十五条、第三十五条第二項、第四十七条第二項、第四十八条第一項、第四十九条、第五十三条、第五十四条第九号、第五十四条の二、第五十五条、第九十六条第二項及び第三項、第九十八条の二（第百一条、第百一条の二、第百一条の三において準用する場合を含む。）、第百一条、第百一条の二、第百一条の三において準用する第九十五条及び第九十七条第一項、第百十二条、第百十二条の二、第百十九条の三、第百二十三条第三項、第百二十五条第四項、第百二十六条第二項、第百六十一条の二、第百七十六条第二

項、第百九十四条第一項及び第三項、第二百八条第五号、第二百十一条第三項、第二百十五条の二、第二百四十七条第二項、第二百四十八条の二、第二百五十四条第一項、第二百六十九条第五項、第二百七十一条第三項、第二百七十三条の二並びに第二百八十三条の規定並びに新法の罰則でこれらの規定に係るものは、旧更生事件についても適用する。

4　新法第百六十三条第二号の規定は、この法律の施行後に更生手続開始の申立てがあつた事件については、この法律の施行後に債務負担の原因が生じ、かつ、債務を負担した場合に限り適用する。

5　新法第二百六十九条第六項から第九項までの規定は、この法律の施行の日以後に受ける登記又は登録につき誤されるべき登録免許税について適用し、同日前に受けた登記又は登録につき誤した又は誤すべきであつた登録免許税については、なお従前の例による。

6　この法律の施行前に破産の申立て又は職権による破産の宣告があつた事件については、第二条の規定による改正後の第百五十五条第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

7　第二条の規定による改正後の破産法第百四条第二号（和議法第五条並びに商法（明治三十二年法律第四十八号）第四百三条第一項及び第四百五十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行前に破産の申立て若しくは職権による破産の宣告、和議開始の申立て若しくは職権による整理開始の命令又は特別清算開始の命令があつた事件については、適用せず、この法律の施行後にそれらの申立て、宣告又は命令があつた事件については、この法律の施行後に債務負担の原因が生じ、かつ、債務を負担した場合に限り適用する。

8　この法律の施行前に和議開始の申立てがあつた事件については、第三条の規定による改正後の和議法第二十条第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

9　第四条の規定による改正後の地方税法第七十三条の七第二号の二の規定は、この法律の施行の日以後の不動産の取得について適用し、同日前の不動産の取得については、なお従前の例による。

（商業登記法の一部改正）

10　商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「又は支配人若しくは」を「、支配人又は」に改め、「管財人」の下に「若しくは保全管理人」を加える。

（法務・大蔵・自治・内閣総理大臣署名）

法律第八十九号（昭四二・七・二八）

◎防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律

（防衛庁設置法の一部改正）

第一条　防衛庁設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「二十七万六千五百十人」を「二十八万八百四十一人」に、「二十七万三千百二十三人」を「二十七万七千四百五十四人」に改め、同条第二項中「十七万千五百人」を「十七万三千人」に、「三万四千九百六十三人」を「三万六千五百九十一人」に、「三万九千五百五十三人」を「四万七百三人」に、「二十四万六千九十四人」を「二十五万三百七十二人」に改める。

（自衛隊法の一部改正）

第二条　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第十七条の二（見出しを含む。）中「教育航空集団司令」を「教育航空集団司令官」に改める。

第六十六条第二項中「二万四千人」を「三万人」に改める。

別表第三中「中部航空方面隊司令部　埼玉県入間郡武蔵町」を「中部航空方面隊司令部　埼玉県入間市」に、「第七航空団司令部　埼玉県入間郡武蔵町」を「第七航空団司令部　茨城県東茨城郡小川町」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理大臣署名）

法律第九十号（昭四二・七・二八）

◎防衛庁職員給与法の一部を改正する法律

防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の二第二項中「千円」を「千五百円」に改める。

附　則

この法律は、昭和四十二年十月一日から施行する。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

法律第九十一号（昭四二・七・二八）

◎小規模企業共済法の一部を改正する法律

小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三条」を「第二条の二」に、「第二十二条」を「第二十二条の二」に、「第六十二条」を「第六十三条」に改める。

第二章中第三条の前の次の三条を加える。

（共済契約の種類）

第二条の二　共済契約は、第一種共済契約及び第二種共済契約とする。

（第一種共済契約）

第二条の三　第一種共済契約は、共済契約者に次の各号の一に掲げる事由が生じた場合であつて、その者の掛金納付月数が十二月以上のときに、その者（第一号又は第二号に掲げる事由が死亡によるものであるときは、その遺族）に共済金を支給する共済契約とする。

一　事業の廃止（会社等の役員たる小規模企業者としての地位において締結した共済契約に係る共済契約者にあつては、その会社等の解散）があつたとき（第七条第三項第一号及び第二号に掲げるときを除く。）。

二　会社等の役員たる小規模企業者としての地位において締結した共済契約に係る共済契約者にあつては、前号に掲げる事由が生じないでその会社等の役員でなくなつたとき。

三　六十五歳以上で、その共済契約者の掛金納付月数が二百四十月以上である共済契約者にあつては、前二号に掲げる事由が生じないで共済金の支給の請求があつたとき。

四　前三号に掲げる事由が生じないで共済契約者の掛金納付月数が三百六十月に達したとき。

第七条第一項中「次項」の下に「又は第三項」を加え、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　事業団は、第一種共済契約の共済契約者に次の各号に掲げる事由が生じたときは、第一種共済契約を解除しなければならない。

一　個人たる小規模企業者としての地位において締結した共済契約に係る共済契約者にあつては、前二号に掲げる事由が生じないで共済金の支給の請求があつたとき。

（第二種共済契約）

第二条の四　第二種共済契約は、共済契約者に次の各号の一に掲げる事由が生じた場合であつて、その者の掛金納付月数が十二月以上のときに、その者（第一号又は第二号に掲げる事由が死亡によるものであるときは、その遺族）に共済金を支給する共済契約とする。

一　事業の廃止（会社等の役員たる小規模企業者としての地位において締結した共済契約に係る共済契約者にあつては、その会社等の解散）があつたとき。

二　会社等の役員たる小規模企業者としての地位において締結した共済契約に係る共済契約者にあつては、前号に掲げる事由が生じないでその会社等の役員でなくなつたとき。

三　六十五歳以上で、その共済契約者の掛金納付月数が二百四十月以上である共済契約者にあつては、前二号に掲げる事由が生じないで共済金の支給の請求があつたとき。

約者がその事業と同一の事業を営む会社を設立するためその事業に係る金銭以外の資産の出資をすることにより事業を廃止したとき。

二　個人たる小規模企業者としての地位において締結した共済契約に係る共済契約者がその配偶者又は子に対し事業の全部を譲り渡したとき。

三　会社等の役員たる小規模企業者としての地位において締結した共済契約に係る共済契約者が第二条の三各号に掲げる事由が生じないでその会社等の役員でなくなつたとき。

第九条第一項を削り、同条第二項中「共済金の額」を「事業団が支給すべき共済金の額」に改め、同項を同条第一項とし、同項の次に次の一項を加え、同条第三項を削る。

2　前項の区分共済金額は、第一種共済契約又は第二種共済契約ごとに、それぞれ次の各号に掲げる金額とする。

一　第一種共済契約　別表第一の上欄に掲げる掛金区分に係る掛金納付月数に応じ、第二条の三第一号に掲げる事由に係るものにあつては同表の中欄に、同条第二号又は第三号に掲げる事由に係るものにあつては同表の下欄に掲げる金額

二　第二種共済契約　別表第二の上欄に掲げる掛金区分に係る掛金納付月数に応じ、第二条の四第一号又は第四号に掲げる事由に係るものにあつては同表の中欄に、同条第二号又は第三号に掲げる事由に係るものにあつては同表の下欄に掲げる金額

第十条第一項中「前条第一項の規定により」を「第二条の三又は第二条の四に規定する」に改める。

第十二条第一項中「ときは」を「場合であつて共済契約者の掛金納付月数が十二月以上のときは」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「解約手当金の額は」の下に、「第七条第二項、第三項第一号又は第四項の規定により共済契約が解除されたとき（第三項第一号の規定により共済契約が解除された場合にあつては、当該共済契約者が同号の会社の役員たる小規模企業者となつたときに限る。）にあつては」を加え、「百分の百」を「百分の百五十」に、「合計額とする」を「合計額とし、第七条第三項の規定により共済契約が解除されたとき（同項第一号の規定により共済契約が解除された場合にあつては、当該共済契約者が同号の会社の役員たる小規模企業者となつたときを除く。）にあつては、掛金区分に応ずる区分解約手当金額（その区分に係る掛金納付月数が十二月未満の掛金区分に応ずるものを除く。）の合計額とする」に改め、同項を同条第三項とし、同条に次の一項を加える。

4　前項の区分解約手当金額は、別表第一の上欄に掲げる掛金区分に係る掛金納付月数に応じ、同表の下欄に掲げる金額に百分の八十を乗じて得た金額（その額がその掛金区分に係る納付に係る掛金の合計額に達しないときは、その合計額）とする。

第十三条中「第九条第一項第一号又は第二号」を「第二条の三第一号若しくは第二号又は第二条の四第一号若しくは第二号」に改め、「再び」の下に「当該共済金に係る共済契約と同一の種類の共済契約の」を加え、同条に後段として次のように加える。

第一種共済契約者の共済契約者に第七条第三項第一号又は第三号に掲げる事由が生じた後一年以内に、その者が解約手当金の支給を請求しないで再び第一種共済契約の共済契約者となり、かつ、その者の申出があつたときも、同様とする。

第十三条に次の一項を加える。

2　個人たる小規模企業者としての地位において締結した共済契約に係る共済契約者（当該共済契約についてこの項の規定により掛金納付月数が通算されたことのある者を除く。）の事業の全部を一人で譲り受け又は相続により承継した者（その共済契約者の配偶者又は子に限る。）であつて、当該共済契約者の共済契約（以下この項及び第十五条において「旧共済契約」という。）に係る共済金等の全部の支給を受ける権利を有するもの（第十五条ただし書の規定により条件付き権利の譲渡しを受けたものを含む。）が、当該譲受け又は相続開始の日から一年以内に、当該共済金等の支給の請求をしないで、個人たる小規模企業者としての地位において当該旧共済契約と同一の種類の共済契約を締結し、かつ、その者の申出があつたときは、当該旧共済契約と新たに締結された共済契約について、同一の掛金区分ごとに、その区分に係る掛金納付月数を通算する。

第十五条ただし書中「国税滞納処分」を「第十三条第二項の規定により通算の申出をしようとする者に対しその申出をすることを条件として当該通算の対象となる旧共済契約に係る共済金等の支給を受ける権利を譲り渡す場合及び国税滞納処分」に改める。

第十七条中「共済契約者に第九条第一項各号」を「第一種共済契約の共済契約者にあつては第二条の三各号に、第二種共済契約の共済契約者にあつては第二条の四各号」に、「同項各号」を「第二条の三各号若しくは第二条の四各号」に改める。

第二章に次の一条を加える。

（届出）

第二十二条の二　第一種共済契約の共済契約者は、第七条第三項各号に掲げる事由が生じたときは、遅滞なく、その旨を事業団に届け出なければならない。

第三十四条を次のように改める。

（役員の欠格条項）

第三十四条　政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

第三十五条中「前条各号の一」を「前条の規定により役員となることができない者」に改める。

第六十二条を第六十三条とし、第六十一条を第六十二条とし、同条の前に次の一条を加える。

第六十一条　第二十二条の二の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五千円以下の罰金に処する。

別表を別表第二とし、同表の前に別表第一として次のように加える。

別表第一

一二月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
一三月	六、五〇〇円	六、五〇〇円
一四月	七、〇〇〇円	七、〇〇〇円
一五月	七、五〇〇円	七、五〇〇円
一六月	八、〇〇〇円	八、〇〇〇円
一七月	八、五〇〇円	八、五〇〇円
一八月	九、〇〇〇円	九、〇〇〇円
一九月	九、五〇〇円	九、五〇〇円
二〇月	一〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円

목차	목○○	목차
목차	목○○	목차
목차	목○○	목차

목차	1	목○○ 가나다라
목차	1	목○○ 가나다라마
목차	1	목○○ 가나다라마바
목차	1	목○○ 가나다라마바사
목차	1	목○○ 가나다라마바사아
목차	1	목○○ 가나다라마바사아자
목차	1	목○○ 가나다라마바사아자차
목차	1	목○○ 가나다라마바사아자차카
목차	1	목○○ 가나다라마바사아자차카타
목차	1	목○○ 가나다라마바사아자차카타파
목차	1	목○○ 가나다라마바사아자차카타파하
목차	1	목○○ 가나다라마바사아자차카타파하가
목차	1	목○○ 가나다라마바사아자차카타파하가나
목차	1	목○○ 가나다라마바사아자차카타파하가나다
목차	1	목○○ 가나다라마바사아자차카타파하가나다라
목차	1	목○○ 가나다라마바사아자차카타파하가나다라마
목차	1	목○○ 가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바
목차	1	목○○ 가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사
목차	1	목○○ 가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아
목차	1	목○○ 가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자
목차	1	목○○ 가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자차
목차	1	목○○ 가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자차카
목차	1	목○○ 가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자차카타
목차	1	목○○ 가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자차카타파
목차	1	목○○ 가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자차카타파하

목차	1	목○○ 가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자차카타파하
목차	1	목○○ 가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자차카타파하가
목차	1	목○○ 가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자차카타파하가나
목차	1	목○○ 가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자차카타파하가나다
목차	1	목○○ 가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자차카타파하가나다라
목차	1	목○○ 가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자차카타파하가나다라마
목차	1	목○○ 가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바
목차	1	목○○ 가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사
목차	1	목○○ 가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아
목차	1	목○○ 가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자
목차	1	목○○ 가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자차
목차	1	목○○ 가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자차카
목차	1	목○○ 가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자차카타
목차	1	목○○ 가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자차카타파
목차	1	목○○ 가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자차카타파하

목차	1	목○○ 가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자차카타파하가나
목차	1	목○○ 가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자차카타파하가나다
목차	1	목○○ 가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자차카타파하가나다라
목차	1	목○○ 가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자차카타파하가나다라마
목차	1	목○○ 가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바
목차	1	목○○ 가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사
목차	1	목○○ 가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아
목차	1	목○○ 가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자
목차	1	목○○ 가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자차
목차	1	목○○ 가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자차카
목차	1	목○○ 가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자차카타
목차	1	목○○ 가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자차카타파
목차	1	목○○ 가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자차카타파하

목차	1	목○○ 가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자차카타파하가나
목차	1	목○○ 가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자차카타파하가나다
목차	1	목○○ 가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자차카타파하가나다라
목차	1	목○○ 가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자차카타파하가나다라마
목차	1	목○○ 가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바
목차	1	목○○ 가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사
목차	1	목○○ 가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아
목차	1	목○○ 가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자
목차	1	목○○ 가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자차
목차	1	목○○ 가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자차카
목차	1	목○○ 가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자차카타
목차	1	목○○ 가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자차카타파
목차	1	목○○ 가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자차카타파하

목차	1	목○○ 가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자차카타파하가나
목차	1	목○○ 가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자차카타파하가나다
목차	1	목○○ 가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자차카타파하가나다라
목차	1	목○○ 가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자차카타파하가나다라마
목차	1	목○○ 가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바
목차	1	목○○ 가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사
목차	1	목○○ 가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아
목차	1	목○○ 가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자
목차	1	목○○ 가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자차
목차	1	목○○ 가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자차카
목차	1	목○○ 가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자차카타
목차	1	목○○ 가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자차카타파
목차	1	목○○ 가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자차카타파하

목차	1	목○○ 가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자차카타파하가나
목차	1	목○○ 가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자차카타파하가나다
목차	1	목○○ 가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자차카타파하가나다라
목차	1	목○○ 가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자차카타파하가나다라마
목차	1	목○○ 가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바
목차	1	목○○ 가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사
목차	1	목○○ 가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아
목차	1	목○○ 가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자
목차	1	목○○ 가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자차
목차	1	목○○ 가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자차카
목차	1	목○○ 가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자차카타
목차	1	목○○ 가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자차카타파
목차	1	목○○ 가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자차카타파하가나다라마바사아자차카타파하

甲〇一一	甲〇一一，二二二	甲〇一一，二二二	甲〇一一，二二二
甲〇一二	甲〇一二，二二二	甲〇一二，二二二	甲〇一二，二二二
甲〇一三	甲〇一三，二二二	甲〇一三，二二二	甲〇一三，二二二
甲〇一四	甲〇一四，二二二	甲〇一四，二二二	甲〇一四，二二二
甲〇一五	甲〇一五，二二二	甲〇一五，二二二	甲〇一五，二二二
甲〇一六	甲〇一六，二二二	甲〇一六，二二二	甲〇一六，二二二
甲〇一七	甲〇一七，二二二	甲〇一七，二二二	甲〇一七，二二二
甲〇一八	甲〇一八，二二二	甲〇一八，二二二	甲〇一八，二二二
甲〇一九	甲〇一九，二二二	甲〇一九，二二二	甲〇一九，二二二
甲〇二〇	甲〇二〇，二二二	甲〇二〇，二二二	甲〇二〇，二二二
甲〇二一	甲〇二一，二二二	甲〇二一，二二二	甲〇二一，二二二
甲〇二二	甲〇二二，二二二	甲〇二二，二二二	甲〇二二，二二二
甲〇二三	甲〇二三，二二二	甲〇二三，二二二	甲〇二三，二二二
甲〇二四	甲〇二四，二二二	甲〇二四，二二二	甲〇二四，二二二
甲〇二五	甲〇二五，二二二	甲〇二五，二二二	甲〇二五，二二二
甲〇二六	甲〇二六，二二二	甲〇二六，二二二	甲〇二六，二二二
甲〇二七	甲〇二七，二二二	甲〇二七，二二二	甲〇二七，二二二
甲〇二八	甲〇二八，二二二	甲〇二八，二二二	甲〇二八，二二二
甲〇二九	甲〇二九，二二二	甲〇二九，二二二	甲〇二九，二二二
甲〇三〇	甲〇三〇，二二二	甲〇三〇，二二二	甲〇三〇，二二二

甲〇一一	甲〇一一，二二二	甲〇一一，二二二	甲〇一一，二二二
甲〇一二	甲〇一二，二二二	甲〇一二，二二二	甲〇一二，二二二
甲〇一三	甲〇一三，二二二	甲〇一三，二二二	甲〇一三，二二二
甲〇一四	甲〇一四，二二二	甲〇一四，二二二	甲〇一四，二二二
甲〇一五	甲〇一五，二二二	甲〇一五，二二二	甲〇一五，二二二
甲〇一六	甲〇一六，二二二	甲〇一六，二二二	甲〇一六，二二二
甲〇一七	甲〇一七，二二二	甲〇一七，二二二	甲〇一七，二二二
甲〇一八	甲〇一八，二二二	甲〇一八，二二二	甲〇一八，二二二
甲〇一九	甲〇一九，二二二	甲〇一九，二二二	甲〇一九，二二二
甲〇二〇	甲〇二〇，二二二	甲〇二〇，二二二	甲〇二〇，二二二
甲〇二一	甲〇二一，二二二	甲〇二一，二二二	甲〇二一，二二二
甲〇二二	甲〇二二，二二二	甲〇二二，二二二	甲〇二二，二二二
甲〇二三	甲〇二三，二二二	甲〇二三，二二二	甲〇二三，二二二
甲〇二四	甲〇二四，二二二	甲〇二四，二二二	甲〇二四，二二二
甲〇二五	甲〇二五，二二二	甲〇二五，二二二	甲〇二五，二二二
甲〇二六	甲〇二六，二二二	甲〇二六，二二二	甲〇二六，二二二
甲〇二七	甲〇二七，二二二	甲〇二七，二二二	甲〇二七，二二二
甲〇二八	甲〇二八，二二二	甲〇二八，二二二	甲〇二八，二二二
甲〇二九	甲〇二九，二二二	甲〇二九，二二二	甲〇二九，二二二
甲〇三〇	甲〇三〇，二二二	甲〇三〇，二二二	甲〇三〇，二二二

甲〇一一	甲〇一一，二二二	甲〇一一，二二二	甲〇一一，二二二
甲〇一二	甲〇一二，二二二	甲〇一二，二二二	甲〇一二，二二二
甲〇一三	甲〇一三，二二二	甲〇一三，二二二	甲〇一三，二二二
甲〇一四	甲〇一四，二二二	甲〇一四，二二二	甲〇一四，二二二
甲〇一五	甲〇一五，二二二	甲〇一五，二二二	甲〇一五，二二二
甲〇一六	甲〇一六，二二二	甲〇一六，二二二	甲〇一六，二二二
甲〇一七	甲〇一七，二二二	甲〇一七，二二二	甲〇一七，二二二
甲〇一八	甲〇一八，二二二	甲〇一八，二二二	甲〇一八，二二二
甲〇一九	甲〇一九，二二二	甲〇一九，二二二	甲〇一九，二二二
甲〇二〇	甲〇二〇，二二二	甲〇二〇，二二二	甲〇二〇，二二二
甲〇二一	甲〇二一，二二二	甲〇二一，二二二	甲〇二一，二二二
甲〇二二	甲〇二二，二二二	甲〇二二，二二二	甲〇二二，二二二
甲〇二三	甲〇二三，二二二	甲〇二三，二二二	甲〇二三，二二二
甲〇二四	甲〇二四，二二二	甲〇二四，二二二	甲〇二四，二二二
甲〇二五	甲〇二五，二二二	甲〇二五，二二二	甲〇二五，二二二
甲〇二六	甲〇二六，二二二	甲〇二六，二二二	甲〇二六，二二二
甲〇二七	甲〇二七，二二二	甲〇二七，二二二	甲〇二七，二二二
甲〇二八	甲〇二八，二二二	甲〇二八，二二二	甲〇二八，二二二
甲〇二九	甲〇二九，二二二	甲〇二九，二二二	甲〇二九，二二二
甲〇三〇	甲〇三〇，二二二	甲〇三〇，二二二	甲〇三〇，二二二

甲〇一一	甲〇一一，二二二	甲〇一一，二二二	甲〇一一，二二二
甲〇一二	甲〇一二，二二二	甲〇一二，二二二	甲〇一二，二二二
甲〇一三	甲〇一三，二二二	甲〇一三，二二二	甲〇一三，二二二
甲〇一四	甲〇一四，二二二	甲〇一四，二二二	甲〇一四，二二二
甲〇一五	甲〇一五，二二二	甲〇一五，二二二	甲〇一五，二二二
甲〇一六	甲〇一六，二二二	甲〇一六，二二二	甲〇一六，二二二
甲〇一七	甲〇一七，二二二	甲〇一七，二二二	甲〇一七，二二二
甲〇一八	甲〇一八，二二二	甲〇一八，二二二	甲〇一八，二二二
甲〇一九	甲〇一九，二二二	甲〇一九，二二二	甲〇一九，二二二
甲〇二〇	甲〇二〇，二二二	甲〇二〇，二二二	甲〇二〇，二二二
甲〇二一	甲〇二一，二二二	甲〇二一，二二二	甲〇二一，二二二
甲〇二二	甲〇二二，二二二	甲〇二二，二二二	甲〇二二，二二二
甲〇二三	甲〇二三，二二二	甲〇二三，二二二	甲〇二三，二二二
甲〇二四	甲〇二四，二二二	甲〇二四，二二二	甲〇二四，二二二
甲〇二五	甲〇二五，二二二	甲〇二五，二二二	甲〇二五，二二二
甲〇二六	甲〇二六，二二二	甲〇二六，二二二	甲〇二六，二二二
甲〇二七	甲〇二七，二二二	甲〇二七，二二二	甲〇二七，二二二
甲〇二八	甲〇二八，二二二	甲〇二八，二二二	甲〇二八，二二二
甲〇二九	甲〇二九，二二二	甲〇二九，二二二	甲〇二九，二二二
甲〇三〇	甲〇三〇，二二二	甲〇三〇，二二二	甲〇三〇，二二二

甲〇一一	甲〇一一，二二二	甲〇一一，二二二	甲〇一一，二二二
甲〇一二	甲〇一二，二二二	甲〇一二，二二二	甲〇一二，二二二
甲〇一三	甲〇一三，二二二	甲〇一三，二二二	甲〇一三，二二二
甲〇一四	甲〇一四，二二二	甲〇一四，二二二	甲〇一四，二二二
甲〇一五	甲〇一五，二二二	甲〇一五，二二二	甲〇一五，二二二
甲〇一六	甲〇一六，二二二	甲〇一六，二二二	甲〇一六，二二二
甲〇一七	甲〇一七，二二二	甲〇一七，二二二	甲〇一七，二二二
甲〇一八	甲〇一八，二二二	甲〇一八，二二二	甲〇一八，二二二
甲〇一九	甲〇一九，二二二	甲〇一九，二二二	甲〇一九，二二二
甲〇二〇	甲〇二〇，二二二	甲〇二〇，二二二	甲〇二〇，二二二
甲〇二一	甲〇二一，二二二	甲〇二一，二二二	甲〇二一，二二二
甲〇二二	甲〇二二，二二二	甲〇二二，二二二	甲〇二二，二二二
甲〇二三	甲〇二三，二二二	甲〇二三，二二二	甲〇二三，二二二
甲〇二四	甲〇二四，二二二	甲〇二四，二二二	甲〇二四，二二二
甲〇二五	甲〇二五，二二二	甲〇二五，二二二	甲〇二五，二二二
甲〇二六	甲〇二六，二二二	甲〇二六，二二二	甲〇二六，二二二
甲〇二七	甲〇二七，二二二	甲〇二七，二二二	甲〇二七，二二二
甲〇二八	甲〇二八，二二二	甲〇二八，二二二	甲〇二八，二二二
甲〇二九	甲〇二九，二二二	甲〇二九，二二二	甲〇二九，二二二
甲〇三〇	甲〇三〇，二二二	甲〇三〇，二二二	甲〇三〇，二二二

甲〇一一	甲〇一一，二二二	甲〇一一，二二二	甲〇一一，二二二
甲〇一二	甲〇一二，二二二	甲〇一二，二二二	甲〇一二，二二二
甲〇一三	甲〇一三，二二二	甲〇一三，二二二	甲〇一三，二二二
甲〇一四	甲〇一四，二二二	甲〇一四，二二二	甲〇一四，二二二
甲〇一五	甲〇一五，二二二	甲〇一五，二二二	甲〇一五，二二二
甲〇一六	甲〇一六，二二二	甲〇一六，二二二	甲〇一六，二二二
甲〇一七	甲〇一七，二二二	甲〇一七，二二二	甲〇一七，二二二
甲〇一八	甲〇一八，二二二	甲〇一八，二二二	甲〇一八，二二二
甲〇一九	甲〇一九，二二二	甲〇一九，二二二	甲〇一九，二二二
甲〇二〇	甲〇二〇，二二二	甲〇二〇，二二二	甲〇二〇，二二二
甲〇二一	甲〇二一，二二二	甲〇二一，二二二	甲〇二一，二二二
甲〇二二	甲〇二二，二二二	甲〇二二，二二二	甲〇二二，二二二
甲〇二三	甲〇二三，二二二	甲〇二三，二二二	甲〇二三，二二二
甲〇二四	甲〇二四，二二二	甲〇二四，二二二	甲〇二四，二二二
甲〇二五	甲〇二五，二二二	甲〇二五，二二二	甲〇二五，二二二
甲〇二六	甲〇二六，二二二	甲〇二六，二二二	甲〇二六，二二二
甲〇二七	甲〇二七，二二二	甲〇二七，二二二	甲〇二七，二二二
甲〇二八	甲〇二八，二二二	甲〇二八，二二二	甲〇二八，二二二
甲〇二九	甲〇二九，二二二	甲〇二九，二二二	甲〇二九，二二二
甲〇三〇	甲〇三〇，二二二	甲〇三〇，二二二	甲〇三〇，二二二

甲〇一一	甲〇一一，二二二	甲〇一一，二二二	甲〇一一，二二二
甲〇一二	甲〇一二，二二二	甲〇一二，二二二	甲〇一二，二二二
甲〇一三	甲〇一三，二二二	甲〇一三，二二二	甲〇一三，二二二
甲〇一四	甲〇一四，二二二	甲〇一四，二二二	甲〇一四，二二二
甲〇一五	甲〇一五，二二二	甲〇一五，二二二	甲〇一五，二二二
甲〇一六	甲〇一六，二二二	甲〇一六，二二二	甲〇一六，二二二
甲〇一七	甲〇一七，二二二	甲〇一七，二二二	甲〇一七，二二二
甲〇一八	甲〇一八，二二二	甲〇一八，二二二	甲〇一八，二二二
甲〇一九	甲〇一九，二二二	甲〇一九，二二二	甲〇一九，二二二
甲〇二〇	甲〇二〇，二二二	甲〇二〇，二二二	甲〇二〇，二二二
甲〇二一	甲〇二一，二二二	甲〇二一，二二二	甲〇二一，二二二
甲〇二二	甲〇二二，二二二	甲〇二二，二二二	甲〇二二，二二二
甲〇二三	甲〇二三，二二二	甲〇二三，二二二	甲〇二三，二二二
甲〇二四	甲〇二四，二二二	甲〇二四，二二二	甲〇二四，二二二
甲〇二五	甲〇二五，二二二	甲〇二五，二二二	甲〇二五，二二二
甲〇二六	甲〇二六，二二二	甲〇二六，二二二	甲〇二六，二二二
甲〇二七	甲〇二七，二二二	甲〇二七，二二二	甲〇二七，二二二
甲〇二八	甲〇二八，二二二	甲〇二八，二二二	甲〇二八，二二二
甲〇二九	甲〇二九，二二二	甲〇二九，二二二	甲〇二九，二二二
甲〇三〇	甲〇三〇，二二二	甲〇三〇，二二二	甲〇三〇，二二二

甲〇一一	甲〇一一，二二二	甲〇一一，二二二	甲〇一一，二二二
甲〇一二	甲〇一二，二二二	甲〇一二，二二二	甲〇一二，二二二
甲〇一三	甲〇一三，二二二	甲〇一三，二二二	甲〇一三，二二二
甲〇一四	甲〇一四，二二二	甲〇一四，二二二	甲〇一四，二二二
甲〇一五	甲〇一五，二二二	甲〇一五，二二二	甲〇一五，二二二
甲〇一六	甲〇一六，二二二	甲〇一六，二二二	甲〇一六，二二二
甲〇一七	甲〇一七，二二二	甲〇一七，二二二	甲〇一七，二二二
甲〇一八	甲〇一八，二二二	甲〇一八，二二二	甲〇一八，二二二
甲〇一九	甲〇一九，二二二	甲〇一九，二二二	甲〇一九，二二二
甲〇二〇	甲〇二〇，二二二	甲〇二〇，二二二	甲〇二〇，二二二
甲〇二一	甲〇二一，二二二	甲〇二一，二二二	甲〇二一，二二二
甲〇二二	甲〇二二，二二二	甲〇二二，二二二	甲〇二二，二二二
甲〇二三	甲〇二三，二二二	甲〇二三，二二二	甲〇二三，二二二
甲〇二四	甲〇二四，二二二	甲〇二四，二二二	甲〇二四，二二二
甲〇二五	甲〇二五，二二二	甲〇二五，二二二	甲〇二五，二二二
甲〇二六	甲〇二六，二二二	甲〇二六，二二二	甲〇二六，二二二
甲〇二七	甲〇二七，二二二	甲〇二七，二二二	甲〇二七，二二二
甲〇二八	甲〇二八，二二二	甲〇二八，二二二	甲〇二八，二二二
甲〇二九	甲〇二九，二二二	甲〇二九，二二二	甲〇二九，二二二
甲〇三〇	甲〇三〇，二二二	甲〇三〇，二二二	甲〇三〇，二二二

甲〇一一	甲〇一一，二二二	甲〇一一，二二二	甲〇一一，二二二
甲〇一二	甲〇一二，二二二	甲〇一二，二二二	甲〇一二，二二二
甲〇一三	甲〇一三，二二二	甲〇一三，二二二	甲〇一三，二二二
甲〇一四	甲〇一四，二二二	甲〇一四，二二二	甲〇一四，二二二
甲〇一五	甲〇一五，二二二	甲〇一五，二二二	甲〇一五，二二二
甲〇一六	甲〇一六，二二二	甲〇一六，二二二	甲〇一六，二二二
甲〇一七	甲〇一七，二二二	甲〇一七，二二二	甲〇一七，二二二
甲〇一八	甲〇一八，二二二	甲〇一八，二二二	甲〇一八，二二二
甲〇一九	甲〇一九，二二二	甲〇一九，二二二	甲〇一九，二二二
甲〇二〇	甲〇二〇，二二二	甲〇二〇，二二二	甲〇二〇，二二二
甲〇二一	甲〇二一，二二二	甲〇二一，二二二	甲〇二一，二二二
甲〇二二	甲〇二二，二二二	甲〇二二，二二二	甲〇二二，二二二
甲〇二三	甲〇二三，二二二	甲〇二三，二二二	甲〇二三，二二二
甲〇二四	甲〇二四，二二二	甲〇二四，二二二	甲〇二四，二二二
甲〇二五	甲〇二五，二二二	甲〇二五，二二二	甲〇二五，二二二
甲〇二六	甲〇二六，二二二	甲〇二六，二二二	甲〇二六，二二二
甲〇二七	甲〇二七，二二二	甲〇二七，二二二	甲〇二七，二二二
甲〇二八	甲〇二八，二二二	甲〇二八，二二二	甲〇二八，二二二
甲〇二九	甲〇二九，二二二	甲〇二九，二二二	甲〇二九，二二二
甲〇三〇	甲〇三〇，二二二	甲〇三〇，二二二	甲〇三〇，二二二

甲〇一一	甲〇一一，二二二	甲〇一一，二二二	甲〇一一，二二二
甲〇一二	甲〇一二，二二二	甲〇一二，二二二	甲〇一二，二二二
甲〇一三	甲〇一三，二二二	甲〇一三，二二二	甲〇一三，二二二
甲〇一四	甲〇一四，二二二	甲〇一四，二二二	甲〇一四，二二二
甲〇一五	甲〇一五，二二二	甲〇一五，二二二	甲〇一五，二二二
甲〇一六	甲〇一六，二二二	甲〇一六，二二二	甲〇一六，二二二
甲〇一七	甲〇一七，二二二	甲〇一七，二二二	甲〇一七，二二二
甲〇一八	甲〇一八，二二二	甲〇一八，二二二	甲〇一八，二二二
甲〇一九	甲〇一九，二二二	甲〇一九，二二二	甲〇一九，二二二
甲〇二〇	甲〇二〇，二二二	甲〇二〇，二二二	甲〇二〇，二二二
甲〇二一	甲〇二一，二二二	甲〇二一，二二二	甲〇二一，二二二
甲〇二二	甲〇二二，二二二	甲〇二二，二二二	甲〇二二，二二二
甲〇二三	甲〇二三，二二二	甲〇二三，二二二	甲〇二三，二二二
甲〇二四	甲〇二四，二二二	甲〇二四，二二二	甲〇二四，二二二
甲〇二五	甲〇二五，二二二	甲〇二五，二二二	甲〇二五，二二二
甲〇二六	甲〇二六，二二二	甲〇二六，二二二	甲〇二六，二二二
甲〇二七	甲〇二七，二二二	甲〇二七，二二二	甲〇二七，二二二
甲〇二八	甲〇二八，二二二	甲〇二八，二二二	甲〇二八，二二二
甲〇二九	甲〇二九，二二二	甲〇二九，二二二	甲〇二九，二二二
甲〇三〇	甲〇三〇，二二二	甲〇三〇，二二二	甲〇三〇，二二二

甲〇一一	甲〇一一，二二二	甲〇一一，二二二	甲〇一一，二二二
甲〇一二	甲〇一二，二二二	甲〇一二，二二二	甲〇一二，二二二
甲〇一三	甲〇一三，二二二	甲〇一三，二二二	甲〇一三，二二二
甲〇一四	甲〇一四，二二二	甲〇一四，二二二	甲〇一四，二二二
甲〇一五	甲〇一五，二二二	甲〇一五，二二二	甲〇一五，二二二
甲〇一六	甲〇一六，二二二	甲〇一六，二二二	甲〇一六，二二二
甲〇一七	甲〇一七，二二二	甲〇一七，二二二	甲〇一七，二二二
甲〇一八	甲〇一八，二二二	甲〇一八，二二二	甲〇一八，二二二
甲〇一九	甲〇一九，二二二	甲〇一九，二二二	甲〇一九，二二二
甲〇二〇	甲〇二〇，二二二	甲〇二〇，二二二	甲〇二〇，二二二
甲〇二一	甲〇二一，二二二	甲〇二一，二二二	甲〇二一，二二二
甲〇二二	甲〇二二，二二二	甲〇二二，二二二	甲〇二二，二二二
甲〇二三	甲〇二三，二二二	甲〇二三，二二二	甲〇二三，二二二
甲〇二四	甲〇二四，二二二	甲〇二四，二二二	甲〇二四，二二二
甲〇二五	甲〇二五，二二二	甲〇二五，二二二	甲〇二五，二二二
甲〇二六	甲〇二六，二二二	甲〇二六，二二二	甲〇二六，二二二
甲〇二七	甲〇二七，二二二	甲〇二七，二二二	甲〇二七，二二二
甲〇二八	甲〇二八，二二二	甲〇二八，二二二	甲〇二八，二二二
甲〇二九	甲〇二九，二二二	甲〇二九，二二二	甲〇二九，二二二
甲〇三〇	甲〇三〇，二二二	甲〇三〇，二二二	甲〇三〇，二二二

甲〇一一	甲〇一一，二二二	甲〇一一，二二二	甲〇一一，二二二
甲〇一二	甲〇一二，二二二	甲〇一二，二二二	甲〇一二，二二二
甲〇一三	甲〇一三，二二二	甲〇一三，二二二	甲〇一三，二二二
甲〇一四	甲〇一四，二二二	甲〇一四，二二二	甲〇一四，二二二
甲〇一五	甲〇一五，二二二	甲〇一五，二二二	甲〇一五，二二二
甲〇一六	甲〇一六，二二二	甲〇一六，二二二	甲〇一六，二二二
甲〇一七	甲〇一七，二二二	甲〇一七，二二二	甲〇一七，二二二
甲〇一八	甲〇一八，二二二	甲〇一八，二二二	甲〇一八，二二二
甲〇一九	甲〇一九，二二二	甲〇一九，二二二	甲〇一九，二二二
甲〇二〇	甲〇二〇，二二二	甲〇二〇，二二二	甲〇二〇，二二二
甲〇二一	甲〇二一，二二二	甲〇二一，二二二	甲〇二一，二二二
甲〇二二	甲〇二二，二二二	甲〇二二，二二二	甲〇二二，二二二
甲〇二三	甲〇二三，二二二	甲〇二三，二二二	甲〇二三，二二二
甲〇二四	甲〇二四，二二二	甲〇二四，二二二	甲〇二四，二二二
甲〇二五	甲〇二五，二二二	甲〇二五，二二二	甲〇二五，二二二
甲〇二六	甲〇二六，二二二	甲〇二六，二二二	甲〇二六，二二二
甲〇二七	甲〇二七，二二二	甲〇二七，二二二	甲〇二七，二二二
甲〇二八	甲〇二八，二二二	甲〇二八，二二二	甲〇二八，二二二
甲〇二九	甲〇二九，二二二	甲〇二九，二二二	甲〇二九，二二二
甲〇三〇	甲〇三〇，二二二	甲〇三〇，二二二	甲〇三〇，二二二

甲〇一一	甲〇一一，二二二	甲〇一一，二二二	甲〇一一，二二二
甲〇一二	甲〇一二，二二二	甲〇一二，二二二	甲〇一二，二二二
甲〇一三	甲〇一三，二二二	甲〇一三，二二二	甲〇一三，二二二
甲〇一四	甲〇一四，二二二	甲〇一四，二二二	甲〇一四，二二二
甲〇一五	甲〇一五，二二二	甲〇一五，二二二	甲〇一五，二二二
甲〇一六	甲〇一六，二二二	甲〇一六，二二二	甲〇一六，二二二
甲〇一七	甲〇一七，二二二	甲〇一七，二二二	甲〇一七，二二二
甲〇一八	甲〇一八，二二二	甲〇一八，二二二	甲〇一八，二二二
甲〇一九	甲〇一九，二二二	甲〇一九，二二二	甲〇一九，二二二
甲〇二〇	甲〇二〇，二二二	甲〇二〇，二二二	甲〇二〇，二二二
甲〇二一	甲〇二一，二二二	甲〇二一，二二二	甲〇二一，二二二
甲〇二二	甲〇二二，二二二	甲〇二二，二二二	甲〇二二，二二二
甲〇二三	甲〇二三，二二二	甲〇二三，二二二	甲〇二三，二二二
甲〇二四	甲〇二四，二二二	甲〇二四，二二二	甲〇二四，二二二
甲〇二五	甲〇二五，二二二	甲〇二五，二二二	甲〇二五，二二二
甲〇二六	甲〇二六，二二二	甲〇二六，二二二	甲〇二六，二二二
甲〇二七	甲〇二七，二二二	甲〇二七，二二二	甲〇二七，二二二
甲〇二八	甲〇二八，二二二	甲〇二八，二二二	甲〇二八，二二二
甲〇二九	甲〇二九，二二二	甲〇二九，二二二	甲〇二九，二二二
甲〇三〇	甲〇三〇，二二二	甲〇三〇，二二二	甲〇三〇，二二二

甲〇一一	甲〇一一，二二二	甲〇一一，二二二	甲〇一一，二二二
甲〇一二	甲〇一二，二二二	甲〇一二，二二二	甲〇一二，二二二
甲〇一三	甲〇一三，二二二	甲〇一三，二二二	甲〇一三，二二二
甲〇一四	甲〇一四，二二二	甲〇一四，二二二	甲〇一四，二二二
甲〇一五	甲〇一五，二二二	甲〇一五，二二二	甲〇一五，二二二
甲〇一六	甲〇一六，二二二	甲〇一六，二二二	甲〇一六，二二二
甲〇一七	甲〇一七，二二二	甲〇一七，二二二	甲〇一七，二二二
甲〇一八	甲〇一八，二二二	甲〇一八，二二二	甲〇一八，二二二
甲〇一九	甲〇一九，二二二	甲〇一九，二二二	甲〇一九，二二二
甲〇二〇	甲〇二〇，二二二	甲〇二〇，二二二	甲〇二〇，二二二
甲〇二一	甲〇二一，二二二	甲〇二一，二二二	甲〇二一，二二二
甲〇二二	甲〇二二，二二二	甲〇二二，二二二	甲〇二二，二二二
甲〇二三	甲〇二三，二二二	甲〇二三，二二二	甲〇二三，二二二
甲〇二四	甲〇二四，二二二	甲〇二四，二二二	甲〇二四，二二二
甲〇二五	甲〇二五，二二二	甲〇二五，二二二	甲〇二五，二二二
甲〇二六	甲〇二六，二二二	甲〇二六，二二二	甲〇二六，二二二
甲〇二七	甲〇二七，二二二	甲〇二七，二二二	甲〇二七，二二二
甲〇二八	甲〇二八，二二二	甲〇二八，二二二	甲〇二八，二二二
甲〇二九	甲〇二九，二二二	甲〇二九，二二二	甲〇二九，二二二
甲〇三〇	甲〇三〇，二二二	甲〇三〇，二二二	甲〇三〇，二二二

甲三三三	甲〇六六	乙五五
甲三三四	甲〇六七	乙五六
甲三三五	甲〇六八	乙五七
甲三三六	甲〇六九	乙五八
甲三三七	甲〇七〇	乙五九
甲三三八	甲〇七一	乙六〇
甲三三九	甲〇七二	乙六一
甲三四〇	甲〇七三	乙六二
甲三四一	甲〇七四	乙六三
甲三四二	甲〇七五	乙六四
甲三四三	甲〇七六	乙六五
甲三四四	甲〇七七	乙六六
甲三四五	甲〇七八	乙六七
甲三四六	甲〇七九	乙六八
甲三四七	甲〇八〇	乙六九
甲三四八	甲〇八一	乙七〇
甲三四九	甲〇八二	乙七一
甲三五〇	甲〇八三	乙七二
甲三五一	甲〇八四	乙七三
甲三五二	甲〇八五	乙七四
甲三五三	甲〇八六	乙七五
甲三五四	甲〇八七	乙七六
甲三五五	甲〇八八	乙七七
甲三五六	甲〇八九	乙七八
甲三五七	甲〇九〇	乙七九
甲三五八	甲〇九一	乙八〇
甲三五九	甲〇九二	乙八一
甲三六〇	甲〇九三	乙八二
甲三六一	甲〇九四	乙八三
甲三六二	甲〇九五	乙八四
甲三六三	甲〇九六	乙八五
甲三六四	甲〇九七	乙八六
甲三六五	甲〇九八	乙八七
甲三六六	甲〇九九	乙八八
甲三六七	甲一〇〇	乙八九
甲三六八	甲一〇一	乙九〇
甲三六九	甲一〇二	乙九一
甲三七〇	甲一〇三	乙九二
甲三七一	甲一〇四	乙九三
甲三七二	甲一〇五	乙九四
甲三七三	甲一〇六	乙九五
甲三七四	甲一〇七	乙九六
甲三七五	甲一〇八	乙九七
甲三七六	甲一〇九	乙九八
甲三七七	甲一一〇	乙九九
甲三七八	甲一一一	乙一〇〇
甲三七九	甲一一二	乙一〇一
甲三八〇	甲一一三	乙一〇二
甲三八一	甲一一四	乙一〇三
甲三八二	甲一一五	乙一〇四
甲三八三	甲一一六	乙一〇五
甲三八四	甲一一七	乙一〇六
甲三八五	甲一一八	乙一〇七
甲三八六	甲一一九	乙一〇八
甲三八七	甲一二〇	乙一〇九
甲三八八	甲一二一	乙一一〇
甲三八九	甲一二二	乙一一一
甲三九〇	甲一二三	乙一一二
甲三九一	甲一二四	乙一一三
甲三九二	甲一二五	乙一一四
甲三九三	甲一二六	乙一一五
甲三九四	甲一二七	乙一一六
甲三九五	甲一二八	乙一一七
甲三九六	甲一二九	乙一一八
甲三九七	甲一三〇	乙一一九
甲三九八	甲一三一	乙一二〇
甲三九九	甲一三二	乙一二一
甲四〇〇	甲一三三	乙一二二
甲四〇一	甲一三四	乙一二三
甲四〇二	甲一三五	乙一二四
甲四〇三	甲一三六	乙一二五
甲四〇四	甲一三七	乙一二六
甲四〇五	甲一三八	乙一二七
甲四〇六	甲一三九	乙一二八
甲四〇七	甲一四〇	乙一二九
甲四〇八	甲一四一	乙一三〇
甲四〇九	甲一四二	乙一三一
甲四一〇	甲一四三	乙一三二
甲四一一	甲一四四	乙一三三
甲四一二	甲一四五	乙一三四
甲四一三	甲一四六	乙一三五
甲四一四	甲一四七	乙一三六
甲四一五	甲一四八	乙一三七
甲四一六	甲一四九	乙一三八
甲四一七	甲一五〇	乙一三九
甲四一八	甲一五一	乙一四〇
甲四一九	甲一五二	乙一四一
甲四二〇	甲一五三	乙一四二
甲四二一	甲一五四	乙一四三
甲四二二	甲一五五	乙一四四
甲四二三	甲一五六	乙一四五
甲四二四	甲一五七	乙一四六
甲四二五	甲一五八	乙一四七
甲四二六	甲一五九	乙一四八
甲四二七	甲一六〇	乙一四九
甲四二八	甲一六一	乙一五〇
甲四二九	甲一六二	乙一五一
甲四三〇	甲一六三	乙一五二
甲四三一	甲一六四	乙一五三
甲四三二	甲一六五	乙一五四
甲四三三	甲一六六	乙一五五
甲四三四	甲一六七	乙一五六
甲四三五	甲一六八	乙一五七
甲四三六	甲一六九	乙一五八
甲四三七	甲一七〇	乙一五九
甲四三八	甲一七一	乙一六〇
甲四三九	甲一七二	乙一六一
甲四四〇	甲一七三	乙一六二
甲四四一	甲一七四	乙一六三
甲四四二	甲一七五	乙一六四
甲四四三	甲一七六	乙一六五
甲四四四	甲一七七	乙一六六
甲四四五	甲一七八	乙一六七
甲四四六	甲一七九	乙一六八
甲四四七	甲一八〇	乙一六九
甲四四八	甲一八一	乙一七〇
甲四四九	甲一八二	乙一七一
甲四五〇	甲一八三	乙一七二
甲四五一	甲一八四	乙一七三
甲四五二	甲一八五	乙一七四
甲四五三	甲一八六	乙一七五
甲四五四	甲一八七	乙一七六
甲四五五	甲一八八	乙一七七
甲四五六	甲一八九	乙一七八
甲四五七	甲一九〇	乙一七九
甲四五八	甲一九一	乙一八〇
甲四五九	甲一九二	乙一八一
甲四六〇	甲一九三	乙一八二
甲四六一	甲一九四	乙一八三
甲四六二	甲一九五	乙一八四
甲四六三	甲一九六	乙一八五
甲四六四	甲一九七	乙一八六
甲四六五	甲一九八	乙一八七
甲四六六	甲一九九	乙一八八
甲四六七	甲二〇〇	乙一八九
甲四六八	甲二〇一	乙一九〇
甲四六九	甲二〇二	乙一九一
甲四七〇	甲二〇三	乙一九二
甲四七一	甲二〇四	乙一九三
甲四七二	甲二〇五	乙一九四
甲四七三	甲二〇六	乙一九五
甲四七四	甲二〇七	乙一九六
甲四七五	甲二〇八	乙一九七
甲四七六	甲二〇九	乙一九八
甲四七七	甲二一〇	乙一九九
甲四七八	甲二一一	乙二〇〇
甲四七九	甲二一二	乙二〇一
甲四八〇	甲二一三	乙二〇二
甲四八一	甲二一四	乙二〇三
甲四八二	甲二一五	乙二〇四
甲四八三	甲二一六	乙二〇五
甲四八四	甲二一七	乙二〇六
甲四八五	甲二一八	乙二〇七
甲四八六	甲二一九	乙二〇八
甲四八七	甲二二〇	乙二〇九
甲四八八	甲二二一	乙二一〇
甲四八九	甲二二二	乙二一一
甲四九〇	甲二二三	乙二一二
甲四九一	甲二二四	乙二一三
甲四九二	甲二二五	乙二一四
甲四九三	甲二二六	乙二一五
甲四九四	甲二二七	乙二一六
甲四九五	甲二二八	乙二一七
甲四九六	甲二二九	乙二一八
甲四九七	甲二三〇	乙二一九
甲四九八	甲二三一	乙二二〇
甲四九九	甲二三二	乙二二一
甲五〇〇	甲二三三	乙二二二
甲五〇一	甲二三四	乙二二三
甲五〇二	甲二三五	乙二二四
甲五〇三	甲二三六	乙二二五
甲五〇四	甲二三七	乙二二六
甲五〇五	甲二三八	乙二二七
甲五〇六	甲二三九	乙二二八
甲五〇七	甲二四〇	乙二二九
甲五〇八	甲二四一	乙二三〇
甲五〇九	甲二四二	乙二三一
甲五一〇	甲二四三	乙二三二
甲五一一	甲二四四	乙二三三
甲五一二	甲二四五	乙二三四
甲五一三	甲二四六	乙二三五
甲五一四	甲二四七	乙二三六
甲五一五	甲二四八	乙二三七
甲五一六	甲二四九	乙二三八
甲五一七	甲二五〇	乙二三九
甲五一八	甲二五一	乙二四〇
甲五一九	甲二五二	乙二四一
甲五二〇	甲二五三	乙二四二
甲五二一	甲二五四	乙二四三
甲五二二	甲二五五	乙二四四
甲五二三	甲二五六	乙二四五
甲五二四	甲二五七	乙二四六
甲五二五	甲二五八	乙二四七
甲五二六	甲二五九	乙二四八
甲五二七	甲二六〇	乙二四九
甲五二八	甲二六一	乙二五〇
甲五二九	甲二六二	乙二五一
甲五三〇	甲二六三	乙二五二
甲五三一	甲二六四	乙二五三
甲五三二	甲二六五	乙二五四
甲五三三	甲二六六	乙二五五
甲五三四	甲二六七	乙二五六
甲五三五	甲二六八	乙二五七
甲五三六	甲二六九	乙二五八
甲五三七	甲二七〇	乙二五九
甲五三八	甲二七一	乙二六〇
甲五三九	甲二七二	乙二六一
甲五四〇	甲二七三	乙二六二
甲五四一	甲二七四	乙二六三
甲五四二	甲二七五	乙二六四
甲五四三	甲二七六	乙二六五
甲五四四	甲二七七	乙二六六
甲五四五	甲二七八	乙二六七
甲五四六	甲二七九	乙二六八
甲五四七	甲二八〇	乙二六九
甲五四八	甲二八一	乙二七〇
甲五四九	甲二八二	乙二七一
甲五五〇	甲二八三	乙二七二
甲五五一	甲二八四	乙二七三
甲五五二	甲二八五	乙二七四
甲五五三	甲二八六	乙二七五
甲五五四	甲二八七	乙二七六
甲五五五	甲二八八	乙二七七
甲五五六	甲二八九	乙二七八
甲五五七	甲二九〇	乙二七九
甲五五八	甲二九一	乙二八〇
甲五五九	甲二九二	乙二八一
甲五六〇	甲二九三	乙二八二
甲五六一	甲二九四	乙二八三
甲五六二	甲二九五	乙二八四
甲五六三	甲二九六	乙二八五
甲五六四	甲二九七	乙二八六
甲五六五	甲二九八	乙二八七
甲五六六	甲二九九	乙二八八
甲五六七	甲三〇〇	乙二八九
甲五六八	甲三〇一	乙二九〇
甲五六九	甲三〇二	乙二九一
甲五七〇	甲三〇三	乙二九二
甲五七一	甲三〇四	乙二九三
甲五七二	甲三〇五	乙二九四
甲五七三	甲三〇六	乙二九五
甲五七四	甲三〇七	乙二九六
甲五七五	甲三〇八	乙二九七
甲五七六	甲三〇九	乙二九八
甲五七七	甲三一〇	乙二九九
甲五七八	甲三一一	乙三〇〇
甲五七九	甲三一二	乙三〇一
甲五八〇	甲三一三	乙三〇二
甲五八一	甲三一四	乙三〇三
甲五八二	甲三一五	乙三〇四
甲五八三	甲三一六	乙三〇五
甲五八四	甲三一七	乙三〇六
甲五八五	甲三一八	乙三〇七
甲五八六	甲三一九	乙三〇八
甲五八七	甲三二〇	乙三〇九
甲五八八	甲三二一	乙三一〇
甲五八九	甲三二二	乙三一一
甲五九〇	甲三二三	乙三一二
甲五九一	甲三二四	乙三一三
甲五九二	甲三二五	乙三一四
甲五九三	甲三二六	乙三一五
甲五九四	甲三二七	乙三一六
甲五九五	甲三二八	乙三一七
甲五九六	甲三二九	乙三一八
甲五九七	甲三三〇	乙三一九
甲五九八	甲三三一	乙三二〇
甲五九九	甲三三二	乙三二一
甲六〇〇	甲三三三	乙三二二
甲六〇一	甲三三四	乙三二三
甲六〇二	甲三三五	乙三二四
甲六〇三	甲三三六	乙三二五
甲六〇四	甲三三七	乙三二六
甲六〇五	甲三三八	乙三二七
甲六〇六	甲三三九	乙三二八
甲六〇七	甲三四〇	乙三二九
甲六〇八	甲三四一	乙三三〇
甲六〇九	甲三四二	乙三三一
甲六一〇	甲三四三	乙三三二
甲六一一	甲三四四	乙三三三
甲六一二	甲三四五	乙三三四
甲六一三	甲三四六	乙三三五
甲六一四	甲三四七	乙三三六
甲六一五	甲三四八	乙三三七
甲六一六	甲三四九	乙三三八
甲六一七	甲三五〇	乙三三九
甲六一八	甲三五一	乙三四〇
甲六一九	甲三五二	乙三四一
甲六二〇	甲三五三	乙三四二
甲六二一	甲三五四	乙三四三
甲六二二	甲三五五	乙三四四
甲六二三	甲三五六	乙三四五
甲六二四	甲三五七	乙三四六
甲六二五	甲三五八	乙三四七
甲六二六	甲三五九	乙三四八
甲六二七	甲三六〇	乙三四九
甲六二八	甲三六一	乙三五〇
甲六二九	甲三六二	乙三五一
甲六三〇	甲三六三	乙三五二
甲六三一	甲三六四	乙三五三
甲六三二	甲三六五	乙三五四
甲六三三	甲三六六	乙三五五
甲六三四	甲三六七	乙三五六
甲六三五	甲三六八	乙三五七
甲六三六	甲三六九	乙三五八
甲六三七	甲三七〇	乙三五九
甲六三八	甲三七一	乙三六〇
甲六三九	甲三七二	乙三六一
甲六四〇	甲三七三	乙三六二
甲六四一	甲三七四	乙三六三
甲六四二	甲三七五	乙三六四
甲六四三	甲三七六	乙三六五
甲六四四	甲三七七	乙三六六
甲六四五	甲三七八	乙三六七
甲六四六	甲三七九	乙三六八
甲六四七	甲三八〇	乙三六九
甲六四八	甲三八一	乙三七〇
甲六四九	甲三八二	乙三七一
甲六五〇	甲三八三	乙三七二
甲六五一	甲三八四	乙三七三
甲六五二	甲三八五	乙三七四
甲六五三	甲三八六	乙三七五
甲六五四	甲三八七	乙三七六
甲六五五	甲三八八	乙三七七
甲六五六	甲三八九	乙三七八
甲六五七	甲三九〇	乙三七九
甲六五八	甲三九一	乙三八〇
甲六五九	甲三九二	乙三八一
甲六六〇	甲三九三	乙三八二
甲六六一	甲三九四	乙三八三
甲六六二	甲三九五	乙三八四
甲六六三	甲三九六	乙三八五
甲六六四	甲三九七	乙三八六
甲六六五	甲三九八	乙三八七
甲六六六	甲三九九	乙三八八
甲六六七	甲四〇〇	乙三八九
甲六六八	甲四〇一	乙三九〇
甲六六九	甲四〇二	乙三九一
甲六七〇	甲四〇三	乙三九二
甲六七一	甲四〇四	乙三九三
甲六七二	甲四〇五	乙三九四
甲六七三	甲四〇六	乙三九五
甲六七四	甲四〇七	乙三九六
甲六七五	甲四〇八	乙三九七
甲六七六	甲四〇九	乙三九八
甲六七七	甲四一〇	乙三九九
甲六七八	甲四一一	乙四〇〇
甲六七九	甲四一二	乙四〇一
甲六八〇	甲四一三	乙四〇二
甲六八一	甲四一四	乙四〇三
甲六八二	甲四一五	乙四〇四
甲六八三	甲四一六	乙四〇五
甲六八四	甲四一七	乙四〇六
甲六八五	甲四一八	乙四〇七
甲六八六	甲四一九	乙四〇八
甲六八七	甲四二〇	乙四〇九
甲六八八	甲四二一	乙四一〇
甲六八九	甲四二二	乙四一一
甲六九〇	甲四二三	乙四一二
甲六九一	甲四二四	乙四一三
甲六九二	甲四二五	乙四一四
甲六九三	甲四二六	乙四一五
甲六九四	甲四二七	乙四一六
甲六九五	甲四二八	乙四一七
甲六九六	甲四二九	乙四一八
甲六九七	甲四三〇	乙四一九
甲六九八	甲四三一	乙四二〇
甲六九九	甲四三二	乙四二一
甲七〇〇	甲四三三	乙四二二
甲七〇一	甲四三四	乙四二三
甲七〇二	甲四三五	乙四二四
甲七〇三	甲四三六	乙四二五
甲七〇四	甲四三七	乙四二六
甲七〇五	甲四三八	乙四二七
甲七〇六	甲四三九	乙四二八
甲七〇七	甲四四〇	乙四二九
甲七〇八	甲四四一	乙四三〇
甲七〇九	甲四四二	乙四三一
甲七一〇	甲四四三	乙四三二
甲七一一	甲四四四	乙四三三
甲七一二	甲四四五	乙四三四
甲七一三	甲四四六	乙四三五
甲七一四	甲四四七	乙四三六
甲七一五	甲四四八	乙四三七
甲七一六	甲四四九	乙四三八
甲七一七	甲四五〇	乙四三九
甲七一八	甲四五一	乙四四〇
甲七一九	甲四五二	乙四四一
甲七二〇	甲四五三	乙四四二
甲七二一	甲四五四	乙四四三
甲七二二	甲四五五	乙四四四
甲七二三	甲四五六	乙四四五
甲七二四	甲四五七	乙四四六
甲七二五	甲四五八	乙四四七
甲七二六	甲四五九	乙四四八
甲七二七	甲四六〇	乙四四九
甲七二八	甲四六一	乙四五〇
甲七二九	甲四六二	乙四五一
甲七三〇	甲四六三	乙四五二
甲七三一	甲四六四	乙四五三
甲七三二	甲四六五	乙四五四
甲七三三	甲四六六	乙四五五
甲七三四	甲四六七	乙四五六
甲七三五	甲四六八	乙四五七
甲七三六	甲四六九	乙四五八
甲七三七	甲四七〇	乙四五九
甲七三八	甲四七一	乙四六〇
甲七三九	甲四七二	乙四六一
甲七四〇	甲四七三	乙四六二
甲七四一	甲四七四	乙四六三
甲七四二	甲四七五	乙四六四
甲七四三	甲四七六	乙四六五
甲七四四	甲四七七	乙四六六
甲七四五	甲四七八	乙四六七
甲七四六	甲四七九	乙四六八
甲七四七	甲四八〇	乙四六九
甲七四八	甲四八一	乙四七〇
甲七四九	甲四八二	乙四七一
甲七五〇	甲四八三	乙四七二
甲七五一	甲四八四	乙四七三
甲七五二	甲四八五	乙四七四
甲七五三	甲四八六	乙四七五
甲七五四	甲四八七	乙四七六
甲七五五	甲四八八	乙四七七
甲七五六	甲四八九	乙四七八
甲七五七	甲四九〇	乙四七九
甲七五八	甲四九一	乙四八〇
甲七五九	甲四九二	乙四八一
甲七六〇	甲四九三	乙四八二
甲七六一	甲四九四	乙四八三
甲七六二	甲四九五	乙四八四
甲七六三	甲四九六	乙四八五
甲七六四	甲四九七	乙四八六
甲七六五	甲四九八	乙四八七
甲七六六	甲四九九	乙四八八
甲七六七	甲五〇〇	乙四八九
甲七六八	甲五〇一	乙四九〇
甲七六九	甲五〇二	乙四九一
甲七七〇	甲五〇三	乙四九二
甲七七一	甲五〇四	乙四九三
甲七七二	甲五〇五	乙四九四
甲七七三	甲五〇六	乙四九五
甲七七四	甲五〇七	乙四九六
甲七七五	甲五〇八	乙四九七
甲七七六	甲五〇九	乙四九八
甲七七七	甲五一〇	乙四九九
甲七七八	甲五一一	乙五〇〇
甲七七九	甲五一二	乙五〇一
甲七八〇	甲五一三	乙五〇二
甲七八一	甲五一四	乙五〇三
甲七八二	甲五一五	乙五〇四
甲七八三	甲五一六	乙五〇五
甲七八四	甲五一七	乙五〇六
甲七八五	甲五一八	乙五〇七
甲七八六	甲五一九	乙五〇八
甲七八七	甲五二〇	乙五〇九
甲七八八	甲五二一	乙五一〇
甲七八九	甲五二二	乙五一一
甲七九〇	甲五二三	乙五一二
甲七九一	甲五二四	乙五一三
甲七九二	甲五二五	乙五一四
甲七九三	甲五二六	乙五一五
甲七九四	甲五二七	乙五一六
甲七九五	甲五二八	乙五一七
甲七九六	甲五二九	乙五一八
甲七九七	甲五三〇	乙五一九
甲七九八	甲五三一	乙五二〇
甲七九九	甲五三二	乙五二一
甲八〇〇	甲五三三	乙五二二
甲八〇一	甲五三四	乙五二三
甲八〇二	甲五三五	乙五二四
甲八〇三	甲五三六	乙五二五
甲八〇四	甲五三七	乙五二六
甲八〇五	甲五三八	乙五二七
甲八〇六	甲五三九	乙五二八
甲八〇七	甲五四〇	乙五二九
甲八〇八	甲五四一	乙五三〇
甲八〇九	甲五四二	乙五三一
甲八一〇	甲五四三	乙五三二
甲八一一	甲五四四	乙五三三
甲八一二	甲五四五	乙五三四
甲八一三	甲五四六	乙五三五
甲八一四	甲五四七	乙五三六
甲八一五	甲五四八	乙五三七
甲八一六	甲五四九	乙五三八
甲八一七	甲五五〇	乙五三九
甲八一八	甲五五一	乙五四〇
甲八一九	甲五五二	乙五四一
甲八二〇	甲五五三	乙五四二
甲八二一	甲五五四	乙五四三
甲八二二	甲五五五	乙五四四
甲八二三	甲五五六	乙五四五
甲八二四	甲五五七	乙五四六
甲八二五	甲五五八	乙五四七
甲八二六	甲五五九	乙五四八
甲八二七	甲五六〇	乙五四九
甲八二八	甲五六一	乙五五〇
甲八二九	甲五六二	乙五五一
甲八三〇	甲五六三	乙五五二
甲八三一	甲五六四	乙五五三
甲八三二	甲五六五	乙五五四
甲八三三	甲五六六	乙五五五
甲八三四	甲五六七	乙五五六
甲八三五	甲五六八	乙五五七
甲八三六	甲五六九	乙五五八
甲八三七	甲五七〇	乙五五九
甲八三八	甲五七一	乙五六〇
甲八三九	甲五七二	乙五六一
甲八四〇	甲五七三	乙五六二
甲八四一	甲五七四	乙五六三
甲八四二	甲五七五	乙五六四
甲八四三	甲五七六	乙五六五
甲八四四	甲五七七	乙五六六
甲八四五	甲五七八	乙五六七
甲八四六	甲五七九	乙五六八
甲八四七	甲五八〇	乙五六九
甲八四八	甲五八一	乙五七〇
甲八四九	甲五八二	乙五七一
甲八五〇	甲五八三	乙五七二
甲八五一	甲五八四	乙五七三
甲八五二	甲五八五	乙五七四
甲八五三	甲五八六	乙五七五
甲八五四	甲五八七	乙五七六
甲八五五	甲五八八	乙五七七
甲八五六	甲五八九	乙五七八
甲八五七	甲五九〇	乙五七九
甲八五八	甲五九一	乙五八〇
甲八五九	甲五九二	乙五八一
甲八六〇	甲五九三	乙五八二
甲八六一	甲五九四	乙五八三
甲八六二	甲五九五	乙五八四
甲八六三	甲五九六	乙五八五
甲八六四	甲五九七	乙五八六
甲八六五	甲五九八	乙五八七
甲八六六	甲五九九	乙五八八
甲八六七	甲六〇〇	乙五八九
甲八六八	甲六〇一	乙五九〇
甲八六九	甲六〇二	乙五九一
甲八七〇	甲六〇三	乙五九二
甲八七一	甲六〇四	乙五九三
甲八七二	甲六〇五	乙五九四
甲八七三	甲六〇六	乙五九五
甲八七四	甲六〇七	乙五九六
甲八七五	甲六〇八	乙五九七
甲八七六	甲六〇九	乙五九八
甲八七七	甲六一〇	乙五九九
甲八七八	甲六一一	乙六〇〇
甲八七九	甲六一二	乙六〇一
甲八八〇	甲六一三	乙六〇二
甲八八一	甲六一四	乙六〇三
甲八八二	甲六一五	乙六〇四
甲八八三	甲六一六	乙六〇五
甲八八四	甲六一七	乙六〇六
甲八八五	甲六一八	乙六〇七
甲八八六	甲六一九	乙六〇八
甲八八七	甲六二〇	乙六〇九
甲八八八	甲六二一	乙六一〇
甲八八九	甲六二二	乙六一一
甲八九〇	甲六二三	乙六一二
甲八九一	甲六二四	乙六一三
甲八九二	甲六二五	乙六一四
甲八九三	甲六二六	乙六一五
甲八九四	甲六二七	乙六一六
甲八九五	甲六二八	乙六一七
甲八九六	甲六二九	乙六一八
甲八九七	甲六三〇	乙六一九
甲八九八	甲六三一	乙六二〇
甲八九九	甲六三二	乙六二一
甲九〇〇	甲六三三	乙六二二
甲九〇一	甲六三四	乙六二三
甲九〇二	甲六三五	乙六二四
甲九〇三	甲六三六	乙六二五
甲九〇四	甲六三七	乙六二六
甲九〇五	甲六三八	乙六二七
甲九〇六	甲六三九	乙六二八
甲九〇七	甲六四〇	乙六二九
甲九〇八	甲六四一	乙六三〇
甲九〇九	甲六四二	乙六三一
甲九一〇	甲六四三	乙六三二
甲九一一	甲六四四	乙六三三
甲九一二	甲六四五	乙六三四
甲九一三	甲六四六	乙六三五
甲九一四	甲六四七	乙六三六
甲九一五	甲六四八	乙六三七
甲九一六	甲六四九	乙六三八
甲九一七	甲六五〇	乙六三九
甲九一八	甲六五一	乙六四〇
甲九一九	甲六五二	乙六四一
甲九二〇	甲六五三	乙六四二
甲九二一	甲六五四	乙六四三
甲九二二	甲六五五	乙六四四
甲九二三	甲六五六	乙六四五
甲九二四	甲六五七	乙六四六
甲九二五	甲六五八	乙六四七
甲九二六	甲六五九	乙六四八
甲九二七	甲六六〇	乙六四九
甲九二八	甲六六一	乙六五〇
甲九二九	甲六六二	乙六五一
甲九三〇	甲六六三	乙六五二
甲九三一	甲六六四	乙六五三
甲九三二	甲六六五	乙六五四
甲九三三

三二三月	四九八、〇三〇円	三九六、七三〇円
三二四月	五〇一、一八〇円	三九九、一三〇円
三二五月	五〇四、五三〇円	四〇一、六七〇円
三二六月	五〇七、八九〇円	四〇四、一二〇円
三二七月	五一一、二三〇円	四〇六、七六〇円
三二八月	五一四、五九〇円	四〇九、三〇〇円
三二九月	五一七、九四〇円	四一一、八四〇円
三三〇月	五二一、三〇〇円	四一四、三九〇円
三三一月	五二四、六五〇円	四一六、九三〇円
三三二月	五二八、〇一〇円	四一九、四七〇円
三三三月	五三一、三六〇円	四二二、〇二〇円
三三四月	五三四、七二〇円	四二四、五六〇円
三三五月	五三八、〇六〇円	四二七、一〇〇円
三三六月	五四一、四二〇円	四二九、六五〇円
三三七月	五四四、九九〇円	四三二、三四〇円
三三八月	五四八、五七〇円	四三五、〇四〇円
三三九月	五五二、一四〇円	四三七、七四〇円
三四〇月	五五五、七二〇円	四四〇、六四〇円
三四一月	五五九、二九〇円	四四三、一四〇円

三四二月	五六二、八七〇円	四四五、八三〇円
三四三月	五六六、四四〇円	四四八、五三〇円
三四四月	五七〇、〇二〇円	四五一、二三〇円
三四五月	五七三、五九〇円	四五三、九三〇円
三四六月	五七七、一七〇円	四五六、六三〇円
三四七月	五八〇、七四〇円	四五九、三三〇円
三四八月	五八四、三二〇円	四六二、〇二〇円
三四九月	五八八、一三〇円	四六四、八九〇円
三五〇月	五九一、九四〇円	四六七、七五〇円
三五一月	五九五、七六〇円	四七〇、六一〇円
三五二月	五九九、五六〇円	四七三、四七〇円
三五三月	六〇三、三八〇円	四七六、三四〇円
三五四月	六〇七、一八〇円	四七九、二〇〇円
三五五月	六一〇、九九〇円	四八二、〇六〇円
三五六月	六一四、八一〇円	四八四、九三〇円
三五七月	六一八、六一〇円	四八七、七九〇円
三五八月	六二二、四三〇円	四九〇、六五〇円
三五九月	六二六、二四〇円	四九三、五一〇円
三六〇月	六三〇、〇五〇円	四九八、二六〇円

三六一月	六三二、六〇〇円	五〇三、〇一〇円
三六二月	六三五、一五〇円	五〇七、七六〇円
三六三月	六三七、七〇〇円	五一二、五一〇円
三六四月	六四〇、二五〇円	五一七、二六〇円
三六五月	六四二、八〇〇円	五二二、〇一〇円
三六六月	六四五、三五〇円	五二六、七六〇円
三六七月	六四七、九〇〇円	五三二、五一〇円
三六八月	六五〇、四五〇円	五三六、二六〇円
三六九月	六五三、〇〇〇円	五四一、〇一〇円
三七〇月	六五五、五五〇円	五四五、七六〇円
三七一月	六五八、一〇〇円	五五〇、五一〇円
三七二月	六六〇、六五〇円	五五五、二六〇円
三七三月	六六三、二〇〇円	五六〇、〇一〇円
三七四月	六六五、七五〇円	五六四、七六〇円
三七五月	六六八、三〇〇円	五六九、五一〇円
三七六月	六七〇、八五〇円	五七四、二六〇円
三七七月	六七三、四〇〇円	五七九、〇一〇円
三七八月	六七五、九五〇円	五八三、七六〇円
三七九月	六七八、五〇〇円	五八八、五一〇円

三八〇月	六八一、〇五〇円	五九三、二六〇円
三八一月	六八三、六〇〇円	五九八、〇一〇円
三八二月	六八六、一六〇円	六〇二、七六〇円
三八三月	六八八、七二〇円	六〇七、五一〇円
三八四月	六九一、二八〇円	六一二、二六〇円
三八五月	六九三、八四〇円	六一七、〇一〇円
三八六月	六九六、四〇〇円	六二二、七六〇円
三八七月	六九八、九六〇円	六二六、五一〇円
三八八月	七〇一、五二〇円	六三一、二六〇円
三八九月	七〇四、〇八〇円	六三六、〇一〇円
三九〇月	七〇六、六四〇円	六四〇、七六〇円
三九一月	七〇九、二〇〇円	六四五、五一〇円
三九二月	七一一、七六〇円	六五〇、二六〇円
三九三月	七一四、三二〇円	六五五、〇一〇円
三九四月	七一六、八八〇円	六五九、七六〇円
三九五月	七一九、四四〇円	六六四、五一〇円
三九六月	七二二、〇〇〇円	六六九、二六〇円
三九七月	七二四、五六〇円	六七四、〇一〇円
三九八月	七二七、一二〇円	六七八、七六〇円

| | | |

四七五月	一、〇八二、五五〇円	一、〇八二、五五〇円
四七六月	一、〇八八、七八〇円	一、〇八八、七八〇円
四七七月	一、〇九五、〇一〇円	一、〇九五、〇一〇円
四七八月	一、一〇一、二四〇円	一、一〇一、二四〇円
四七九月	一、一〇七、四七〇円	一、一〇七、四七〇円
四八〇月	一、一一三、七〇〇円	一、一一三、七〇〇円
四八〇月をこえる月数	一、一二三、七〇〇円に、四八〇月をこえる一月につき、六二三〇円を加算した金額	一、一二三、七〇〇円に、四八〇月をこえる一月につき、六二三〇円を加算した金額

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律による改正前の小規模企業共済法（以下「旧法」という。）の定めるところにより締結された共済契約であつて、この法律の施行前に旧法第七条第二項若しくは第三項の規定により解除されたもの又はその共済契約者に旧法第九条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事由が生じたものに係る解約手当金又は共済金の支給については、なお従前の例による。

2　この法律の施行の際現に旧法の定めるところにより締結されている共済契約（以下「旧共済契約」という。）は、この法律の施行の日において、この法律による改正後の小規模企業共済法（以下「新法」という。）第二条の四に規定する第二種共済契約となるものとする。

3　旧共済契約の共済契約者は、この法律の施行後九十日以内に申し出て、当該共済契約を新法第二条の三に規定する第一種共済契約に変更することができる。この場合において、当該変更は、その申出の日に効力を生ずる。

4　第一項に規定する共済契約であつてその共済契約者に旧法第九条第一項第一号又は第二号に掲げる事由が生じたものに係る共済契約者についての新法第十三条第一項前段の規定の適用については、同項中「第二条の四第二号若しくは第二号」とあるのは「小規模企業共済法の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第九十一号）による改正前の小規模企業共済法第九条第一項第一号又は第二号」と、「再び当該共済金に係る共済契約と同一の種類の共済契約」とあるのは「第二種共済契約」とする。

（通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第九十二号（昭四二・七・二八）

◎炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法

（目的）

第一条　この法律は、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関し、一酸化炭素中毒症にかかつた労働者に対して特別の保護措置を講ずること等により、労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　炭鉱災害　石炭鉱業を行なう事業場におけるガス又は炭じんの爆発その他労働省令で定める災害をいう。

二　一酸化炭素中毒症　一酸化炭素による中毒及びその続発症をいう。

三　使用者　労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十条に規定する使用者をいう。

四　労働者　労働基準法第九条に規定する労働者をいう。

（使用者及び労働者の義務）

第三条　使用者及び労働者は、労働基準法及び鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）の規定によるほか、炭鉱災害により一酸化炭素が発生した場合における一酸化炭素中毒症の防止について適切な措置を講ずるように努めなければならない。

（差別的取扱いの禁止）

第四条　使用者は、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症にかかつた労働者の労働条件について、その者が当該一酸化炭素中毒症にかかつた者であることを理由として一切の差別的取扱いをしてはならない。

（健康診断）

第五条　使用者は、炭鉱災害により一酸化炭素が発生した際業務上の必要によりその発生に係る場所において、又はその直後業務上の必要により当該場所に立ち入つた労働者（以下「被災労働者」という。）に対し、遅滞なく、労働省令で定めるところにより、専門の医師による一酸化炭素中毒症に関する健康診断を行なわなければならない。

2　使用者（被災労働者を当該炭鉱災害が起つた時から引き続き使用する使用者に限る。以下第七条までにおいて同じ。）は、当該被災労働者（当該炭鉱災害による一酸化炭素中毒症について現に労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による療養補償給付若しくは長期傷病補償給付又は労働基準法の規定による療養補償を受けている被災労働者及び第九条に規定する被災労働者を除く。）に対し、当該炭鉱災害が起つた日から起算して二年を経過するまでの間（当該炭鉱災害による一酸化炭素中毒症にかかつたと認められた被災労働者については、当該一酸化炭素中毒症がなおつたと認められた日から起算して二年を経過するまでの間）、労働省令で定めるところにより、定期に、専門の医師による一酸化炭素中毒症に関する健康診断を行なわなければならない。

3　被災労働者は、正当な理由がある場合を除き、前二項の規定により使用者が行なう健康診断を受けなければならない。ただし、使用者が指定した医師の行なう健康診断を受けることを希望しない場合において、他の専門の医師の行なう前二項の規定による健康診断に相当する健康診断を受け、その結果を証明する書面その他労働省令で定める物件を使用者に提出したときは、この限りでない。

4　使用者は、労働省令で定めるところにより、第一項及び第二項の規定による健康診断並びに前項ただし書に規定する健康診断に関する記録を作成し、これを五年間保存しなければならない。

5　使用者は、第一項又は第二項の規定により健康診断を行なつた場合においては、その限度において、労働基準法第五十二条第一項の規定による健康診断を行なわなくてもよい。被災労働者が第三項ただし書に規定する健康診断を受けた場合においても、同様とする。

（作業の転換等の措置）

第六条　使用者は、前条第一項若しくは第二項の規定による健康診断又は同条第三項ただし書に規定する健康診断の結果に基づき、被災労働者に関し、危害防止又は健康保持のため必要があるときは、当該被災労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮その他の適切な措置を講じなければならない。第九条に規定する被災労働者に関し、危害防止又は健康保持のため必要があるときも、同様とする。

（福利厚生施設の供与）

第七条　使用者は、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症にかかつた被災労働者であつて労働者災害補償保険法の規定による長期傷病補償給付を受けるに至つたものが、その受けるに至つた時において、住宅その他の福利厚生に関する施設であつて労働省令で定めるもの（以下「福利厚生施設」という。）の供与を引き続き受けることを希望したときは、労働省令で定める期間、当該福利厚生施設を供与しなければならない。

2　使用者は、前項の規定による福利厚生施設の供与については、当該被災労働者が使用されていた事業場に使用される労働者に対する福利厚生施設の供与との均衡を失わないようにしなければならない。

（介護料の支給）

第八条　政府は、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症について労働者災害補償保険法の規定による療養補償給付又は長期傷病補償給付を受けている被災労働者であつて、常時介護を必要とするものに対し、労働省令で定めるところにより、介護料を支給する。

2　介護料は、介護に要する費用を考慮して労働大臣が定める金額とする。

（診察等の措置）

第九条　政府は、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症について労働者災害補償保険法の規定による療養補償給付又は長期傷病補償給付を受けている被災労働者であつて、当該一酸化炭素中毒症がなおつたものに対し、必要があると認めるときは、労働省令で定めるところにより、診察その他労働省令で定める措置を行なう。

（労働者災害補償保険法との関係）

第十条　第八条第一項の規定による介護料の支給及び前条の規定による診察等の措置は、労働者災害補償保険法第二十三条第一項の保険施設とする。

2　第八条第一項の規定による介護料の支給及び前条の規定による診察等の措置に要する費用の額は、労働者災害補償保険法第二十七条の規定の適用については、同条に規定する保険給付の額とみなす。

（リハビリテーション施設の整備）

第十一条　政府は、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症にかかつた被災労働者のためのリハビリテーション施設の整備に努めなければならない。

（労働基準監督署長及び労働基準監督官）

第十二条　労働基準監督署長及び労働基準監督官は、労働省令で定めるところにより、この法律の施行に関する事務をつかさどる。

（労働基準監督官の権限）

第十三条　労働基準監督官は、この法律の規定を実施するために必要な限度において、事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問をすることができる。

2　前項の規定により立入検査をする労働基準監督官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第十四条　労働基準監督官は、この法律の規定に違反する罪について、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定による司法警察員の職務を行なう。

（報告）

第十五条　都道府県労働基準局長及び労働基準監督署長は、この法律の規定を実施するために必要な限度において、労働省令で定めるところにより、使用者及び労働者に対し、労働省令で定める事項の報告を命ずることができる。

（罰則）

第十六条　次の各号のいずれかに該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

一　第五条第一項、第二項又は第四項の規定に違反した者

二　第十三条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

三　前条の規定による報告を命ぜられて報告をせず、又は虚偽の報告をした者

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（労働省設置法の一部改正）

2　労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条中第三十二号の九を第三十二号の十とし、第三十二号の八の次に次の一号を加える。

三十二の九　炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和四十二年法律第九十二号）に基づいて、使用者又は労働者に必要な事項についての報告を求めること。

第八条の二第六号中「（労働基準監督官の権限の行使に関する部分を除く。）」の下に「並びに炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（同法第四条の規定による差別的取扱いの禁止、第七条の規定による福利厚生施設の供与、第八条第一項の規定による介護料の支給、第九条の規定による診察等の措置及び第十一条の規定によるリハビリテーション施設の整備に関する部分並びに労働基準監督官の権限の行使に関する部分を除く。）」を加える。

第十三条第一項の表中央労働基準審議会の項中「並びに労働災害防止団体等に関する法律に基づきその権限に属する事項」を、「労働災害防止団体等に関する法律に基づきその権限に属する事項並びに炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法の施行に関する重要事項」に改める。

第十五条第一項及び第十七条第一項中「及び労働災害防止団体等に関する法律（これに基づく命令を一部を次のように改正する。

第四条中第三十二号の九を第三十二号の十とし、

含む。）」を「労働災害防止団体等に関する法律（これに基づく命令を含む。）及び炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（これに基づく命令を含む。）」に改める。

（法務・労働・内閣総理大臣署名）

法律第九十三号（昭四二・七・二八）

◎果樹保険臨時措置法

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　農業共済組合連合会の果樹保険事業（第三条―第十七条）
第三章　政府の再保険事業（第十八条―第二十二条）
第四章　総則（第二十三条―第二十六条）
第五章　罰則（第二十七条）
附則

第一章　総則

（趣旨）

第一条　この法律は、農業者がその営む果樹農業につき災害によつて受けることのある損失を適切に補てんする制度の確立に資するため、試験的に農業共済組合連合会が果樹保険事業を行なうことができることとするとともに、当該果樹保険事業による保険責任についての政府の再保険その他必要な措置を定めるものとする。

（定義）

第二条　この法律において「指定果樹」とは、主要な種類の果樹として政令で定めるものをいう。

第二章　農業共済組合連合会の果樹保険事業

（果樹保険事業の実施）

第三条　農業共済組合連合会は、農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十一条の規定による保険事業及び同法第百三十二条の二第一項の規定による共済事業のほか、農林大臣の認可を受けて、この法律の規定による果樹保険事業を行なうことができる。

2　農業共済組合連合会は、前項の認可を受けようとするときは、農林省令で定めるところにより、次に掲げる事項を内容とする果樹保険事業計画（以下「事業計画」という。）を定め、これを申請書に添えて、都道府県知事を経由して農林大臣に提出しなければならない。

一　果樹保険に係る指定果樹の種類
二　果樹保険の種類
三　果樹保険の実施地域及び事業規模
四　保険契約の締結の要件、保険金額の制限及び保険金の削減に関する事項
五　政府との再保険契約の締結に関する事項

3　農業共済組合連合会は、第一項の認可の申請をするには、あらかじめ、その事業計画につき、総会の議決を経なければならない。

4　第一項の認可は、全国を通ずる指定果樹に係る生産事情及び災害の発生状況に照らしこの法律の規定による果樹保険事業が第一条に規定する制度の確立に資することとなるように効率的に行なわれることを旨としてしなければならない。

（事業計画の遵守）

第四条　前条第一項の認可を受けた農業共済組合連合会（以下「指定連合会」という。）は、その事業計画に従つて果樹保険事業を行なわなければならない。

（事業計画の変更）

第五条　指定連合会は、その事業計画を変更しようとするときは、その変更につき、農林大臣の認可を受けなければならない。

2　第三条第二項から第四項までの規定は、前項の認可について準用する。

（認可の取消し）

第六条　農林大臣は、指定連合会が果樹保険事業に係る業務又は会計につき法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反したときは、第三条第一項の認可を取り消すことができる。

（果樹保険の種類及び内容）

第七条　果樹保険は、収穫保険及び樹体保険とする。

2　収穫保険においては、指定連合会は、被保険者の栽培する指定果樹につき、果実の減収又は品質の低下によつて生じた損害であつて風水害、干害、寒害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、病害（農林大臣の指定するものに限る。）、鳥獣害又は火災（次項において「指定災害」と総称する。）によるものについて、被保険者に保険金を支払うものとする。

3　樹体保険においては、指定連合会は、被保険者の栽培する指定果樹（当該指定果樹の支持物で農林省令で定めるものを含む。）につき、その枯死、流失若しくは滅失又はこれらに準ずるものとして農林省令で定める事由によつて生じた損害であつて指定災害によるものについて、被保険者に保険金を支払うものとする。

（被保険者の資格）

第八条　果樹保険の被保険者たる資格を有する者は、指定連合会の果樹保険の実施地域内において指定果樹を栽培している農業者であつて、当該指定連合会の定款で定めるものとする。

（保険契約の成立及び保険料の支払）

第九条　果樹保険の保険契約は、収穫保険にあつては指定果樹の種類（農林大臣が指定連合会を指定して特定の種類の指定果樹につき特定の品種に限定し又は品種に応じて区分を定めたときは、その指定連合会のその種類の指定果樹についての果樹保険にあつては、その限定した品種又はその定めた区分。以下この項並びに次条及び第十二条において「指定果樹の種類等」という。）ごと及び果実の年産ごと、樹体保険にあつては指定果樹の種類等ごとに、被保険者たる資格を有する者が指定連合会の定款で定めるところにより申込みをし、指定連合会がこれを承諾することによつて成立する。

2　指定連合会と果樹保険の保険契約を締結した者は、指定連合会の定款で定めるところにより、指定連合会に保険料を支払わなければならない。

（保険期間）

第十条　収穫保険の保険期間は、指定果樹の種類等ごとに、花芽の形成期から果実の収穫期までの期間（農林大臣が指定果樹の種類等のうち特定の種類又は品種の指定果樹につきこれと異なる期間を定めたときの定款で定めるものとする。

は、その種類又は品種の指定果樹にあつては、その農林大臣の定めた期間）を基準として、指定連合会が定款で定める期間とする。

2　樹体保険の保険期間は、一年間とする。

（保険金額）

第十一条　収穫保険の保険金額は、政令で定めるところにより、果実の単位当たり価額に基準収穫量を乗じて得た金額（以下「基準収穫金額」という。）をこえない範囲内において、保険契約で定める金額とする。

2　前項の果実の単位当たり価額及び基準収穫量は、農林大臣が定める準則に従い、果実の単位当たり価額にあつては過去一定年間における当該都道府県産の当該果実の平均価格として農林大臣が定める価格を基礎とし、基準収穫量にあつては過去一定年間における当該被保険者の当該果実の収穫量を基礎として、指定連合会が定める。

3　樹体保険の保険金額は、政令で定めるところにより、保険価額をこえない範囲内において、保険契約で定める金額とする。

4　前項の保険価額は、農林大臣が定める準則に従い、保険期間の開始時における当該被保険者の栽培する当該指定果樹（当該指定果樹に係る第七条第三項の農林省令で定める支持物を含む。）の価額として、指定連合会が定める。

（純保険料率）

第十二条　果樹保険の純保険料率は、各指定連合会につきその行なう果樹保険の種類ごと及び指定果樹の種類等ごとに農林大臣が定める基準保険料率を下らない範囲内において、指定連合会が定款で定める割合とする。

2　指定連合会は、前項の規定にかかわらず、指定果樹の種類等ごとに、果樹保険の実施地域を二以上の地域に分けて、その地域ごとに純保険料率を定めることができる。この場合には、その地域ごとの純保険料率は、その地域ごとの保険金額の合計額の見込額を基礎とするその算術平均が同項の基準保険料率を下らないように定款で定めるものとする。

（保険金）

第十三条　収穫保険の保険金は、保険契約ごとに、第七条第二項に規定する損害（指定連合会がてん補する損害の総額が基準収穫金額に政令で定める割合を乗じて得た金額をこえる場合に支払うものとし、その金額は、保険金額にその損害額の総額の基準収穫金額に対する割合に応じて政令で定める割合を乗じて得た金額とする。

2　樹体保険の保険金は、保険契約ごとに、第七条第三項に規定する損害（指定連合会がてん補する責めを負わないものを除く。次項において同じ。）に係る損害額の総額に保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た金額とする。

3　樹体保険の保険金については、保険契約ごとに、第七条第三項に規定する損害に係る損害額の総額が農林省令で定める金額に満たない場合には、指定連合会は、その支払の責めを負わない。

（事務の委託）

第十四条　指定連合会は、その行なう果樹保険に係る事務のうち、保険契約の申込みの受理、果実の生産数量の調査その他農林省令で定める事項に係るものを農業共済組合、農業災害補償法第八十五条の六第一項の共済事業を行なう市町村、農業協同組合又は農業協同組合連合会に委託することができる。

2　農業共済組合は、農業災害補償法第八十三条各号に掲げる共済事業のほか、前項の規定による委託を受けて同項に規定する事務を行なうことができる。

3　農業協同組合及び農業協同組合連合会は、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条の規定にかかわらず、第一項の規定による委託を受けて同項に規定する事務を行なうことができる。

（経理の区分）

第十五条　指定連合会は、農業災害補償法第百三十条の規定によるほか、果樹保険事業については、他の事業と区分して経理しなければならない。

（資料の提供に関する協力）

第十六条　指定連合会は、果樹保険の保険金額の決定又は支払うべき果樹保険の保険金に係る損害額の認定に関し必要があるときは、被保険者又は被保険者となる者が直接又は間接の構成員となつている農業協同組合その他の団体でこれらの者からその生産した果実の加工若しくは販売の委託を受け又は当該果実の売渡しを受けたものに対し、当該委託又は売渡しに係る果実の数量又は品質に関する資料の提供につき、その協力を求めることができる。

（農業災害補償法及び商法の準用等）

第十七条　農業災害補償法第四十七条、第九十一条、第九十二条、第九十三条第二項、第三項及び第五項、第九十四条から第九十八条の二まで、第九十九条（同条第一項第四号、第六号及び第七号を除く。）、第百条並びに第百一条並びに商法（明治三十二年法律第四十八号）第六百四十条から第六百四十五条まで、第六百四十九条、第六百六十二条及び第六百六十三条の規定は、果樹保険について準用する。

2　この法律の規定による果樹保険事業は、農業災害補償法第三十条第一項の規定の適用については、同項第五号の二に規定する保険事業でないものとする。

3　指定連合会がこの法律の規定による果樹保険事業を行なう場合における農業災害補償法第百四十二条の五第二項の規定の適用については、同項中「又は保険事業」とあるのは、「若しくは保険事業又は果樹保険臨時措置法（昭和四十二年法律第九十三号）の規定による果樹保険事業」とする。

第三章　政府の再保険事業

（再保険契約の締結）

第十八条　政府は、指定連合会を相手方として、指定果樹の種類その他の政令で定める区分（以下「再保険区分」という。）ごとに、当該指定連合会の保険契約（政令で定めるものを除く。）によつて被保険者に対して負う保険責任を一体として、これにつき再保険契約を締結することができる。

（再保険金額）

第十九条　政府の再保険金額は、再保険区分ごと及び指定連合会ごとに、その保険金額の合計額のうちその合計額に果樹保険の保険責任に係る危険の態様を勘案して農林大臣の定める率を乗じて得た金額をこえる部分の金額を算出し、これにさらに政令で定める割合を乗じて得た金額とする。

（再保険料）

第二十条　政府の再保険料の金額は、再保険区分ごと及び指定連合会ごとに、その純保険料の合計額のうち、政府の再保険責任に係る危険に対応するものとして農林大臣の定めるところにより算定される部分の金額とする。

（再保険金）

第二十一条　政府の再保険金は、再保険区分ごと及び指定連合会ごとに、その支払うべき保険金の合計額がその保険金額の合計額に第十九条の農林大臣の定める率を乗じて得た金額をこえる場合に支払うものとし、その金額は、当該保険金の合計額のうちそのこえる部分の金額に同条の政令で定める割合を乗じて得た金額とする。

（農業災害補償法及び商法の準用）

第二十二条　農業災害補償法第百三十八条から第百四十条まで並びに商法第六百四十二条から第六百四十五条まで、第六百六十二条及び第六百六十三条の規定は、果樹保険に係る政府の再保険について準用する。

第四章　雑則

（国の助成）

第二十三条　国は、毎会計年度予算の範囲内において、政令で定めるところにより、指定連合会が果樹保険事業を行なうのに要する事務費を補助するものとする。

2　国は、前項の規定による補助のほか、指定連合会の果樹保険事業の実施を円滑にするため、毎会計年度予算の範囲内において、政令で定めるところにより、果樹保険の保険契約者に対し、交付金を交付することができる。

3　前項の交付金に相当する金額は、毎会計年度予算で定めるところにより、一般会計から農業共済再保険特別会計に繰り入れる。

4　第二項の交付金で政令で定めるものは、保険契約者に交付するのに代えて、当該保険契約者が指定連合会に支払うべき保険料の一部に充てるため当該指定連合会に交付し、又は指定連合会が政府に支払うべき果樹保険に係る再保険料の全部若しくは一部に充てて農業共済再保険特別会計の再保険料収入に計上することができる。

（農業共済基金からの資金の貸付け）

第二十四条　農業共済基金は、農業共済基金法（昭和二十七年法律第二百二号）第三十三条の規定にかかわらず、指定連合会に対し、当該指定連合会が果樹保険の保険金の支払に関して必要とする資金を貸し付けることができる。

2　農業共済基金から貸付けを受けた前項に規定する資金は、同項に規定する保険金の支払以外の目的に使用してはならない。

3　農業共済基金法第三十六条第二項の規定は、前項の規定に違反して資金を他の目的に使用した場合に準用する。

（報告の徴収）

第二十五条　農林大臣は、この法律の施行の状況を明らかにするため必要があると認めるときは、指定連合会から報告を徴収することができる。

（印紙税の非課税）

第二十六条　果樹保険に関する文書のうち、次に掲げるものには、印紙税を課さない。

一　保険証券

二　第十四条第一項の規定による委託に関する契約書

三　第二十四条第一項の規定により指定連合会が農業共済基金から資金の貸付けを受ける場合において作成される消費貸借に関する契約書

第五章　罰則

（罰則）

第二十七条　次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした指定連合会の役員は、一万円以下の過料に処する。

一　第十五条の規定に違反したとき。

二　第十七条第一項において準用する農業災害補償法第九十一条、第百条又は第百一条の規定に違反したとき。

附　則

1　この法律は、昭和四十三年四月一日から施行する。

2　この法律は、施行の日から起算して五年をこえない範囲内において別に法律で定める日にその効力を失う。

3　この法律の失効に伴い必要な経過規定は、別に法律で定める。

4　農業共済再保険特別会計法（昭和十九年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の次に次の六条を加える。

第二十三条　果樹保険臨時措置法（昭和四十二年法律第九十三号）ニ依ル果樹保険ニ係ル再保険事業ノ経理ハ第一条ノ規定ニ拘ラズ之ヲ本会計ニ於テ行フモノトシ其ノ歳入ヲ以テ其ノ歳出ニ充ツ

第二十四条　本会計ニ前条ノ再保険事業ノ経理ヲ明確ニスル為第二条ニ規定スル各勘定ノ外臨時果樹勘定ヲ設ク

第二十五条　再保険金支払基金勘定ニ於テハ第二条ノ二第一項ノ規定ニ依ルモノノ外臨時果樹勘定ヨリノ受入金及其ノ運用ニ伴ヒ生ズル利子収入ヲ以テ其ノ歳入トシ同勘定ヘノ繰入金ヲ以テ其ノ歳出トス

第二条ノ二第一項ニ規定スル一般会計ヨリノ受入金ハ同条第二項ノ規定ニ依ルモノノ外予算ノ定ムル所ニ依リ果樹保険ニ関スル異常災害ノ発生ニ伴フ臨時果樹勘定ニ於ケル再保険金ノ支払財源ノ不足ニ充ツル為ノ財源トシテ之ヲ繰入ルルモノトス

第二条ノ二第三項ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依ル臨時果樹勘定ヘノ繰入金ニ付之ヲ準用ス

第二十六条　臨時果樹勘定ニ於テハ果樹保険ニ関スル再保険事業経営上ノ再保険料、一般会計及再保険金支払基金勘定ヨリノ受入金、積立金ヨリ生ズル収入、借入金並ニ附属雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ同事業経営上ノ再保険金、果樹保険臨時措置法第二十三条第二項ノ交付金、再保険料ノ還付金、借入金ノ償還金及利子、一時借入金ノ利子其ノ他ノ諸費ヲ以テ其ノ歳出トス

第二十七条　業務勘定ニ於テハ第五条ノ規定ニ依ルモノノ外果樹保険ニ関スル再保険事業ノ業務取扱ニ関スル諸費ニ充ツル為ノ一般会計ヨリノ受入金及同事業ノ業務取扱ニ関シ生ズル収入ヲ以テ其ノ歳入トシ同事業ノ業務取扱ニ関スル諸費ヲ以テ其ノ歳出トス

第二十八条　第六条第二項及第四項、第六条ノ二第一項、第八条乃至第十条並ニ第十二条ノ規定ハ臨時果樹勘定ニ付之ヲ準用ス

（法務・大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第九十四号（昭四二・七・二八）

◎放送法の一部を改正する法律

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項ただし書を次のように改める。

ただし、放送の受信を目的としない受信設備又はラジオ放送（音声その他の音響を送る放送であつて、テレビジョン放送に該当しないものをいう。）に限り受信することのできる受信設備のみを設置した者については、この限りでない。

附　則

1　この法律は、昭和四十三年四月一日から施行する。

2　この法律の施行の際現に日本放送協会が改正前の第三十二条第一項の規定により改正後の同項ただし書に規定する者と締結している契約は、この法律の施行の日に、将来に向かつて解除されるものとする。

（郵政・内閣総理大臣署名）

法律第九十五号（昭四二・七・二九）

◎児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の一部を改正する法律

（児童扶養手当法の一部改正）

第一条　児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第五条中「千四百円」を「千七百円」に、「二千百円」を「二千四百円」に改める。

第九条中「二十四万円」を「二十六万円」に、「四万円」を「六万円」に改める。

第十条第一号中「四十九万円」を「五十七万円」に改め、同条第二号中「四十九万円」を「五十七万円」に、「所得税法第七十七条第一項」を「所得税法第八十三条第一項」に改め、同条第三号中「四十九万円」を「五十七万円」に、「所得税法第七十七条第一項」を「所得税法第八十三条第一項」に、「所得税法第七十七条第一項」を「所得税法第八十四条第一項」に改め、同条第三号中「四十九万円」を「五十七万円」に、「所得税法第七十七条第一項」を「所得税法第八十三条第一項」に、「所得税法第七十七条第一項」を「所得税法第八十四条第一項」に改める。

第十一条第二項第一号中「二十四万円」を「二十六万円」に、「四万円」を「六万円」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中児童扶養手当法第五条の改正規定及び第二条中特別児童扶養手当法第五条の改正規定は、昭和四十三年一月一日から施行する。

（児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この法律による改正後の児童扶養手当法第五条の規定は、昭和四十三年一月以降の月分の児童扶養手当について適用し、昭和四十二年十二月以前の月分の児童扶養手当については、なお従前の例による。

2　この法律による改正後の児童扶養手当法第九条、第十条（同法第十一条の規定を適用する場合及び同法第十二条第二項第二号において例による場合を含む。）及び第十二条第二項の規定は、昭和四十一年以降の年の所得による支給の制限及び児童扶養手当に相当する金額の返還について適用し、昭和四十年以前の年の所得による支給の制限及び児童扶養手当に相当する金額の返還については、なお従前の例による。

3　前項の場合において、当該所得が昭和四十一年の所得であるときは、この法律による改正後の児童扶養手当法第十条（同法第十一条の規定を適用する場合及び同法第十二条第二号において例による場合を含む。）中「所得税法第八十三条第一項」とあるのは「所得税法の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第二十号）による改正前の所得税法第七十七条第一項」と、「所得税法第八十四条第一項」とあるのは「所得税法第八十三条第一項」と、「所得税法第八十三条第一項」とあるのは「所得税法第八十四条第一項」と、それぞれ読み替えるものとする。

（特別児童扶養手当法の一部改正）

第二条　特別児童扶養手当法（昭和三十九年法律第百三十四号）の一部を次のように改正する。

第五条中「千四百円」を「千七百円」に、「二十四万円」を「二十六万円」に、「四万円」を「六万円」に改める。

第七条中「二十四万円」を「二十六万円」に、「四万円」を「六万円」に改める。

第九条第一号中「四十九万円」を「五十七万円」に改め、同条第二号中「四十九万円」を「五十七万円」に、「所得税法第七十七条第一項」を「所得税法第八十三条第一項」に改め、同条第三号中「四十九万円」を「五十七万円」に、「所得税法第七十七条第一項」を「所得税法第八十三条第一項」に、「所得税法第七十七条第一項」を「所得税法第八十四条第一項」に改める。

第十一条第二項第一号中「二十四万円」を「二十六万円」に、「四万円」を「六万円」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中児童扶養手当法第五条の改正規定及び第二条中特別児童扶養手当法第五条の改正規定は、昭和四十三年一月一日から施行する。

（児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この法律による改正後の児童扶養手当法第五条の規定は、昭和四十三年一月以降の月分の児童扶養手当について適用し、昭和四十二年十二月以前の月分の児童扶養手当については、なお従前の例による。

2　この法律による改正後の児童扶養手当法第九条、第十条（同法第十一条の規定を適用する場合及び同法第十二条第二項第二号において例による場合を含む。）及び第十二条第二項の規定は、昭和四十一年以降の年の所得による支給の制限及び児童扶養手当に相当する金額の返還について適用し、昭和四十年以前の年の所得による支給の制限及び児童扶養手当に相当する金額の返還については、なお従前の例による。

3　前項の場合において、当該所得が昭和四十一年の所得であるときは、この法律による改正後の児童扶養手当法第十条（同法第十一条の規定を適用する場合及び同法第十二条第二号において例による場合を含む。）中「所得税法第八十三条第一項」とあるのは「所得税法の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第二十号）による改正前の所得税法第七十七条第一項」と、「所得税法第八十四条第一項」とあるのは「所得税法第八十三条第一項」と、「所得税法第八十三条第一項」とあるのは「所得税法第八十四条第一項」と、それぞれ読み替えるものとする。

控除額に相当する額」とあるのは「五万八千七百五十円」と、それぞれ読み替えるものとする。

（特別児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置）

第三条　この法律による改正後の特別児童扶養手当法第五条の規定は、昭和四十三年一月以降の月分の特別児童扶養手当について適用し、昭和四十二年十二月以前の月分の特別児童扶養手当（昭和四十一年八月以前の月分にあつては、重度精神薄弱児扶養手当）については、なお従前の例による。

2　この法律による改正後の特別児童扶養手当法第七条、第九条（同法第十条の規定を適用する場合及び同法第十一条第二項第二号において例による場合を含む。）及び第十一条第二項の規定は、昭和四十一年以降の年の所得による支給の制限及び特別児童扶養手当に相当する金額の返還について適用し、昭和四十年以前の年の所得による支給の制限及び特別児童扶養手当（昭和四十一年八月以前の月分にあつては、重度精神薄弱児扶養手当）に相当する金額の返還については、なお従前の例による。

3　前項の場合において、当該所得が昭和四十一年の所得であるときは、この法律による改正後の特別児童扶養手当法第九条（同法第十条の規定を適用する場合及び同法第十一条第二項第二号において例による場合を含む。）中「所得税法第八十三条第一項」とあるのは「所得税法の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第二十号）による改正前の所得税法第七十七条第一項」と、「所得税法第八十四条第一項」とあるのは「所得税法第八十三条第一項」と、「所得税法第八十三条第一項」とあるのは「所得税法第八十四条第一項」と、それぞれ読み替えるものとする。

法律第九十六号（昭四二・七・二九）

◎国民年金法の一部を改正する法律

国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第四十七条第二項中「支給の停止は行わず、また、その母子年金又は準母子年金が第六十五条第三項から第五項までの規定によりその額の一部につき支給を停止されているときは、停止されていない部分の額（当該遺児年金の受給権者が二人以上であるときは、その額をその受給権者の数で除して得た額）の限度においてのみ、前項の規定による支給の停止を行うものとする」を「支給の停止を行なわない」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第一項に規定する母子年金又は準母子年金が第六十一条又は第六十四条の三の規定により支給されるものであり、かつ、同項に規定する遺児年金の額がその母子年金又は準母子年金の額（その母子年金又は準母子年金が第六十五条第三項から第五項までの規定によりその額の一部につき支給を停止されてい

定する扶助料その他政令で定めるこれらに準ずる給付であつて、廃疾又は死亡を事由として政令で定める者に支給されるものであるときは、第一項及び前項の規定を適用しない。

5　前項の場合において、第一項に規定する福祉年金の額と同項第二号に規定する給付の額とを合算した額が十二万九千五百円をこえるときは、前項の規定にかかわらず、当該福祉年金のうちそのこえる額に相当する部分については、その支給を停止する。

第六十五条第六項中「二十四万円」を「二十六万円」に、「四万円」を「六万円」に改める。

第六十六条第一項第一号中「四十九万円」を「五十七万円」に改め、同項第二号中「四十九万円」を「五十七万円」に、「所得税法第七十七条第一項」を「所得税法第八十三条第一項」に改め、同項第三号中「四十九万円」を「五十七万円」に、「所得税法第七十七条第一項」を「所得税法第八十三条第一項」に、「所得税法第八十四条第一項」を「所得税法第八十七条第一項」に改める。

第六十七条第二項第一号中「二十四万円」を「二十六万円」に、「四万円」を「六万円」に改める。

第七十七条中「一万八千円」を「一万九千二百円」に改め、同条第六項中「第六十五条」を「第六十五条第一項、第二項及び第四項から第七項まで」に改め、同条に次の一項を加える。

7　老齢福祉年金の受給権者が第六十五条第一項第一号に該当する場合において、その者の受ける同号に規定する給付の額（その給付が、その額の一部につき支給を停止されているときは、停止されていない部分の額。この項において以下同じ。）が二万四千円未満であり、かつ、当該給付が同条第四項に規定する給付以外の給付であるときは、前項において準用する同条第一項の規定にかかわらず、当該老齢福祉年金の支給を停止しない。ただし、当該老齢福祉年金の額と当該給付の額とを合算した額が二万四千円をこえるときは、当該老齢福祉年金のうちそのこえる額に相当する部分については、この限りでない。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五十八条、第六十二条、第六十五条第三項から第五項まで、第七十七条並びに第七十九条の二第三項及び第六項の改正規定並びに同条に第七項を加える改正規定は、昭和四十三年一月一日から施行する。

（遺児年金の支給停止に関する経過措置）

第二条　この法律による改正後の第四十七条第三項の規定は、昭和四十二年一月以降の月分の遺児年金について適用する。

（福祉年金の額の改定）

第三条　昭和四十三年一月一日前に障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金又は老齢福祉年金（以下「福祉年金」という。）受給権を取得し、同日まで引き続きその受給権を有する者については、同月から、その額をこの法律による改正後の第五十八条、第六十二条（第六十四条の四において準用する場合を含む。）又は第七十九条の二第三項の規定を適用して計算して得た額に、それぞれ改定する。

（福祉年金の額に関する経過措置）

第四条　昭和四十二年十二月以前の月分の福祉年金の額については、なお従前の例による。

（福祉年金の支給停止に関する経過措置）

第五条　この法律による改正後の第六十五条第三項から第五項まで（第七十九条の二第六項において準用する場合を含む。）及び第七十九条の二第七項の規定は、昭和四十三年一月以降の月分の福祉年金について適用し、昭和四十二年十二月以前の月分の福祉年金については、なお従前の例による。

2　この法律による改正後の第六十五条第六項、第六十六条第一項（同条第二項の規定を適用する場合を含む。）及び第六十七条第二項（第七十九条の二第六項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定は、昭和四十一年以降の年の所得による福祉年金の支給の停止について適用し、昭和四十年以前の年の所得による福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

3　前項の場合において、当該所得が昭和四十一年の所得であるときは、この法律による改正後の第六十五条第一項（同条第二項の規定を適用する場合を含む。）中「所得税法第七十七条第二項において例による場合及び第七十九条の二第六項において準用する場合を含む。）中「所得税法第八十三条第一項」とあるのは「所得税法の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第二十号）による改正前の所得税法第七十七条第一項」と、「所得税法第八十四条第一項に規定する控除額に相当する額」とあるのは「五万八千七百五十円」と、それぞれ読み替えるものとする。

（支給停止の解除）

第六条　労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第百三十号。以下この条において「法律第百三十号」という。）附則第三十二条第一項の規定により同法第三条の規定の施行後も引き続き従前の例によりその支給を停止すべきこととされた障害年金（障害福祉年金を除く。）又は母子年金（母子福祉年金を除く。）若しくは準母子年金（準母子福祉年金を除く。）で、この法律の公布の際まだその支給が停止されるべき期間が経過していないものについては、同項の規定にかかわらず、この法律の公布の日の属する月の翌月分（公布の日が月の初日であるときは、公布の日の属する月分）以降、支給の停止を行なわない。

2　前項の規定により支給停止が解除される月分の同項の年金については、その裁定された額の三分の二に相当する額をもつて当該年金の額とする。

3　前二項の規定は、法律第百三十号附則第十八条第一項又は第二十六条第一項の規定により同法第三条の規定の施行後も引き続き従前の例によりその支給

るときは、停止されていない部分の額とし、当該遺児年金の受給権者が二人以上であるときは、これらの額をその受給権者の数で除して得た額とする。）をこえるときは、そのこえる部分については、第一項の規定による支給の停止を行なわない。

第五十八条中「二万六千四百円」を「三万円」に改める。

第六十二条中「二万四百円」を「二万四千円」に改める。

第六十五条第三項から第五項までを次のように改める。

3　第一項に規定する福祉年金の額が、同項第一号に規定する給付の額（その給付が、その額の一部につき支給が停止されているときは、停止されていない部分の額）をこえるときは、そのこえる部分については、同項の規定にかかわらず、当該福祉年金の支給を停止しない。

4　第一項に規定する福祉年金の額及び同項第一号に規定する給付の額（その給付が、その額の一部につき支給を停止されているときは、停止されていない部分の額。次項において同じ。）が、いずれも十二万九千五百円未満であり、かつ、当該給付が、恩給法による増加恩給、同法第七十五条第一項第二号に規

を停止すべきこととされた船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による障害年金又は遺族年金及び厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による障害年金又は遺族年金について準用する。この場合において、前項中「三分の二」とあるのは、「十分の八」と読み替えるものとする。

4　前項において準用する第一項の規定により支給停止が解除される月分の前項の年金については、船員保険法第五十八条第一項及び厚生年金保険法第八十条第一項の規定を適用しない。

（厚生・内閣総理大臣署名）

法律第九十七号（昭四二・七・二九）

◎商品取引所法の一部を改正する法律

商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「商品仲買人」を「商品取引員」に、「第九十七条の六」に改める。

第二条第六項を削る。

第九条第二項中「媒介」の下に「、取次ぎ若しくは代理」を加え、「（以下「売買等」という。）」を削り、同条第四項を削る。

第十条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第五号中「払込」を「払込み」に改め、同項第七号中「仲買保証金及び売買証拠金」を「売買証拠金及び受託業務保証金」に改め、同項第九号中「制裁」を「監査及び制裁」に改め、同項第十号中「選挙」を「選任」に改める。

第十一条第二項中「左の」を「次の」に改め、同項第二号中「（名称を含む。以下同じ。）」を加え、「払込」を「払込み」に改め、同項第四号中「終つた」を「終らなかつた」に、「申込」を「申込み」に改める。

第十三条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第六号中「（名称を含む。以下同じ。）」を削る。

第十五条第一項中「第十三条の規定による」を「第八条の二の」に、「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「且つ」を「かつ」に改め、「又は商品仲買人」を削り、同項第二号中「且つ」を「かつ」に改め、同条第二項中「第十三条の規定による」を「第八条の二の」に改める。

第二十条第三項中「第十五条第二項」を「同条第二項」に改め、「若しくは商品仲買人」を削る。

第二十条の二の見出し中「業務規程」の下に「又は受託契約準則」を加え、同条第一項中「、第七十八条第一項の規定により業務規程をもつて定めるべき事項のうち、その変更が売買取引の公正の確保又は委託者の保護に支障を及ぼすおそれがある事項であつて、政令で定めるものについて」を削り、「業務規程」の下に「又は受託契約準則」を加え、同条第三項中「第二号並びに」を削る。

第二十一条第一項中「除くの外、左の」を「除くほか、次の」に改め、同項第二号中「若しくは業務規程」を「、業務規程若しくは受託契約準則」に改める。

第二十三条第一項中「以下第二項」を「次項」に、「売買等」を「売買、売買の媒介、取次ぎ若しくは代理（商品市場における売買取引の取次ぎを含む。）、生産又は加工（以下「売買等」という。）」に改める。

第二十四条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第二号中「若しくは証券取引法第五章、第百八十七条第一項若しくは第百九十一条の規定に係る罰則」を削り、「終つた」を「終わつた」に改め、同項第三号中「若しくは第二項第二号」を削り、「商品仲買人の登録」を「第四十一条第一項の許可」に改め、同項第四号中「商品仲買人」を「会員で第四十一条第一項の許可を受けたもの」に改め、「若しくは第二項第二号」を削り、「登録」を「第四十一条第一項の許可」に改め、同項第六号中「又は証券取引法第百八十七条第一項」を削り、同項第八号中「該当するもの」を「該当する者」に改める。

第二十五条の見出しを「（会員の純資産額）」に改め、同条第二項中「場合において、売買取引の公正を確保するため特に必要がある」を削り、「することができる」を「しなければならない」に改め、同条第七項中「第一項」の下に「から第五項まで」を加える。

第二十五条の二中「会員の数」の下に「又は委託を受けて商品市場において当該商品を売買取引する会員の数」を加える。

第三十条第四項中「相続人又は受遺者」及び「相続人若しくは受遺者」を「相続人等」に改める。

第三十七条中「承継人」を「承継者」に改める。

第三十八条第五項中「商品仲買人に」を「会員で第四十一条第一項の許可を受けたものに」に、「当該商品仲買人」を「当該会員」に改める。

第四十条中「基く」を「基づく」に、「これらの法令に基いて」を「この法律に基づいて」に、「違反しまたは政令で取引の信義則に背反するものと指定する行為をした場合において、取引所の健全な運営を確保し、又は会員及び商品市場における売買取引の委託者の利益を確保するため必要があると認める」を「違反し、又は取引の信義則に背反する行為をした」に改める。

「第五章　商品仲買人」を「第五章　商品取引員」に改める。

第四十一条から第五十二条までを次のように改める。

（売買取引の受託の許可）

第四十一条　会員は、商品市場における売買取引の委託を受けるには、主務大臣の許可を受けなければならない。

2　前項の許可は、商品市場における上場商品ごとに行なう。

3　商品市場における上場商品について第一項の許可を受けた会員（以下「商品取引員」という。）でなければ、当該商品市場における売買取引の委託を受けてはならない。

（許可の条件）

第四十二条　前条第一項の許可には、条件を附することができる。

2　前項の条件は、委託者を保護するため必要な最少限度のものでなければならない。

（許可の申請）

第四十三条　第四十一条第一項の許可を受けようとする会員は、次に掲げる事項を記載した申請書を取引所を経由して主務大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は商号及び法人にあつてはその役員の氏名

二　商品市場における売買取引の委託を受ける商品

三　本店及び受託業務（第四十一条第一項の許可の区分ごとに当該許可に係る商品市場における売買取引の受託に関する業務をいう。以下同じ。）を行なう従たる営業所の名称及び位置

2　取引所は、前項の申請書を受理したときは、遅滞なく、申請者が受託業務を行なうことについての意見を附して、その申請書を主務大臣に送付しなければならない。

3　第一項の申請書には、主務省令で定める書類を添附しなければならない。

（許可の基準）

第四十四条　主務大臣は、第四十一条第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一　申請者が当該商品市場において売買取引することができる会員であること。

二　申請者がその受託業務を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、その受託業務の収支の見込みが良好であること。

三　申請者がその受託業務を公正かつ的確に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

四　その受託業務が、申請に係る営業所が開設される地域における当該商品の取引の状況、当該商品の受託業務に係る営業所の数その他当該地域における経済の状況に照らし、必要かつ適当であること。

五　第二十五条の二の規定により委託を受けて商品市場において当該商品を売買取引する会員の数の最高限度が定められている場合にあつては、その許可をすることによつて商品取引員の数がその最高限度をこえることとならないこと。

2　申請者の純資産額が、当該商品市場における上場商品について第四十九条第一項の規定により定められた基準額（その者が他の商品市場における上場商品について第四十一条第二項の許可を受けている場合にあつては、当該商品市場における上場商品及び当該他の商品市場における上場商品について第四十九条第一項の規定により定められた基準額を合算した額）を下る場合には、前項第二号の規定の適用については、その者は、その受託業務を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有しないものとする。

3　第二十五条第七項の規定は、前項の純資産額について準用する。

（処分の手続）

第四十五条　主務大臣は、第四十一条第一項の許可による処分をしようとするときは、遅滞なく、その旨の届出書を取引所を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

2　第十五条第二項から第七項までの規定は、第四十一条第一項の規定による処分について準用する。

3　主務大臣は、第四十一条第一項の規定による処分をしたときは、書面をもつて、その処分の内容及びその処分が取引所の意見と異なるときはその理由を取引所に通知しなければならない。

（変更の許可）

第四十六条　商品取引員は、受託業務を行なう従たる営業所を開設し、又は本店若しくは受託業務を行なう従たる営業所の位置を変更しようとするときは、主務大臣の許可を受けなければならない。

2　商品取引員は、前項の許可を受けようとするときは、申請書に主務省令で定める書類を添附し、取引所を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

3　第十五条第二項から第七項まで、第四十四条第一項第二号及び第四号並びに前条第三項の規定は、第一項の規定による処分について準用する。

（届出事項）

第四十七条　商品取引員は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なく、その旨の届出書を取引所を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

一　第四十三条第一項第一号又は第三号に掲げる事項を変更したとき（前条第一項の許可を受けてこれらの事項を変更したときを除く。）。

二　受託業務を行なう従たる営業所を廃止したとき。

三　受託業務を開始し、休止し、又は再開したとき。

四　受託業務を廃止したとき。

2　前項の届出書であつて第四十三条第一項第一号に係るものには、その変更を証する書面及びその変更の届出が新たに就任した役員に係るときは主務省令で定める書類を添附しなければならない。

（商品取引員たる地位の承継）

第四十八条　商品取引員につき合併があつたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、商品取引員たる地位を承継する。

2　前項の規定により商品取引員たる地位を承継した者は、遅滞なく、その旨の届出書にその事実を証する書面を添附し、取引所を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

（商品取引員の純資産額）

第四十九条　商品取引員の純資産額の基準額は、商品の取引単位、取引高その他の取引事情及び委託者の保護を考慮して、商品市場における上場商品ごとに、政令で定める。

2　主務大臣は、商品取引員の純資産額が、当該商品取引員が委託を受けて売買取引する商品市場における上場商品について前項の規定により定められた基準額（その者が二以上の商品市場における上場商品について第四十一条第一項の許可を受けている場合にあつては、これらの商品市場における上場商品について前項の規定により定められた基準額を合算した額）を下ることとなつたときは、遅滞なく、当該商品取引員に対し当該商品市場における売買取引の受託の停止を命じなければならない。

3　前項の場合において、当該商品取引員が受託の停止を命ぜられた日から六月以内にその者の純資産額が同項に規定する基準額以上となつたときは、主務大臣は、同項の規定による受託の停止を解除しなければならない。

4　第二項の場合において、商品取引員の純資産額が前項に規定する期間内に第二項に規定する基準額以上とならなかつたときは、主務大臣は、第四十一条第一項の許可を取り消さなければならない。

5　第十五条第二項から第七項までの規定は、第二項又は前項の規定による処分について、第二十五条第七項の規定は、前各項の純資産額について、第四十五条第三項の規定は、前三項の規定による処分について準用する。

（改善命令）

第五十条　主務大臣は、商品取引員の財産の状況又は受託業務の運営が次の各号の一に該当する場合において、委託者を保護するため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、当該商品取引員に対し、財産の状況又は受託業務の運営を改善するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一　負債の合計金額の純資産額に対する比率が主務省令で定める率をこえた場合

二　流動資産の合計金額の流動負債の合計金額に対する比率が主務省令で定める率を下つた場合

三　前二号に掲げる場合のほか、委託者を保護するため財産の状況又は受託業務の運営につき是正を加えることが必要な場合として主務省令で定める場合

2　前項第一号の負債の合計金額並びに同項第二号の

流動資産の合計金額及び流動負債の合計金額は、主務省令で定めるところにより計算しなければならない。

3　第十五条第二項から第七項まで及び第四十五条第三項の規定は、第一項の規定による命令について、第二十五条第七項の規定は、第一項第一号の純資産額について準用する。

（許可の失効）

第五十一条　商品取引員が取引所を脱退したとき、又は受託業務を廃止したときは、第四十一条第一項の許可は、その効力を失う。

（許可の取消し）

第五十二条　主務大臣は、第四十九条第四項の規定により第四十一条第一項の許可を取り消す場合を除くほか、商品取引員が不正の手段により同項の許可を受けたときは、その許可を取り消さなければならない。

2　主務大臣は、第百二十三条の規定により第四十一条第一項の許可を取り消す場合を除くほか、商品取引員が正当な理由がないのに、受託業務を開始することができることとなつた日から三月以内にその業務を開始しないとき、又は引き続き三月以上その業務を休止したときは、同項の許可を取り消すことができる。

3　第十五条第二項から第七項まで及び第四十五条第三項の規定は、前二項の規定による許可取消しについて準用する。

第五十三条を削る。

第五十三条の二第一項中「商品仲買人」を「商品取引員」に、「左の」を「次の」に改め、同項第二号中「第四十二条第五項」を「第四十一条第一項の許可」に改め、同項第三号を次のように改め、同項第四号を削る。

三　受託業務を廃止したとき。

第五十三条の二第二項中「承継人」を「承継者」に改め、同条を第五十三条の三第一項中「商品仲買人たる会員が商品市場においてした売買取引に係る」を「持分及びその持分についての」に、「その商品仲買人」を「被承継人」に、「承継をした者（当該商品市場における売買取引の委託を受けることができる商品仲買人たる者を除く。）は」を「承継をした者は、当該商品市場における上場商品について第四十一条第一項の許可を受けている場合を除き」に、「商品仲買人」を「商品取引員」に改め、同条を五十三条の二とし、同条の次に次の一条を加える。

（商品取引責任準備金）

第五十三条の三　商品取引員は、商品市場における売買取引高に応じ、商品取引責任準備金を積み立てなければならない。

2　前項の商品取引責任準備金は、先物取引又はその受託に関して生じた事故であつて政令で定めるものによる損失の補てんにあてる場合のほか、使用してはならない。ただし、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

3　第一項の規定による商品取引責任準備金の積立てに関し必要な事項は、主務省令で定める。

第五十四条中「商品仲買人」を「商品取引員」に改め、「第三十九条の規定により区分経理する場合において」を削り、「ついても」を「ついて」に改める。

第五十八条の見出し中「選挙」を「選任」に改め、同条中「定款で」を「次項の規定により選任される理事を除き、定款で」に、「但し」を「ただし」に改め、同条に次の一項を加える。

2　理事長は、定款に特別の定めがある場合には、理事の過半数の同意を得て、定款で定める数の理事を選任する。

第六十四条第二項中「左の」を「次の」に改め、第五号を次のように改める。

五　商品取引員であるときは、許可年月日及び商品市場における売買取引の委託を受ける商品

第七十二条第一項中「左の」を「次の」に、「よるの外」を「よるほか」に、「仲買保証金又は受託業務保証金」を「特別担保金又は受託業務保証金」に改める。

第七十八条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第四号中「締結の方法」を「契約の締結及びその制限に関する事項」に改め、同項第五号中「受渡」を「受渡し」に改め、同項第六号中「外」を「ほか」に改め、同条第二項を削る。

第八十四条の見出し中「因る」を「よる」に改め、同条第一項中「基く」を「基づく」に、「因る」を「よる」に改め、「仲買保証金並びに」を削り、同条第二項中「及び第四十七条第三項」及び「及び仲買保証金」を削る。

第八十四条の二第二項中「基く」を「基づく」に、「因る」を「よる」に改め、「仲買保証金」を削る。

第八十七条第二項中「第五十三条の二」を「第五十三条」に、「商品仲買人」を「商品取引員」に改める。

第九十一条の見出しを「（受託場所の制限）」に改め、同条第一項中「商品仲買人は、第四十五条第一項（第四十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による登録がしてあるその」を「商品取引員は、第四十一条第一項又は第四十六条第一項の許可に係る」に改め、「又は事務所」及び「又は自己」（法人である場合には、その役員）及び自己の使用人であつてその所属する取引所の定款で定める資格を有し、且つ、その定款で定める登録を受けたもの以外の者に委託を勧誘させ」を削り、同条第二項中「商品仲買人」を「商品取引員」に改め、「又は事務所」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（委託の勧誘の制限）

第九十一条の二　商品取引員は、その使用人（商品取引員が法人である場合には、その役員及び使用人）であつて、その者について当該商品取引員が取引所の定款で定める登録を受けているもの以外の者に、前条第一項の営業所以外の場所で、商品市場における売買取引の委託を勧誘させてはならない。

2　取引所は、その定款において、前項の登録に係る者（以下「登録外務員」という。）の資格その他の外務員の登録を行なわなければならない。

3　取引所は、登録外務員が、この法律に違反したとき、又は商品市場における売買取引の委託の勧誘に関して著しく不適当な行為として定款で定めるものをしたときは、当該登録外務員を使用する商品取引員が当該登録外務員について受けている第一項の登録を取り消し、又は当該商品取引員が当該登録外務員に商品市場における売買取引の委託を勧誘させることを制限しなければならない。

第九十二条中「商品仲買人」を「商品取引員」に改める。

第九十三条及び第九十四条の次のように改める。

（のみ行為の禁止）

第九十三条　商品取引員は、商品市場における売買取引の委託を受けたときは、その委託に係る商品について、商品市場において売付け又は買付けをしないで、自己がその相手方となつて売買を成立させてはならない。

（不当な勧誘等の禁止）

第九十四条　商品取引員は、次に掲げる行為をしてはならない。

一　商品市場における売買取引につき、顧客に対し、利益を生ずることが確実であると誤解させる

選任する。

委託証拠金の料率は、当該商品の取引事情及び売買取引の公正の確保を考慮して主務大臣が定める料率を下つてはならない。

第九十七条に次の一項を加える。

3　第七十九条第二項及び第三項の規定は、委託証拠金について準用する。

第九十七条の次に次の五条を加える。

（受託業務保証金の預託）

第九十七条の二　商品取引員は、その受託業務につき委託者のために、受託業務保証金を取引所に対し預託しなければならない。

2　前項の受託業務保証金の額は、本店につき六十万円以上九百万円以下で商品ごとに政令で定める金額、受託業務を行なう従たる営業所につき当該営業所ごとに二十万円以上三百万円以下で商品ごとに政令で定める金額の割合による金額の合計額とする。

3　商品取引員は、前項に規定する額の受託業務保証金を預託した後でなければ、受託業務を開始してはならない。

4　商品取引員は、受託業務の開始後新たに受託業務を行なう従たる営業所を開設したときは、当該営業所につき第二項に規定する額の受託業務保証金を取引所に対し預託しなければならない。

5　第三項の規定は、前項の場合について準用する。

6　商品取引員は、受託に係る商品市場における売買取引であつて毎月の各営業日において決済を結了していないものの数量及び当該商品市場における当該各営業日の最終価格並びに前条第二項の規定により主務大臣が定める料率を基準として、その月の末日において、主務省令で定める方法により算出した額（以下「預託基準額」という。）が同日における受託業務保証金の預託額をこえるときは、そのこえる額を受託業務保証金として取引所に対し預託しなければならない。

7　第三十八条第三項及び第四項の規定は、受託業務保証金について準用する。

（受託業務保証金の払渡し）

第九十七条の三　商品取引員に対し商品市場における売買取引を委託した者は、その委託により生じた債権の弁済を受けるため、当該商品取引員が預託した受託業務保証金について、取引所に対し、その払渡しを請求することができる。

2　取引所は、商品取引員が前条第七項において準用する第三十八条第三項の規定により有価証券を預託している場合において、前項の規定による請求があつたときは、主務省令で定めるところにより、当該有価証券を換価し、その請求をした者に対し、その換価代金を支払うことができる。

（受託業務保証金の不足額の預託）

第九十七条の四　商品取引員は、前条第一項の規定による請求権を有する者がその権利を実行したため、受託業務保証金の預託額が第九十七条の二第二項に規定する額又は前月の末日における預託基準額のいずれか多い額に不足することとなつたときは、その不足額を取引所に対し預託しなければならない。

（受託業務保証金の取戻し）

第九十七条の五　商品取引員は、受託業務保証金の預託額が第九十七条の二第二項に規定する額（受託業務を行なう従たる営業所を廃止した場合には、その廃止の日以後その廃止について主務省令で定める公告をした日後三月を経過する日までは、当該営業所を廃止しなかつたものとした場合における同項に規定する額）又は前月の末日における預託基準額のいずれか多い額をこえることとなつたときは、そのこえる額を取り戻すことができる。

2　第四十九条第四項、第五十二条第一項若しくは第百二十三条の規定により第四十一条第一項の許可を取り消されたとき、又は第五十一条の規定により第四十一条第一項の許可が効力を失つたときは、商品取引員であつた者又はその承継人は、当該商品取引員であつた者が預託した受託業務保証金を取り戻すことができる。

3　前項の規定による受託業務保証金の取戻しは、当該受託業務保証金につき第九十七条の三第一項に規定する請求権を有する者に対し、三月を下らない一定期間内に申し出るべき旨を公告し、その期間内にその申出がなかつた場合でなければ、することができない。ただし、受託業務保証金を取り戻すことができる理由が発生した時から十年を経過したときは、この限りでない。

4　受託業務保証金は、第一項又は第二項の規定により取り戻すことができる場合を除き、これを取り戻すことができない。

（主務省令への委任）

第九十七条の六　第九十七条の二から前条までのほか、受託業務保証金の預託、払渡し及び取戻しに関し必要な事項は、主務省令で定める。

第百十九条に次の一項を加える。

べき断定的判断を提供してその委託を勧誘すること。

二　商品市場における売買取引につき、顧客に対し、損失の全部若しくは一部を負担することを約し、又は利益を保証して、その委託を勧誘すること。

三　商品市場における売買取引につき、価格、数量その他主務省令で定める事項についての顧客の指示を受けないでその委託を受けること。

四　前三号に掲げるもののほか、商品市場における売買取引又はその受託に関する行為であつて、委託者の保護に欠け、又は売買取引の公正を害するものとして主務省令で定めるもの。

2　登録外務員は、前項第一号又は第二号に掲げる行為をしてはならない。

第九十五条中「商品仲買人」を「商品取引員」に改める。

第九十六条第一項中「商品仲買人」を「商品取引員」に改め、「その所属する」を削り、同条第三項を削る。

第九十七条第一項中「商品仲買人」を「商品取引員」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　取引所が上場商品について受託契約準則で定める

し、又は委託者を保護するため必要かつ適当である
と認める変更を命ずることができる。
第百四十五条の次に次の一条を加える。
（委託の媒介等の禁止）
第百四十五条の二　何人も、業として、商品市場にお
ける売買取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理をして
はならない。
第百四十六条中「第四十二条第七項、第四十八条第
二項、第四十九条第四項」を「第四十五条第二項、第四
十六条第三項、第四十九条第五項、第五十条第三項」に改め、「、第五十三条第三項」を削る。
第百四十七条を次のように改める。
（発起人及び会員の数の計算）
第百四十七条　第九条第一項若しくは第三項、第九十
八条第一項第五号又は第九十九条に規定する発起人
又は会員の数の計算については、二種以上の上場商
品の売買等を業として営んでいる者は、当該商品の
一種ごとに一人とみなす。
第百四十八条の見出し中「、主務省」を削り、「同条第
一項中「又は主務省」を削り、「のみを上場する取引所」
の下に「又は当該商品に係る商品取引員」を加え、「農
林大臣又は農林省」を「農林大臣」に改め、「又は通商産
業省」及び「又は農林省及び通商産業省」を削り、同条
第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第
四項中「通商産業大臣」を「主務大臣」に、「基く」を「基づ
く」に、「通商産業局長に行わせる」を「地方支分部局の
長に行なわせる」に改め、同項を同条第三項とする。
第百五十五条中「左の」を「次の」に改め、同条第二号
から第四号までを次のように改める。
二　第四十一条第三項の規定に違反した者
三　第四十六条第一項の許可を受けないで受託業務
を行なう従たる営業所を開設し、又は本店若しく
は受託業務を行なう従たる営業所の位置を変更し
た者
四　第四十九条第二項又は第百二十三条の規定によ
る命令に違反した者
第百五十五条第六号中「第九十四条」を「第九十三条」
に改め、同条に次の一号を加える。
七　第百四十五条の二の規定に違反した者
第百五十六条中「左の」を「次の」に改め、同条第二号
中「第百二十一条」の下に「第一項若しくは第二項」を加
える。
第百五十九条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号
中「第十三条」の下に「、第四十三条第一項若しくは第三

基く省令」を「基づく命令」に、「基いて」を「基づいて」
に、「又は当該定款」を「若しくは当該定款」に改め、同
条第二項中「基く政令、この法律に基く省令」を「基づ
く命令」に、「基いて」を「基づいて」に改め、同条に次
の二項を加える。
3　第一項第二号の規定による処分については、行政
不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不
服申立てをすることができない。
第百二十二条中「基く政令、この法律に基く省令」を
「基づく命令」に、「基いて」を「基づいて」に改める。
第百二十三条の見出し中「商品仲買人」を「商品取引
員」に改め、同条中「商品仲買人」を「商品取引員」に、
「基く政令、この法律に基く省令又はこの法律に基い
てする主務大臣の処分」を「基づく命令若しくはこの法
律に基づいてする主務大臣の処分又は第四十一条第一
項の許可に附された条件」に、「その登録」を「同項の
許可」に改める。
第百二十四条を次のように改める。
（定款等の変更命令）
第百二十四条　主務大臣は、取引所に対し、当該取引
所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則に
ついて、商品市場における売買取引の公正を確保
項又は第四十六条第二項」を加え、同条第二号中「第四
十六条第二項、第五十条第二項、」を削る。
第百六十一条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号
中「第五十一条又は第九十一条第一項」を「第九十一条
第一項、第九十一条の二第一項又は第九十七条の二第
三項（同条第五項において準用する場合を含む。）」に改
め、同条第二号中「第四十九条第一項」を「第四十七条
第一項若しくは第四十八条第二項」に、「同条第二項」を
「第四十七条第二項若しくは第四十八条第二項」に改
め、同条第四号中「又は第二項」を「から第三項まで」に
改める。
第百六十二条中「左の」を「次の」に改め、第二号を削
り、第三号を第二号とする。
第百六十四条を次のように改める。
第百六十四条　次の各号の一に該当する者は、一万円
以下の過料に処する。
一　第五十条第一項の規定による命令に違反した者
二　第五十三条の三第一項又は第二項の規定に違反
して商品取引責任準備金を積み立てず、又はこれ
を使用した者
三　第九十一条第二項の規定に違反した者
第百六十六条中「左の」を「次の」に、「第四十二条第
七項、第四十八条第二項、第四十九条第四項」を「第四
十五条第二項、第四十六条第三項、第四十九条第五項、
第五十条第三項」に改め、「第四十九条第四項」を削る。
附　則
1　この法律は、公布の日から起算して六月をこえな
い範囲内において政令で定める日から施行する。
2　この法律の施行の際現に改正前の商品取引所法
（以下「旧法」という。）の規定による商品仲買人の登録
を受けている者（以下「商品仲買人」という。）につい
ては、当該登録に係る商品（改正後の商品取引所法
（以下「新法」という。）第四十一条第一項の許可に係
るものを除く。以下同じ。）に限り、この法律の施行
の日から三年間は、旧法（第四十二条第一項第一号
の二、第四十四条、第四十六条第二項（仲買保証金
に係る部分に限る。）、第四十七条、第四十九条（営
業所若しくは事務所の設置又は商品の追加に係る部
分に限る。）、第五十条、第九十一条第一項（委託の
勧誘の制限に係る部分に限る。）、第九十三条、第九
十四条及び第九十七条並びにこれらの規定に係る罰
則を除く。）の規定は、なおその効力を有する。
3　商品仲買人については、当該登録に係る商品に限
り、前項に規定する期間内は、新法第四十九条、第
五十条、第五十三条の三、第九十一条の二、第九十
三条、第九十四条第一項、第九十七条から第九十七
条の六まで、第百十九条第二項及び第百二十条第二
項から第四項まで並びにこれらの規定に係る罰則並
びに第九項の規定による改正後の租税特別措置法
（昭和三十二年法律第二十六号）第二十条の三及び
第五十七条の規定は、その者をその商品ごとに新法
の規定による商品取引員とみなして、適用する。この
場合において、第九十七条の二第三項中「受託業
務を開始してはならない」とあるのは、「商品市場に
おける売買取引の委託を受けてはならない。ただ
し、その受託に係る商品市場における売買取引の決
済を結了する目的の範囲内でする場合は、この限り
でない」とする。
4　商品仲買人の使用人であつてこの法律の施行の際
現に旧法第九十一条第一項の規定による登録を受け
ているものは、この法律の施行の日から六月間は、
新法第九十一条の二第一項の規定による外務員の登
録を受けているものとみなす。
5　この法律の施行前に商品仲買人に対し商品市場に
おける売買取引を委託した者は、新法第九十七条の

三第一項の規定の適用については、商品取引員に対し商品市場における売買取引を委託したものとみなす。

6　旧法第五十二条第一項又は第百二十三条の規定により商品仲買人の登録を取り消された者は、その取消しの日において、新法第五十二条第一項又は第百二十三条の規定により許可を取り消されたものとみなす。

7　この法律の施行前（商品仲買人については、第二項の規定により旧法がなお効力を有する期間の経過前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

8　第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

9　租税特別措置法の一部を次のように改正する。

第二十条の三第一項中「第二条第六項」を「第四十一条第三項」に、「商品仲買人」を「商品取引員」に、「同条」を「同法第二条」に改め、同条第四項第一号中「商品仲買人」を「商品取引員」に改める。

第五十七条第二項中「第二条第六項」を「第四十一条第三項」に、「商品仲買人」を「商品取引員」に、「同条」を「同法第二条」に改め、同条第五項第一号中「商品仲買人」を「商品取引員」に改める。

10　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

附則第八条に次の一項を加える。

4　商品取引所法の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第九十七号）附則第二項（商品仲買人の経過措置）に規定する商品仲買人で同項に規定する期間内に商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第四十一条第一項（売買取引の受託の許可）の許可の申請をした者が、当該申請に係る新法別表第一の第三十一号に掲げる商品市場における売買取引の受託の許可を受ける場合における当該許可に係る登録免許税の課税標準及び税率は、新法第九条の規定にかかわらず、当該許可件数一件につき一万円とする。

別表第一の第三十一号中「商品仲買人の登録」を「商品市場における売買取引の受託の許可（登録）」を「第四十一条第一項（売買取引の受託の許可）」に、「登録件数」を「許可件数」に改める。

11　農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第十七号の二中「行う」を「行なう」に、「商品仲買人の登録を行い」を「商品取引員につき許可を与え」に改める。

第三十六条第三号の次に次の一号を加える。

三の二　農林省の所掌事務に係る物資の売買取引を行なうために必要な商品市場を開設することを目的とする商品取引所の指導監督に関すること。

12　通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十七号中「行う」を「行なう」に、「商品仲買人を登録し」を「商品取引員につき許可を与え」に改める。

（法務・大蔵・農林・通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第九十八号（昭四二・七・二九）

◎中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律

中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章　中小企業等協同組合（第四条）」を「第二章　中小企業等協同組合（第四条）」に、「第二章の二　協業組合（第五条―第五条の二十三）」に、「第五条―第十六条」を「第六条―第十六条」に、「第九十五条」を「第九十四条」に、「第九十六条」を「第九十五条」に、「第五章　中小企業団体中央会（第百一条）」を「第五章　中小企業団体中央会（第百一条）　主務大臣等（第百一条の二・第百一条の三）」に、「第百十七条」を「第百十八条」に改める。

第三条第一項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　協業組合

「第三章　商工組合及び商工組合連合会　第一節　総則」を「第二章の二　協業組合」に改める。

第五条中「この章」の下に「及び次章」を加え、同条の次に次の二十二条を加える。

（目的）

第五条の二　協業組合は、その組合員の生産、販売その他の事業活動についての協業を図ることにより、企業規模の適正化による生産性の向上等を効率的に推進し、その共同の利益を増進することを目的とする。

（人格及び住所）

第五条の三　協業組合は、法人とする。

2　協業組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

（名称）

第五条の四　協業組合は、その名称中に協業組合という文字を用いなければならない。

2　協業組合でない者は、その名称中に協業組合という文字を用いてはならない。

3　協業組合の名称については、商法（明治三十二年法律第四十八号）第十九条から第二十一条まで（商号）の規定を準用する。

（組合員となる資格等）

第五条の五　協業組合の組合員となる資格を有する者は、中小企業者及び定款で定めたときは中小企業者以外の者であつて、加入の際に定款で定める事業の全部又は一部を営むものとする。

第五条の六　前条の中小企業者以外の者は、協業組合の総組合員の四分の一をこえてはならない。

（事業）

第五条の七　協業組合は、次の事業の全部又は一部を行なうことができる。

一　協業（組合員又は組合員になろうとする者がその営む事業の部類に属する事業の全部又は一部を協同して経営するため、当該事業を協業組合の事業として行なうことをいう。以下同じ。）の対象事業

二　前号の事業に関連する事業

三　前二号の事業に附帯する事業

2　協業組合は、需給構造その他の経済的事情が著しく変化したため事業の転換を行なう必要が生じた場合には、前項の規定にかかわらず、主務大臣の認可を受けて、同項の事業以外の事業を行なうことができる。

（競業の禁止）

第五条の八　組合員は、総会の承認を得なければ、協業組合の行なう事業の部類に属する事業の全部若し

くは一部を行ない、又はその行なう事業の部類に属する事業の全部若しくは一部を行なう法人の役員になつてはならない。

2　前項の規定は、組合員たる法人の役員に準用する。

（出資）

第五条の九　組合員は、出資一口以上を有しなければならない。

2　出資一口の金額は、均一でなければならない。

3　一組合員の出資口数は、出資総口数の百分の五十以上となつてはならない。ただし、組合員の数が二人以下の場合は、この限りでない。

4　第五条の五の中小企業者以外の者の出資総口数は、百分の五十以上となつてはならない。

5　組合員の責任は、その出資額を限度とする。

6　組合員は、出資の払込みについて、相殺をもつて協業組合に対抗することができない。

（議決権及び選挙権）

第五条の十　組合員は、各平等の議決権及び役員の選挙権を有する。ただし、定款で定めたときは、各組合員に平等に与える議決権及び選挙権のほか、組合員の有する出資口数に比例した数の議決権及び選挙権を与えることができる。この場合において、出資口数に比例して与える議決権及び選挙権の総数は、各組合員に平等に与える議決権及び選挙権の総数を越えてはならない。

2　議決権及び選挙権については、協同組合法第十一条第二項から第五項まで（議決権等の行使）の規定を準用する。

（加入）

第五条の十一　協業組合に加入しようとする者は、定款で定めるところにより、加入につき協業組合の承諾を得て、引受出資口数に応ずる金額の払込み及び協業組合が加入金を徴収することを定めた場合にはその支払を了した時又は組合員の持分の全部若しくは一部を承継した時に組合員となる。

2　前項の加入の申出をした者は、加入につき協業組合の承諾を得たときは、第五条の十一の規定にかかわらず、解散の時に組合員になつたものとみなす。この場合には、当該組合員は、その解散した組合員たる法人の解散の時における持分についての権利義務を承継する。

（持分の譲渡し等）

第五条の十四　組合員は、定款で定めるところにより、総会の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。ただし、組合員に譲り渡す場合であつて理事会の承認を得たときは、この限りでない。この場合においては、理事会は、正当な理由がある場合を除き、その譲渡しを承認しなければならない。

2　組合員は、前項の総会又は理事会の承認を得られないときは、定款で定めるところにより、事業年度の終りにおいて、当該持分に応ずる出資口数の減少（当該持分が当該組合員の持分の全部であるときは、脱退）をすることができる。

3　組合員の持分の譲渡しについては、協同組合法第十七条第二項から第四項まで（持分の譲渡し）の規定を準用する。

（発起人）

第五条の十五　協業組合を設立するには、その組合員になろうとする四人以上の者が発起人となることを要する。

2　発起人については、第五条の六の規定を準用する。

（創立総会）

第五条の十六　発起人は、定款を作成し、創立総会を開かなければならない。

2　発起人が作成した定款の承認、協業計画及び事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

3　前項の協業計画には、次の事項を記載しなければならない。

一　協業の目的

二　協業の対象事業の内容及びその経営の方針

三　組合員になろうとする者の氏名及び住所並びに引き受けようとする出資口数

四　組合員になろうとする者の事業の状況及び協業に係る事業の廃止に関する計画

4　創立総会においては、第二項の定款を修正することができる。

5　創立総会の議事は、組合員になろうとする者の議決権の三分の二以上の多数によつて決する。ただし、第二項の定款の事業に係る部分の修正及び承認については、全員の一致によつて決しなければならない。

（設立の認可）

第五条の十七　発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款並びに協業計画、事業計画、役員の氏名及び住所その他必要な事項を記載した書面を主務大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

2　主務大臣は、前項の認可の申請が次の各号に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

一　設立の手続又は定款、協業計画若しくは事業計画の内容が法令に違反していないこと。

二　事業を行なうために必要な経営的基礎を有すること。

三　協業計画及び事業計画の内容が、技術の向上、品質の改善、原価の引下げ、能率の増進その他生産性の向上に寄与するものであると認められること。

（定款）

第五条の十八　協業組合の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一　事業

二　名称

三　事務所の所在地

四　組合員となる資格に関する規定

五　組合員の加入及び脱退並びに持分の譲渡しに関する規定

六　出資一口の金額及びその払込みの方法

七　剰余金の処分及び損失の処理に関する規定

八　準備金の額及びその積立ての方法

九　議決権及び選挙権に関する規定

十　役員の定数及びその選挙に関する規定

十一　事業年度

十二　公告の方法

2　協業組合の定款には、前項の事項のほか、協業組合の存立時期又は解散の原因を定めたときはその時期又はその原因を、現物出資をする者を定めたときはその者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対して与える出資口数を、協業組合の成立後に譲り受けることを約した財産があるときはその財産並びにその価格及び譲渡人の氏名を記載しなければならない。

（特別の議決）

第五条の十九　次の事項は、議決権の総数の過半数の議決権を有する組合員が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一　定款の変更（次項第一号に掲げるものを除く。）

二　解散

三　第五条の八第一項（同条第二項及び第五条の二十三第三項において準用する場合を含む。）の承認

四　組合員の加入の承諾

五　組合員の持分の譲渡しの承認

六　組合員の除名

2　次の事項は、総組合員の一致による議決を必要とする。

一　定款の変更であつて事業の種類の追加に係るもの

二　合併

三　事業の全部の譲渡し

（剰余金の配当）

第五条の二十　協業組合は、損失をうめ、第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第五十八条第一項の準備金を控除した後でなければ、剰余金の配当をしてはならない。

2　剰余金の配当は、定款に別段の定めのある場合のほか、出資口数に応じてしなければならない。

（現物出資の場合の課税の特例）

第五条の二十一　主務大臣は、政令で定めるところにより、協業組合に対して現物出資をする中小企業者に対し、当該出資に係る資産が当該出資を受ける協業組合の行なう事業の用に供するため必要なものである旨の承認をすることができる。

2　前項の承認を受けた中小企業者については、租税特別措置法（昭和三十二年法律二十六号）で定めるところにより、法人税を軽減する。

（公正取引委員会の請求）

第五条の二十二　公正取引委員会は、協議組合の事業活動が一定の取引分野における競争を実質的に制限することによつて不当に対価を引き上げることとなると認めるときは、主務大臣に対し、次条第六項において準用する協同組合法第百五条の四の規定による措置をとるべきことを請求することができる。

（準用）

第五条の二十三　協業組合の組合員については、協同組合法第十九条（同条第一項第一号及び第四号並びに第二項第一号を除く。）（法定脱退）及び第二十条から第二十二条まで（持分の払いもどし）の規定を準用する。この場合において、同法第十九条第二項第二号中「出資の払込、経費の支込その他組合に対する義務を怠つた組合員」とあるのは「出資の払込みその他組合に対する義務を怠つた組合員又は中小企業団体の組織に関する法律第五条の八第一項の規定に違反した組合員（法人たる組合員であつて、その役員が同条第二項において準用する同条第一項の規定に違反したものを含む。）」と、同法第二十条中「脱退した」とあるのは「脱退又は出資口数の減少をした」と、同法第二十一条中「脱退の時」とあるのは「脱退又は出資口数の減少をした時」と読み替えるものとする。

2　協業組合の設立については、協同組合法第二十七条第六項（創立総会）、第二十八条（理事への事務引継ぎ）、第二十九条第一項から第三項まで（出資の第一回の払込み）及び第三十条から第三十二条まで（成立の時期等）の規定を準用する。この場合において、同法第二十七条第六項中「中小企業等協同組合法第二十七条第五項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第五条の十六第五項」と、同法第三十一条中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と読み替えるものとする。

3　協業組合の管理については、協同組合法第三十四条（規約）、第三十五条第一項から第四項まで及び第六項、第三十五条の二から第三十六条の三まで、第三十七条第一項、第三十八条から第四十条の二まで、第四十二条から第五十条まで、第五十一条（同条第一項第四号を除く。）、第五十二条（同条第三項を除く。）、第五十四条（役員、総会等）、第五十六条、第五十七条（出資一口の金額の減少）、第五十八条第一項から第三項まで（準備金及び繰越金）、第六十条（剰余金の配当）並びに第六十一条（組合の持分取得の禁止）並びに商法第二百五十六条の三、第二百五十六条の四（累積投票）並びに第二百五十七条第一項及び第二項（解任）の規定を、協業組合の理事については、第五条の八第一項の規定を準用する。この場合において、協同組合法第三十四条第一号中「総会又は総代会」とあるのは「総会」と、同法第三十五条第四項中「理事（企業組合の理事を除く。以下本項中同じ。）」とあるのは「定款に別段の定めのあるときのほか、理事」と、「設立当時」とあるのは「定款に別段の定めのあるときのほか、設立当時」と、同法第三十五条の二、第四十八条及び第五十一条第二項中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、同法第四十条の二及び第四十五条第一項中「総組合員の十分の一以上」とあるのは「議決権の総数の十分の一以上に当たる議決権を有する組合員」と、同法第四十七条第二項及び第四十八条中「総組合員の五分の一以上」とあるのは「議決権の総数の五分の一以上に当たる議決権を有する組合員」と、同法第五十一条第一項第一号中「定款の変更」とあるのは「定款の変更、事業の全部の譲渡し及び組合員の加入の承詰」と、同条第三項中「第二十七条の二第四項から第六項まで」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第五条の十七第二項」と、同法第五十二条第一項中「出席者の議決機の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる」とあるのは「議決権の総数の過半数に当たる議決権を有する組合員が出席し、その議決権の過半数で決する」と、同法第五十四条中「中小企業等協同組合法第五十三条」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第五条の十九」と、商法第二百五十七条第一項中「取締役」とあるのは「役員」と、同条第二項中「第三百四十三条」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第五条の十九第一項」と読み替えるものとする。

4　協業組合の解散及び清算については、協同組合法第六十二条第一項及び第二項、第六十三条から第六十六条まで、第六十八条第一項並びに第六十九条（解散及び清算）の規定を準用する。この場合において、同法第六十二条第二項、第六十三条第三項及び第六十五条第二項中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、同法第六十三条第四項中「第二十七条の二第四項から第六項まで」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第五条の十七第二項」と、同法第六十四条第三項中「第五十三条」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第五条の十九第一項」と、同条第四項中「第三十五条第四項本文及び第五項本文」と

あるのは「中小企業団体の組織に関する法律第五条の二十三第三項の規定により読み替えられた第三十第条第四項本文」と、同法第六十九条中「第三十六条の二から第四十条の二まで」とあるのは「第三十六条の二、第三十六条の三、第三十七条第一項、第三十八条から第四十条の二まで」と、「総組合員ノ五分ノ一以上」とあるのは「議決権ノ総数ノ五分ノ一以上ニ当ル議決権ヲ有スル組合員」と読み替えるものとする。

5　協業組合の登記については、協同組合法第八十三条（同条第二項第三号、第三項及び第四項を除く。）、第八十四条から第八十九条まで、第九十一条から第九十三条まで、第九十五条、第九十七条及び第百条から第百三条まで（登記）の規定を準用する。この場合において、同法第九十二条第二項中「事業協同組合登記簿、事業協同小組合登記簿、火災共済協同組合登記簿、信用協同組合登記簿、中小企業等協同組合連合会登記簿、企業組合登記簿及び中小企業団体中央会登記簿」とあるのは「協業組合登記簿」と、同法第九十七条第二項中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と読み替えるものとする。

6　協業組合の監督については、協同組合法第百四条から第百六条の二まで（雑則）の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、同法第百五条第一項中「総数の十分の一以上」とあるのは「議決権の総数の十分の一以上に当たる議決権を有する組合員」と読み替えるものとする。

第六条第一項中「以下」の下に「この章において」を加え、同条の前に次の章名及び節名を附する。

第三章　商工組合及び商工組合連合会

第一節　総則

第八条四項中「（明治三十二年法律第四十八号）」を削る。

第十一条第二号中「企業組合」の下に「、協業組合」を加え、「行う」を「行なう」に改める。

第三十四条第一項及び第三十五条中「以下」の下に「この章において」を加える。

第八十一条第二項中「第九十五条」を「第百一条の三」に改める。

第九十四条及び第九十五条を削り、第九十三条の二を第九十四条とする。

第四章中第九十六条の前に次の一条を加える。

（協業組合への組織変更）

第九十五条　協同組合法第九条の二第一項第一号の事業を行なつている事業協同組合若しくは事業協同小組合又は企業組合は、総組合員の一致による総会の議決を経て、その組織を変更し、協業組合になることができる。この場合において、当該事業協同組合若しくは事業協同小組合又は企業組合が行なつている事業（事業協同組合及び事業協同小組合にあつては同号の事業であつて主務大臣の定めるものに限る。）は、第五条の七第一項第一号の協業の対象事業とみなす。

2　前項の総会においては、定款及び事業計画の変更、協業計画の設定その他組織変更に必要な事項を定めなければならない。

3　総代会においては、協同組合法第五十五条第六項の規定にかかわらず、第一項の規定による組織変更について議決することができない。

4　理事は、第一項の総会の終了後遅滞なく、定款並びに協業計画、事業計画、役員の氏名及び住所その他必要な事項を記載した書面を主務大臣に提出して、組織変更の認可を受けなければならない。

5　前項の認可については、第五条の十七第二項の規定を準用する。

6　第一項の規定による組織変更は、主たる事務所の所在地において第九十八条の二第一項の規定による登記をすることによつてその効力を生ずる。

7　事業協同組合及び事業協同小組合並びに企業組合は、第一項の規定による組織変更をしたときは、遅滞なく、その旨を協同組合法第百十一条第一項の規定による行政庁に届け出なければならない。

第九十八条中「次条第一項」を「第九十九条第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（組織変更の登記）

第九十八条の二　事業協同組合及び事業協同小組合並びに企業組合は、第九十五条第四項の認可があつた日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、事業協同組合及び事業協同小組合並びに企業組合については協同組合法第八十八条の登記を、協業組合については第五条の二十三第五項において準用する協同組合法第八十三条第二項（同項第三号を除く。）に規定する登記をしなければならない。

2　前項の場合において、事業協同組合及び事業協同小組合並びに企業組合についてする登記については協同組合法第九十七条第一項（解散の登記の申請）の規定を、協業組合についてする登記については協同組合法第百一条第一項（設立の登記の申請）の規定を準用する。

第九十九条の前の見出しを削る。

第百条の二中「前二条」を「前三条」に改める。

第五章の次に次の一章を加える。

第五章の二　主務大臣等

（主務大臣等）

第百一条の二　この法律における主務大臣は、次の各号に定めるところによる。

一　協業組合に係る事項については、協業組合の行なう事業を所管する大臣

二　商工組合又は商工組合連合会に係る事項については、それぞれ商工組合又は商工組合連合会の行なう事業を所管する大臣とする。ただし、第三十条の四第二項（これらの規定を第三十三条において準用する場合を含む。）の規定による勧告又はあつせん若しくは調停に関しては、その交渉の相手方の行なう事業を所管する大臣（その交渉の相手方が特別の法律によつて設立された組合又はその連合会であるときは、その交渉の相手方の行なう事業を所管する大臣及びその組合又は連合会を所管する大臣）及び商工組合又は商工組合連合会の資格事業を所管する大臣とする。

2　第五十五条第四項に規定する行政庁は、都道府県知事とする。

3　第一項第一号に規定する主務大臣は、この法律の規定による命令、認可又は承認をしたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に通知しなければならない。

4　第一項第二号に規定する主務大臣は、この法律の規定による命令、認可若しくはその取消し、勧告又はあつせん若しくは調停をしようとするときは、通商産業大臣に協議しなければならない。

（権限の委任）

第百一条の三　この法律により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長又は都道府県知事に行なわせることができる。

第百二条中「組合」を「協業組合、商工組合又は商工組合連合会」に、「貸付」を「貸付け」に改める。

第百三条第二号中「組合」を「商工組合又は商工組合連合会」に改める。

第百七条の二中「第九十三条の二」を「第九十四条」に改める。

第百九条中「組合」を「商工組合又は商工組合連合会」に改める。

第百十条中第一号を第一号の二とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一　第五条の二十三第六項において準用する協同組合法第百五条第二項若しくは第百五条の四の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は第五条の二十三第六項において準用する同法第百五条の四の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

第百十一条中「組合」を「商工組合又は商工組合連合会」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第百十一条の二　第五条の二十三第六項において準用する協同組合法第百六条第一項の規定による命令に違反した協業組合の理事は、一万円以下の罰金に処する。

第百十三条中「組合又は事業協同組合」を「協業組合、商工組合、商工組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合又は企業組合」に改め、同条第二号中「第九十六条第八項」を「第九十五条第七項又は第九十六条第八項」に改める。

第百十四条中「組合」を「協業組合、商工組合又は商工組合連合会」に改め、同条第一号中「基いて」を「基づいて」に、「行う」を「行なう」に、「行つた」を「行なつた」に改め、同条第二号を同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

一　第五条の二十の規定に違反したとき

三　第五条の二十三第三項において準用する第五条の八第一項の規定に違反したとき

第百十五条中「組合」を「協業組合、商工組合又は商工組合連合会」に、「第八条第四項」を「第五条の四第二項又は第八条第四項」に改める。

第百十六条中「組合に」を「商工組合又は商工組合連合会に」に、「出資組合」を「組合員に出資をさせる商工組合又は商工組合連合会」に改め、「第十四号」の下に「までの規定を、協業組合については、同条第四号から第十九号」を加え、「組合の」を「商工組合、商工組合連合会又は協業組合の」に改める。

第百十七条を第百十八条とし、同条の前に次の一条を加える。

第百十七条　第五条の四第二項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して、三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（名称の使用に関する経過規定）

第二条　この法律の施行の際現にその名称中に協業組合という文字を用いている者については、第五条の四第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（商工組合中央金庫法の一部改正）

第三条　商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「中小企業等協同組合」及び「事業協同組合」の下に「、協業組合」を加える。

第三条第四項、第七条第一項第二号、第二十七条第一項、第二十八条第一項第六号並びに第二十九条第一項第三号及び第四号中「中小企業等協同組合」の下に「、協業組合」を加える。

（運輸省設置法の一部改正）

第四条　運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十四号の九中「並びに」を「、協業組合並びに」に改める。

（中小企業等協同組合法の一部改正）

第五条　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第七十四条第一項第一号中「組合」の下に「、協業組合」を加える。

（地方税法の一部改正）

第六条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

附則に第百項として次の一項を加える。

100　昭和四十二年六月一日に現に存する事業協同組合又は事業協同小組合が、同日から昭和四十五年三月三十一日までの間に、中小企業団体の組織に関する法律第九十五条第一項の規定によりその組織を変更して協業組合となつた場合には、当該協業組合は、その組織を変更した日を含む事業年度の開始の日以後三年以内に開始する各事業年度の所得の金額及びその事業税の額の計算に関し、第七十二条の二十二（同条第六項及び第七項を除く。）並びに地方税法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第七十四号）附則第五十二条第三項及び第四項の規定の適用については、これを事業協同組合又は事業協同小組合とみなす。

（中小企業信用保険法の一部改正）

第七条　中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二　協業組合であつて、特定事業を行なうもの

第二条第一項第三号中「前二号」を「前三号」に改める。

第二条第二項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　特定事業を行なう協業組合であつて、常時使用する従業員の数が五人以下のもの

第二条第三項中第三号の次に次の一号を加える。

三の二　協業組合であつて、第一号又は第二号の事業を行なうもの

第三条第一項及び第三条の四第一項中「中小企業等協同組合」の下に「、協業組合」を加える。

（中小企業金融公庫法の一部改正）

第八条　中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中第二号の次に次の一号を加える。

二の二　協業組合であつて、特定事業を行なうもの

（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正）

第九条　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「中小企業者」の下に「、協業組合」を加える。

第十四条中「協同組合連合会」の下に「、協業組合」を加え、「その他の共同施設」を「その他共同施設」に改める。

第十五条中「同号に掲げる団体」を「同号に掲げる協業組合又は団体」に改め、同条第一号中「中小企業者」の下に「、協業組合」を加える。

（中小企業近代化促進法の一部改正）

第十条　中小企業近代化促進法（昭和三十八年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

五　協業組合

（小規模企業共済法の一部改正）

第十一条　小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号中「企業組合」の下に「、協業組合」を加える。

第四十二条第一項第二号中「又は企業組合」を「、企業組合又は協業組合」に改める。

（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の一部改正）

第十二条　官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和四十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「並びに企業組合並びに協業組合」に改める。

（法務・大蔵・厚生・農林・通商産業・運輸・建設・内閣総理大臣署名）

法律第九十九号（昭四二・七・二九）

◎石油開発公団法

目次

第一章　総則（第一条―第七条）
第二章　役員及び職員（第八条―第十八条）
第三章　業務（第十九条・第二十条）
第四章　財務及び会計（第二十一条―第三十一条）
第五章　監督（第三十二条・第三十三条）
第六章　雑則（第三十四条―第三十六条）
第七章　罰則（第三十七条―第三十九条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　石油開発公団は、石油の探鉱に必要な資金の供給その他石油資源の開発に必要な業務を行なうことにより、石油資源の開発を促進し、石油の安定的かつ低廉な供給の確保を図ることを目的とする。

（法人格）

第二条　石油開発公団（以下「公団」という。）は、法人とする。

（事務所）

第三条　公団は、主たる事務所を東京都に置く。

2　公団は、通商産業大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（資本金）

第四条　公団の資本金は、四十億円と附則第六条第九項の規定により政府から出資があつたものとされた金額との合計額とし、政府がその全額を出資する。

2　政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、公団に追加して出資することができる。

3　公団は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

（登記）

第五条　公団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2　前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（名称の使用制限）

第六条　公団でない者は、石油開発公団という名称を用いてはならない。

（民法の準用）

第七条　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、公団に準用する。

第二章　役員及び職員

（役員）

第八条　公団に、役員として、総裁一人、副総裁一人、理事五人以内及び監事二人以内を置く。

（役員の職務及び権限）

第九条　総裁は、公団を代表し、その業務を総理する。

2　副総裁は、公団を代表し、総裁が定めるところにより、総裁を補佐して公団の業務を掌理し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行なう。

3　理事は、総裁が定めるところにより、総裁及び副総裁を補佐して公団の業務を掌理し、総裁及び副総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁及び副総裁が欠員のときはその職務を行なう。

4　監事は、公団の業務を監査する。

5　監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、総裁又は通商産業大臣に意見を提出することができる。

（役員の任命）

第十条　総裁及び監事は、通商産業大臣が任命する。

2　副総裁及び理事は、通商産業大臣の認可を受けて、総裁が任命する。

（役員の任期）

第十一条　役員の任期は、三年とする。

2　役員は、再任されることができる。

（役員の欠格条項）

第十二条　政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

（役員の解任）

第十三条　通商産業大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2　通商産業大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一　心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二　職務上の義務違反があるとき。

3　総裁は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

（役員の兼職禁止）

第十四条　役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、通商産業大臣が役員としての職務の執行に支障がないものと認めて承認したときは、この限りでない。

（代表権の制限）

第十五条　公団と総裁又は副総裁との利益が相反する事項については、総裁及び副総裁は、代表権を有しない。この場合には、監事が公団を代表する。

（代理人の選任）

第十六条　総裁は、理事又は公団の職員のうちから、公団の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

（職員の任命）